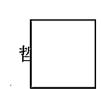
原子力規制委員会 殿

名古屋市東区東新町1番地中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員



浜岡原子力発電所 廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋) 地下2階における放射性物質を含む堆積物の確認に伴う 立入制限区域の設定について

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条の規定により、 平成29年11月20日付け本原原発第32号をもって提出した発電用原 子炉施設故障等報告書について、別紙のとおり補正致します。

別紙

発電用原子炉施設故障等報告書

浜岡原子力発電所 廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)地下2階における放射性物質を含む堆積物の確認に伴う立入制限区域の設定について

以上

本資料のうち、枠囲みの内容は商業機密に 属しますので公開できません。

発電用原子炉施設故障等報告書

平成 30 年 4 月 13 日

中部電力株式会社

	中 部 電 力 株 式 会 社	
件 名	浜岡原子力発電所 廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋) 地下2階における放射性物質を含む堆積物の確認に伴う立入制限区域の設定について	
事象発生の日時	平成29年5月2日(火)17時10分 (実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条第10号に定める報告事象に該当すると判断した時刻)	
事象発生の場所	浜岡原子力発電所 廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)	
事象発生の発電用 原子炉施設名	廃棄設備-液体固体廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系	
事象発生の発電用 廃棄設備 - 液休因休廃棄物処理設備 液休廃棄物処理系		

本事象に係った対応者の外部放射線による個人最大線量は 0.22mSv であり,発電所で定める線量管理の目安値(1日1mSv)を十分に下回っていた。また,本事象で発生した放射性物質を含む堆積物による身体の汚染及び内部被ばくはなかった。

※1:発電所の放射線管理区域において発生した放射性固体廃棄物の減容を行うための機器等のある建屋。

※2: 廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に従事する委託運転員。

※3:人の立入制限措置として標識を設けて他の場所と区別し、区画、施錠等の措置の実施。

(詳細は別添のとおり。)

1 原因調査

1.1 粒状樹脂の流入源の特定

建屋内排水系への粒状樹脂の流入源を特定するため、堆積物を確認した排水枡が繋がっている「廃棄物減容処理装置床ドレン系、薬液ドレン系ライザー線図」を確認した結果、流入源は、①洗浄ドレン受タンク、②除染シンク、③排水枡の3箇所に限定できたため、以下の調査を実施した。

なお, 計装ドレンについては, 計器点検時の計装配管内のドレンが流入するが, 補助蒸気が流れる計装配管であり, 粒状樹脂の流入源とならないことが明らかであるため, 調査対象から除外した。

(1)洗浄ドレン受タンク

ア 運転操作による排水

洗浄ドレン受タンクには、樹脂の乾燥処理終了後に実施する乾燥機給液タンク・乾燥機等の希釈運転(以下「給液系の希釈運転」という。)の際に発生する廃液(以下「洗浄廃液」という。)が排水されるため、洗浄ドレン受タンク内の洗浄廃液に樹脂が含まれる。また、洗浄ドレン受タンク内の洗浄廃液は、定期点検前等に実施する洗浄操作により減容固化用復水系粉末樹脂受入槽(以下「粉末樹脂受入槽」という。)へ移送された後、同タンク内に残った洗浄廃液(以下「残水」という。)が建屋内排水系へ自動排水されることから、建屋内排水系へ排水される残水に樹脂が含まれる可能性がある。

事象の原因

そこで、洗浄ドレン受タンクの洗浄操作実績を調査した結果、洗浄ドレン受タンク 内に粒状樹脂が含まれた状態での洗浄操作の実績は、平成29年4月6日のみで あることを確認した。

イ 点検作業による排水

洗浄ドレン受タンクの点検作業時には,作業前にタンク底部の廃液,作業中にタンク内面の洗浄作業時の廃液を直接,建屋内排水系に排水する手順としている。そのため,作業時の排水実績を調査した結果,至近では平成22年に当該タンクの点検を実施しており,点検前の運転操作の実績から,点検時の排水には粉末樹脂が含まれていた可能性はあるが,粒状樹脂は含んでいないことを確認した。

(2)除染シンク

除染シンクは、乾燥機の点検時に主軸を洗浄する目的で設置したシンクであり、使 用実績を調査した結果、乾燥機の主軸の洗浄のみに使用しており、シンクから排水される洗浄後の廃液に含まれる樹脂は、乾燥機の主軸の隙間部に残存したわずかな量であったことを確認した。

(3)排水枡(平成30年1月18日の事象において新たな接続先として確認した排水枡を含む)

堆積物を確認した建屋内排水系に繋がる排水枡に直接排水した点検作業の実績を 調査した結果、樹脂を含んだ廃液を排水した実績はないことを確認した。

以上の結果より、堆積物の主成分である粒状樹脂の建屋内排水系への流入源は洗 浄ドレン受タンクであり、平成29年4月6日の洗浄操作により洗浄ドレン受タンクから 粒状樹脂を排水したと特定した。

1.2 要因分析図に基づく調査

平成29年4月6日の洗浄ドレン受タンクの洗浄操作により,建屋内排水系配管内に 粒状樹脂が堆積した原因を特定するため,要因分析図を作成し調査を実施した。

(1)粉末樹脂受入槽の撹拌

乾燥機給液タンクへの移送前に粉末樹脂受入槽内の使用済樹脂を含んだ廃液の 撹拌が十分に行われていない可能性があるため、復水系粉末樹脂放出混合ポンプの 設計及び保守の調査を実施した。調査の結果、復水系粉末樹脂放出混合ポンプには 設計条件を満足する性能を有したポンプを選定しており、保全作業の結果も異常がな いことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

(2)粉末樹脂受入槽から乾燥機給液タンクへの移送

使用済樹脂を含んだ廃液を粉末樹脂受入槽から乾燥機給液タンクへ移送する際に 配管内に使用済樹脂が堆積する可能性があるため、復水系粉末樹脂ブースタポンプ の設計及び保守の調査を実施した。調査の結果、復水系粉末樹脂ブースタポンプに は設計条件を満足する性能を有したポンプを選定しており、保全作業の結果も異常が ないことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

(3) 乾燥機給液タンクから乾燥機給液ヘッドタンクへの移送

乾燥機給液ヘッドタンクへの移送時に乾燥機給液タンク内の使用済樹脂を含んだ 廃液の撹拌及び移送が十分に行われていない可能性があるため、乾燥機給液ポンプ の設計及び保守の調査を実施した。調査の結果、乾燥機給液ポンプには設計条件を 満足する性能を有したポンプを選定しており、保全作業の結果も異常がないことから、 建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

(4) 乾燥機での乾燥及び乾燥機スクリューフィーダでの移送

乾燥機及び乾燥機スクリューフィーダに想定以上の使用済樹脂が堆積し,洗浄により洗浄ドレン受タンクへ使用済樹脂を含んだ洗浄水が排水される可能性があるため,乾燥機及び乾燥機スクリューフィーダの設計及び保守の調査を実施した。調査の結果,乾燥機は,使用済樹脂を含んだ廃液を常時定格流量で処理しており,乾燥機で全量乾燥された後,乾燥機スクリューフィーダで全量移送可能な設計となっていること及び保全作業の結果も異常がないことから,建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

(5)洗浄ドレン受タンクからの廃液の移送及び建屋内排水系への排水

乾燥機給液タンクからの洗浄廃液を受入れた洗浄ドレン受タンクの洗浄操作の際に,減容固化用濃縮廃液受入タンク(以下「濃縮廃液受入タンク」という。)への洗浄廃液の移送が設計どおり行われていない可能性があるため,以下に示す調査を実施した。

また,洗浄操作後に建屋内排水系に排水される残水に樹脂が多く含まれている場合,建屋内排水系配管内に樹脂が堆積する可能性があるため,残水の性状について

も併せて調査を実施した。

さらに、平成27年に使用済樹脂を含んだ廃液の移送先を、濃縮廃液受入タンクから 粉末樹脂受入槽へ変更しているため、移送先変更による影響についても調査を実施し た。

ア 濃縮廃液受入タンクへの移送

洗浄ドレン移送ポンプを含む洗浄廃液の移送ラインについて設計条件を調査した。調査の結果、当該移送ラインは、給液系の希釈運転後の洗浄廃液を移送することを想定し設計していた。そのため、樹脂濃度が高い廃液の場合は必要な流速が確保できず、適切に樹脂が移送されない可能性があることから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因となることを確認した。

なお, 洗浄ドレン移送ポンプの保全作業の結果には異常はなかった。

イ 洗浄ドレン受タンクの洗浄操作後における建屋内排水系への残水の排水

通常操作時の残水(設計上,洗浄ドレン受タンクへの受入れを想定している給液系の希釈運転後の洗浄廃液に対して洗浄操作を実施した後の残水)及び平成29年4月6日の洗浄操作にて建屋内排水系へ排水した残水について性状を調査した。調査の結果,どちらの残水の樹脂濃度も液体廃棄物処理系の設計仕様より高いことから,建屋内排水系へ排水する廃液としては適切ではなく,建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因となることを確認した。

ウ 粉末樹脂受入槽への移送先変更

移送先を粉末樹脂受入槽に変更したことによる影響を確認するため、移送先変更後の試運転実績の調査を実施した。調査の結果、移送先変更後の移送配管に対して、洗浄ドレン移送ポンプは設計条件を満足する性能を有していることを確認したことから、移送先変更による影響はなく、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

(6) 建屋内排水系配管の詰まり

建屋内排水系配管内で錆, 異物により流路の狭窄(きょうさく)あるいは閉塞が生じた場合, 使用済樹脂が配管内に堆積する可能性があるため, 排水枡及び点検口から CCD カメラを挿入して配管内部の詰まり状況について調査を実施した。調査の結果, 配管内には粒状樹脂のみが堆積しており, 配管内で流路を閉塞させるような錆, 異物は確認されなかったことから, 建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

(7)薬液床ドレンサンプタンク(B)の背圧

薬液床ドレンサンプタンク(B)内の水の背圧により、使用済樹脂が建屋内排水系配管内に堆積する可能性があるため、薬液床ドレンサンプタンク(B)のレベルの設計の調査及び点検を実施した。調査及び点検の結果、建屋内排水系配管流入部のレベルは、薬液床ドレンサンプタンク(B)の水位レベル高よりも高い位置(水位レベル高高と同じ高さ)であること、及び事象発生前に同タンクの水位レベル高高の警報が点灯していないことを確認した。さらに、レベル計を点検した結果、水位レベル高及び高高のレベル設定値に異常はないことも確認した。そのため、薬液床ドレンサンプタンク(B)内の水の背圧による影響はなく、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

(8)粉末樹脂受入槽への受入れ

粉末樹脂受入槽に設計濃度以上の粒状樹脂を受入れた可能性があるため,設計濃度及び受入れた樹脂濃度について調査を実施した。調査の結果,平成29年4月6日に処理をした粒状樹脂を含む廃液の樹脂濃度は,約9.4wt%であり,設計濃度であるwt%以下であることから,建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

(9) 平成29年4月6日の洗浄ドレン受タンク洗浄操作時のタンク内廃液の性状

樹脂濃度が高い廃液を洗浄ドレン受タンクへ排水した場合,建屋内排水系へ樹脂濃度が高い廃液が排水される可能性があるため,運転実績の調査を実施した。調査の結果,平成29年4月6日に実施した洗浄ドレン受タンク洗浄操作時のタンク内の廃液は,「乾燥機・B圧力高」警報点灯に伴う対応において,乾燥機給液タンク(B)から排水された給液系の希釈運転を実施していない樹脂濃度が高い廃液(樹脂濃度約7.2wt%,樹脂量約81.3kg)であったことから,建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因となることを確認した。

(10)洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運転操作手順書

洗浄操作の運転操作手順書が不適切であった場合,運転操作手順書どおり操作を実施しても建屋内排水系配管内に使用済樹脂が堆積する可能性があるため,制定時の運転操作手順書の内容及び変更履歴について調査を実施した。調査の結果,制定時の洗浄操作の運転操作手順書は,給液系の希釈運転後の洗浄水に対する手順として設計メーカ提出図書に基づき作成しており,メーカによる確認も行われていることを確認した。さらに,その後の運転操作手順書の改定において,樹脂堆積の原因となる可能性がある手順の改定はしていないことを確認した。しかし,運転操作手順書に前提条件の記載がないことを確認したことから,本来使用すべきでない濃度の高い廃液が流入した場合においても,本手順を使用する可能性があるため,建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因となることを確認した。

(11) 平成29年4月6日に実施した洗浄ドレン受タンク洗浄操作

洗浄ドレン受タンクの洗浄操作により、樹脂濃度の高い廃液を建屋内排水系へ排水した場合、配管内に樹脂が堆積する可能性があるため、平成29年4月6日に実施した洗浄ドレン受タンクの洗浄操作について調査を実施した。調査の結果、「(9)平成29年4月6日の洗浄ドレン受タンク洗浄操作時のタンク内廃液の性状」に示したとおり、洗浄ドレン受タンク内の廃液の樹脂濃度が高い状態であり、本来洗浄ドレン受タンクの洗浄手順を適用する条件に当てはまらない状況であったが、洗浄操作を実施したことにより、樹脂濃度が高い残水が建屋内排水系に排水されたため、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因となることを確認した。

1.3 要因分析図に基づく調査から抽出した要因の整理

要因分析図に基づく調査の結果,建屋内排水系配管内での樹脂堆積に繋がる要因として,「運転操作に係る要因」及び「設備に係る要因」を抽出したことから,以下のとおり要因を整理した。

(1)運転操作に係る要因(1.2(9)(10)(11)から抽出)

ア 平成 29 年 4 月 6 日の運転操作にて, 乾燥機給液タンク(B)から洗浄ドレン受タンクに樹脂濃度が高い洗浄廃液(樹脂濃度 約 7.2wt%)を排水し, その後, 本来, 給液系の希釈運転後の洗浄廃液(樹脂濃度 約 1.36wt%)に対して実施するべき洗浄ドレン受タンクの洗浄操作を実施した。この操作により, 樹脂を多く含んだ残

水(樹脂濃度約2.6wt%)を建屋内排水系へ排水したこと。

イ 洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運転操作手順書に適用できる前提条件の記載が なかったことから、適用すべきでない状態においても当該手順を適用する可能性 があったこと。

(2) 設備に係る要因(1.2(5)から抽出)

洗浄ドレン受タンクの洗浄操作は、給液系の希釈運転後の洗浄廃液(樹脂濃度約 1.36wt%)に対して実施することを想定して設計している。しかし、給液系の希釈運転後の洗浄廃液に対して実施する洗浄ドレン受タンクの洗浄操作時に建屋内排水系へ排水される残水の樹脂濃度(約 0.42wt%)は、液体廃棄物処理系の排水基準値よりも高く、建屋内排水系へ排水する廃液としては適切ではないこと。

そのため、平成29年4月6日に実施した樹脂濃度が高い洗浄廃液(樹脂濃度約7.2wt%)に対する洗浄ドレン受タンクの洗浄操作時に、適切に樹脂が粉末樹脂受入槽へ移送されず、洗浄ドレン受タンク内の残水に多くの樹脂が含まれた状態(樹脂濃度約2.6wt%)で建屋内排水系へ排水されたため、建屋内排水系配管内に粒状樹脂が堆積した。

1.4 運転操作における問題点の抽出及び要因の整理

要因分析図に基づく調査の結果,運転操作に係る要因として,平成29年4月6日の運転操作を抽出し,この運転操作が本事象の起因となっていたことから,一連の運転操作について原因分析を実施した。以下にその詳細を示す。

(1)原因分析の方法

本事象の人的要因である平成29年4月6日の運転操作における問題点及び要因について,運転操作に関与した人の行為に焦点を当て原因分析を実施した。原因分析における観点として,事象に関与した個人の責任や問題点を追及するのではなく,直接原因に対して事実関係の調査・深掘りを実施することにより,表面上の直接的な要因に加えてマネジメントシステムの問題点を抽出することとした。なお,原因分析は,根本原因分析の手法(HINT/J-HPES)を準用して実施した。

(2)時系列の整理及び問題点の抽出

廃棄物減容処理設備運転引継日誌及び関係者への聞き取りにより収集した情報に基づき、平成29年4月6日の運転操作の時系列について、関与した個人を識別し、実施した行動等を具体的に記述し、事象関連図として整理した。また、各人の運転操作における役割に対して実施した行動を比較することにより、事象関連図のなかで本事象に関連する問題点を抽出した。

平成29年4月6日,週間スケジュールに従い可燃性固体廃棄物焼却炉(第2焼却炉)(以下「第2焼却炉」という。)の樹脂焼却を実施していたところ,19時03分に「乾燥機・B圧力高」の警報が点灯したため,協力会社社員Eは,警報の点灯及び乾燥機(B)の圧力が上昇・下降を繰り返していることを廃棄物管理課副長(当直)Bに報告した。廃棄物管理課副長(当直)Bは,警報処置手順書に従い確認項目の確認及び原因調査を行うよう協力会社社員Eに依頼した。依頼を受けた協力会社社員Eは,警報処置手順書の確認項目を確認し、処置を実施した。ただし、処置の一部(抽気エゼクタ不良の場合の弁調整)については、運転中に当該弁を調整した経験がなかったことから操作をためらい、操作の実施可否について廃棄物管理課副長(当直)Bに相談した。相談を受けた廃棄物管理課副長(当直)Bは、協力会社社員

ができないのであれば実施できないと判断した。このため、協力会社社員 E は、抽気 エゼクタ不良の場合の弁調整の処置を据え置きし、その他の処置を継続して実施し た。

【問題点①】

協力会社社員 E は、警報処置手順書の処置をすべて実施すべきであったが、 処置の一部(抽気エゼクタ不良の場合の弁調整)については、運転中に当該弁を 調整した経験がなかったことから、操作を実施できなかった。

【問題点②】

廃棄物管理課副長(当直)Bは、協力会社社員Eからの警報処置手順書の処置の一部の実施可否についての相談に対して、配管計装図、電源・弁チェックリストによる情報収集及び他の廃棄物管理課副長(当直)への相談等の対応を実施した上で実施可否を判断すべきであったが、これらの対応をすることなく協力会社社員Eができないのであれば実施できないと判断した。

20時30分頃,乾燥機(B)の圧力が常時正圧になってきたことから,廃棄物管理課副長(当直)Bは,各放射線モニタ(エリア放射線モニタ,建屋ダスト放射線モニタ,排気筒ガスモニタ,排気筒ダストモニタ)の指示値の確認を協力会社社員 Eに依頼し,各モニタの指示値に有意な変動がないことを確認した。廃棄物管理課副長(当直)Bは,乾燥機(B)の圧力が復旧せずにゆっくりと上昇する傾向であり,異常な事象であると認識したことから,乾燥機(B)の停止が必要であると考えた。また,休日の廃棄物管理課副長(当直)Cに状況説明を行い相談したところ,「乾燥機(B)停止」,「乾燥機給液タンク(B)の排水」,「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を実施するよう助言を受けたが,「乾燥機給液タンク(B)の排水」,「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」の操作の目的を確認しなかった。

【問題点③】

廃棄物管理課副長(当直)Bは、乾燥機(B)の圧力が常時正圧となった後の対応について、休日の廃棄物管理課副長(当直)Cに相談し、「乾燥機(B)停止」、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を実施するよう助言を受けた際に、操作の目的を確認すべきであったが、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」の目的を確認していなかった。

廃棄物管理課副長(当直)Bは、「乾燥機・B圧力高」の警報点灯後の対応として、「乾燥機(B)停止」を廃棄物管理課長Aに連絡した。また、連絡を受けた廃棄物管理課長は、「乾燥機(B)停止」について了承した。

【問題点④】

廃棄物管理課副長(当直)Bは、「乾燥機・B圧力高」の警報点灯後の対応(「乾燥機(B)停止」、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」)をすべて廃棄物管理課長Aに報告すべきであったが、報告したのは「乾燥機(B)停止」のみであった。

【問題点⑤】

廃棄物管理課長Aは、廃棄物管理課副長(当直)Bから「乾燥機(B)停止」の連絡を受けた際に、「乾燥機(B)停止」の報告を了承するだけではなく、その後の対応まで確認すべきであったが、警報処置手順書の範囲内の対応を実施するという認識であったため、その後の対応まで確認しなかった。

廃棄物管理課副長(当直)Bは、次直への引継時間が迫っており、各モニタ指示値に変化がないことから緊急性はないと考え、今後の対応については次直で実施することとした。21時00分、廃棄物管理課副長(当直)Bは、「乾燥機・B圧力高」の警報点灯が継続しているため、「乾燥機(B)停止」、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を実施するよう次直の廃棄物管理課副長(当直)Dに引継を実施した。この際、廃棄物管理課副長(当直)Dは、操作の目的、具体的な対応手順について説明を求めなかった。

【問題点⑥】

廃棄物管理課副長(当直)Dは、廃棄物管理課副長(当直)Bからの引継の際に、「乾燥機(B)停止」、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」について、操作の目的及び具体的な操作手順を確認すべきであったが、確認しなかった。

廃棄物管理課副長(当直)Dは、「乾燥機・B圧力高」の警報が連続点灯しており、前直で廃棄物管理課長Aへ停止連絡を実施していることから、乾燥機(B)停止を判断した。また、乾燥機(B)停止後に「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を実施するよう協力会社社員Fに依頼した。依頼を受けた協力会社社員Fは、当該操作が久しぶりであり不安があったが、運転操作手順書にて実施可能であると廃棄物管理課副長(当直)Dに連絡した。廃棄物管理課副長(当直)Dは、運転操作手順書にて対応可能であると判断し、協力会社社員Fに「乾燥機(B)停止」操作を依頼した。協力会社社員Fは、乾燥機(B)の停止準備として、「第2焼却炉樹脂混焼停止」、「乾燥機(B)給液系停止」操作を実施した。この操作のうち、「乾燥機(B)給液系停止」操作を実施した。この操作のうち、「乾燥機(B)給液系停止」操作す、運転操作手順書を一部流用するものであった。また、廃棄物管理課副長(当直)Dは、協力会社社員Fが使用する運転操作手順書を確認していなかった。

【問題点⑦】

廃棄物管理課副長(当直)Dは,警報点灯時の対応においては,協力会社社員Fが使用する運転操作手順書を確認すべきであったが,運転操作手順書の使用箇所を確認しなかった。

【問題点⑧】

協力会社社員 F は、運転操作手順書を一部流用して使用する場合は社内規 定に従い廃棄物管理課副長(当直)D に報告すべきであったが、報告せずに操作 を実施した。

協力会社社員 F は、「乾燥機給液タンク(B)洗浄・排水」、「乾燥機(B)停止」操作を実施した。その後、協力会社社員 F は、給液系の希釈運転を実施せずに乾燥機給液タンク(B)から排水しているため、通常よりも樹脂濃度が高い廃液が洗浄ドレン

受タンクに流入していることを廃棄物管理課副長(当直)Dに連絡した。連絡を受けた廃棄物管理課副長(当直)Dは、洗浄ドレン受タンク内の廃液の樹脂濃度が高い認識ではあったが、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」にて十分希釈され排水可能であると思い、操作を依頼した。依頼を受けた協力会社社員Fは、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を実施した。

【問題点⑨】

廃棄物管理課副長(当直)Dは、樹脂濃度が高い廃液に対して「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を依頼すべきではなかったが、操作を依頼した。

(3)要因の分析結果

事象関連図から,建屋内排水系配管内への樹脂の堆積を直接的に引き起こした行為(分析対象行為)として「協力会社社員 F は,洗浄ドレン受タンク洗浄操作を実施した」を選定し、事象関連図を踏まえ要因関連図を作成し要因を掘り下げ、要因の分析を実施した。

【問題点①】

協力会社社員 E は、警報処置手順書の処置をすべて実施すべきであったが、 処置の一部(抽気エゼクタ不良の場合の弁調整)については、運転中に当該弁を 調整した経験がなかったことから、操作を実施できなかった。

協力会社社員に対して、警報処置手順書に従い対応(確認項目の確認及び処置の実施)し、手順書どおり実施できない場合には、廃棄物管理課副長(当直)に報告することを社内規定により要求している。

問題点①に対して要因を掘り下げた結果、協力会社社員 E は、要求どおりの対応(警報処置手順書の処置の一部を手順書どおり実施できない場合に廃棄物管理課副長(当直) B へ報告)を実施したものの、警報処置手順書の処置の欄に「バルブを調整」としか記載がなく具体的な手順の記載がなかったため、処置の一部を実施できなかったことから、以下の要因①を抽出した。

【要因①】

警報処置手順書の処置を実施するための具体的な運転操作手順が不足していた。

具体的な運転操作手順の不足は、廃棄物減容処理装置(以下「NRW」という。) の運転操作を試運転時より協力会社へ委託し、当社社員に運転操作を実施した 経験がなかったことにより、協力会社社員への依存心が当社社員に醸成され、警 報処置手順書の記載が、協力会社社員にとって具体的な手順となっていることの 確認と必要な見直しを当社社員がこれまで実施してこなかったためであると推定している。

【問題点②】

廃棄物管理課副長(当直)Bは、協力会社社員Eからの警報処置手順書の処置の一部の実施可否についての相談に対して、配管計装図、電源・弁チェックリストによる情報収集及び他の廃棄物管理課副長(当直)への相談等の対応を実施した上で実施可否を判断すべきであったが、これらの対応をすることなく協力会社社員Eができないのであれば実施できないと判断した。

【問題点③】

廃棄物管理課副長(当直)Bは、乾燥機(B)の圧力が常時正圧となった後の対応について、休日の廃棄物管理課副長(当直)Cに相談し、「乾燥機(B)停止」、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を実施するよう助言を受けた際に、操作の目的を確認すべきであったが、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」の目的を確認していなかった。

【問題点⑥】

廃棄物管理課副長(当直)Dは、廃棄物管理課副長(当直)Bからの引継の際に、「乾燥機(B)停止」、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」について、操作の目的及び具体的な操作手順を確認すべきであったが、確認しなかった。

【問題点⑦】

廃棄物管理課副長(当直)Dは,警報点灯時の対応においては,協力会社社員Fが使用する運転操作手順書を確認すべきであったが,運転操作手順書の使用箇所を確認しなかったため,協力会社社員Fが運転操作手順書を一部流用して使用していることに気付かなかった。

廃棄物管理課副長(当直)に対して,警報処置手順書に従い,確認項目の確認及び処置の実施を協力会社社員に依頼し,警報処置手順書どおり操作ができない場合には,協力会社社員に運転操作を実施させず,一旦立ち止まって報告させ,廃棄物管理課長に報告することを要求している。

問題点②,③,⑥,⑦に対して要因を掘り下げた結果,廃棄物管理課副長(当直)Bは,要求通りの対応(警報処置手順書に従い,確認項目の確認及び処置の実施を協力会社社員Eに依頼)を実施したものの,廃棄物管理課副長(当直)の役割と権限が社内規定等で明確となっていなかったため,廃棄物管理課副長(当直)B及びDは,トラブル・不具合発生時における自身の役割に対する理解が不足していた。このため,廃棄物管理課副長(当直)B及びDは,問題点②,③,⑥,⑦の行為を実施したことから,以下の要因②を抽出した。

【要因②】

警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)の役割と権限が明確となっていなかった。

【問題点④】

廃棄物管理課副長(当直)Bは、「乾燥機・B圧力高」の警報点灯後の対応(「乾燥機(B)停止」、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」)をすべて廃棄物管理課長Aに報告すべきであったが、報告したのは「乾燥機(B)停止」のみであった。

問題点④に対して要因を掘り下げた結果, 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課長 A への報告事項が社内規定等で明確となっていなかったため, 報告内容は報告者に委ねられていた。このため, 廃棄物管理課副長(当直)B は, 「乾燥機(B)停止」のみ報告し, 乾燥機(B)停止後の対応については報告する必要がないと判断したことから, 以下の要因③を抽出した。

【要因③】

警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)から廃棄物管理 課長への報告事項が明確となっていなかった。

【問題点⑤】

廃棄物管理課長Aは、廃棄物管理課副長(当直)Bから「乾燥機(B)停止」の連絡を受けた際に、「乾燥機(B)停止」の報告を了承するだけではなく、その後の対応まで確認すべきであったが、警報処置手順書の範囲内の対応を実施するという認識であったため、その後の対応まで確認しなかった。

問題点⑤に対して要因を掘り下げた結果,警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課長Aの確認・判断すべき事項が明確となっていなかったため,廃棄物管理課副長(当直)Bからの報告に対して,さらに掘り下げて停止後の操作内容まで確認しなかったことから,以下の要因④を抽出した。

【要因④】

警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課長の確認・判断すべき事項が明確となっていなかった。

要因①から④は、NRW の運転操作における警報点灯時(異常時)の問題であることから、まとめると以下のとおりとなる。

【要因①から④のまとめ】

NRW に対して、警報点灯時(異常時)に対する備えが十分ではなかった。

【問題点⑧】

協力会社社員 F は、運転操作手順書を一部流用して使用する場合は社内規 定に従い廃棄物管理課副長(当直)D に報告すべきであったが、報告せずに操作 を実施した。

協力会社社員に対して、手順書どおり実施できない場合には、廃棄物管理課副長(当直)に報告することを社内規定により要求している。

問題点®に対して要因を掘り下げた結果,協力会社社員Fは,要求どおりの対応(手順書どおり実施できない場合には,廃棄物管理課副長(当直)に報告)を実施できていなかったが,これは運転操作手順書の使用方法に関する社内規定の記載内容が明確ではなかったためであり,協力会社社員Fは運転操作手順書の一部流用であっても手順書どおりの操作であると認識していた。このため,「乾燥機(B)停止」,「乾燥機給液タンク(B)の排水」の操作は,運転操作手順書を一部流用して実施するものであったが,社内規定に従い廃棄物管理課副長(当直)Dに報告しなかったことから,以下の要因⑤を抽出した。

【要因⑤】

運転操作手順書の使用方法に関する社内規定の記載内容が明確ではなかった。

【問題点⑨】

廃棄物管理課副長(当直)Dは、樹脂濃度が高い廃液に対して「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を依頼すべきではなかったが、操作を依頼した。

問題点⑨に対して要因を掘り下げた結果,洗浄ドレン受タンク洗浄操作は給液系の希釈運転後の廃液に対して実施するものであったが,運転操作手順書の前提条件に「給液系の希釈運転後の廃液に対して実施する」という内容が記載されていなかった。このため,廃棄物管理課副長(当直)Dは,樹脂濃度が高い廃液が洗浄ドレン受タンクに入っているという認識がありながら,運転操作手順書に従い洗浄ドレン受タンク洗浄操作をするよう依頼したことから,以下の要因⑥を抽出した。

【要因⑥】

洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運転操作手順書の前提条件に「給液系の希釈運転後の廃液に対して実施する」という内容が記載されていなかった。

1.5 建屋内排水系配管内からの粒状樹脂の噴き上がりに関する調査

建屋内排水系配管内に堆積した粒状樹脂の挙動(排水枡からの噴き上がり)を確認するため、ドラム保管室及びドラム運搬装置メンテナンス室の負圧値の測定結果を模擬した試験を実施した結果、水分を含んだ状態では配管内の粒状樹脂の移動は確認されなかったが、乾燥後は粒状樹脂が空気の流れにより配管内を移動し、排水枡から噴き上がることを確認した。

なお,事象発生時の対応において排水枡まわりの床面を確認した際に,液体又は液体が蒸発した痕跡がなかったことから,建屋内排水系配管内の詰まりにより樹脂を含んだ廃液が排水枡から直接漏えいした可能性はないと判断した。さらに,洗浄ドレン受タンク洗浄操作後の残水は,薬液床ドレンサンプタンク(B)へ排水されるが,同サンプタンクの構造上,背圧の影響はなく,建屋内排水系配管内の流れが阻害されないことを確認した。

1.6 粉末樹脂・金属層の流入源の特定

排水枡まわりの床面の堆積物の一部に粉末樹脂,排水枡まわりの床面及び建屋内排水系配管内部の堆積物の一部に金属屑を確認したことから,「6.1 粒状樹脂の流入源の特定」の調査に併せて,粉末樹脂及び金属屑(以下「粉末樹脂等」という。)の流入源について調査を実施した。

調査の結果、これまでに粉末樹脂を含む廃液及び濃縮廃液の乾燥処理を実施しており、洗浄ドレン受タンク及び除染シンクから建屋内排水系に排水した廃液に少量の粉末樹脂等が含まれていた可能性が高いことを確認した。また、至近では、平成29年4月5日に実施した洗浄ドレン受タンクの洗浄操作にて、粉末樹脂を含む廃液(粉末樹脂濃度約0.21wt%、粉末樹脂量約2.5kg)を建屋内排水系に排水していたことを確認した。

従って、排水した廃液に含まれていた少量の粉末樹脂等が建屋内排水系配管内に 堆積したと推定した。

1.7 事象発生のメカニズム

原因調査結果より、建屋内排水系配管内に堆積した粒状樹脂及び粉末樹脂が排水枡から噴き上がり、床面に堆積したメカニズムを以下のとおり推定した。

【① 建屋内排水系配管内に粉末樹脂が堆積】

①:洗浄ドレン受タンクの洗浄操作(建屋内排水系に自動排水)

平成29年4月5日,洗浄ドレン受タンク洗浄操作を実施した結果,洗浄ドレン受タンク内の洗浄廃液は,粉末樹脂受入槽に移送された後,粉末樹脂を含む残水(粉末樹脂濃度約0.21wt%,粉末樹脂量約2.5kg)が建屋内排水系に自動排水された。

粉末樹脂は、樹脂の形状や密度等の違いから粒状樹脂に比べ沈降速度が遅いため、殆どの粉末樹脂は、薬液床ドレンサンプタンク(B)まで排水されたが、建屋内排水系配管(分岐管)内に僅かに残存した。

【② 建屋内排水系配管内に粒状樹脂が堆積】

②-1:乾燥機による焼却処理操作(乾燥機給液タンク(B)に粒状樹脂が残存)

4月6日,第2焼却炉にて樹脂焼却を実施していたところ,「乾燥機・B圧力高」警報が点灯したため,乾燥機(B)の停止を判断し,給液系の停止操作を実施した。そのため,乾燥機給液タンク(B)に粒状樹脂濃度が高い廃液(粒状樹脂濃度 約9.4wt%,粒状樹脂量 約81.3kg)が残存した。

②-2: 乾燥機給液タンク(B)の洗浄操作(洗浄ドレン受タンクに排水)

過去の乾燥機給液ポンプや配管における詰まりの発生経験から,同様な詰まりの発生を懸念し,乾燥機給液タンク(B)に洗浄水を供給しながら,通常運転時(給液系の希釈運転後)の洗浄廃液より粒状樹脂濃度が高い洗浄廃液を洗浄ドレン受タンクに排水した。

②-3:洗浄ドレン受タンクの洗浄操作(建屋内排水系に自動排水)

乾燥機給液タンク(B)と同様な詰まりの発生を懸念し、洗浄ドレン受タンク洗浄操作を実施した結果、洗浄ドレン受タンク内の洗浄廃液は、粉末樹脂受入槽に移送された後、粒状樹脂を多く含む洗浄ドレン受タンク内の残水(粒状樹脂濃度 約2.6wt%、粒状樹脂量約28.5kg)が建屋内排水系に自動排水された。

洗浄ドレン受タンク内の残水には、粒状樹脂が多く含まれており、粒状樹脂の形状や密度等から沈降速度が速いため、多くの粒状樹脂(約25.3kg)は、薬液床ドレンサンプタンク(B)に排水されることなく建屋内排水系配管内に堆積した。

【③ 排水枡から床面への樹脂の堆積】

4月6日の建屋内排水系への排水以降,本事象が発生した平成29年5月2日までの間に,洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系に排水した実績がないことから,堆積した粉末及び粒状樹脂は徐々に乾燥した。

その後, 建屋内排水系配管内に堆積した粉末及び粒状樹脂は, ドラム保管室 (NWF-150, NWF-137)とドラム運搬装置メンテナンス室 (NWF-161, NWF-162, NWF-183)において, 以下のメカニズムで排水枡から噴き上がり, 床面に堆積した(約3.3kg)。

▶ ドラム保管室:NWF-150, NWF-137

建屋内排水系配管内に堆積した粒状樹脂は、徐々に乾燥し、部屋間の差圧による空気の流れにより5月2日までに排水枡から粒状樹脂が噴き上がり、床面に堆積した。その後、5月2日の午前中にドラム保管室の扉を開放したことにより、ドラム保管室の排気口に向かう風の流れに沿う方向に飛散した。

➤ ドラム運搬装置メンテナンス室: NWF-161, NWF-162, NWF-183 建屋内排水系配管内に堆積した粒状樹脂は、徐々に乾燥し、5月2日の午前中

にドラム保管室の扉を開放したことにより、部屋の負圧が大きくなり排水枡から粒状 樹脂が噴き上がり、ドラム保管室の排気口に向かう風の流れに沿う方向に飛散した。 なお, 同室に設置している排水枡 2 箇所 (NWF-162, NWF-183) からは粉末樹脂

の堆積も確認している。これは、4月5日に洗浄ドレン受タンク洗浄操作を実施した 際、粉末樹脂を含む洗浄ドレン受タンクの残水を建屋内排水系に排水したことによ り, 建屋内排水系配管(分岐管)内に僅かに残存していた粉末樹脂が, 粒状樹脂と 共に同様に排水枡から噴き上がり堆積した。

2 事象の原因

本事象の原因は、「樹脂濃度の高い廃液を乾燥機給液タンク(B)から洗浄ドレン受タン クへ排水操作を実施したことにより,洗浄ドレン受タンクを介し,建屋内排水系に排水(洗 浄ドレン受タンク洗浄操作)した」ことであると推定した。

本事象の原因に至った要因は、「1.2 要因分析図に基づく調査」及び「2.4 運転操 作における問題点の抽出及び要因の整理」より、抽出した以下の要因である。

(1)設備の要因(1.2より抽出)

洗浄ドレン受タンクは,通常操作時の洗浄廃液(希釈運転後の洗浄廃液)に対して洗 浄操作を実施した場合においても,約 5kg の樹脂が含まれた状態で建屋内排水系に 排水される設備であった。

(2)運転操作の要因(1.4より抽出)

- ①警報処置手順書の処置を実施するための具体的な運転操作手順の不足
- ②警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)の役割と権限が不明確
- ③警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)から廃棄物管理課長への 報告事項が不明確
- ④警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課長の確認・判断すべき事項が不明確
- ⑤運転操作手順書の使用方法に関する社内規定の記載内容が不明確
- ⑥洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運転操作手順書の不備(前提条件の記載なし)

	(詳細は別添のとおり。)
保護装置の種類 及び動作状況	なし
放射能の影響	なし
被害者	なし
他に及ぼした障害	なし
復旧の日時	平成 29 年 7 月 24 日 (保安規定第 93 条に基づき実施した特別措置の原因となった堆積物の回収が完了した 日)
再発防止対策	事象の原因で抽出した設備の要因及び運転操作の要因に対して,以下のとおり再発防止対策を実施する。 (1)設備の要因に対する再発防止対策 ア 洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運用変更 洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系への排水を防止するため,洗浄ドレン受タン

クのドレン弁2個を「常時閉」運用とする。また,運転操作手順書のうち,洗浄ドレンタンク内の残水を建屋内排水系に自動排水する手順を削除するとともに,自動排水する操作を実施できない処置を講じる。

なお,洗浄ドレン受タンクの点検時には,タンク内の残水を仮設設備により粉末樹脂受入槽又は濃縮廃液受入タンクへ移送することを社内規定に定め,工事要領書等に反映する。

<実施状況> 実施済

- (2)運転操作の要因に対する再発防止対策
 - ア 警報処置手順書の処置を実施可能な手順書の作成(要因①に対する対策)

警報処置手順書の処置内容に具体的な手順,補足説明等を追加するとともに,設備を安定した状態にするための手順書として,設備非常停止運転操作手順書を新規制定する。

< 実施状況> 「乾燥機・B圧力高」警報処置手順書: 実施済 乾燥機の設備非常停止運転操作手順書: 実施済 その他設備の手順書: 平成30年度末までに実施

イ 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)の役割と権限の明確化 (要因②に対する対策)

設備不具合発生時における行動フロー,確認・報告事項,役割と権限等をまとめた異常時の対応ガイドを作成し,社内規定に反映する。

<実施状況> 実施済

ウ 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課長の確認事項及び廃棄物管理課副長 (当直)の報告事項の明確化(要因③, ④に対する対策)

設備不具合発生時における行動フロー,確認・報告事項,役割と権限等をまとめた異常時の対応ガイドを作成し,社内規定に反映する。

<実施状況> 実施済

エ 廃棄物管理課副長(当直)に対する警報点灯時(異常時)の対応訓練の実施 (要因①から④に対する対策)

廃棄物管理課副長(当直)があらかじめ作成したシナリオに対して, 異常時の対応 ガイドに従い対応できることを確認する。

<実施状況> 平成30年4月から開始, 頻度:1回/半期

オ 運転操作手順書の使用方法に関する社内規定の記載の明確化(要因⑤に対する 対策)

社内規定に「手順書どおりの操作」の詳細な説明を追加し、運転操作手順書の一部流用は該当しないことを明確化する。

<実施状況> 実施済

カ 協力会社社員に対する運転操作手順書の使用方法に関する教育の実施(要因⑤ に対する対策)

協力会社社員に対して運転操作手順書の使用方法に関する教育を実施する。 <実施状況> 初回実施済,頻度:1回/年度

- キ 洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運用変更(要因⑥に対する対策)
 - (1)設備の要因に対する対策と同様。

(3) 再発防止対策の実施による安全文化の醸成への寄与

要因分析において確認した以下の事実から、NRW の運転を管理する当社社員に対して、自身の役割に対する責任を果たす姿勢をさらに高める必要があると考える。

ア 要因分析において確認した事実

- ①NRW の運転操作は、試運転時より協力会社へ委託しており、協力会社社員は、これまでの運転経験から NRW の運転操作を適切に実施することができ、NRW の運転操作に関する様々な運転経験も蓄積している。
- ②廃棄物管理課副長(当直)は、NRW の運転に関する管理・監督を実施するため、NRW の設備知識及び異常時の処置を含む操作知識の教育を受け、「NRW の運転管理、監視及び異常時の対応操作の概要を把握し協力会社社員に適切な業務依頼ができること」という力量を有している。ただし、NRW の運転操作を協力会社へ委託していることから、ポンプの起動停止や弁の開閉といった実操作を実施することはない。
- ③廃棄物管理課長は、主に NRW の運転及び保守管理並びに放射性固体廃棄物の管理に関する業務を実施しているが、廃棄物管理課副長(当直)と同様に NRWの実操作を実施することはない。

イ 確認した事実からの考察

廃棄物管理課副長(当直)は、NRWの実操作を実施することはないため、運転操作に精通し、様々な運転経験を持つ協力会社社員に対して、NRWの操作に係る提言については疑うことなく頼るといった協力会社社員への依存心が高まったものと推定している。また、廃棄物管理課長は、力量(NRWの運転管理、監視及び異常時の対応操作の概要を把握し協力会社社員に適切な業務依頼ができること)を有した者を廃棄物管理課副長(当直)として登用していること及びNRWの実操作を実施することはない。このため、NRWの操作に係ることについては廃棄物管理課副長(当直)に任せておけば問題ないと考え、NRWの運転操作の責任者という役割に対して責任を果たすことができなかったと推定している。

ウ 安全文化の醸成に対する再発防止対策の有効性

運転操作の要因に対する対策イ、ウ、エを実施することにより、廃棄物管理課副長(当直)及び廃棄物管理課長は、自身の役割について理解を深め、自身の役割に対する責任を果たす姿勢を醸成することができるため、さらなる安全文化の醸成に対して寄与するものと考える。

- ▶ 運転操作の要因に対する再発防止対策 イ 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)の役割と権限の明確化
- ▶ 運転操作の要因に対する再発防止対策 ウ 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課長の確認事項及び廃棄物管理課副 長(当直)の報告事項の明確化
- ▶ 運転操作の要因に対する再発防止対策 エ 廃棄物管理課副長(当直)に対する警報点灯時(異常時)の対応訓練の実施

(4)他の運転操作・機器への水平展開

本事象の原因を踏まえ、水平展開対象の抽出フローを運転操作(運転操作における建屋内排水系への排水)と保守点検(保守点検時における建屋内排水系への排水)

- に分けて作成し、そのフローに従い水平展開対象の運転操作・機器を抽出した。 抽出した運転操作・機器に対して、以下の分類で対策を実施する。
- ア 本事象と同様に自動操作により建屋内排水系に排水される運転操作については、 インターロックの改造又は運転操作の削除等を実施し、自動操作による排水を防止 する。ただし、液体廃棄物処理系への排水基準値以内であることを確認できる場合 には、十分に希釈したうえで排水する。
- イ 手動操作による排水(運転操作及び保守点検)については、濃縮廃液の場合は、サンプルの採取、測定を実施し、液体廃棄物処理系への排水基準値以内となるよう必要に応じて希釈したうえで排水する。また、固形物(粉末樹脂、粒状樹脂及び活性炭)を含む廃液の場合は、排水枡にフィルタを取り付けることにより、固形物を回収したうえで排水する。

(詳細は別添のとおり。)

浜岡原子力発電所

廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)地下2階 における放射性物質を含む堆積物の確認 に伴う立入制限区域の設定について

> 平成29年11月提出 平成30年 4月補正 中部電力株式会社

はじめに

平成29年5月2日14時30分頃,協力会社社員(委託運転員)が廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)地下2階ドラム運搬装置メンテナンス室の排水枡まわりの床面に粉状の堆積物を発見した。さらに、同室で2箇所、隣接するドラム保管室で2箇所の排水枡まわりの床面に粉状の堆積物があることを発見した。最初に発見した粉状の堆積物の表面汚染密度が141Bq/cm²であり、浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定第93条で定める管理区域内における特別措置が必要な基準である40Bq/cm²を超えたため、17時10分、特別措置を講じた。このことから、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条第10号に定める報告事象に該当すると判断した。

これらの内容については、本浜岡発第 418 号(平成 29 年 5 月 12 日付け)をもって原子力規制委員会に報告した。

その後,本事象の原因調査の結果と対策について,本原原発第32号(平成29年11月20日付け)をもって原子力規制員会に報告した。

今回の報告書は、平成29年11月20日の報告後に実施した原子力規制庁への報告 内容の説明を踏まえ、本事象に関する原因調査、対策等について追加・修正等を行い、 補正として報告するものである。

目 次

1	件名	Ż J	1
2	事象	象発生の日時	1
3	事象	象発生の場所	1
4	事象	象発生の発電用原子炉施設名	1
5	事象	象の状況	1
5	. 1	事象発生時の対応及び堆積物の確認	2
5	. 2	2 排水枡まわりの堆積物の測定	3
5	. 3	8 特別措置の実施	5
5	. 4	! 安全措置の実施	6
5	. 5	5 建屋内排水系配管内の確認及び堆積物の回収	7
5	. 6	6 本事象に係る対応者の放射線管理状況	8
5	. 7	' 樹脂の噴き出し時期の推定	9
6	原因	因調査	١0
6	. 1	粒状樹脂の流入源の特定	١0
6	. 2	2 要因分析図に基づく調査1	11
6	. 3	3 要因分析図に基づく調査から抽出した要因の整理	15
6	. 4	! 運転操作における問題点の抽出及び要因の整理	16
6	. 5	5 建屋内排水系配管内からの粒状樹脂の噴き上がりに関する調査 2	24
6	. 6	5 粉末樹脂・金属屑の流入源の特定2	24
6	. 7	′ 事象発生のメカニズム 2	24
7	事象	象の原因	26
8	保部	隻装置の種類及び動作状況2	27
9	放身	寸能の影響 2	27
1 () 初	皮害者	27
1 1	. f t	也に及ぼした障害 2	27
1 2	1	复旧の日時 2	27
1 3	3	耳発防止対策 2	27
1 4	<u> </u>	P成 30 年 1 月 18 日に発生した事象	32
1	4.	1 事象の状況 3	32
1	4.	2 平成29年5月2日に発生した事象との関連性3	32
1	4.	3 原因調査の状況3	33
1 5	海	系付資料一覧 3	35
1 6	参	>考資料一覧 3	37
1 7	'	日連図書	₹7

1 件名

浜岡原子力発電所 廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)地下2階における 放射性物質を含む堆積物の確認に伴う立入制限区域の設定について

2 事象発生の日時

平成29年5月2日(火)17時10分(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条第10号に定める報告事象に該当すると判断した時刻)

3 事象発生の場所

浜岡原子力発電所 廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)

4 事象発生の発電用原子炉施設名

廃棄設備-液体固体廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系

5 事象の状況

平成29年5月2日14時30分頃,廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)(以下「NRW-I」という。)*1の巡視点検を実施していた協力会社社員(委託運転員)*2(以下「協力会社社員」という。)がNRW-I地下2階(放射線管理区域(以下「管理区域」という。))ドラム運搬装置メンテナンス室で排水枡まわりの床面に粉状の堆積物を発見したため、廃棄物管理課副長(当直)に報告した。この報告を受け、当社社員が現場を確認したところ、当該箇所に粉状の堆積物を確認した。

さらに、協力会社社員が現場調査を実施したところ、同室で2箇所、隣接するドラム保管室で2箇所の排水枡まわりの床面に粉状の堆積物があることを発見したため、廃棄物管理課副長(当直)に報告した。この報告を受け、当社社員が現場を確認したところ、当該箇所に粉状の堆積物を確認した。

最初に発見した場所における粉状の堆積物の放射能濃度を測定し、表面汚染密度を算出した結果 141Bq/cm²であり、浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)第93条で定める管理区域内における特別措置*3が必要な基準である 40Bq/cm²を超えたため、17時10分、保安規定第93条に基づき特別措置を講じた。また、その他の場所に対しても同様に、18時25分に特別措置を講じた。

その後, 18 時 40 分から 19 時 20 分にかけて, 5 箇所の粉状の堆積物を全て回収し, 翌 5 月 3 日 15 時 45 分から 17 時 15 分に 5 箇所の除染作業を実施した。

本事象に伴う外部への放射性物質による影響はなかった。

詳細について,以下に示す。

添付資料 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9

^{※1} 発電所の放射線管理区域において発生した放射性固体廃棄物の減容を行うための機器等のある建屋。

^{※2} 廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に従事する委託運転員。

^{※3}人の立入制限措置として標識を設けて他の場所と区別し,区画,施錠等の措置の実施。

5. 1 事象発生時の対応及び堆積物の確認

平成29年5月2日14時30分頃,協力会社社員Aが1回/日の頻度で巡視点検を実施していたところ,NRW-I地下2階ドラム運搬装置メンテナンス室(1B₁区域)で排水枡まわりの床面(場所①)に粉状の堆積物を発見したため,協力会社放射線管理員Aに当該堆積物の汚染状況の確認を依頼した。協力会社放射線管理員Aは粉状の堆積物の表面汚染密度を確認するため,GM汚染サーベイメータを用いた間接法^{*4}(以下「間接法」という。)により測定した。その結果,0.7Bq/cm²の汚染を確認した。協力会社社員Aは,この結果を受け,直ちに廃棄物管理課副長(当直)に報告した。報告を受けた廃棄物管理課副長(当直)は,不用意な汚染拡大防止等の観点から現場での人払い及び現場調査を協力会社社員Aに依頼した。また,この報告を受けた当社社員Aが現場を確認したところ,当該箇所に粉状の堆積物(約70cm×約80cm)を確認した。

同じく報告を受けた放射線管理課長は、直ちに事務所内に設置されたエリア・ダストデータ収集システムにより、NRW-I地下 2 階に設置されたエリア放射線モニタ及び建屋ダスト放射線モニタの値(トレンド表示)を確認したところ、モニタの値に有意な変動がないことを確認した。その後、管理区域内で別の対応をしていた協力会社放射線管理員 B,C を当該場所に派遣するとともに、事務所から当社社員 B,C を現場に派遣した。

14 時 40 分頃, 当該場所に到着した協力会社放射線管理員 B, C は, 汚染範囲を特定するため, 間接法による表面汚染密度測定によりドラム運搬装置メンテナンス室前から階段室前までの床面に汚染が拡大していないことを確認した後, ドラム運搬装置メンテナンス室入口をテープ等で区画した。また, 区画した場所への入室にあたっては, 身体汚染防止及び汚染拡大防止のため, シューズカバー及びゴム手袋を着用するエリアに設定した。

続いて14時50分頃,当該室内(場所①)近傍の放射線状況を把握するため,線量当量率,表面汚染密度及び空気中放射性物質濃度の測定を行い,線量当量率については管理区域の細区分に係る1区域の基準値以内(0.1mSv/h以下)であること,表面汚染密度については粉状の堆積物及び粉状の堆積物周囲の床面で汚染を確認したが,空気中の放射性物質は検出されないことを確認した。

このことから,放射線管理課長は,粉状の堆積物を発見した協力会社社員 A 及び協力会社放射線管理員 A, B, C (合計 4 名)の内部被ばくのおそれ及び身体への汚染の付着の可能性は低いと判断するとともに,管理区域の細区分に係る基準に基づき,区画した場所を青長靴及びゴム手袋を着用するエリアに変更した。

また、協力会社放射線管理員 B は、当該室内(場所①)の排水枡から空気の噴き上がりがあることを確認**5したため、当社社員 D に報告した。同じく報告を受けた

^{※4} スミヤ布による測定。

^{※5} 排水枡外への粉状の堆積物の噴き上がりは確認していない。

放射線管理課長は、排水枡からの空気の噴き上がりは、ドラム保管室及びドラム運搬装置メンテナンス室が負圧管理されていることによるものと推測し、15 時 10 分頃、ドラム運搬装置メンテナンス室とドレンサンプタンク室の間の扉を開放することを指示し、協力会社放射線管理員 B が当該扉を開放したことにより、ドラム運搬装置メンテナンス室の排水枡からの空気の噴き上がりは抑制された。

その後 15 時 35 分頃, 廃棄物管理課副長(当直)から現場調査の依頼を受けていた協力会社社員 B は, 同室で 2 箇所(場所②,③), ドラム保管室で 2 箇所(場所④,⑤)の排水枡まわりの床面に粉状の堆積物があることを発見したため, 廃棄物管理課副長(当直)に報告した。この報告を受け, 当社社員 E が現場を確認したところ, 当該箇所に粉状の堆積物を確認した。表 1 に粉状の堆積物を確認した場所を示す。

なお,19時10分頃より粉状の堆積物を確認した排水枡と繋がる他の排水枡を4 班編成で確認しており,上記5箇所以外の排水枡に粉状の堆積物がないことを確認 するとともに,各班に同行していた当社社員B,C,F,Gにより,排水枡表面及び排 水枡周辺の床面に汚染がないことを間接法により確認している。

添付資料 2, 3, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18

堆積物の確認場所			上 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	堆積物の体積	
場所 No	排水枡の番号	部屋	1年1月190711日	1年1月1/0071平1月	
1	NWF-161	ドラム運搬装置メンテナンス室	約 70 cm×約 80 cm	2,080 cm ³	
2	NWF-183	ドラム運搬装置メンテナンス室	約 50 cm×約 180 cm	900 cm ³	
3	NWF-162	ドラム運搬装置メンテナンス室	新3 50 Cm × 新3 160 Cm	900 CM	
4	NWF-150	ドラム保管室	約 80 cm×約 70 cm	560 cm ³	
5	NWF-137	ドラム保管室	約 240 cm×約 120 cm	3,280 cm ³	

表 1 粉状の堆積物の確認場所

5. 2 排水枡まわりの堆積物の測定

最初に発見した場所①における表面汚染密度の信頼性を向上させるため、平成29年5月2日15時25分頃、協力会社放射線管理員Dは、青長靴及びゴム手袋を着用し、堆積物の範囲及び形状を考慮して、堆積物の一部をポリ容器に採取した。その後、当社社員Iは、化学分析室において、メスシリンダーに堆積物を分取して体積を測定し、ペトリ皿に移したのちに波高分析装置にて放射能濃度を測定した。この結果、放射能濃度は380Bq/cm³であり、堆積物の範囲と体積から算出した表面汚染密度は141Bq/cm²であった。

その後,場所②から⑤も同様に表面汚染密度を確認するため,堆積物の測定を行った。測定結果は,表2堆積物の測定結果(代表サンプルの測定結果)に示すとおりであり,表面汚染密度の最大値は場所①における141Bq/cm²,場所①から場所⑤

における放射能量の合計は 3.2×10⁶Bq であった。

また、採取した堆積物の性状を確認するため、走査型電子顕微鏡にて観察及び定性 分析を行った結果、堆積物は粒状樹脂、粉末樹脂及び金属屑であることを確認した。 添付資料3,10,19

場所	排水枡の	放射能濃度	[Bq/cm³]	放射能量※6	表面汚染密度※7
No	番号		検出核種	[Bq]	[Bq/cm²]
1	NWF-161	380	Co-60	7.9×10^{5}	141
2	NWF-183	300	Co-60	2.7 × 10 ⁵	30
3	NWF-162	72	Cs-137	2.7 ~ 10	30
4	NWF-150	740	Co-60	4.1 × 10 ⁵	73
			Mn−54		, ,
(5)	NWF-137	530	Co-60	1.7 × 10 ⁶	59
9	14441 107	550	Mn-54	1.7 × 10	00
合計				3.2 × 10 ⁶	

表 2 堆積物の測定結果(代表サンプルの測定結果)

なお,代表サンプルによる測定の妥当性を確認するため,以下に示すとおり,回収 した堆積物全量の測定を実施した。

回収した全ての堆積物を、化学分析室において、堆積物の場所毎に 100mL ポリ容器に分取して重量を測定し、空の 100mL ポリ容器との重量の差から樹脂の重量を算出した。測定した重量に実測により得た比体積 1.6cm³/g を掛けて体積を算出したのちに、波高分析装置にて放射能濃度を測定した。その後、得られた放射能濃度から堆積物の場所毎の放射能量及び表面汚染密度を算出した。

測定結果は、表 3 堆積物の測定結果(堆積物全量の測定結果)に示すとおりであり、表面汚染密度の最大値は、場所①における $175Bq/cm^2$ 、場所①から場所⑤における放射能量の合計は 3.3×10^6Bq であった。

以上のことから、「代表サンプルの測定結果」と「堆積物全量の測定結果」の放射 能量及び表面汚染密度は同程度であり、代表サンプルによる測定の妥当性を確認し た。

^{%6} 放射能量[Bq] = 放射能濃度 [Bq/cm 3] \times 堆積物の体積 [cm 3]

^{※7}表面汚染密度[Bq/cm²] = 放射能量 [Bq] ÷ 堆積物の範囲 [cm²]

表 3 堆積物の測定結果(堆積物全量の測定結果)

場所 No	排水枡の 番号	堆積物の重量 [g]	検出核種	放射能量 [Bq]	表面汚染密度 [Bq/cm²]
1	NWF-161	1,057.6		9.8 × 10 ⁵	175
2	NWF-183	357.0		2.4 × 10 ⁵	27
3	NWF-162	357.0	Co=60, Cs=137, Mn=54, Zn=65	2.4 × 10	21
4	NWF-150	154.8	WIII 01, 211 00	2.1 × 10⁵	38
5	NWF-137	1,768.6		1.9 × 10 ⁶	66
合計		3,338.0		3.3 × 10 ⁶	

5.3 特別措置の実施

(1) 管理区域の細区分の変更

放射線管理課長は、場所①における堆積物の表面汚染密度が 141Bq/cm²であり、保安規定第 93 条で定める管理区域内における特別措置が必要な基準である 40Bq/cm²を超えていたため、平成 29 年 5 月 2 日 17 時 10 分、場所①に対して保安規定第 93 条に基づき、管理区域内における特別措置として人の立入制限を実施し、管理区域の細区分を変更した。

さらに、場所④、⑤についても、堆積物の表面汚染密度が 40Bq/cm²を超えていたため、18 時 25 分、同一区画で管理している場所②、③も含めて、同様に特別措置を実施し、管理区域の細区分を変更した。表 4 に設定変更前後の管理区域の細区分を示す。

添付資料 17, 18

表 4 管理区域の細区分

場所	排水枡の	故巨	管理区域の	D細区分 ^{※8}
No	番号	部屋	設定変更前	設定変更後
1	NWF-161	ドラム運搬装置メンテナンス室	1B ₁	1D
2	NWF-183	ドラム運搬装置メンテナンス室	1C	1D
3	NWF-162	ドラム運搬装置メンテナンス室	1C	1D
4	NWF-150	ドラム保管室	3C	3D
5	NWF-137	ドラム保管室	3C	3D

(2)排水枡まわりの堆積物の回収

5月2日18時40分から19時20分にかけて,D区域装備に全面マスクを追加着用し、計量スコップ及びスミヤ布を用いて5箇所の堆積物を全て回収した。

なお, 回収作業時に堆積物を回収した場所の床面に, 液体又は液体が蒸発した痕

^{※8} 管理区域の細区分を示す記号は, 添付資料17を参照。

(3) 汚染を確認した場所の除染

5月3日15時45分から17時15分にかけて、堆積物により汚染した場所を濡れウエスにて拭き取り除染した後、間接法により表面汚染密度の測定を実施した。 表5に除染作業前後の表面汚染密度を示す。

添付資料20,21

場所	排水枡の	部屋	表面汚染密度 [Bq/cm²]	
No	番号	마座	除染作業前 ^{※9}	除染作業後※10
1	NWF-161	ドラム運搬装置メンテナンス室	6 × 10 ¹	< 2 × 10 ⁻²
2	NWF-183	ドラム運搬装置メンテナンス室	4	1 × 10 ⁻¹
3	NWF-162	ドラム運搬装置メンテナンス室	4 × 10 ¹	1 × 10 ⁻¹
4	NWF-150	ドラム保管室	6 × 10 ¹	$< 2 \times 10^{-2}$
5	NWF-137	ドラム保管室	3 × 10 ²	< 2 × 10 ⁻²

表 5 表面污染密度

(4) 管理区域の細区分の復旧

汚染を確認した場所の除染を実施したことにより、表面汚染密度が管理区域内における特別措置が必要な基準である 40Bq/cm²を下回ったため、5月3日17時15分に管理区域の細区分を設定変更前に復旧した。

添付資料 17, 20, 21

5. 4 安全措置の実施

堆積物を確認した排水枡に繋がる建屋内排水系配管内部の確認作業のため、管理区域の細区分をドラム運搬装置メンテナンス室は1B及び1C区域から1D区域に変更し、ドラム保管室は3C区域から3D区域に変更した。

さらに、排水枡まわりの床面への汚染拡大防止措置として、排水枡からの空気の噴き上がりを抑制するために、ドラム運搬装置メンテナンス室とドレンサンプタンク室の間の扉の開放を維持するとともに、建屋内排水系配管内の状態を変えないために、当該事象に関わる調査以外の作業規制及び堆積物を確認した排水枡からの排水先である、薬液床ドレンサンプタンク(B)への排水を禁止とした。

また,原因調査時における作業現場の作業開始前,作業中,作業終了時には,設定 した管理区域の細区分に応じ,空気中放射性物質濃度の測定又は床面の表面汚染密度 測定を行い,作業員の身体汚染防止及び作業による汚染の拡大防止を図った。

^{※9} 堆積物の性状を考慮して GM 汚染サーベイメータによる直接法により測定。

^{※10} 堆積物を回収したことから間接法により測定。

加えて、更なる汚染拡大防止の観点から建屋内排水系配管内に堆積した堆積物を回収するまでの間、不用意な被ばくを防止するため、NRW-Iへの立入制限(立入者管理区域及び立入禁止区域の設定)を実施するとともに、以下の措置を実施した。

添付資料17,22,23,24

(1) 差圧監視の強化

汚染拡大防止を実施したエリア(ドラム運搬装置メンテナンス室及びドラム保管室)の差圧計指示値を廃棄物減容処理装置建屋制御室にて監視可能とするために、 監視カメラを設置し、差圧に有意な変化がないことを連続的に監視するとともに、 1時間毎に記録した。

添付資料 2 2, 2 5

(2) 管理区域の細区分の変更

堆積物を確認した排水枡に繋がる一部の建屋内排水系配管内の調査結果から、 NRW-I地下2階に設置している建屋内排水系配管内に堆積物を確認した。

このため、配管内の環境変化により、汚染拡大防止を実施していない排水枡からの噴き上がりによる汚染の拡大を防止するため、放射線管理課長の指示により、堆積物を確認した建屋内排水系配管に接続される NRW-I 地下 2 階の排水枡 22 箇所について、汚染拡大防止の養生を設置するとともに、管理区域の細区分を D 区域に変更した。

添付資料22,24

(3) NRW-I内の汚染状況確認の強化等

堆積物を確認したNRW-I地下2階の排水枡付近の空気中放射性物質濃度を連続サンプリングするとともに、堆積物を確認した建屋内排水系配管に接続されるNRW-I地下2階の排水枡22箇所のD区域周辺及びNRW-I地下1階以上の各階について、1回/日の頻度で表面汚染密度の測定を実施し、汚染が拡大していないことを確認した。

添付資料 2 2, 2 6

5. 5 建屋内排水系配管内の確認及び堆積物の回収

(1)配管内部の確認

堆積物を確認した排水枡に繋がる建屋内排水系配管内部を確認するため、排水枡 及び点検口から CCD カメラを挿入して調査を実施した。

調査の結果,NRW-I地下1階の洗浄ドレン受タンクより流入するラインの下流側に繋がる建屋内排水系配管内(約11m),NRW-I地下2階の排水枡NWF-162直下,洗浄ドレン受タンクからの流入部及び各排水枡から繋がる集合部の建屋内排水系配

管内(約34m)に堆積物を確認した。

このため、建屋内排水系配管内の堆積物が、配管内の環境変化により、汚染拡大防止を実施していない排水枡からの噴き上がりによる汚染拡大を防止するため、薬液床ドレンサンプタンク(B)に繋がる排水枡 148 箇所に閉止蓋を取り付けた。しかし、換気系主排気ユニット(A)(B)内の排水枡 2 箇所については、取付対象から除外していたため、閉止蓋を取り付けていなかった。

添付資料22,27,28

(2) 配管内部の堆積物の回収

建屋内排水系配管内部に確認した堆積物を回収するため、排水枡及び点検口から 真空掃除機のホースを挿入して堆積物の回収を実施した。回収作業時の安全措置と して、回収した堆積物による汚染の拡大防止を図るために作業エリアの管理区域の 細区分を D 区域に変更し、作業中は空気中放射性物質濃度の測定を実施した。

また、回収した堆積物の性状を確認するため、走査型電子顕微鏡による観察及び 定性分析を行った結果、建屋内排水系配管内の堆積物は一部の金属屑を除き粒状樹 脂のみであることを確認した。

添付資料17,22,23,24,29

5. 6 本事象に係る対応者の放射線管理状況

(1) 初期対応(現場状況の確認、排水枡まわり堆積物の回収及び除染作業)

本事象における現場状況の確認,排水枡まわりの堆積物の回収及び除染作業にあたっては、対応者に管理区域の細区分に合わせた防護衣具類等を着用させるとともに、異常が発生した際、直ちに作業中断・退避を指示できるよう当社社員及び協力会社放射線管理員を配置した。

初期対応者の外部放射線による個人最大線量は 0.14mSv であり, 発電所で定める線量管理の日管理線量 (1日1mSv) を十分に下回っていた。また, 管理区域から退域する際の体表面モニタによる身体汚染検査においても汚染は検出されず, 本事象で発生した放射性物質を含む堆積物による身体の汚染, 内部被ばくはないことを確認した。

しかし、堆積物発見から立ち入り制限の実施及び管理区域の再区分の変更 (D 区域) までの期間、全面マスクの着用を指示していなかったことから、放射線管理課長の判断で、体外計測法(ホールボディカウンタ)による測定を実施し、内部被ばくがないことを再度確認した。

添付資料30

(2) 初期対応後の対応(建屋内排水系配管内部の確認及び堆積物の回収作業)

初期対応後の作業にあたっては、対応者は管理区域の細区分に合わせた防護衣具類等を着用したうえで作業を実施した。

初期対応後の対応者の外部放射線による個人最大線量は 0.22mSv であり, 発電所で定める線量管理の日管理線量 (1日1mSv) を十分に下回っていた。また, 管理区域から退域する際の体表面モニタによる身体汚染検査においても汚染は検出されず, 本事象で発生した放射性物質を含む堆積物による身体の汚染, 内部被ばくはないことを確認した。

添付資料30

5. 7 樹脂の噴き出し時期の推定

(1) ドラム運搬装置メンテナンス室

協力会社社員は、ドラム運搬装置メンテナンス室の巡視点検を1回/日の頻度で実施しており、平成29年5月1日14時頃の巡視点検時には床面に堆積物がなかったことを聞き取り調査により確認した。また、5月1日、2日にドラム運搬装置メンテナンス室における作業計画がないことを確認しており、隣室のドレンサンプタンク室においては作業を実施していたが、作業員がドラム運搬装置メンテナンス室に入室していないことを聞き取りにより確認した。

(2) ドラム保管室

ドラム保管室は、焼却炉で焼却した灰を封入したドラム缶を一時的に保管する場所としてのみ使用しており、高線量エリアとして常時、人が立ち入ることがないよう管理しているため、巡視点検の実施対象外としているが、至近では、平成29年3月27日のドラム保管室からのドラム缶の移動作業時に、協力会社社員が入室しており、ドラム保管室内を目視で確認し、床面に堆積物がなかったことを聞き取り調査により確認した。

以上の聞き取り調査結果より、建屋内排水系配管内の樹脂は、ドラム運搬装置メンテナンス室については5月1日14時以降、ドラム保管室については3月27日以降に排水枡から噴き上がり床面に堆積したと推定した。

6 原因調査

6. 1 粒状樹脂の流入源の特定

建屋内排水系への粒状樹脂の流入源を特定するため、堆積物を確認した排水枡が繋がっている「廃棄物減容処理装置床ドレン系、薬液ドレン系ライザー線図」を確認した結果、流入源は、①洗浄ドレン受タンク、②除染シンク、③排水枡の3箇所に限定できたため、以下の調査を実施した。

なお、計装ドレンについては、計器点検時の計装配管内のドレンが流入するが、補助蒸気が流れる計装配管であり、粒状樹脂の流入源とならないことが明らかであるため、調査対象から除外した。

添付資料31

(1) 洗浄ドレン受タンク

ア 運転操作による排水

洗浄ドレン受タンクには、樹脂の乾燥処理終了後に実施する乾燥機給液タンク・乾燥機等の希釈運転(以下「給液系の希釈運転」という。)の際に発生する廃液(以下「洗浄廃液」という。)が排水されるため、洗浄ドレン受タンク内の洗浄廃液に樹脂が含まれる。また、洗浄ドレン受タンク内の洗浄廃液は、定期点検前等に実施する洗浄操作により減容固化用復水系粉末樹脂受入槽(以下「粉末樹脂受入槽」という。)へ移送された後、同タンク内に残った洗浄廃液(以下「残水」という。)が建屋内排水系へ自動排水されることから、建屋内排水系へ排水される残水に樹脂が含まれる可能性がある。

そこで、洗浄ドレン受タンクの洗浄操作実績を調査した結果、洗浄ドレン受タンク内に粒状樹脂が含まれた状態での洗浄操作の実績は、平成29年4月6日のみであることを確認した。

添付資料 3 2, 3 3

イ 点検作業による排水

洗浄ドレン受タンクの点検作業時には、作業前にタンク底部の廃液、作業中に タンク内面の洗浄作業時の廃液を直接、建屋内排水系に排水する手順としている。 そのため、作業時の排水実績を調査した結果、至近では平成22年に当該タンクの 点検を実施しており、点検前の運転操作の実績から、点検時の排水には粉末樹脂が 含まれていた可能性はあるが、粒状樹脂は含んでいないことを確認した。

添付資料34

(2)除染シンク

除染シンクは、乾燥機の点検時に主軸を洗浄する目的で設置したシンクであり、 使用実績を調査した結果、乾燥機の主軸の洗浄のみに使用しており、シンクから排 水される洗浄後の廃液に含まれる樹脂は、乾燥機の主軸の隙間部に残存したわずかな量であったことを確認した。

添付資料34

(3)排水枡(平成30年1月18日の事象において新たな接続先として確認した排水 枡を含む)

堆積物を確認した建屋内排水系に繋がる排水枡に直接排水した点検作業の実績 を調査した結果、樹脂を含んだ廃液を排水した実績はないことを確認した。

添付資料34,77

以上の結果より、堆積物の主成分である粒状樹脂の建屋内排水系への流入源は洗浄ドレン受タンクであり、平成29年4月6日の洗浄操作により洗浄ドレン受タンクから粒状樹脂を排水したと特定した。

6. 2 要因分析図に基づく調査

平成29年4月6日の洗浄ドレン受タンクの洗浄操作により、建屋内排水系配管内に粒状樹脂が堆積した原因を特定するため、要因分析図を作成し調査を実施した。

添付資料35

(1) 粉末樹脂受入槽の撹拌

乾燥機給液タンクへの移送前に粉末樹脂受入槽内の使用済樹脂を含んだ廃液の 撹拌が十分に行われていない可能性があるため、復水系粉末樹脂放出混合ポンプの 設計及び保守の調査を実施した。調査の結果、復水系粉末樹脂放出混合ポンプには 設計条件を満足する性能を有したポンプを選定しており、保全作業の結果も異常が ないことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。 添付資料36,37

(2) 粉末樹脂受入槽から乾燥機給液タンクへの移送

使用済樹脂を含んだ廃液を粉末樹脂受入槽から乾燥機給液タンクへ移送する際に配管内に使用済樹脂が堆積する可能性があるため、復水系粉末樹脂ブースタポンプの設計及び保守の調査を実施した。調査の結果、復水系粉末樹脂ブースタポンプには設計条件を満足する性能を有したポンプを選定しており、保全作業の結果も異常がないことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

添付資料38,39

(3) 乾燥機給液タンクから乾燥機給液ヘッドタンクへの移送

乾燥機給液ヘッドタンクへの移送時に乾燥機給液タンク内の使用済樹脂を含んだ廃液の撹拌及び移送が十分に行われていない可能性があるため、乾燥機給液ポンプの設計及び保守の調査を実施した。調査の結果、乾燥機給液ポンプには設計条件を満足する性能を有したポンプを選定しており、保全作業の結果も異常がないことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

添付資料40,41

(4) 乾燥機での乾燥及び乾燥機スクリューフィーダでの移送

乾燥機及び乾燥機スクリューフィーダに想定以上の使用済樹脂が堆積し、洗浄により洗浄ドレン受タンクへ使用済樹脂を含んだ洗浄水が排水される可能性があるため、乾燥機及び乾燥機スクリューフィーダの設計及び保守の調査を実施した。調査の結果、乾燥機は、使用済樹脂を含んだ廃液を常時定格流量で処理しており、乾燥機で全量乾燥された後、乾燥機スクリューフィーダで全量移送可能な設計となっていること及び保全作業の結果も異常がないことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

添付資料 4 2, 4 3

(5) 洗浄ドレン受タンクからの廃液の移送及び建屋内排水系への排水

乾燥機給液タンクからの洗浄廃液を受入れた洗浄ドレン受タンクの洗浄操作の際に、減容固化用濃縮廃液受入タンク(以下「濃縮廃液受入タンク」という。)への洗浄廃液の移送が設計どおり行われていない可能性があるため、以下に示す調査を実施した。

また,洗浄操作後に建屋内排水系に排水される残水に樹脂が多く含まれている場合,建屋内排水系配管内に樹脂が堆積する可能性があるため,残水の性状についても併せて調査を実施した。

さらに、平成 27 年に使用済樹脂を含んだ廃液の移送先を、濃縮廃液受入タンクから粉末樹脂受入槽へ変更**11しているため、移送先変更による影響についても調査を実施した。

ア 濃縮廃液受入タンクへの移送

洗浄ドレン移送ポンプを含む洗浄廃液の移送ラインについて設計条件を調査した。調査の結果、当該移送ラインは、給液系の希釈運転後の洗浄廃液を移送することを想定し設計していた。そのため、樹脂濃度が高い廃液の場合は必要な流速

^{※11} 使用済樹脂乾燥処理後に発生する乾燥機等の洗浄廃液は洗浄ドレン受タンクへ排水され、その後、濃縮廃液受入タンクへ移送されるが、セメント固化処理期間は濃縮廃液受入タンクを隔離する必要があった。 そのため、セメント固化処理期間でも乾燥処理が実施できるように、移送先を粉末樹脂受入槽へ変更した。

が確保できず,適切に樹脂が移送されない可能性があることから,建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因となることを確認した。

なお、洗浄ドレン移送ポンプの保全作業の結果には異常はなかった。

添付資料 4 4, 4 5

イ 洗浄ドレン受タンクの洗浄操作後における建屋内排水系への残水の排水

通常操作時の残水(設計上,洗浄ドレン受タンクへの受入れを想定している給液系の希釈運転後の洗浄廃液に対して洗浄操作を実施した後の残水)及び平成29年4月6日の洗浄操作にて建屋内排水系へ排水した残水について性状を調査した。調査の結果,どちらの残水の樹脂濃度も液体廃棄物処理系の設計仕様より高いことから,建屋内排水系へ排水する廃液としては適切ではなく,建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因となることを確認した。

添付資料46

ウ 粉末樹脂受入槽への移送先変更

移送先を粉末樹脂受入槽に変更したことによる影響を確認するため、移送先変 更後の試運転実績の調査を実施した。調査の結果、移送先変更後の移送配管に対 して、洗浄ドレン移送ポンプは設計条件を満足する性能を有していることを確認 したことから、移送先変更による影響はなく、建屋内排水系配管内での樹脂堆積 の要因とならないことを確認した。

添付資料47

(6) 建屋内排水系配管の詰まり

建屋内排水系配管内で錆, 異物により流路の狭窄(きょうさく)*12あるいは閉塞が生じた場合, 使用済樹脂が配管内に堆積する可能性があるため, 排水枡及び点検口から CCD カメラを挿入して配管内部の詰まり状況について調査を実施した。調査の結果, 配管内には粒状樹脂のみが堆積しており, 配管内で流路を閉塞させるような錆, 異物は確認されなかったことから, 建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

添付資料48

(7) 薬液床ドレンサンプタンク(B) の背圧

薬液床ドレンサンプタンク (B) 内の水の背圧により、使用済樹脂が建屋内排水系配管内に堆積する可能性があるため、薬液床ドレンサンプタンク (B) のレベルの設計の調査及び点検を実施した。調査及び点検の結果、建屋内排水系配管流入部のレベルは、薬液床ドレンサンプタンク (B) の水位レベル高よりも高い位置(水

^{※12} すぼまって狭くなっていること。

位レベル高高と同じ高さ)であること、及び事象発生前に同タンクの水位レベル高高の警報が点灯していないことを確認した。さらに、レベル計を点検した結果、水位レベル高及び高高のレベル設定値に異常はないことも確認した。そのため、薬液床ドレンサンプタンク(B)内の水の背圧による影響はなく、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

添付資料49,50

(8) 粉末樹脂受入槽への受入れ

粉末樹脂受入槽に設計濃度以上の粒状樹脂を受入れた可能性があるため、設計濃度及び受入れた樹脂濃度について調査を実施した。調査の結果、平成 29 年 4 月 6 日に処理をした粒状樹脂を含む廃液の樹脂濃度は、約 9.4wt%であり、設計濃度である wt%以下であることから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

添付資料51

(9) 平成29年4月6日の洗浄ドレン受タンク洗浄操作時のタンク内廃液の性状

樹脂濃度が高い廃液を洗浄ドレン受タンクへ排水した場合,建屋内排水系へ樹脂濃度が高い廃液が排水される可能性があるため,運転実績の調査を実施した。調査の結果,平成29年4月6日に実施した洗浄ドレン受タンク洗浄操作時のタンク内の廃液は,「乾燥機・B圧力高」警報点灯に伴う対応において,乾燥機給液タンク(B)から排水された給液系の希釈運転を実施していない樹脂濃度が高い廃液(樹脂濃度約7.2wt%,樹脂量約81.3kg)であったことから,建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因となることを確認した。

添付資料52

(10) 洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運転操作手順書

洗浄操作の運転操作手順書が不適切であった場合,運転操作手順書どおり操作を 実施しても建屋内排水系配管内に使用済樹脂が堆積する可能性があるため、制定時 の運転操作手順書の内容及び変更履歴について調査を実施した。調査の結果、制定 時の洗浄操作の運転操作手順書は、給液系の希釈運転後の洗浄水に対する手順とし て設計メーカ提出図書に基づき作成しており、メーカによる確認も行われているこ とを確認した。さらに、その後の運転操作手順書の改定において、樹脂堆積の原因 となる可能性がある手順の改定はしていないことを確認した。しかし、運転操作手 順書に前提条件の記載がないことを確認したことから、本来使用すべきでない濃度 の高い廃液が流入した場合においても、本手順を使用する可能性があるため、建屋 内排水系配管内での樹脂堆積の要因となることを確認した。

添付資料53

(11) 平成29年4月6日に実施した洗浄ドレン受タンク洗浄操作

洗浄ドレン受タンクの洗浄操作により、樹脂濃度の高い廃液を建屋内排水系へ排水した場合、配管内に樹脂が堆積する可能性があるため、平成29年4月6日に実施した洗浄ドレン受タンクの洗浄操作について調査を実施した。調査の結果、「(9)平成29年4月6日の洗浄ドレン受タンク洗浄操作時のタンク内廃液の性状」に示したとおり、洗浄ドレン受タンク内の廃液の樹脂濃度が高い状態であり、本来洗浄ドレン受タンクの洗浄手順を適用する条件に当てはまらない状況であったが、洗浄操作を実施したことにより、樹脂濃度が高い残水が建屋内排水系に排水されたため、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因となることを確認した。

添付資料54

6. 3 要因分析図に基づく調査から抽出した要因の整理

6. 2に示す要因分析図に基づく調査の結果,建屋内排水系配管内での樹脂堆積に繋がる要因として,「運転操作に係る要因」及び「設備に係る要因」を抽出したことから,以下のとおり要因を整理した。

(1) 運転操作に係る要因(6.2(9)(10)(11)から抽出)

- ア 平成29年4月6日の運転操作にて、乾燥機給液タンク(B)から洗浄ドレン受タンクに樹脂濃度が高い洗浄廃液(樹脂濃度約7.2wt%)を排水し、その後、本来、給液系の希釈運転後の洗浄廃液(樹脂濃度約1.36wt%)に対して実施するべき洗浄ドレン受タンクの洗浄操作を実施した。この操作により、樹脂を多く含んだ残水(樹脂濃度約2.6wt%)を建屋内排水系へ排水したこと。
- イ 洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運転操作手順書に適用できる前提条件の記載が なかったことから、適用すべきでない状態においても当該手順を適用する可能 性があったこと。

(2) 設備に係る要因(6.2(5) から抽出)

洗浄ドレン受タンクの洗浄操作は、給液系の希釈運転後の洗浄廃液(樹脂濃度約 1.36wt%)に対して実施することを想定して設計している。しかし、給液系の希釈運転後の洗浄廃液に対して実施する洗浄ドレン受タンクの洗浄操作時に建屋内排水系へ排水される残水の樹脂濃度(約 0.42wt%)は、液体廃棄物処理系の排水基準値よりも高く、建屋内排水系へ排水する廃液としては適切ではないこと。

そのため、平成29年4月6日に実施した樹脂濃度が高い洗浄廃液(樹脂濃度約7.2wt%)に対する洗浄ドレン受タンクの洗浄操作時に、適切に樹脂が粉末樹脂受入槽へ移送されず、洗浄ドレン受タンク内の残水に多くの樹脂が含まれた状態(樹脂濃度約2.6wt%)で建屋内排水系へ排水されたため、建屋内排水系配管内に粒

状樹脂が堆積した。

6. 4 運転操作における問題点の抽出及び要因の整理

要因分析図に基づく調査の結果,運転操作に係る要因として,平成29年4月6日 の運転操作を抽出し,この運転操作が本事象の起因となっていたことから,一連の運 転操作について原因分析を実施した。以下にその詳細を示す。

(1)原因分析の方法

本事象の人的要因である平成29年4月6日の運転操作における問題点及び要因について、運転操作に関与した人の行為に焦点を当て原因分析を実施した。原因分析における観点として、事象に関与した個人の責任や問題点を追及するのではなく、直接原因に対して事実関係の調査・深掘りを実施することにより、表面上の直接的な要因に加えてマネジメントシステムの問題点を抽出することとした。なお、原因分析は、根本原因分析の手法(HINT/J-HPES)を準用して実施した。

(2) 時系列の整理及び問題点の抽出

廃棄物減容処理設備運転引継日誌及び関係者への聞き取りにより収集した情報に基づき、平成29年4月6日の運転操作の時系列について、関与した個人を識別し、実施した行動等を具体的に記述し、事象関連図として整理した。また、表6に示す各人の運転操作における役割に対して実施した行動を比較することにより、事象関連図のなかで本事象に関連する問題点を抽出した。

添付資料 5 5, 5 6, 5 7, 5 8, 5 9, 6 0

	運転操作における役割	場所
廃棄物管理課長	・運転操作全般の指示・命令・ 許可	 廃棄物管理課執務室
廃棄物管理課副長(当直)	運転管理,監視及び異常時の対応操作の概要の把握運転操作の依頼	1, 2 号機 中央制御室
協力会社社員	・廃棄物管理課副長(当直)の 依頼に基づく運転操作の実施	廃棄物減容処理装置 建屋制御室

表 6 廃棄物減容処理装置の運転操作の体制

平成29年4月6日,週間スケジュールに従い可燃性固体廃棄物焼却炉(第2焼却炉)(以下「第2焼却炉」という。)の樹脂焼却を実施していたところ,19時03分に「乾燥機・B圧力高」の警報が点灯したため、協力会社社員Eは、警報の点灯及び乾燥機(B)の圧力が上昇・下降を繰り返していることを廃棄物管理課副長(当直)Bに報告した。廃棄物管理課副長(当直)Bは、警報処置手順書に従い確認項目の確認及び原因調査を行うよう協力会社社員Eに依頼した。依頼を受けた協力会

社社員 E は、警報処置手順書の確認項目を確認し、処置を実施した。ただし、処置の一部(抽気エゼクタ不良の場合の弁調整)については、運転中に当該弁を調整した経験がなかったことから操作をためらい、操作の実施可否について廃棄物管理課副長(当直) B に相談した。相談を受けた廃棄物管理課副長(当直) B は、協力会社社員ができないのであれば実施できないと判断した。このため、協力会社社員 E は、抽気エゼクタ不良の場合の弁調整の処置を据え置きし、その他の処置を継続して実施した。

【問題点①】

協力会社社員 E は、警報処置手順書の処置をすべて実施すべきであったが、処置の一部(抽気エゼクタ不良の場合の弁調整)については、運転中に当該弁を調整した経験がなかったことから、操作を実施できなかった。

【問題点②】

廃棄物管理課副長(当直)Bは、協力会社社員Eからの警報処置手順書の処置の一部の実施可否についての相談に対して、配管計装図、電源・弁チェックリストによる情報収集及び他の廃棄物管理課副長(当直)への相談等の対応を実施した上で実施可否を判断すべきであったが、これらの対応をすることなく協力会社社員Eができないのであれば実施できないと判断した。

20時30分頃、乾燥機(B)の圧力が常時正圧になってきたことから、廃棄物管理課副長(当直)Bは、各放射線モニタ(エリア放射線モニタ、建屋ダスト放射線モニタ、排気筒ガスモニタ、排気筒ダストモニタ)の指示値の確認を協力会社社員Eに依頼し、各モニタの指示値に有意な変動がないことを確認した。廃棄物管理課副長(当直)Bは、乾燥機(B)の圧力が復旧せずにゆっくりと上昇する傾向であり、異常な事象であると認識したことから、乾燥機(B)の停止が必要であると考えた。また、休日の廃棄物管理課副長(当直)Cに状況説明を行い相談したところ、「乾燥機(B)停止」、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を実施するよう助言を受けたが、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」の操作の目的を確認しなかった。

【問題点③】

廃棄物管理課副長(当直) B は、乾燥機(B) の圧力が常時正圧となった後の対応について、休日の廃棄物管理課副長(当直) C に相談し、「乾燥機(B) 停止」、「乾燥機給液タンク(B) の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を実施するよう助言を受けた際に、操作の目的を確認すべきであったが、「乾燥機給液タンク(B) の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」の目的を確認していなかった。

廃棄物管理課副長(当直)Bは,「乾燥機・B圧力高」の警報点灯後の対応として, 「乾燥機(B)停止」を廃棄物管理課長Aに連絡した。また,連絡を受けた廃棄物 管理課長は,「乾燥機(B)停止」について了承した。

【問題点④】

廃棄物管理課副長(当直) B は、「乾燥機・B 圧力高」の警報点灯後の対応(「乾燥機(B) 停止」、「乾燥機給液タンク(B) の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」)をすべて廃棄物管理課長 A に報告すべきであったが、報告したのは「乾燥機(B) 停止」のみであった。

【問題点⑤】

廃棄物管理課長 A は、廃棄物管理課副長(当直) B から「乾燥機(B) 停止」の連絡を受けた際に、「乾燥機(B) 停止」の報告を了承するだけではなく、その後の対応まで確認すべきであったが、警報処置手順書の範囲内の対応を実施するという認識であったため、その後の対応まで確認しなかった。

廃棄物管理課副長(当直) B は、次直への引継時間が迫っており、各モニタ指示値に変化がないことから緊急性はないと考え、今後の対応については次直で実施することとした。21 時 00 分、廃棄物管理課副長(当直) B は、「乾燥機・B 圧力高」の警報点灯が継続しているため、「乾燥機(B) 停止」、「乾燥機給液タンク(B) の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を実施するよう次直の廃棄物管理課副長(当直) D に引継を実施した。この際、廃棄物管理課副長(当直) D は、操作の目的、具体的な対応手順について説明を求めなかった。

【問題点⑥】

廃棄物管理課副長(当直)Dは、廃棄物管理課副長(当直)Bからの引継の際に、「乾燥機(B)停止」、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」について、操作の目的及び具体的な操作手順を確認すべきであったが、確認しなかった。

廃棄物管理課副長(当直) D は,「乾燥機・B 圧力高」の警報が連続点灯しており, 前直で廃棄物管理課長 A へ停止連絡を実施していることから,乾燥機(B)停止を 判断した。また,乾燥機(B)停止後に「乾燥機給液タンク(B)の排水」,「洗浄ド レン受タンク洗浄操作」を実施するよう協力会社社員 F に依頼した。依頼を受けた 協力会社社員 F は,当該操作が久しぶりであり不安があったが,運転操作手順書に て実施可能であると廃棄物管理課副長(当直) D に連絡した。廃棄物管理課副長(当 直) D は,運転操作手順書にて対応可能であると判断し,協力会社社員 F に「乾燥 機(B)停止」操作を依頼した。協力会社社員 F は、乾燥機(B)の停止準備として、「第 2 焼却炉樹脂混焼停止」、「乾燥機(B)給液系停止」操作を実施した。この操作のうち、「乾燥機(B)給液系停止」操作は、運転操作手順書を一部流用するものであった。また、廃棄物管理課副長(当直)Dは、協力会社社員 F が使用する運転操作手順書を確認していなかった。

【問題点⑦】

廃棄物管理課副長(当直)Dは、警報点灯時の対応においては、協力会社社員Fが使用する運転操作手順書を確認すべきであったが、運転操作手順書の使用箇所を確認しなかった。

【問題点⑧】

協力会社社員 F は、運転操作手順書を一部流用して使用する場合は社内規定に従い廃棄物管理課副長(当直)D に報告すべきであったが、報告せずに操作を実施した。

協力会社社員 F は、「乾燥機給液タンク (B) 洗浄・排水」、「乾燥機 (B) 停止」操作を実施した。その後、協力会社社員 F は、給液系の希釈運転を実施せずに乾燥機給液タンク (B) から排水しているため、通常よりも樹脂濃度が高い廃液が洗浄ドレン受タンクに流入していることを廃棄物管理課副長(当直)D に連絡した。連絡を受けた廃棄物管理課副長(当直)D は、洗浄ドレン受タンク内の廃液の樹脂濃度が高い認識ではあったが、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」にて十分希釈され排水可能であると思い、操作を依頼した。依頼を受けた協力会社社員 F は、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を実施した。

【問題点9】

廃棄物管理課副長(当直)Dは、樹脂濃度が高い廃液に対して「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を依頼すべきではなかったが、操作を依頼した。

(3) 要因の分析結果

事象関連図から、建屋内排水系配管内への樹脂の堆積を直接的に引き起こした行為(分析対象行為)として「協力会社社員 F は、洗浄ドレン受タンク洗浄操作を実施した」を選定し、事象関連図を踏まえ要因関連図を作成し要因を掘り下げ、要因の分析を実施した。

添付資料 6 1, 6 2

【問題点①】

協力会社社員 E は、警報処置手順書の処置をすべて実施すべきであったが、処置の一部(抽気エゼクタ不良の場合の弁調整)については、運転中に当該弁を調整した経験がなかったことから、操作を実施できなかった。

協力会社社員に対して、警報処置手順書に従い対応(確認項目の確認及び処置の実施)し、手順書どおり実施できない場合には、廃棄物管理課副長(当直)に報告することを社内規定により要求している。

問題点①に対して要因を掘り下げた結果、協力会社社員 E は、要求どおりの対応(警報処置手順書の処置の一部を手順書どおり実施できない場合に廃棄物管理課副長(当直)B へ報告)を実施したものの、警報処置手順書の処置の欄に「バルブを調整」としか記載がなく具体的な手順の記載がなかったため、処置の一部を実施できなかったことから、以下の要因①を抽出した。

【要因①】

警報処置手順書の処置を実施するための具体的な運転操作手順が不足していた。

具体的な運転操作手順の不足は、廃棄物減容処理装置(以下「NRW」という。)の運転操作を試運転時より協力会社へ委託し、当社社員に運転操作を実施した経験がなかったことにより、協力会社社員への依存心が当社社員に醸成され^{※13}、警報処置手順書の記載が、協力会社社員にとって具体的な手順となっていることの確認と必要な見直しを当社社員がこれまで実施してこなかったためであると推定している。

【問題点②】

廃棄物管理課副長(当直)Bは、協力会社社員Eからの警報処置手順書の処置の一部の実施可否についての相談に対して、配管計装図、電源・弁チェックリストによる情報収集及び他の廃棄物管理課副長(当直)への相談等の対応を実施した上で実施可否を判断すべきであったが、これらの対応をすることなく協力会社社員Eができないのであれば実施できないと判断した。

^{※13} 詳細については、13(3)参照。

【問題点③】

廃棄物管理課副長(当直) Bは、乾燥機(B)の圧力が常時正圧となった後の対応について、休日の廃棄物管理課副長(当直) Cに相談し、「乾燥機(B)停止」、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を実施するよう助言を受けた際に、操作の目的を確認すべきであったが、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」の目的を確認していなかった。

【問題点⑥】

廃棄物管理課副長(当直)Dは、廃棄物管理課副長(当直)Bからの引継の際に、「乾燥機(B)停止」、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」について、操作の目的及び具体的な操作手順を確認すべきであったが、確認しなかった。

【問題点⑦】

廃棄物管理課副長(当直)Dは、警報点灯時の対応においては、協力会社社員Fが使用する運転操作手順書を確認すべきであったが、運転操作手順書の使用箇所を確認しなかったため、協力会社社員Fが運転操作手順書を一部流用して使用していることに気付かなかった。

廃棄物管理課副長(当直)に対して、警報処置手順書に従い、確認項目の確認及び処置の実施を協力会社社員に依頼し、警報処置手順書どおり操作ができない場合には、協力会社社員に運転操作を実施させず、一旦立ち止まって報告させ、廃棄物管理課長に報告することを要求している。

問題点②,③,⑥,⑦に対して要因を掘り下げた結果,廃棄物管理課副長(当直)Bは,要求通りの対応(警報処置手順書に従い,確認項目の確認及び処置の実施を協力会社社員Eに依頼)を実施したものの,廃棄物管理課副長(当直)の役割と権限が社内規定等で明確となっていなかったため,廃棄物管理課副長(当直)B及びDは,トラブル・不具合発生時における自身の役割に対する理解が不足していた。このため,廃棄物管理課副長(当直)B及びDは,問題点②,③,⑥,⑦の行為を実施したことから,以下の要因②を抽出した。

【要因②】

警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)の役割と権限が明確となっていなかった。

【問題点④】

廃棄物管理課副長(当直) B は、「乾燥機・B 圧力高」の警報点灯後の対応(「乾燥機(B) 停止」、「乾燥機給液タンク(B) の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」)をすべて廃棄物管理課長 A に報告すべきであったが、報告したのは「乾燥機(B) 停止」のみであった。

問題点④に対して要因を掘り下げた結果,警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課長 A への報告事項が社内規定等で明確となっていなかったため,報告内容は報告者に委ねられていた。このため,廃棄物管理課副長(当直)Bは,「乾燥機(B)停止」のみ報告し,乾燥機(B)停止後の対応については報告する必要がないと判断したことから,以下の要因③を抽出した。

【要因③】

警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)から廃棄物管理 課長への報告事項が明確となっていなかった。

【問題点⑤】

廃棄物管理課長 A は、廃棄物管理課副長(当直) B から「乾燥機(B) 停止」の連絡を受けた際に、「乾燥機(B) 停止」の報告を了承するだけではなく、その後の対応まで確認すべきであったが、警報処置手順書の範囲内の対応を実施するという認識であったため、その後の対応まで確認しなかった。

問題点⑤に対して要因を掘り下げた結果、警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課長 A の確認・判断すべき事項が明確となっていなかったため、廃棄物管理課副長(当直) B からの報告に対して、さらに掘り下げて停止後の操作内容まで確認しなかったことから、以下の要因④を抽出した。

【要因④】

警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課長の確認・判断すべき事項が 明確となっていなかった。

要因①から④は、NRW の運転操作における警報点灯時(異常時)の問題であることから、まとめると以下のとおりとなる。

【要因①から④のまとめ】

NRW に対して、警報点灯時(異常時)に対する備えが十分ではなかった。

【問題点⑧】

協力会社社員 F は、運転操作手順書を一部流用して使用する場合は社内規定に従い廃棄物管理課副長(当直)D に報告すべきであったが、報告せずに操作を実施した。

協力会社社員に対して,手順書どおり実施できない場合には,廃棄物管理課副長(当直)に報告することを社内規定により要求している。

問題点®に対して要因を掘り下げた結果,協力会社社員Fは,要求どおりの対応(手順書どおり実施できない場合には,廃棄物管理課副長(当直)に報告)を実施できていなかったが,これは運転操作手順書の使用方法に関する社内規定の記載内容が明確ではなかったためであり,協力会社社員Fは運転操作手順書の一部流用であっても手順書どおりの操作であると認識していた。このため,「乾燥機(B)停止」,「乾燥機給液タンク(B)の排水」の操作は,運転操作手順書を一部流用して実施するものであったが,社内規定に従い廃棄物管理課副長(当直)Dに報告しなかったことから,以下の要因⑤を抽出した。

【要因⑤】

運転操作手順書の使用方法に関する社内規定の記載内容が明確ではなかった。

【問題点9】

廃棄物管理課副長(当直)Dは、樹脂濃度が高い廃液に対して「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を依頼すべきではなかったが、操作を依頼した。

問題点⑨に対して要因を掘り下げた結果,洗浄ドレン受タンク洗浄操作は給液系の希釈運転後の廃液に対して実施するものであったが,運転操作手順書の前提条件に「給液系の希釈運転後の廃液に対して実施する」という内容が記載されていなかった。このため,廃棄物管理課副長(当直)Dは,樹脂濃度が高い廃液が洗浄ドレン受タンクに入っているという認識がありながら,運転操作手順書に従い洗浄ドレン受タンク洗浄操作をするよう依頼したことから,以下の要因⑥を抽出した。

【要因⑥】

洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運転操作手順書の前提条件に「給液系の希 釈運転後の廃液に対して実施する」という内容が記載されていなかった。

6. 5 建屋内排水系配管内からの粒状樹脂の噴き上がりに関する調査

建屋内排水系配管内に堆積した粒状樹脂の挙動(排水枡からの噴き上がり)を確認するため、ドラム保管室及びドラム運搬装置メンテナンス室の負圧値の測定結果を模擬した試験を実施した結果、水分を含んだ状態では配管内の粒状樹脂の移動は確認されなかったが、乾燥後は粒状樹脂が空気の流れにより配管内を移動し、排水枡から噴き上がることを確認した。

なお、事象発生時の対応において排水枡まわりの床面を確認した際に、液体又は液体が蒸発した痕跡がなかったことから、建屋内排水系配管内の詰まりにより樹脂を含んだ廃液が排水枡から直接漏えいした可能性はないと判断した。さらに、洗浄ドレン受タンク洗浄操作後の残水は、薬液床ドレンサンプタンク(B) へ排水されるが、同サンプタンクの構造上、背圧の影響はなく、建屋内排水系配管内の流れが阻害されないことを確認した。

添付資料49,50,63

6.6 粉末樹脂・金属屑の流入源の特定

排水枡まわりの床面の堆積物の一部に粉末樹脂,排水枡まわりの床面及び建屋内排水系配管内部の堆積物の一部に金属屑を確認したことから,「6.1 粒状樹脂の流入源の特定」の調査に併せて,粉末樹脂及び金属屑(以下「粉末樹脂等」という。)の流入源について調査を実施した。

調査の結果,これまでに粉末樹脂を含む廃液及び濃縮廃液の乾燥処理を実施しており,洗浄ドレン受タンク及び除染シンクから建屋内排水系に排水した廃液に少量の粉末樹脂等が含まれていた可能性が高いことを確認した。また,至近では,平成29年4月5日に実施した洗浄ドレン受タンクの洗浄操作にて,粉末樹脂を含む廃液(粉末樹脂濃度約0.21wt%,粉末樹脂量約2.5kg)を建屋内排水系に排水していたことを確認した。

従って、排水した廃液に含まれていた少量の粉末樹脂等が建屋内排水系配管内に堆積したと推定した。

添付資料33,34,64

6.7 事象発生のメカニズム

原因調査結果より、建屋内排水系配管内に堆積した粒状樹脂及び粉末樹脂が排水枡から噴き上がり、床面に堆積したメカニズムを以下のとおり推定した。

【① 建屋内排水系配管内に粉末樹脂が堆積】

①:洗浄ドレン受タンクの洗浄操作(建屋内排水系に自動排水)

平成29年4月5日,洗浄ドレン受タンク洗浄操作を実施した結果,洗浄ドレン 受タンク内の洗浄廃液は、粉末樹脂受入槽に移送された後、粉末樹脂を含む残水 (粉末樹脂濃度 約 0.21wt%, 粉末樹脂量 約 2.5kg) が建屋内排水系に自動排水された。

粉末樹脂は、樹脂の形状や密度等の違いから粒状樹脂に比べ沈降速度が遅いため、殆どの粉末樹脂は、薬液床ドレンサンプタンク(B)まで排水されたが、建屋内排水系配管(分岐管)内に僅かに残存した。

【② 建屋内排水系配管内に粒状樹脂が堆積】

②-1:乾燥機による焼却処理操作(乾燥機給液タンク(B)に粒状樹脂が残存)

4月6日,第2焼却炉にて樹脂焼却を実施していたところ,「乾燥機・B圧力高」 警報が点灯したため,乾燥機(B)の停止を判断し,給液系の停止操作を実施した。 そのため,乾燥機給液タンク(B)に粒状樹脂濃度が高い廃液(粒状樹脂濃度 約9.4wt%,粒状樹脂量約81.3kg)が残存した。

②-2: 乾燥機給液タンク(B)の洗浄操作(洗浄ドレン受タンクに排水)

過去の乾燥機給液ポンプや配管における詰まりの発生経験から、同様な詰まりの発生を懸念し、乾燥機給液タンク(B)に洗浄水を供給しながら、通常運転時(給液系の希釈運転後)の洗浄廃液より粒状樹脂濃度が高い洗浄廃液を洗浄ドレン受タンクに排水した。

②-3:洗浄ドレン受タンクの洗浄操作(建屋内排水系に自動排水)

乾燥機給液タンク(B)と同様な詰まりの発生を懸念し、洗浄ドレン受タンク洗 浄操作を実施した結果、洗浄ドレン受タンク内の洗浄廃液は、粉末樹脂受入槽に 移送された後、粒状樹脂を多く含む洗浄ドレン受タンク内の残水(粒状樹脂濃度 約2.6wt%、粒状樹脂量約28.5kg)が建屋内排水系に自動排水された。

洗浄ドレン受タンク内の残水には、粒状樹脂が多く含まれており、粒状樹脂の 形状や密度等から沈降速度が速いため、多くの粒状樹脂(約25.3kg)は、薬液床 ドレンサンプタンク(B)に排水されることなく建屋内排水系配管内に堆積した。

【③ 排水枡から床面への樹脂の堆積】

4月6日の建屋内排水系への排水以降,本事象が発生した平成29年5月2日までの間に,洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系に排水した実績がないことから,堆積した粉末及び粒状樹脂は徐々に乾燥した。

その後, 建屋内排水系配管内に堆積した粉末及び粒状樹脂は, ドラム保管室 (NWF-150, NWF-137) とドラム運搬装置メンテナンス室 (NWF-161, NWF-162, NWF-183) において, 以下のメカニズムで排水枡から噴き上がり, 床面に堆積した(約3.3kg)。

▶ ドラム保管室: NWF-150, NWF-137

建屋内排水系配管内に堆積した粒状樹脂は、徐々に乾燥し、部屋間の差圧による空気の流れにより5月2日までに排水枡から粒状樹脂が噴き上がり、床面に堆積した。その後、5月2日の午前中にドラム保管室の扉を開放したことにより、ドラム保管室の排気口に向かう風の流れに沿う方向に飛散した。

▶ ドラム運搬装置メンテナンス室: NWF-161, NWF-162, NWF-183

建屋内排水系配管内に堆積した粒状樹脂は、徐々に乾燥し、5月2日の午前中にドラム保管室の扉を開放したことにより、部屋の負圧が大きくなり排水枡から粒状樹脂が噴き上がり、ドラム保管室の排気口に向かう風の流れに沿う方向に飛散した。

なお、同室に設置している排水枡 2 箇所(NWF-162、NWF-183)からは粉末樹脂の堆積も確認している。これは、4 月 5 日に洗浄ドレン受タンク洗浄操作を実施した際、粉末樹脂を含む洗浄ドレン受タンクの残水を建屋内排水系に排水したことにより、建屋内排水系配管(分岐管)内に僅かに残存していた粉末樹脂が、粒状樹脂と共に同様に排水枡から噴き上がり堆積した。

添付資料56,63,64,65,66,67

7 事象の原因

本事象の原因は、「樹脂濃度の高い廃液を乾燥機給液タンク(B)から洗浄ドレン受タンクへ排水操作を実施したことにより、洗浄ドレン受タンクを介し、建屋内排水系に排水(洗浄ドレン受タンク洗浄操作)した」ことであると推定した。

本事象の原因に至った要因は、「6.2 要因分析図に基づく調査」及び「6.4 運転操作における問題点の抽出及び要因の整理」より、抽出した以下の要因である。

(1) 設備の要因(6.2より抽出)

洗浄ドレン受タンクは、通常操作時の洗浄廃液(希釈運転後の洗浄廃液)に対して洗浄操作を実施した場合においても、約5kgの樹脂が含まれた状態で建屋内排水系に排水される設備であった。

(2) 運転操作の要因(6.4より抽出)

- ①警報処置手順書の処置を実施するための具体的な運転操作手順の不足
- ②警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)の役割と権限が不明確
- ③警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)から廃棄物管理課長への報告事項が不明確
- ④警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課長の確認・判断すべき事項が不明確
- ⑤運転操作手順書の使用方法に関する社内規定の記載内容が不明確

⑥洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運転操作手順書の不備(前提条件の記載なし)

8 保護装置の種類及び動作状況

なし。

9 放射能の影響

なし。

10 被害者

なし。

11 他に及ぼした障害

なし。

12 復旧の日時

平成 29 年 7 月 24 日

(保安規定第 93 条に基づき実施した特別措置の原因となった堆積物の回収が完了 した日)

13 再発防止対策

7(1),(2)で抽出した設備の要因及び運転操作の要因に対して,以下のとおり再発防止対策を実施する。

(1) 設備の要因に対する再発防止対策

ア 洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運用変更

洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系への排水を防止するため、洗浄ドレン受タンクのドレン弁2個を「常時閉」運用とする。また、運転操作手順書のうち、洗浄ドレンタンク内の残水を建屋内排水系に自動排水する手順を削除するとともに、自動排水する操作を実施できない処置を講じる。

なお,洗浄ドレン受タンクの点検時には,タンク内の残水を仮設設備により粉 末樹脂受入槽又は濃縮廃液受入タンクへ移送することを社内規定に定め,工事要 領書等に反映する。

<実施状況> 実施済

添付資料68

(2) 運転操作の要因に対する再発防止対策

ア 警報処置手順書の処置を実施可能な手順書の作成(要因①に対する対策) 警報処置手順書の処置内容に具体的な手順、補足説明等を追加するとともに、 設備を安定した状態にするための手順書として、設備非常停止運転操作手順書を 新規制定する。

< 実施状況> 「乾燥機・B圧力高」警報処置手順書:実施済 乾燥機の設備非常停止運転操作手順書:実施済 その他設備の手順書:平成30年度末までに実施

イ 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)の役割と権限の明確 化(要因②に対する対策)

設備不具合発生時における行動フロー、確認・報告事項、役割と権限等をまとめた異常時の対応ガイドを作成し、社内規定に反映する。

<実施状況> 実施済

ウ 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課長の確認事項及び廃棄物管理課副 長(当直)の報告事項の明確化(要因③、④に対する対策)

設備不具合発生時における行動フロー、確認・報告事項、役割と権限等をまとめた異常時の対応ガイドを作成し、社内規定に反映する。

<実施状況> 実施済

エ 廃棄物管理課副長 (当直) に対する警報点灯時 (異常時) の対応訓練の実施 (要因①から④に対する対策)

廃棄物管理課副長(当直)があらかじめ作成したシナリオに対して,異常時の 対応ガイドに従い対応できることを確認する。

<実施状況> 平成30年4月から開始,頻度:1回/半期

オ 運転操作手順書の使用方法に関する社内規定の記載の明確化(要因⑤に対する 対策)

社内規定に「手順書どおりの操作」の詳細な説明を追加し、運転操作手順書の一部流用は該当しないことを明確化する。

<実施状況> 実施済

カ 協力会社社員に対する運転操作手順書の使用方法に関する教育の実施(要因⑤ に対する対策)

協力会社社員に対して運転操作手順書の使用方法に関する教育を実施する。

<実施状況> 初回実施済,頻度:1回/年度

- キ 洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運用変更 (要因⑥に対する対策)
 - 13(1)設備の要因に対する対策と同様。

添付資料69,70,71,72,73

(3) 再発防止対策の実施による安全文化の醸成への寄与

要因分析において確認した以下の事実から、NRW の運転を管理する当社社員に対して、自身の役割に対する責任を果たす姿勢をさらに高める必要があると考える。

ア 要因分析において確認した事実

- ①NRWの運転操作は、試運転時より協力会社へ委託しており、協力会社社員は、これまでの運転経験からNRWの運転操作を適切に実施することができ、NRWの運転操作に関する様々な運転経験も蓄積している。
- ②廃棄物管理課副長(当直)は、NRWの運転に関する管理・監督を実施するため、NRWの設備知識及び異常時の処置を含む操作知識の教育を受け、「NRWの運転管理、監視及び異常時の対応操作の概要を把握し協力会社社員に適切な業務依頼ができること」という力量を有している。ただし、NRWの運転操作を協力会社へ委託していることから、ポンプの起動停止や弁の開閉といった実操作を実施することはない。
- ③廃棄物管理課長は、主に NRW の運転及び保守管理並びに放射性固体廃棄物の管理に関する業務を実施しているが、廃棄物管理課副長(当直)と同様に NRW の実操作を実施することはない。

イ 確認した事実からの考察

廃棄物管理課副長(当直)は、NRWの実操作を実施することはないため、運転操作に精通し、様々な運転経験を持つ協力会社社員に対して、NRWの操作に係る提言については疑うことなく頼るといった協力会社社員への依存心が高まったものと推定している。また、廃棄物管理課長は、力量(NRWの運転管理、監視及び異常時の対応操作の概要を把握し協力会社社員に適切な業務依頼ができること)を有した者を廃棄物管理課副長(当直)として登用していること及びNRWの実操作を実施することはない。このため、NRWの操作に係ることについては廃棄物管理課副長(当直)に任せておけば問題ないと考え、NRWの運転操作の責任者という役割に対して責任を果たすことができなかったと推定している。

ウ 安全文化の醸成に対する再発防止対策の有効性

13(2)に記載した運転操作の要因に対する対策イ,ウ,工を実施することにより,廃棄物管理課副長(当直)及び廃棄物管理課長は,自身の役割について

理解を深め、自身の役割に対する責任を果たす姿勢を醸成することができるため、 さらなる安全文化の醸成に対して寄与するものと考える。

- ▶ 運転操作の要因に対する再発防止対策 イ 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)の役割と権限の明確 化
- ▶ 運転操作の要因に対する再発防止対策 ウ 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課長の確認事項及び廃棄物管理課副 長(当直)の報告事項の明確化
- ▶ 運転操作の要因に対する再発防止対策 エ 廃棄物管理課副長(当直)に対する警報点灯時(異常時)の対応訓練の実施

(4)他の運転操作・機器への水平展開

本事象の原因を踏まえ、水平展開対象の抽出フローを運転操作(運転操作における建屋内排水系への排水)と保守点検(保守点検時における建屋内排水系への排水)に分けて作成し、そのフローに従い水平展開対象の運転操作・機器を抽出した。 抽出した運転操作・機器に対して、以下の分類で対策を実施する。

- ア本事象と同様に自動操作により建屋内排水系に排水される運転操作については、 インターロックの改造又は運転操作の削除等を実施し、自動操作による排水を 防止する。ただし、液体廃棄物処理系への排水基準値以内であることを確認で きる場合には、十分に希釈したうえで排水する。
- イ 手動操作による排水(運転操作及び保守点検)については、濃縮廃液の場合は、 サンプルの採取、測定を実施し、液体廃棄物処理系への排水基準値以内となる よう必要に応じて希釈したうえで排水する。また、固形物(粉末樹脂,粒状樹 脂及び活性炭)を含む廃液の場合は、排水枡にフィルタを取り付けることによ り、固形物を回収したうえで排水する。

添付資料74

(5) その他の改善事項

本事象発生時の対応のうち、放射線管理面における対応に関して、一部改善事項を見出したことから、以下の事項について改善を実施した。

ア 放射線防護装備の見直し

(ア) 問題点

本事象発生時の対応(5.1に記載)においては、間接法による堆積物の表面 汚染密度測定結果(0.7Bq/cm²)から、放射線管理課長は、空気中の放射性物質濃 度は低く全面マスクを着用する必要はないと判断し、身体汚染防止及び汚染範囲 の拡大防止の観点から、シューズカバー及びゴム手袋の追加着用を指示した。

しかし、堆積物は粉状の物質であり間接法では表面汚染密度を正確に測定することができなかったこと及び気流や対応者の動きの影響により粉状の堆積物が空中へ舞い上がる可能性があったことを考慮すると、内部被ばくのリスク低減の観点から、より安全な放射線防護装備について配慮するべきであった。

(イ) 改善内容

内部被ばくのリスク低減の観点から、漏えい発見時における放射線防護装備を、漏えい物の性状に応じた防護装備とすることとし、空気中に放射性物質が拡散するおそれがないと判断できる場合を除き、全面マスクを着用する運用に見直した。本事象で確認した粉状の堆積物のように空気中へ拡散するおそれがある漏えい物の場合は、全面マスクを追加着用することとした。本内容について社内規定に反映した。

イ 体外計測法(ホールボディカウンタ)による内部被ばく評価について

(ア) 問題点

吸入摂取及び経口摂取による内部被ばくの評価については、体表面モニタによる汚染測定により顔面に汚染が検出され、かつ鼻腔スミヤにより汚染を検出した場合に、対外計測法による測定を実施し内部被ばくの有無を確認・評価することを被ばく管理に関する社内規定に規定している。

本事象においては、5.6に記載したとおり初期対応者は体表面モニタによる身体汚染検査おいて汚染が検出されていないことから、内部被ばくはないと評価した。しかし、5.3に記載の粉状の堆積物発見から立入制限の実施及び管理区域の細区分の変更(D区域)までの期間、全面マスクの着用を指示していなかったことから、放射線管理課長の判断で、体外計測法による測定も実施し、内部被ばくがないことを確認した。

(イ) 改善内容

内部被ばくの評価に関しては、被ばく管理に関する社内規定に規定している内部被ばくの評価手法(イ(ア)に記載)により十分管理できているものの、全面マスクを着用せずに汚染箇所に近づくおそれがある漏えいの発見者等について、発見者等の安全・安心確保のため、本事象の対応と同様に放射線管理課長の判断により、体外計測法による内部被ばくの評価も実施することとした。本内容について社内規定に反映した。

14 平成30年1月18日に発生した事象

14.1 事象の状況

平成30年1月18日11時00分頃,協力会社社員が換気系主排気フィルタ(A) 点検のため,NRW-I2階(管理区域)に設置された換気系主排気ユニット(A)内に入域したところ,排水枡まわりの床面に粒状の堆積物を発見した。その後,当社の放射線管理課員が現場を確認したところ,当該箇所に堆積物(約130cm×約80cm)を確認した。

堆積物の表面汚染密度を測定した結果,105Bq/cm²であり,保安規定第93条に定める管理区域内における特別措置が必要な基準である40Bq/cm²を超えたため,14時00分から14時28分にかけて,当該ユニット(A)(B)内に対して特別措置を講じた。

その後,18時26分から18時50分にかけて堆積物を回収(重量:約5.6kg)するとともに、当該ユニット(A)(B)内の排水枡2箇所に閉止蓋を取り付けた。

本事象に伴う外部への放射性物質による影響はなかった。

本事象については,実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条に基づき,事故故障等の報告事象に該当する旨,事象の状況及び処置を原子力規制委員会へ報告**14している。

14.2 平成29年5月2日に発生した事象との関連性

本事象において回収した排水枡まわりの堆積物の性状を確認するため、走査型電子顕微鏡にて観察及び定性分析を行った結果、堆積物は粒状樹脂であることを確認した。また、換気系主排気ユニット(A)内に設置されている排水枡に繋がる建屋内排水系配管内の状態を確認する過程で、当該建屋内排水系配管が廃棄物減容処理装置床ドレン系、薬液ドレン系ライザー線図及び廃棄物減容処理装置建屋内排水系配管図(以下「図面」という。)と異なる建屋内排水系配管に接続していることを確認した。このことから、平成29年5月2日に発生した事象とは別の原因で建屋内排水系配管内に粒状樹脂が流入する可能性の有無**15を含め、排水枡まわりに粒状樹脂が堆積した原因調査を開始した。

これまでの調査結果から、本事象において粒状樹脂の堆積を確認した排水枡は、図面と異なり平成29年5月2日に発生した事象の際に粒状樹脂が堆積していた建屋内排水系配管と接続していること、建屋内排水系配管への粒状樹脂の流入源は、平成29年5月2日に発生した事象と同様に洗浄ドレン受タンクのみであること、及び本事象

^{※14} 事象発生後,直ちに実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条第 10 号に定める報告事象 に該当する旨を報告するとともに、平成 30 年 1 月 26 日に「浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋 (第 1 建屋) 2 階における放射性物質を含む堆積物の確認に伴う立入制限区域の設定について」(本原 原発第 40 号)により事象の状況及び処置を報告している。

^{※15} 本事象において堆積物を確認した排水枡と繋がる建屋内排水系配管に図面との相違があり、他の流入源 となるものがないかという観点で確認を行う。なお、平成29年5月2日に発生した事象において調査 した結果では、洗浄ドレン受タンクからの粒状樹脂の排出実績は1回のみであることを確認している。

において確認した排水枡まわりに堆積した粒状樹脂と平成29年5月2日に発生した 事象において確認した排水枡まわりに堆積した粒状樹脂の性状は、いずれも平成29 年4月6日の洗浄操作により洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系配管に排水した粒 状樹脂と同一であることを確認した。

以上のことから、本事象において確認した排水枡まわりの粒状樹脂は、平成29年4月6日の洗浄操作により洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系配管に排水した粒状樹脂が何らかの原因により堆積したものであると推定した。

添付資料 7 5, 7 6, 7 7

14.3 原因調査の状況

本事象において確認した排水枡まわりの粒状樹脂は、平成29年4月6日の洗浄操作により洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系配管に排水した粒状樹脂と同一であること、並びに平成29年5月2日に発生した事象における建屋内排水系配管の内部調査で建屋地下1階及び地下2階にのみ堆積物を確認していたことから、建屋地下1階及び地下2階の建屋内排水系配管内に堆積していた粒状樹脂が、閉止措置を実施していなかった建屋2階の換気系主排気ユニット(A)内に設置されている排水枡まわりに移動した原因を調査している。以下に、これまでの調査結果及び今後の調査内容を示す。

平成29年5月2日に発生した事象における対応は表7に示すとおりであり、建屋内排水系配管の内部調査を実施した後に、排水枡への閉止措置を実施し、その後、建屋内排水系配管の内部調査により確認した範囲の堆積物は回収が完了したことを確認していた。一方、本事象における建屋内排水系配管の内部調査で、平成29年5月2日に発生した事象における建屋内排水系配管の内部調査では堆積物がないことを確認した範囲を含めて、建屋内排水系配管内に堆積物が残存していることを確認した。

なお、建屋内排水系配管内に残存していた堆積物は、回収(重量:約2.4kg)した。加えて、CCDカメラを用いた建屋内排水系配管の内部調査方法及び真空掃除機を用いた堆積物の回収方法の影響、並びに排水枡の位置関係、配管の詰まり及び多量の排水による水流の影響により、建屋地下1階及び地下2階の建屋内排水系配管内に堆積していた粒状樹脂が、閉止措置を実施していなかった建屋2階の換気系主排気ユニット(A)内に設置されている排水枡まわりに移動した可能性がないことを確認した。

以上のことから、排水枡への閉止措置の実施又は堆積物の回収のために一時的に閉止措置の一部を解除した際に、換気空調系が運転状態であったことによって、建屋内排水系配管内の気流が変化する可能性があり、その影響により、建屋地下1階及び地下2階の建屋内排水系配管内に堆積していた粒状樹脂が、閉止措置を実施していなかった建屋2階の換気系主排気ユニット(A)内に設置されている排水枡まわりに移動したと推定した。

表 7 平成 29 年 5 月 2 日に発生した事象における対応

時期	実施内容	建屋内排水系配管内部の 堆積物の確認状況
平成 29 年 4 月 6 日	洗浄ドレン受タンクの洗浄操作 により粒状樹脂が建屋内排水系 配管に流入	
平成 29 年 5 月 2 日	地下 2 階の 5 箇所の排水枡まわりに堆積物を確認	_
平成 29 年 5 月 5 日 ~5 月 29 日	建屋内排水系配管の内部調査	地下1階及び地下2階に堆積 物を確認
平成 29 年 5 月 31 日 ~6 月 7 日	排水枡への閉止措置の実施(ただし,換気系主排気ユニット(A)(B)内の排水枡2箇所には取り付けていなかった。)	_
平成 29 年 6 月 13 日 ~7 月 24 日	建屋内排水系配管の内部調査で確認した範囲の堆積物の回収 (堆積物の回収のために一時的に閉止措置の一部を解除)	建屋内排水系配管の内部調査で確認した範囲の堆積物を全て回収したことを確認 建屋内排水系配管の内部調査で確認した範囲以外の確認は実施していない

今後,平成29年5月2日に発生した事象の際の排水枡への閉止措置の実施状況及び換気空調系の運転状況を模擬し,建屋内排水系配管内の気流の変化を確認するとともに,確認した気流が建屋内排水系配管内に堆積していた粒状樹脂を移動させうるものであることを確認する。

以上の調査結果を踏まえ、本事象の発生メカニズムの推定を行う。

また、本事象の発生メカニズムを踏まえ、平成29年5月2日に発生した事象の際の対応について妥当性を確認するとともに、原因を調査し、対策を検討する。

加えて,本事象に係る調査の過程で確認した現場の配管施工と図面の相違についても,原因を調査し,対策の検討及び水平展開を行う。

添付資料 2 2, 2 7, 2 9, 7 7

15 添付資料一覧

添付資料1 浜岡原子力発電所 構内配置図

添付資料 2 機器配置図

添付資料3 粉状の堆積物の状況

添付資料4 排気筒ガスモニタチャート

添付資料 5 排気筒ダストモニタチャート

添付資料6 エリア放射線モニタチャート

添付資料 7 建屋ダスト放射線モニタチャート

添付資料8 モニタリングポストチャート

添付資料 9 事象の時系列

添付資料10 事象発生時の放射線管理に係る時系列

添付資料11 表面汚染密度の測定①

添付資料12 線量当量率及び表面汚染密度の測定①

添付資料13 空気中放射性物質濃度の測定

添付資料14 表面汚染密度の測定②

添付資料15 線量当量率及び表面汚染密度の測定②

添付資料16 表面汚染密度の測定③

添付資料17 管理区域に係る基準

添付資料18 エリア区画の時系列

添付資料19 堆積物の分析結果

添付資料20 除染作業後の線量当量率及び表面汚染密度の測定

添付資料21 除染作業後の空気中放射性物質濃度の測定

添付資料22 安全措置に係る時系列

添付資料23 作業時における放射線環境測定結果

添付資料24 作業エリアの区画状況等

添付資料25 差圧監視結果

添付資料26 安全措置に係る放射線測定・監視結果

添付資料27 建屋内排水系配管の内部調査

添付資料28 排水枡への閉止蓋取付状況

添付資料29 建屋内排水系配管内堆積物の回収

添付資料30 本事象に係る対応者の放射線管理状況

添付資料31 廃棄物減容処理装置床ドレン系,薬液ドレン系 ライザー線図

添付資料32 系統概要図

添付資料33 運転操作による建屋内排水系への排水実績調査結果

添付資料34 点検作業による建屋内排水系への排水実績調査結果

添付資料35 要因分析図

添付資料36 復水系粉末樹脂放出混合ポンプの設計調査結果

- 添付資料37 復水系粉末樹脂放出混合ポンプの保守実績調査結果
- 添付資料38 復水系粉末樹脂ブースタポンプの設計調査結果
- 添付資料39 復水系粉末樹脂ブースタポンプの保守実績調査結果
- 添付資料40 乾燥機給液ポンプの設計調査結果
- 添付資料41 乾燥機給液ポンプの保守実績調査結果
- 添付資料42 乾燥機及び乾燥機スクリューフィーダの設計調査結果
- 添付資料43 乾燥機及び乾燥機スクリューフィーダの保守実績調査結果
- 添付資料44 洗浄ドレン移送ポンプの設計調査結果
- 添付資料45 洗浄ドレン移送ポンプの保守実績調査結果
- 添付資料46 洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系への排水に含まれる樹脂濃度 の調査結果
- 添付資料47 廃液の移送先変更による影響調査結果
- 添付資料48 建屋内排水系配管内の詰まり状況調査結果
- 添付資料49 薬液床ドレンサンプタンク(B)レベルの設計調査結果
- 添付資料50 薬液床ドレンサンプタンク(B)レベル計の保守実績調査結果等
- 添付資料51 粉末樹脂受入槽へ受入れる廃液の樹脂濃度の設計及び実績調査結果
- 添付資料52 洗浄ドレン受タンクへの廃液の流入実績調査結果
- 添付資料53 洗浄ドレン受タンク洗浄手順及びその根拠の調査結果
- 添付資料54 洗浄ドレン受タンクの洗浄操作について
- 添付資料55 運転操作体制図
- 添付資料 5 6 乾燥機 (B) 運転操作 概要図
- 添付資料57 廃棄物管理課副長(当直)の力量
- 添付資料58 協力会社社員の力量
- 添付資料59 事象関連図
- 添付資料60 「乾燥機・B圧力高」警報処置手順書
- 添付資料61 要因関連図
- 添付資料62 原因分析結果の整理表(問題点,要因)
- 添付資料63 建屋内排水系配管内からの粒状樹脂の噴き上がりに関する調査結果
- 添付資料64 粉末樹脂濃度及び粉末樹脂量の調査結果
- 添付資料65 事象発生の推定メカニズム
- 添付資料66 排水枡からの樹脂噴き上がりメカニズム
- 添付資料67 粒状樹脂及び粉末樹脂の沈降速度の比較調査結果
- 添付資料68 洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運用変更
- 添付資料69 運転操作の要因に対する再発防止対策
- 添付資料70 警報処置手順書の充実及び設備停止手順の新規制定
- 添付資料71 異常時の対応ガイド
- 添付資料 7 2 異常時の対応訓練
- 添付資料73 運転操作手順書の使用方法に関する社内規定の変更及び教育の実施

添付資料74 水平展開対象の操作・機器の抽出結果及び対策

添付資料 7 5 平成 30 年 1 月 18 日に発生した事象との関連性について

添付資料76 粒状樹脂の性状確認

添付資料 7 7 図面にない新たな接続先による粒状樹脂の流入源特定調査

16 参考資料一覧

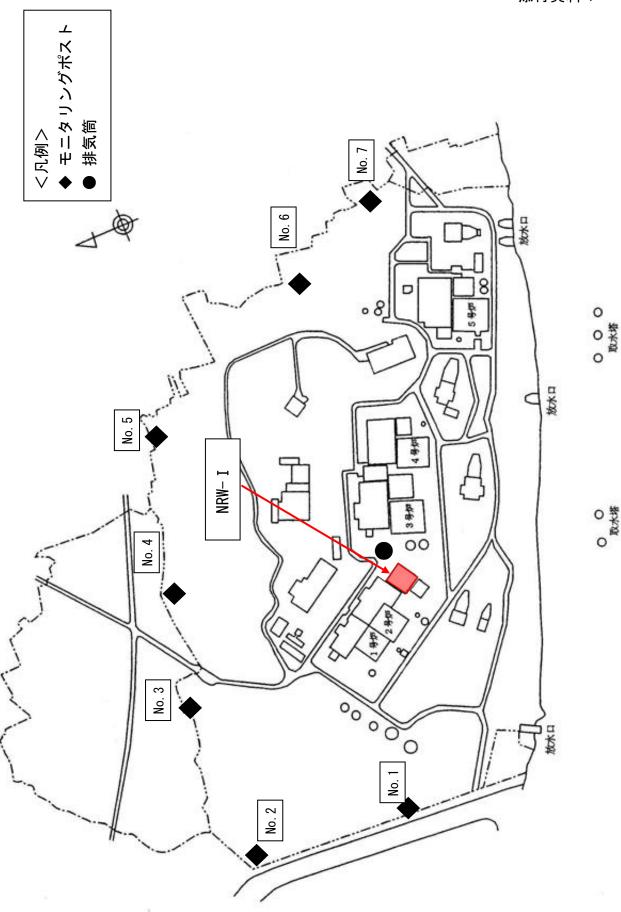
参考資料1 通常運転時と事象発生時の運転操作の比較

17 関連図書

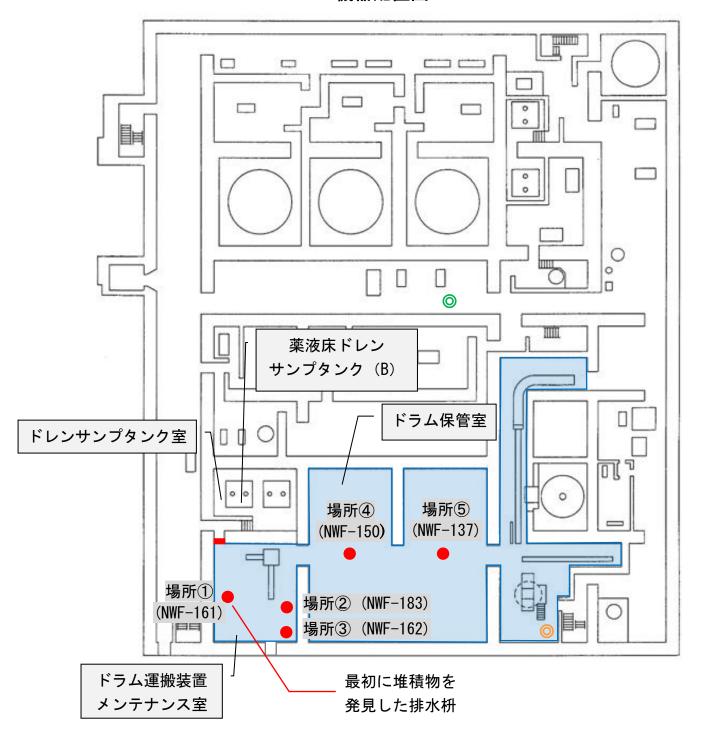
・発電用原子炉施設故障等報告書 浜岡原子力発電所 廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)2階における放射性物質を含む堆積物の確認に伴う立入制限区域の設定について(本原原発第40号 平成30年1月26日)

以上

浜岡原子力発電所 構内配置図



機器配置図



●:粉状の堆積物を確認した排水枡

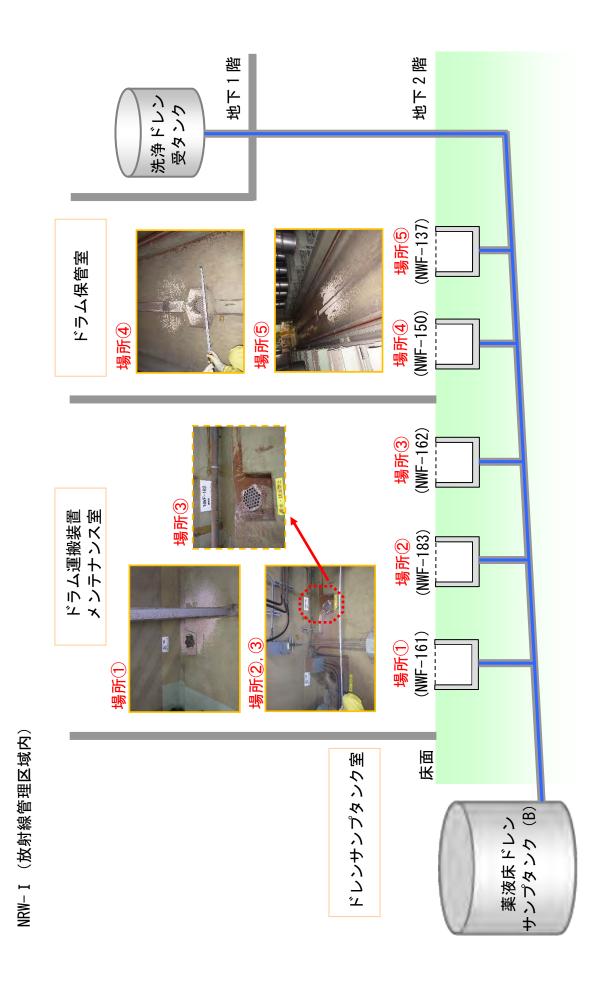
○:エリア放射線モニタ及び建屋ダスト放射線モニタ(地下2階通路)○:エリア放射線モニタ及び建屋ダスト放射線モニタ(焼却炉灰取出室)

■:ドラム運搬装置メンテナンス室とドレンサンプタンク室間の扉

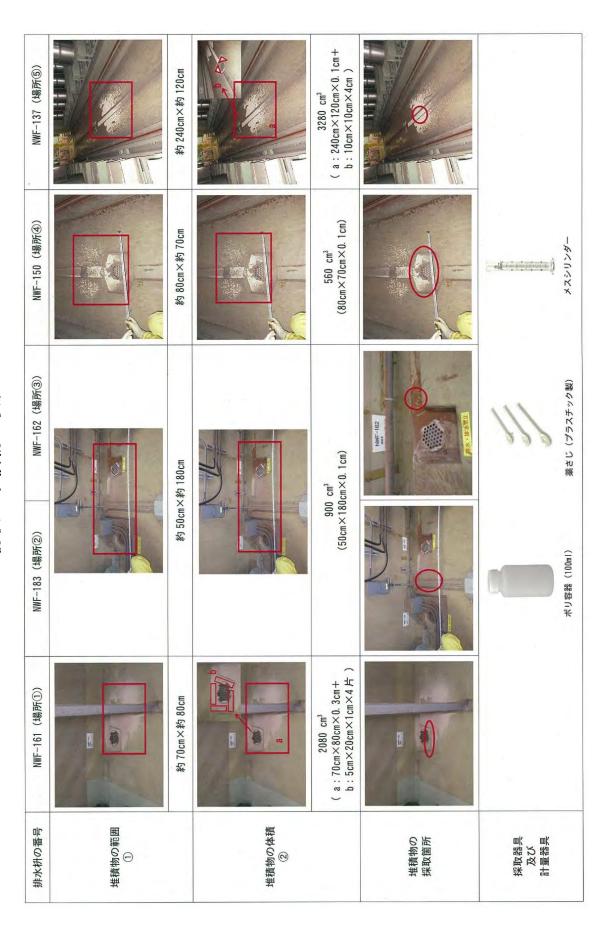
: 負圧管理エリア

NRW-I 地下2階

粉状の堆積物の状況



粉状の堆積物の状況



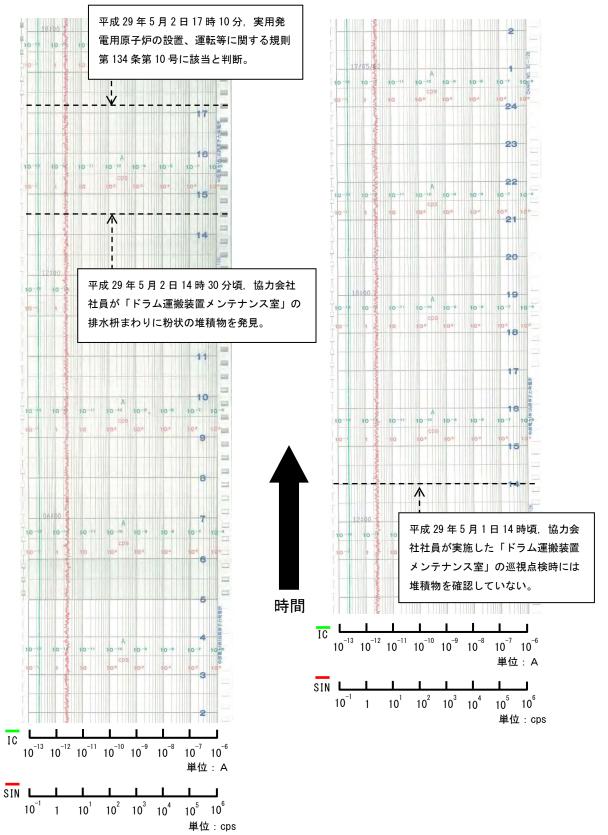
粉状の堆積物の状況

排水枡の番号	NWF-161 (場所①)	NWF-183 (場所②))	NWF-162 (場所③)	NWF-150 (場所(4))	
採取した推積物					
	粒状樹脂	粉末樹脂	粉末樹脂	粒状樹脂	
分析装置			波高分析装置		
放射能濃度①	(検出核種) ・ Co-60:378.6028 Bq/cm³	(検出核種) • Co-60 : 291.3707 Bq/cm² • Cs-137 : 4,122823 Bq/cm² = 295,493523 Bq/cm³	(検出核種) • Co-60 : 66.44998 Bq/cm² • Cs-137 : 5.863359 Bq/cm² = 72.313339 Bq/cm²	(検出核種) · Co-60: 739.1500 Bq/cm² · Mn-54: 4.567024 Bq/cm² = 743.717024 Bq/cm³	(検出核種) • Co-60:524.3523 Bq/cm³ • Mn-54:2.312321 Bq/cm³ = 526.664621 Bq/cm³
	380 Bq/cm³	300 Bq/cm ³	72 Bq/cm³	740 Bq/cm ³	530 Bq/cm ³
堆積物の範囲 ②	約 70cm×約 80cm	約 50cm ×	¥5 50cm × ≱⊴ 180cm	养9 80cm×养5 70cm	約 240cm×約 120cm
堆積物の体積 ③	2080 cm³ (a : 70cm×80cm×0.3cm+ b : 5cm×20cm×1cm×4 片)	900 cm³ (50cm×180cm×	900 cm³ (50cm×180cm×0.1cm)	560 cm³ (80cm×70cm×0.1cm)	3280 cm³ (a : 240cm ×120cm × 0.1cm+b : 10cm × 10cm × 4cm)
放射能量 ④ (①×③)	380 × 2080 = 790400 Bq 7.9 × 10 ⁵ Bq	300 × 900=270000 Bq 2. 7 × 10⁵ Bq	1	740×560=414400 Bq 4.1×10 ⁵ Bq	530×3280=1738400 Bq 1.7×10° Bq
表面污染密度 ④÷②	7. $9 \times 10^5 \div (70 \times 80) = 141.07$ 141 Bq/cm ²	2. $7 \times 10^5 \div (50 \times 180) = 30.00$ 30 Bq/cm ²	Ī	4. $1 \times 10^5 \div (80 \times 70) = 73.21$ 73 Bq/cm²	1.7×10 6 ÷ (240×120) =59.03 59 Bq/cm ²

放射能量(合計): 3.2×10°Bq

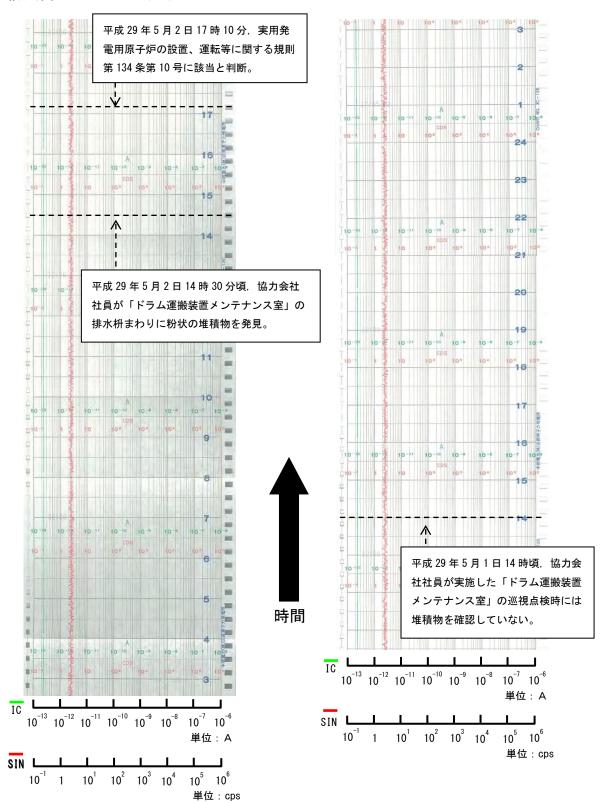
排気筒ガスモニタチャート

排気筒ガスモニタ(A)チャート

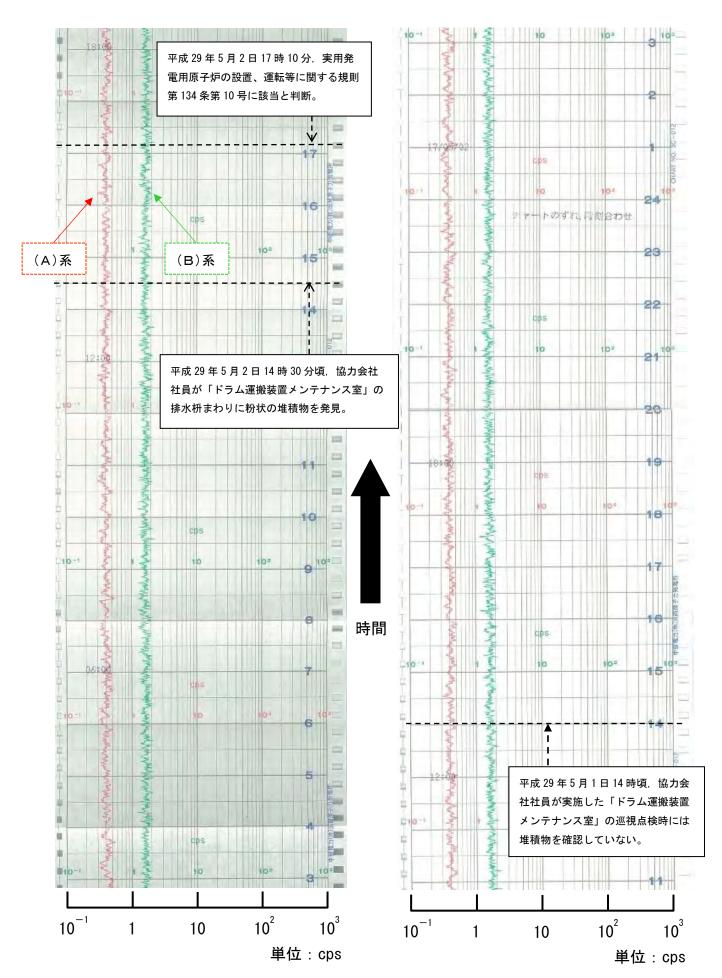


排気筒ガスモニタチャート

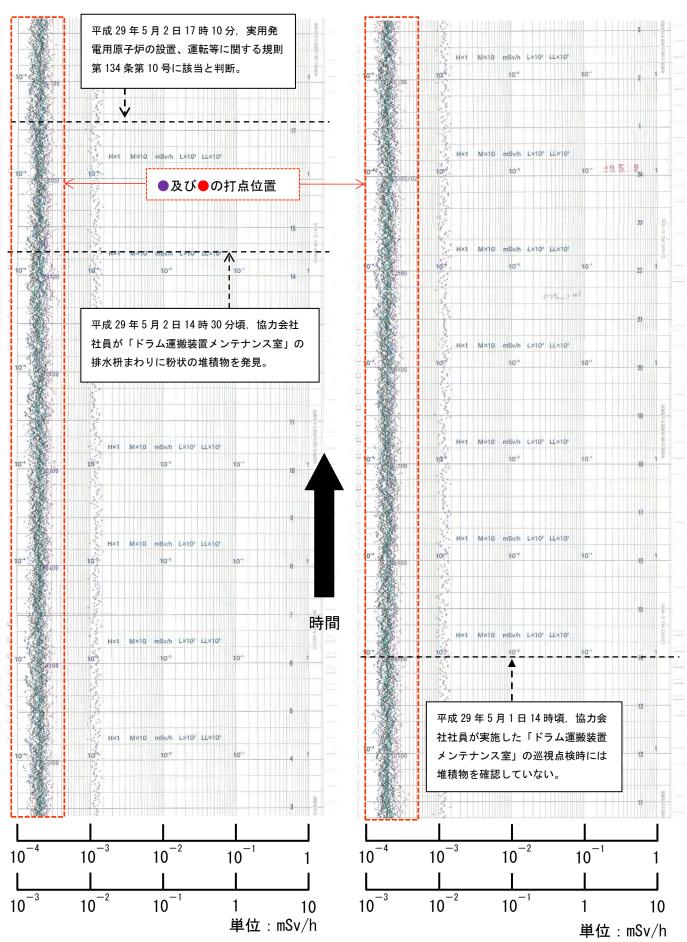
排気筒ガスモニタ(B)チャート



排気筒ダストモニタチャート

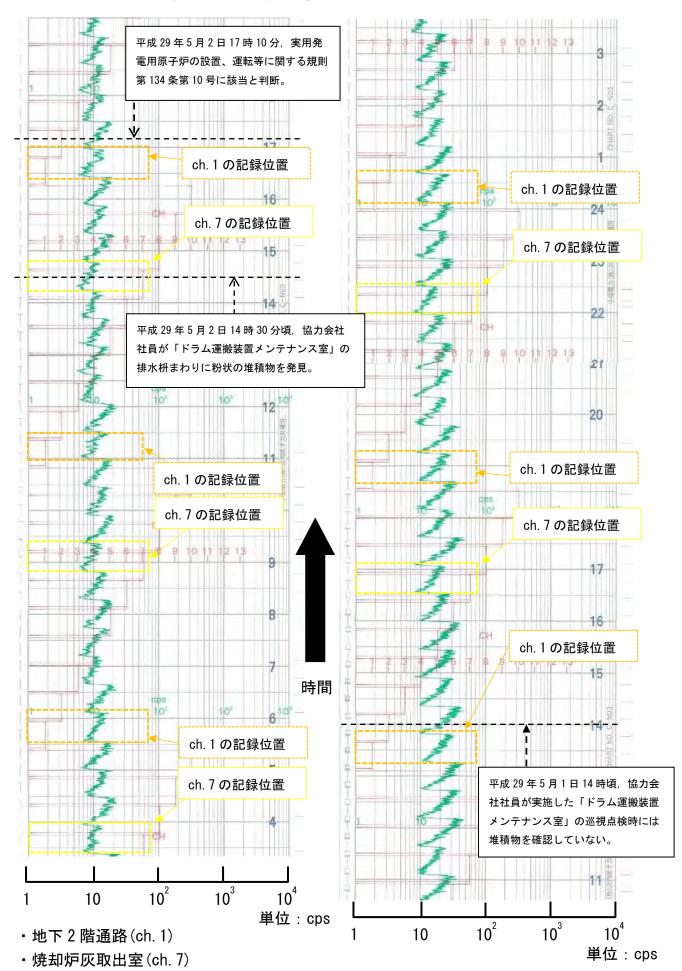


エリア放射線モニタチャート



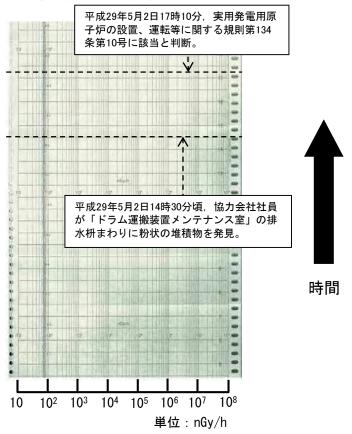
- 地下 2 階通路(ch. 1)(測定範囲: 10⁻⁴~1 mSv/h)
- 焼却炉灰取出室(ch.2) (測定範囲:10⁻³~10 mSv/h)

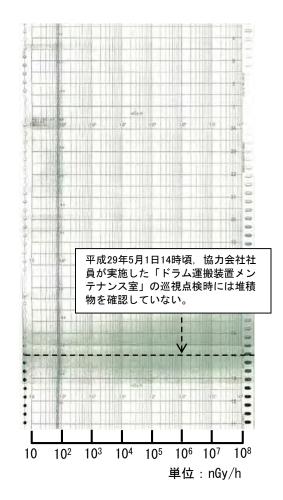
建屋ダスト放射線モニタチャート



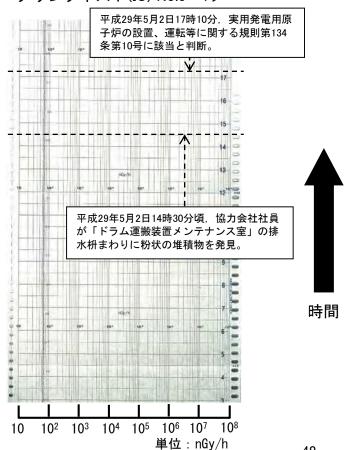
モニタリングポストチャート

<モニタリングポスト(IC) No.1~4>





<モニタリングポスト(IC) No.5~7>

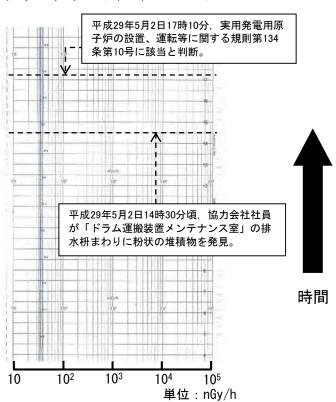


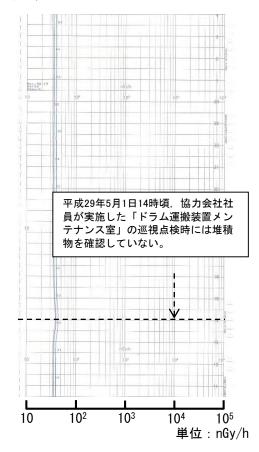
48



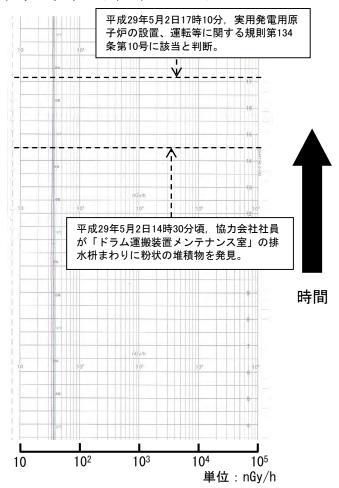
モニタリングポストチャート

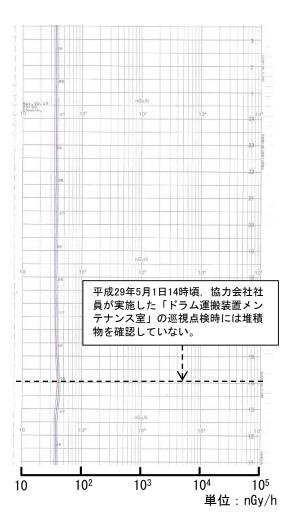
<モニタリングポスト(NaI) No.1~4>





<モニタリングポスト(NaI) No.5~7>





事象の時系列

日時	内容
5月2日	NRW-I地下2階ドラム運搬装置メンテナンス室において,
14 時 30 分頃	協力会社社員が排水枡まわりの床面(場所①)に粉状の堆
	積物を発見し、廃棄物管理課副長(当直)に報告。その後、
	当社社員が現場を確認し、当該箇所に粉状の堆積物を確認。
15 時 35 分頃	協力会社社員が、NRW-I地下2階の他の排水枡を確認した
	結果, ドラム運搬装置メンテナンス室 2 箇所 (場所②, ③),
	ドラム保管室2箇所(場所④,⑤)(最初の発見箇所と併せ
	て計 5 箇所)で同様の堆積物を発見し、廃棄物管理課副長
	(当直)に報告。その後、当社社員が現場を確認し、当該箇
	所に粉状の堆積物を確認。
15 時 59 分	運転情報「表 1-2 管理区域内において、放射性物質を含む
	機器等からの水の漏えいを発見したとき。」に係るお知らせ
	を実施。
16 時 30 分	見切に発見した推動の批射化準度測定を実施
~17 時 04 分	最初に発見した堆積物の放射能濃度測定を実施。
17 時 10 分	以下の1から3の状況から、保安規定第93条「管理区域内
	における特別措置」が必要と判断し、場所①を 1D 区域*に
	設定を変更。
	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条第
	10号に該当すると判断。
	1 最初に堆積物を発見した箇所での表面汚染密度が「空気
	中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそ
	れのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に
	係る値 (4Bq/cm²) の 10 倍」を超え,141Bq/cm² であった
	こと。
	2 その後の現場調査により、堆積物が新たに4箇所発見さ
	れたこと。
	3 今回の事象の原因が特定できておらず,事象収束に至っ
	たと判断できないこと。
18 時 08 分	トラブル速報(第 1 報)を発信。原子力規制庁へ報告及び
~18 時 32 分	安全協定に基づく通報を実施。
18 時 25 分	その他の箇所(場所②, ③, ④, ⑤)を 1D 区域又は 3D 区
	域に設定を変更。(保安規定第 93 条の措置)
18 時 40 分	│ │5
~19 時 20 分	
21 時 11 分	トラブル速報(訂正版)を発信。
5月3日	 堆積物を確認した 5 箇所の除染作業を実施。
15 時 45 分	(保安規定第98条の措置)
~17 時 15 分	(かろがたお *** 本や月巨/

[※] 管理区域の細区分を示す記号は、添付資料17を参照。

事象発生時の放射線管理に係る時系列

時刻	対応者	対応事項	現場における放射線管理内容	備寿
п С	協力会社社員 A	・NRW-I地下2階(放射線管理区域内)ドラム運搬装置メンテナンス室の床面(場所①)に粉状の堆積物を発見・その後,当社社員Aが当該箇所に粉状の堆積物(約 70cm×約 80cm)を確認		
7月2日14時30分頃	協力会社放射線管理員 A	・堆積物の表面汚染密度を間接法により測定		
· · · · · ·	協力会社社員 A	・廃棄物管理課副長(当直)に堆積物があること及び 0. JBq/cm²の汚染があることを報告		
	廃棄物管理課副長(当直)	・社内通報連絡部署へ報告→社内関係各課へ連絡		
5月2日 14時35分	放射線管理課長	・エリア・ダストデータ収集システムにより,NRW-1地下2階に設置されたエリア放射線モニタ値及び建屋ダスト放射線モニタ値及び建屋ダスト放射線モニタ値(トレンド表示)を確認し、有意な変動がないことを確認・汚染発生に伴う初期対応のため、当社社員 B,C 及び協力会社放射線管理員 B,C を現場へ派遣		
5月2日14時40分頃	協力会社放射線管理員 B, C	・ドラム運搬装置メンテナンス室前から階段室前までの 床面に汚染が拡大していないことを確認するため、間接 法による表面汚染密度測定を実施 ◆測定結果:検出限界未満 (<2×10 ⁻² Bq/cm²)	・身体汚染防止及び汚染拡大 防止のため、ドラム運搬装置 メンテナンス室内をシュー ズカバー及びゴム手袋着用 エリアに設定	添付資料 1 1
		・ドラム運搬装置メンテナンス室入口をテープ等で区画	・関係者以外の立ち入り制限 実施	添付資料18
5月2日 14時50分 ~15時10分	協力会社放射線管理員B, C	・ドラム運搬装置メンテナンス室(場所①近傍)の放射線 状況を把握するため、雰囲気線量当量率測定及び間接法 による表面汚染密度測定を実施 ◆測定結果: 雰囲気線量当量率:0.0080mSv/h(最大値) 表面汚染密度:7×10 ⁻ Bq/cm²(最大値) (間接法による測定)		添付資料12

事象発生時の放射線管理に係る時系列

垂水	添付資料 1 3	添付資料17添付資料18		添付資料3		添付資料14
現場における放射線管理内容		・ドラム運搬装置メンテナン ス室内 (場所①近傍) 立ち入 り時の青長靴及びゴム手袋 着用を指示 ・関係者以外の立ち入り制限 実施 (継続) ・内部被ばく防止対策を講じ ていることから, 追加の防護 指示なし		・青長靴及びゴム手袋着用指 示 (継続)		
对応事項	- •	・ドラム運搬装置メンテナンス室(場所①近傍)の線量当 量率,表面汚染密度及び空気中放射性物質濃度の測定結 果より,管理区域の細区分に係る基準に基づきドラム運 搬装置メンテナンス室内(場所①近傍)を青長靴及びゴ ム手袋着用エリアに変更 ・排水枡からの噴き上がりを抑制するため,ドラム運搬装 置メンテナンス室とドレンサンプタンク室の間の扉を 開放し,圧力差の低減措置を実施(ダスト発生防止) ・他エリアへの汚染の拡大を防止するため,協力会社社員 A,協力会社放射線管理員A,B及びCの靴裏に汚染が検 出されないことを確認	·現場到着	・ドラム運搬装置メンテナンス室(場所①近傍)の堆積物 の範囲及び形状を考慮して堆積物の一部をポリ容器に 採取	・NRW-I地下2階の他の排水枡4箇所(場所②から⑤)に粉状の堆積物を発見したため,廃棄物管理課副長(当直)に報告・その後,当社社員 E が当該箇所 4 箇所で粉状の堆積物(場所②)(③)約50cm×約180cm,場所④:約80cm×約70cm,場所⑤:約240cm×約120cm)を確認	・堆積物が確認された排水枡(場所①から⑤)と配管で繋がっている NRW-I地下2階に設置された排水枡まわりに汚染がないことを確認するため、19箇所の排水枡表面及び排水枡周辺床面について間接法による表面汚染密度測定を実施
对応者	協力会社放射線管理員 B, C	協力会社放射線管理員 B, C	当社社員 B, C	協力会社放射線管理員 D	協力会社社員 B	当社社員 B 及び 協力会社放射線管理員 B
事	5月2日 14時55分 ~15時05分	5月2日 15時10分頃		5月2日 15時25分頃	5月2日 15時35分頃	5月2日 15時50分 ~16時20分

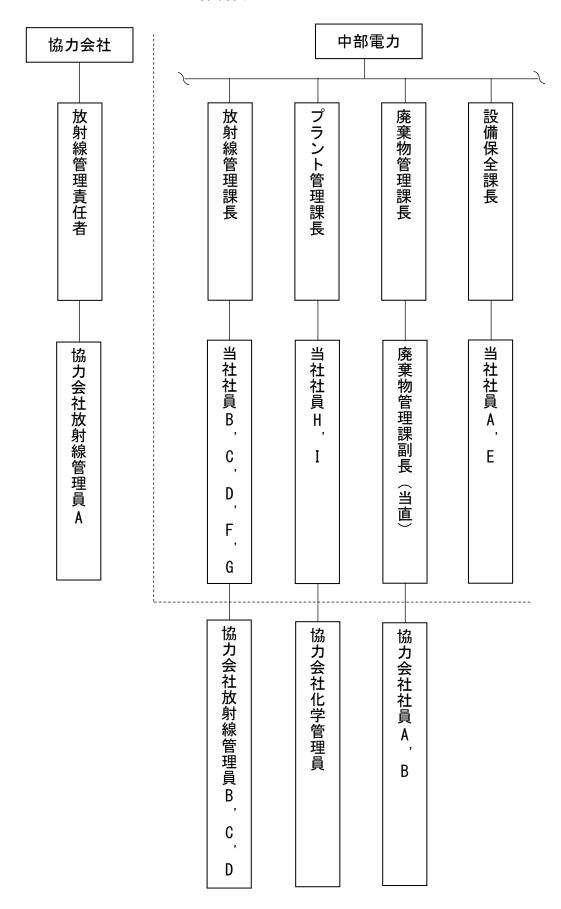
事象発生時の放射線管理に係る時系列

華	添付資料 1 5	添付資料13	添付資料3	添付資料3
現場における放射線管理内容			・青長靴及びゴム手袋着用指示(継続)	
断曲也权	 ・ドラム運搬装置メンテナンス室(場所②,③)及びドラム保管室(場所④,⑤)の放射線状況を把握するため雰囲気線量当量率測定,直接法及び間接法による表面汚染密度測定結果: ◆測定結果: く場所②(NWF-183)> 雰囲気線量当量率:0.0020mSv/h表面活染密度:48q/cm²(直接法による測定) く場所③(NWF-162)> 雰囲気線量当量率:0.0020mSv/h表面汚染密度:4×10¹Bq/cm²(直接法による測定) く場所④(NWF-150)> 雰囲気線量当量率:0.033mSv/h表面汚染密度:6×10¹Bq/cm²(直接法による測定) 雰囲気線量当量率:0.26mSv/h表面汚染密度:3×10²Bq/cm²(直接法による測定) 表面汚染密度:3×10²Bq/cm²(直接法による測定) 表面汚染密度:3×10²Bq/cm²(直接法による測定) 表面汚染密度:3×10²Bq/cm²(直接法による測定) その他の床・壁面等> 表面汚染密度:(2×10⁻²Bq/cm²(間接法による測定) 	・ドラム運搬装置メンテナンス室における扉を開放した 状態での放射線状況を把握するため空気中放射性物質 濃度測定を実施 ◆測定結果:検出限界未満(<3×10°Bq/cm³)	・ドラム運搬装置メンテナンス室(場所②, ③近傍) 及びドラム保管室(場所④, ⑤近傍)の堆積物の範囲及び形状を考慮して堆積物の一部をポリ容器に採取	・ドラム運搬装置メンテナンス室(場所①近傍)の堆積物の放射能濃度測定を実施
奉 位农	当社社員 C 及び 協力会社放射線管理員 C	当社社員 C 及び 協力会社放射線管理員 C	当社社員 H 及び 協力会社化学管理員	当社社員 [
幸	5月2日 16時20分 ~16時50分	5月2日 16時24分 ~16時34分	5月2日 16時30分頃	5月2日 16時30分 ~17時04分

事象発生時の放射線管理に係る時系列

本	对污者	对応事項	現場における放射線管理内容	備老
5月2日 17時10分	I	・保安規定第 93 条に該当と判断 (「管理区域内における特別措置」が必要と判断)		
5月2日 17時10分	I	・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条第 10 号に該当と判断		
5月2日 17時10分	当社社員 C 及び 協力会社放射線管理員 C	・ドラム運搬装置メンテナンス室(場所①近傍)の堆積物の表面汚染密度の測定結果より、管理区域の細区分を18,区域から10区域に変更	・D 区域装備及び全面マスク着 用を指示	添付資料17 添付資料18
5月2日 17時10分 ~18時36分頃	当社社員 [・ドラム運搬装置メンテナンス室(場所②) ③近傍) 及び ドラム保管室(場所④) ⑤近傍)の堆積物の放射能濃度 測定を実施		添付資料3
5月2日 17時14分 ~17時24分	当社社員 C 及び 協力会社放射線管理員 C	・ドラム運搬装置メンテナンス室の放射線状況を把握するため, 空気中放射性物質濃度測定を実施◆測定結果:検出限界未満 (<3×10 °Bq/cm³)		添付資料13
5月2日 18時25分	当社社員 D 及び 協力会社放射線管理員 C	・堆積物の表面汚染密度の測定結果より,ドラム運搬装置メンテナンス室及びドラム保管室内を 10・30 区域から10・30 区域に変更	・D 区域装備及び全面マスク着 用を指示(継続)	添付資料17 添付資料18
5月2日 19時10分頃 ~22時20分	当社社員 B, C, F, G	・排水枡(場所①から⑤)の排水配管に接続されている同系統排水枡まわりに汚染がないことを確認するため,93箇所の排水枡表面及び排水枡周辺床面について間接法による表面汚染密度測定を実施◆測定結果:93箇所すべて検出限界未満(<2×10 ⁻² Bq/cm²)	4 班編成・各エリアの管理区域の細区 分に合わせた装備にゴム手 袋を追加着用	添付資料16添付資料17

<体制表>



表面汚染密度の測定①

1 測定日時

平成 29 年 5 月 2 日 14 時 40 分から 14 時 50 分

2 測定目的

ドラム運搬装置メンテナンス室の床面(場所①)に汚染された粉状の堆積物を確認した際に、協力会社社員 A と協力会社放射線管理員 A の 2 名が、シューズカバー等を着用せずにドラム運搬装置メンテナンス室に入室し、当該排水枡に接近していることから、当該協力会社社員の移動経路であるドラム運搬装置メンテナンス室前から階段室前までの床面における表面汚染密度を測定し、汚染拡大の有無について確認する。

3 測定箇所

NRW- I 地下 2 階

ドラム運搬装置メンテナンス室前から階段室前までの通路 詳細については、図1の測定箇所参照

4 測定方法

間接法により測定し、表面汚染密度を算出した。(測定数:20箇所)

5 測定結果

• 表面污染密度

すべて検出限界未満 (<30cpm, <2×10⁻²Bq/cm²)

6 評価結果

ドラム運搬装置メンテナンス室前から階段室前までの通路において、B、区域の基準 (GM 汚染サーベイメータによる測定で、検出限界未満を目安としている) を満足しており、汚染が拡大していないことを確認した。また、併せて当該通路に粉状の堆積物がないことを目視により確認した。

本測定結果より、身体汚染防止及び汚染拡大防止のため、汚染された堆積物を確認したドラム運搬装置メンテナンス室入口をテープ等により区画するとともに、協力会社放射線管理員が測定した粉状の堆積物の表面汚染密度測定結果(0.7Bq/cm²)から全面マスクは不要と判断し、シューズカバー及びゴム手袋着用エリアに設定した。

🗙 :表面污染密度(床面)

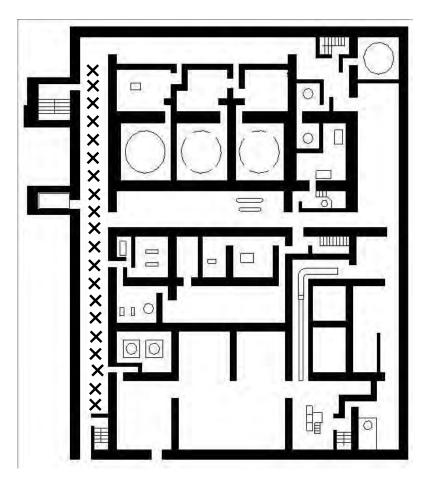


図1 測定箇所(NRW-I 地下2階)

以 上

線量当量率及び表面汚染密度の測定①

1 測定日時

平成 29 年 5 月 2 日 14 時 50 分から 15 時 10 分

2 測定目的

ドラム運搬装置メンテナンス室の粉状の堆積物を確認した排水枡及び排水枡周辺(場所①)の表面汚染密度及び雰囲気線量当量率を測定し、放射線状況を把握する。

3 測定箇所

• 表面汚染密度

NRW- I 地下 2 階

ドラム運搬装置メンテナンス室の粉状の堆積物を確認した排水枡(場所①)の表面及び周辺の床・壁面

• 雰囲気線量当量率

NRW- I 地下 2 階

ドラム運搬装置メンテナンス室の粉状の堆積物を確認した排水枡付 近(場所①)

詳細については、図1の測定箇所参照

4 測定方法

• 表面污染密度

粉状の堆積物を目視により確認した排水枡は、直接法及び間接法により 測定し、表面汚染密度を算出した。また、床・壁面については粉状の堆積 物がないことを目視により確認したため間接法により測定し、表面汚染密 度を算出した。(測定数:13 箇所)

• 雰囲気線量当量率

電離箱サーベイメータにより雰囲気線量当量率*1を測定した。

(測定数:1箇所)

※1 床面から約 1m の地点の線量当量率

5 測定結果

• 表面汚染密度

排水枡:1箇所 8,000cpm, 6×10¹Bq/cm² (直接法) 1,300cpm, 7×10⁻¹Bq/cm² (間接法) 床・壁面:12 箇所 すべて検出限界未満(<30cpm, <2×10⁻²Bq/cm²) (間接法)

• 雰囲気線量当量率

排水枡付近: 0.0080mSv/h

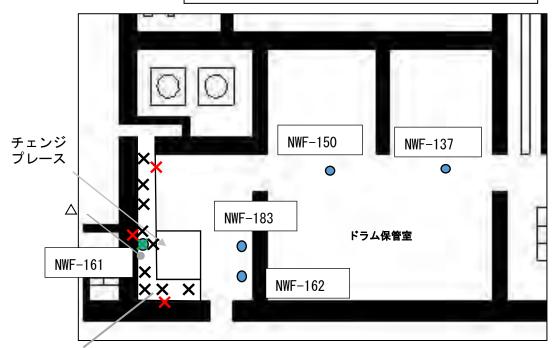
6 評価結果

ドラム運搬装置メンテナンス室の排水枡(場所①)及び排水枡周辺の床面の表面汚染密度を測定した結果, B₁ 区域の基準(GM 汚染サーベイメータによる測定で,検出限界未満を目安としている)を超える汚染が検出されたことから,ドラム運搬装置メンテナンス室の汚染拡大防止措置として,当該排水枡周辺を青長靴及びゴム手袋着用エリアに変更した。

なお、その他の室内床面及び当該排水枡周辺の壁面の表面汚染密度については検出限界未満であり、壁面に汚染が検出されなかったこと及び排水枡からの空気の噴き上がりが微量であったことから、天井面への汚染の拡大のおそれはないと評価した。

排水枡付近の雰囲気線量当量率については、現状の線量区分(1区域)の基準(0.1mSv/h以下)を満足していることを確認した。

★ :表面汚染密度(床面)★ :表面汚染密度(壁面)★ :表面汚染密度(排水枡)△ :雰囲気線量当量率



ドラム運搬装置メンテナンス室

図 1 測定箇所(NRW-I 地下 2 階)

以上

空気中放射性物質濃度の測定

1 測定日時

平成29年5月2日 14時55分から17時24分

2 測定目的

ドラム運搬装置メンテナンス室の粉状の堆積物を確認した排水枡付近の空気中放射性物質濃度を測定し、放射線状況を把握するとともに周辺エリアへの汚染拡大の有無について確認する。

3 測定箇所

NRW- I 地下 2 階

ドラム運搬装置メンテナンス室の粉状の堆積物を確認した排水枡付近 詳細については、図1の測定箇所参照。

4 測定方法

排水枡周辺に堆積物を確認した排水枡において、空気の噴き上がりを確認したため、放射性物質による空気汚染が発生するおそれがあることから、高流量ダストサンプラによって 10 分間サンプリングしたろ紙を GM 汚染サーベイメータにより測定し、空気中放射性物質濃度を算出した。

5 測定結果

サンプリング時間	測定結果	測定理由
14:55~15:05	検出限界未満(⟨30cpm, ⟨3×10 ⁻⁶ Bq/cm³)	事象発生時に おける放射線 状況把握
16:24~16:34	検出限界未満(<30cpm, <3×10 ⁻⁶ Bq/cm³)	NWF-162, 183 試料採取時の 確認
17:14~17:24	検出限界未満(<30cpm, <3×10 ⁻⁶ Bq/cm³)	放射線状況 把握

6 評価結果

ドラム運搬装置メンテナンス室内における空気中放射性物質濃度の測定結果は検出限界未満であり、放射性物質の飛散による空気汚染がないことから、全面マスクの着用は不要と判断した。また、周辺エリアへ汚染が拡大していないことを確認した。

▲:空気中放射性物質濃度 NWF-150 NWF-137 NWF-161 NWF-162 ドラム運搬装置 メンテナンス室

図1 測定箇所 (NRW-I 地下2階)

以 上

表面汚染密度の測定②

1 測定日時

平成 29 年 5 月 2 日 15 時 50 分から 16 時 20 分

2 測定目的

粉状の堆積物を確認した排水枡(場所①から⑤)と配管で繋がっている地下2階の排水枡(19箇所)について粉状の堆積物の有無を目視確認するとともに、当該排水枡及び排水枡周辺床面の表面汚染密度を測定し、汚染の有無を確認する。

3 測定箇所

NRW- I 地下 2 階

粉状の堆積物を確認した排水枡(場所①から⑤)と配管で繋がっている 地下2階の排水枡及びその周辺の床面(19箇所)

詳細については、図1の測定箇所参照

4 測定方法

粉状の堆積物がないことを目視により確認したため、間接法により測定し、 表面汚染密度を算出した。(測定数:19箇所)

5 測定結果

• 表面汚染密度

すべて検出限界未満 (<30cpm, <2×10⁻²Bq/cm²)

6 評価結果

粉状の堆積物を確認した排水枡と配管で繋がっている地下 2 階の排水枡 (19 箇所)及びその周辺の床面の表面汚染密度は検出限界未満であり、B₁ 区域の基準 (GM 汚染サーベイメータによる測定で、検出限界未満を目安としている)を満足していることを確認した。

また,目視により粉状の堆積物がないことを確認したこと及び排水枡表面に汚染が検出されなかったことから,壁面及び天井面についても汚染のおそれはないと評価した。

🗙 :表面汚染密度(排水枡及び周辺床面)

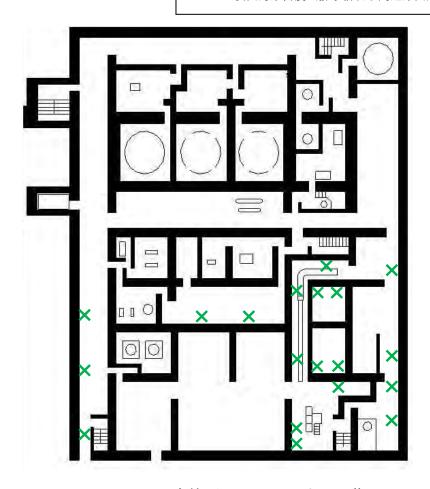


図1 測定箇所 (NRW-I 地下2階)

以 上

線量当量率及び表面汚染密度の測定②

1 測定日時

平成29年5月2日16時20分から16時50分

2 測定目的

新たに粉状の堆積物を確認した排水枡 4 箇所(場所②から⑤)及び排水枡 周辺について、表面汚染密度及び雰囲気線量当量率を測定し、放射線状況を 把握する。

3 測定箇所

・表面汚染密度

NRW- I 地下 2 階

ドラム運搬装置メンテナンス室及びドラム保管室の粉状の堆積物を確認した排水枡(場所②から⑤)の表面(周辺の床面含む),壁面及びC区域入口のチェンジプレースの床面

• 雰囲気線量当量率

NRW- I 地下 2 階

ドラム運搬装置メンテナンス室及びドラム保管室の粉状の堆積物を確認した排水枡(場所②から⑤)付近

詳細については、図1の測定箇所参照

4 測定方法

• 表面污染密度

粉状の堆積物を目視により確認した排水枡は、直接法により測定し、表面汚染密度を算出した。また、壁面及びチェンジプレースの床面については粉状の堆積物がないことを目視により確認したため間接法により測定し、表面汚染密度を算出した。(測定数:7箇所)

• 雰囲気線量当量率

電離箱サーベイメータにより雰囲気線量当量率*1を測定した。

(測定数:4箇所)

※1 床面から約 1m の地点の線量当量率

5 測定結果

• 表面污染密度

排水枡の番号	直接法		細区分
NWF-137	38,000cpm	$3 \times 10^2 \text{Bq/cm}^2$	常設 3C
NWF-150	8, 500cpm	$6 \times 10^1 \text{Bq/cm}^2$	常設 30
NWF-162	5,000cpm	$4 \times 10^{1} \text{Bq/cm}^2$	常設 10
NWF-183	500cpm	4Bq/cm ²	常設 10

壁面及びチェンジプレースの床面(3箇所)

: すべて検出限界未満 (<30cpm, <2×10⁻²Bq/cm²) (間接法)

• 雰囲気線量当量率

NWF-137 0. 26mSv/h

NWF-150 0.033mSv/h

NWF-162 0.0020mSv/h

NWF-183 0.0020mSv/h

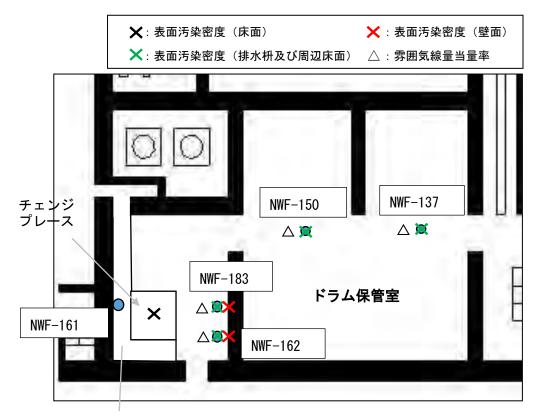
6 評価結果

NWF-137, 150 周辺の床面において、表面汚染密度が C 区域の基準(汚染: 40Bq/cm²以下)を満足しておらず、並行して実施した堆積物の波高分析装置による測定においても C 区域の基準を超える汚染が検出されたことから、ドラム運搬装置メンテナンス室及びドラム保管室を 18 時 25 分に D 区域(汚染: 40Bq/cm²超過)に変更し、今後の作業状況を考慮し除染が完了するまでの間、全面マスク着用を指示した。

その他の壁面及びチェンジプレースの床面の表面汚染密度及び排水枡付近の雰囲気線量当量率については管理区域の細区分の基準^{※2}を満足していることを確認した。

なお、空気の噴き上がりが微量であったこと及び壁面に汚染が検出され なかったことから、天井面への汚染の拡大のおそれはないと評価した。

※2 添付資料17参照



ドラム運搬装置メンテナンス室

図1 測定箇所(NRW-I 地下2階)

以 上

表面汚染密度の測定③

1 測定日時

平成 29 年 5 月 2 日 19 時 10 分から 22 時 20 分

2 測定目的

粉状の堆積物を確認した排水枡(場所①から⑤)と配管で繋がっているすべての排水枡について、粉状の堆積物の有無を目視確認するとともに、当該排水枡及び排水枡周辺の表面汚染密度を測定し、汚染の有無を確認する。

3 測定箇所

NRW- I 地下 2 階から 4 階

粉状の堆積物を確認した排水枡(場所①から⑤)と配管で繋がっている すべての排水枡の表面及び排水枡周辺の床面

詳細については、図1から5の測定箇所参照

4 測定方法

粉状の堆積物がないことを目視により確認したため間接法により測定し、 表面汚染密度を算出した。(測定数:93 箇所)

5 測定結果

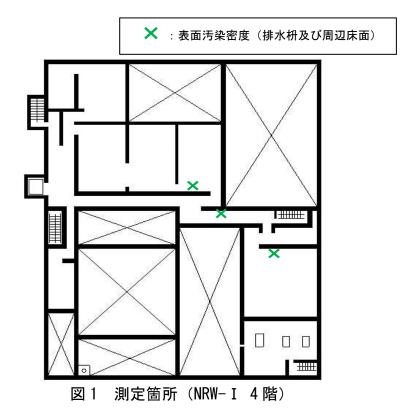
• 表面污染密度

すべて検出限界未満 (<30cpm, <2×10⁻²Bq/cm²)

6 評価結果

排水枡設置箇所は C, D 区域も含まれるがすべての測定箇所で B_1 区域の基準 (GM 汚染サーベイメータによる測定で、検出限界未満を目安としている) を満足していることを確認した。

また,目視により粉状の堆積物がないことを確認したこと及び排水枡表面に汚染が検出されなかったことから,壁面及び天井面への汚染の拡大のおそれはないと評価した。



🗙 :表面汚染密度(排水枡及び周辺床面)



図 2 測定箇所 (NRW-I 2階)

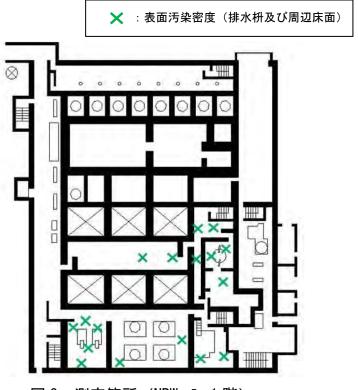


図3 測定箇所 (NRW-I 1階)

・ 表面汚染密度(排水枡及び周辺床面)

図4 測定箇所 (NRW-I 地下1階)

🗙 :表面汚染密度(排水枡及び周辺床面)

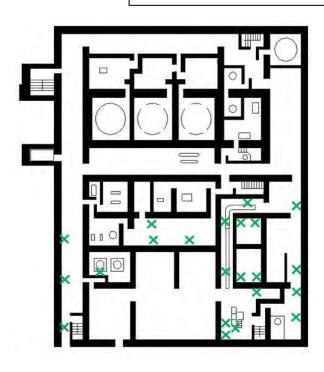


図5 測定箇所 (NRW-I 地下2階)

以 上

管理区域に係る基準

1 管理区域の細区分に係る基準

区 分		基	準	値	
	· ·		0.1mSv/h 以下		
外部放射線に係る線量当量率に基づく区分	2		1 mSv/h 以下		
	3		1 mSv/h 超過	Į	
	A *1	表面汚染密原 α線を放	度 ₹出する核種が存む	Eする場合	
	B*1	0.4Bq/cm ² 以下 α線を放出する核種が存在しない場合 4 Bq/cm ² 以下 空気中の放射性物質濃度 0.1×(DAC)以下			
表面汚染密度及び空気中の 放射性物質濃度に基づく区分	С	4 α線を放 40 空気中の放	捜 ス出する核種が存在 Bq/cm゚以下 ス出する核種が存在 Bq/cm゚以下 射性物質濃度 (DAC)以下		
	(4 α線を放 40 空気中の放	t ス出する核種が存在 Bg/cm゚超過 ス出する核種が存在 Bq/cm゚超過 射性物質濃度 (DAC)超過		

⁽補足)表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度による区分が異なる場合には、基準の高い区分とする。 *1 区分-A は基準値を超えるおそれのない区域、区分-B は基準値を超えるおそれのある区域をいう。

2 管理区域の細区分(-B)に係る基準

区分-B ₁	GM 汚染サーベイメータの測定で,検出限界未満を目安とする。
区分−B₂	B 区域の保護衣,靴の履き替え,薄ゴム手袋の着用等により,他のエリアへの汚染拡大防止が図れる区域

⁽補足)表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度による区分が異なる場合には、基準の高い区分とする。

3 管理区域に係る防護衣具類等の着用基準

4m E7 ()		防護衣具類等			
細区分	身体	頭	手	足	
区分-B (B ₁ 区域装備)	・必要に応じて下着・構内作業服又は青服	・青帽子	・薄綿手袋 ・必要に応じゴム 手袋	・青靴下 ・青短靴	
区分-B ₂ (B ₂ 区域装備)	・下着・青服	・青帽子	・薄綿手袋・ゴム手袋	・青靴下・青長靴	
	・下着・黄服	・黄帽子 ・黄フード	・薄綿手袋・ゴム手袋	・青靴下 ・黄靴下 ・黄長靴	
区分-C (C 区域装備)	<追加装備*> ・空気中の放射性物質の濃度に応じ全面マスク又はフードマスク ・作業状況に応じタイベックスーツ又は PVC スーツ ・作業状況に応じ顔面保護用マスク				
	・下着・黄服	・黄帽子 ・黄フード	・薄綿手袋 ・ゴム手袋 (2 重)	・青靴下 ・黄靴下 (2 重) ・黄長靴	
区分-D (D 区域装備)	<追加装備*> ・空気中の放射性物質 (必要に応じエアー ・作業状況に応じタイ ・作業状況に応じ顔面	·ラインマスク, ベックスーツ又	セルフエアーセッ		

※追加装備の着用基準

大 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	美田甘催
と 装 備	着用基準
全面マスク又はフードマスク	・空気汚染(放射性物質)の発生するおそれのある作業 (天然核種を除く)
顔面保護用マスク	・C 区域以上で機器、床又は壁の表面汚染密度が 4Bq/cm²を超えるか、超えるおそれのある作業で、汚染防護服(黄)を汚染させるおそれのある作業(汚染拡大防止措置を講じた場合は除く) ・空気汚染(放射性物質)の発生するおそれのない作業
タイベックスーツ	・C 区域以上で機器、床又は壁の表面汚染密度が 4Bq/cm²を超えるか、超えるおそれのある作業で、汚染防護服(黄)を汚染させるおそれのある作業(汚染拡大防止措置を講じた場合は除く)
PVC スーツ	・C 区域以上で水を取扱う作業において、水の飛散等のおそれがある作業





全面マスク

フードマスク



顔面保護用マスク



タイベックスーツ

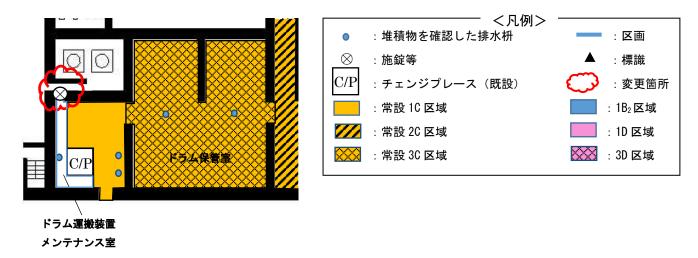


PVC スーツ

エリア区画の時系列

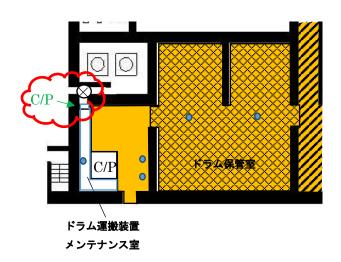
① **事象発生時の一時的な処置** 平成 29 年 5 月 2 日 14 時 30 分頃

- ・廃棄物管理課副長(当直)の依頼により、協力会社社員が関係者以外の立ち入りを立入禁止表示により規制した。
- •14 時 40 分頃 放射線管理課によりドラム運搬装置メンテナンス室前から階段室前までの床面に汚染が拡大していないことを確認した後、ドラム運搬装置メンテナンス室入口をテープ等で区画し、シューズカバー及びゴム手袋着用エリアに設定した。
- -14 時 50 分頃 ドラム運搬装置メンテナンス室の表面汚染密度及び空気中放射性物質濃度を測定した。測定の結果、空気中放射性物質濃度が検出限界未満であったため、全面マスクの着用は不要と判断した。



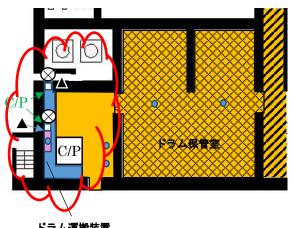
② 区画等の一時的な処置 平成29年5月2日15時10分頃

・ドラム運搬装置メンテナンス室入口にチェンジプレースを設置し、青長靴への履き替え及びゴム手袋着用エリアに変更した。また、入口の扉を開放することにより、排水枡からの噴き上がりが抑制されたことを確認したため、当該扉を常時開放状態に変更。



③ **放射線防護上の必要な措置 [1D 区域及び 1B。区域への変更**] 平成 29 年 5 月 2 日 17 時 10 分

・堆積物の波高分析装置による測定の結果,場所①(NWF-161)において表面汚染密度が 40Bq/cm²を超えていることが確認されたため、保安規定第93条に基づく特別措置として、標識を設け、ポール及びテープによる区画を行い、1D 区域に変更した。また、隣接する1B₁ 区域を 1B₂ 区域に変更した。



防護装備

1D 区域: D 区域装備に全面マスクを追加着用

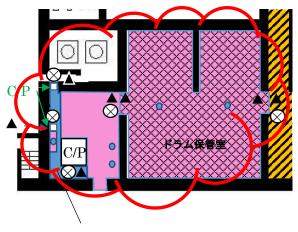
1B₂区域: B₂区域装備

(添付資料17参照)

ドラム運搬装置 メンテナンス室

④ 放射線防護上の必要な措置 [1D 区域及び 3D 区域への変更] 平成 29 年 5 月 2 日 18 時 25 分

・堆積物の波高分析装置による測定の結果,場所④,⑤ (NWF-150, NWF-137) において表面汚染密度が 40Bq/cm² を超えていることが確認されたため,常設 1C 区域内及び常設 3C 区域内の堆積物が確認された箇所についても保安規定第93条に基づく特別措置として,標識を設け,他の場所と区別する他, 既設の柵等により常設 1C 区域を 1D 区域に,常設 3C 区域を 3D 区域に変更し,隣接する 2C 区域への立ち入りも遮蔽扉による区画により規制した。



防護装備

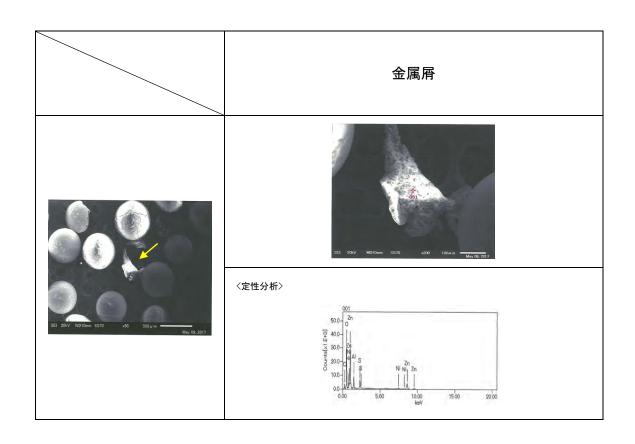
1D 区域: D 区域装備に全面マスクを追加着用 3D 区域: D 区域装備に全面マスクを追加着用

(添付資料17参照)

ドラム運搬装置 メンテナンス室

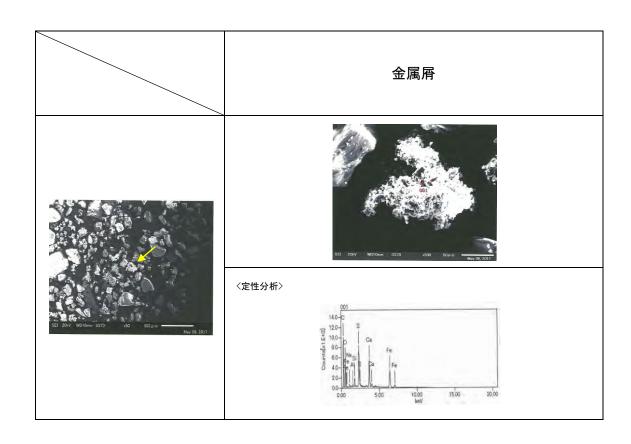
堆積物の分析結果 (場所①: NWF-161)

	粒状樹脂				
	陰イオン交換樹脂 (写真:茶色)	陽イオン交換樹脂 (写真:白色)			
	SEZ 204V MOTOmm SS70 x150 100s m May 00, 7037	Set 2004 NOTO-m SC(7) at 50 100 at m May (8), 507 2			
SEE 204V WD/Gmm SS70 150 S00 µ m May 59, 2017	(定性分析) 250 001 000 000 1500 2000 1500 2000 1500 2000	〈定性分析〉 001 25.0 S 20.0 Na 10.00 15.00 20.00 ReV 15.00 20.00			



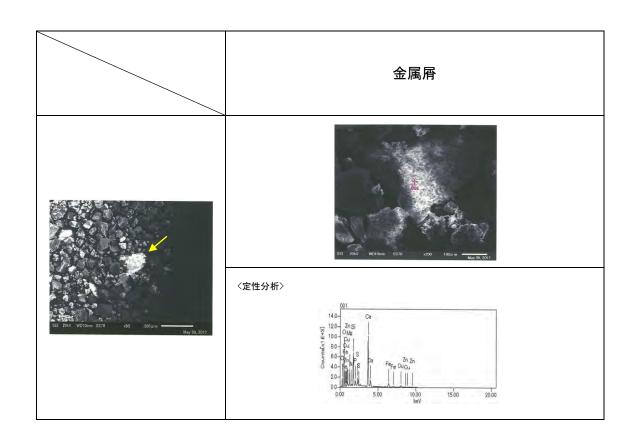
堆積物の分析結果 (場所②:NWF-183)

	粉末樹脂			
	陰イオン交換樹脂 (写真:白色)	陽イオン交換樹脂 (写真:茶色)		
	513 NSV WHOLE 5570 #60 50# May (0, 597)	St 550 8710m 577 650 Star My 10, 707		
511 20AV 86710mm 5520 4750 105a n	く定性分析>	〈定性分析〉 600		

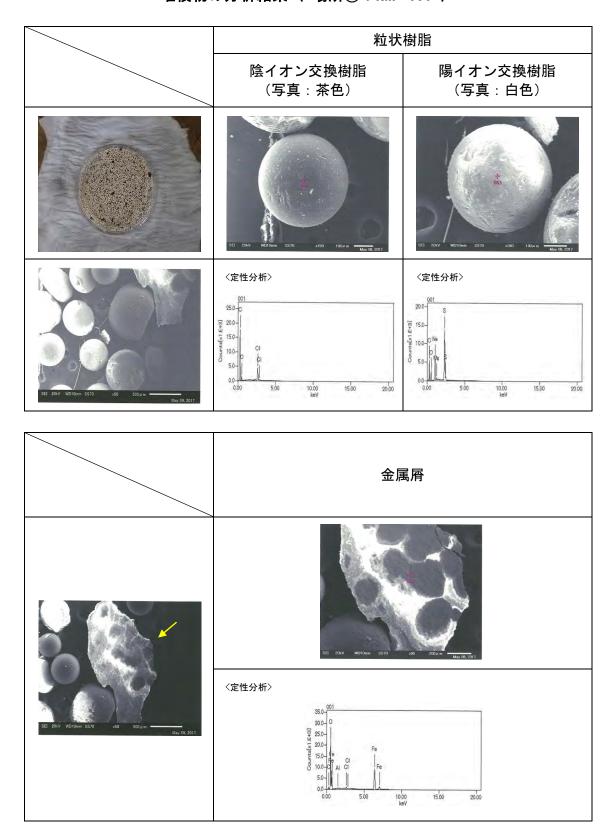


堆積物の分析結果 (場所③:NWF-162)

	粉末樹脂			
	陰イオン交換樹脂 (写真:白色)	陽イオン交換樹脂 (写真:茶色)		
	SET SONY MOTORINE SISTRY AT 1000 150a m May 69, 2017	513 2007 Willows 2070 1/50 2014 Mey 00 7057		
SEI 2007 Will Home SST0 500 900 July 44, 99, 2017	〈定性分析〉 (200-150-150-150-1500 2000 1500 15	く定性分析〉 120 001 120 0 S 80 0 0 0		

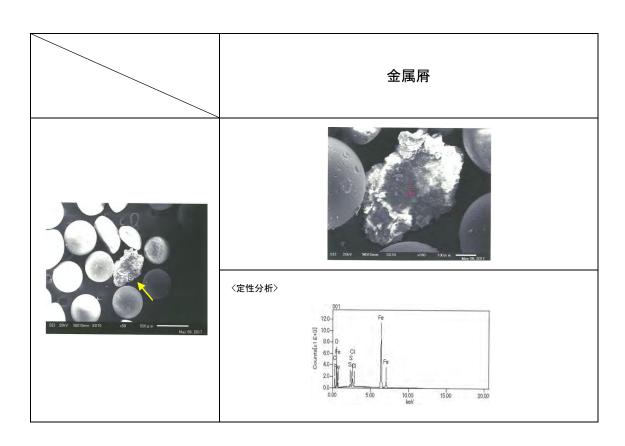


堆積物の分析結果 (場所④:NWF-150)



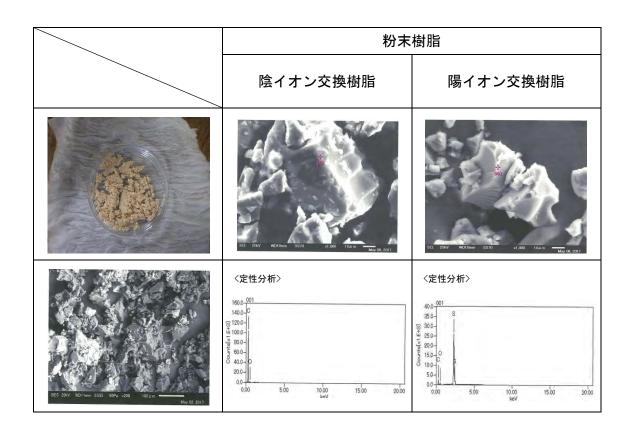
堆積物の分析結果 (場所⑤: NWF-137)

	粒状	樹脂
	陰イオン交換樹脂 (写真:茶色)	陽イオン交換樹脂 (写真:白色)
	SEE 2004 WHI Own 50270 x100 100 m May 00, 007 y	301 70AV WORLDOWN 5530 x1300 1000 R May 00:70017
SEI 26V WO liber 5570 450 500 g m May 09, 2017	く定性分析> 200-001 200-0	く定性分析〉 (では分析) (では 1800 S 1



樹脂の分析結果 (新品)

	粒状	樹脂
	陰イオン交換樹脂	陽イオン交換樹脂
	SEI 2034 WESTOMM SSTRO 5000 1004m May (8) 0007 7	SE 25V MOTOR 5000 1750 100s m Hey (6,702)
SEI 20NV W010em SST0 450 500 g m May 69, 2017	く定性分析〉 70.0 081 60.0 -	《定性分析》 165 001 140 S 120-100-100 100 1500 2000



除染作業後の線量当量率及び表面汚染密度の測定

1 測定日

平成 29 年 5 月 3 日

2 測定目的

平成29年5月2日の本事象に伴って発生したドラム運搬装置メンテナンス室及びドラム保管室の汚染について、5月3日に廃棄物管理課により除染作業を実施したことから、除染作業後における当該室内の床・壁面等の表面汚染密度及び雰囲気線量当量率を測定し、除染が完了したことを確認する。

3 測定箇所

• 表面污染密度

NRW- I 地下 2 階

ドラム運搬装置メンテナンス室及びドラム保管室の粉状の堆積物を確認した排水枡及び排水枡周辺の床・壁面

• 雰囲気線量当量率

NRW- I 地下 2 階

ドラム運搬装置メンテナンス室及びドラム保管室の粉状の堆積物を 確認した排水枡付近

詳細については、図1の測定箇所参照

4 測定方法

• 表面汚染密度

除染作業により粉状の堆積物がなくなったことを目視により確認した ため間接法により測定し、表面汚染密度を算出した。(測定数:74 箇所)

• 雰囲気線量当量率

電離箱サーベイメータにより雰囲気線量当量率^{※1}を測定した。

(測定数:8箇所)

※1 床面から約 1m の地点の線量当量率

5 測定結果

• 表面污染密度

測定箇所	除染前 管理区域 の細区分	測定結果	除染後 管理区域 の細区分	排水枡	スミヤ採取箇所	エリア
	1B ₂	検出限界未満 (<30cpm,	常設 1B ₁	_	20	1
ドラム運搬装置 メンテナンス室	1D	検出限界未満 (<30cpm, <2×10 ⁻² Bq∕cm ²	常設 1B ₁	NWF-161	20	2
		~200cpm, ~1×10 ⁻¹ Bq/cm ²	常設 10	NWF-162 NWF-183	15	3
ドラム保管室	3D	検出限界未満 (<30cpm, <2×10⁻²Bq╱cm²	常設 30	NWF-137 NWF-150	19	4

- 雰囲気線量当量率

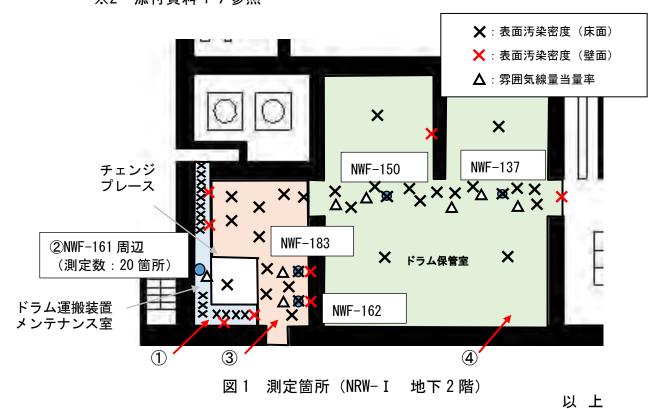
<0.0010~0.26mSv/h

6 評価結果

除染作業実施後における床・壁面等の表面汚染密度及び排水枡付近の雰囲気線量当量率を確認した結果、各室において管理区域の細区分の基準^{※2}を満足していることから、本事象発生前の管理区域の細区分に復旧した。

また、除染が完了したため全面マスクの着用規制を解除した。

※2 添付資料17参照



除染作業後の空気中放射性物質濃度の測定

1 測定日

平成 29 年 5 月 3 日

2 測定目的

平成29年5月2日の本事象に伴って発生したドラム運搬装置メンテナンス室及びドラム保管室の汚染について、5月3日に廃棄物管理課により除染作業を実施したことから、除染作業後における当該室内の空気中放射性物質濃度を測定し、全面マスク着用規制の解除の可否について確認する。

3 測定箇所

NRW- I 地下 2 階

ドラム運搬装置メンテナンス室及びドラム保管室の粉状の堆積物が確認された排水枡付近

詳細については、図1の測定箇所参照

4 測定方法

除染作業後に当該室内においてダストサンプラを用いて 10 分間サンプリングしたろ紙を GM 汚染サーベイメータにより測定し、空気中放射性物質濃度を算出した。

5 測定結果

測定箇所	除染前 細区分	測定結果	除染後 細区分	排水枡
	1B ₂	検出限界未満	常設 1B ₁	_
ドラム運搬装置		<30cpm,	常設 1B₁	NWF-161
メンテナンス室	1D	(<3 × 10 ⁻⁶ Bq/cm³	常設 10	NWF-162 NWF-183
ドラム保管室	3D	検出限界未満 (<30cpm, <3×10 ⁻⁶ Bq/cm ³	常設 30	NWF-137 NWF-150

6 評価結果

測定結果はすべて検出限界未満であり、放射性物質の飛散による空気汚染はなく、各室において管理区域の細区分の基準を満足していることから、本事象発生前の管理区域の細区分に復旧した。

また、除染が完了したため全面マスクの着用規制を解除した。

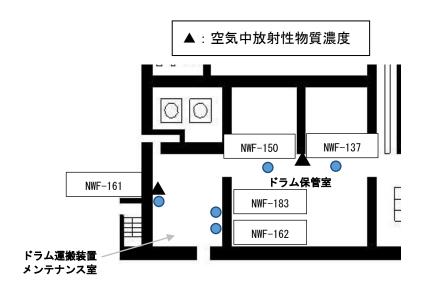


図1 測定箇所(NRW-I 地下2階)

以 上

安全措置に係る時系列

			が	無が
	堆積物の回収作業及び 除染	NRW- I 地下 2 階 ・ドラム運搬装置メンテナンス室 ・ドラム保管室	・D 区域装備に全面マスクを追加着用	添付資料23
御 軍 (C 理	管理区域の細区分の変更(C 区域→D 区域)	NRW- I 地下 2 階 ・ドラム運搬装置メンテナンス室 ・ドラム保管室	· D 区域装備	添付資料24
 	〈作業規制①発行〉 薬液床ドレン系への排水規制開始	水規制開始		
建原部	建屋内排水系配管の内 部確認	NRW-I全域 (粉状の堆積物を確認した排水枡に繋がる他の排水 枡)	B₂ 区域装備C 又は D 区域装備に顔面保護用マスクを追加着用	添付資料23
命 阿 (B, 区	管理区域の細区分の変更 (B', B2又は C区域→D区域)	NRW- I 全域 (粉状の堆積物を確認した排水枡に繋がる他の排水枡 周辺 37 箇所)	•B1, B2, C又はD区域装備	添付資料24
摧	差圧監視の強化	NRW- I 地下 2 階 ・ドラム運搬装置メンテナンス室 ・ドラム保管室		添付資料25
·	(作業規制②発行〉 ・NRW-I 主給排気系ファン切替禁・第1焼却炉停止(排ガス系,モニ・乾燥機(A)(B)停止・固化設備洗浄ドレン受タンク及ひ・NRW-I地下2階 親子台車メンデ・NRW-I地下2階 親子台車メンディ・NRW-I地下2階 親子台車メンディ・NRW-I地下2階 親子台車メンデをWRW-I地下2階 親子台車メン・NRW-I地下2階 親子台車メン・る作業及び運転員の巡視点検を除る体業及び運転員の巡視点検を除る状の堆積物を確認した排水枡に当量率を1回/日以上の頻度で測定当事率を1回/日以上の頻度で測定	t.止 夕関係含む) 乾燥機抽気タンクブロー禁止 ナンスエリア入口扉開放 ナンスエリア及びドレンサンプタン 今 5 章理区域設定	ウ室への立入禁止(本事象に関連す空気中放射性物質濃度,雰囲気線量全域を立入者管理区域に設定した。	添付資料24 添付資料26

安全措置に係る時系列

月日	公司公	場所	张	備考
5月15日	<立入禁止区域設定> 粉状の堆積物を確認!	.ス禁止区域設定> 粉状の堆積物を確認した排水枡に繋がる排水枡周辺を立入禁止区域に設定した。	° U	添付資料24
5月16日	<作業規制③発行> ・NRW-I及び廃棄物減? の禁止(1,2号機に	作業規制③発行> ・NRW-I及び廃棄物減容処理装置建屋(第 2 建屋)内の差圧に影響を与える可能性のある作業及び運転操作 の禁止(1, 2 号機における運転操作等も含む)	能性のある作業及び運転操作	
5月18日	く立入禁止区域の施錠管理> ・5 月 15 日に設定した立入	な入禁止区域の施錠管理> ▪5 月 15 日に設定した立入禁止区域について,管理徹底のため追加で施錠による措置を講じた。	る措置を講じた。	添付資料24
5月31日 ~ 6月7日	排水枡への閉止蓋取付	NRW- I 全域 (粉状の堆積物を確認した排水枡に繋がる排水枡)	・B ₂ , C 又はD 区域装備	添付資料23 添付資料24 添付資料28
6 月 13 日 ~ 7 月 24 日	建屋内排水系配管, 機器 の内部確認及び堆積物 回収	NRW- I 全域 (粉状の堆積物を確認した排水枡及び機器)	 ・D 区域装備に全面マスク又 はフードマスクを着用し、 作業内容に応じタイベック スーツ又は PVC スーツを着 用 ・一部の作業場所で、クリー シハウス内作業を実施 	添付資料23
7 月 26 日	<作業規制②の解除> 建屋内排水系配管に堆 (乾燥機(A)(B)停止, <作業規制③の解除>	作業規制②の解除> 建屋内排水系配管に堆積した堆積物の回収完了に伴い、規制を一部解除した。 乾燥機(A)(B)停止,固化設備洗浄ドレン受タンク及び乾燥機抽気タンクブロー禁止は継続) 作業規制③の解除>	1一禁止は継続)	
8月1日	く作業規制④発行> ・閉止蓋の維持管理を目的に NRW- く立入禁止区域解除> ・堆積物回収完了及び作業許可制の	:業規制④発行> 閉止蓋の維持管理を目的に NRW- I におけるすべての作業を許可制とした。 :入禁止区域解除> 堆積物回収完了及び作業許可制の開始に伴い,立入禁止区域を解除した。(立入者管理区域は継続)	.入者管理区域は継続)	

作業時における放射線環境測定結果

1 測定期間

平成29年5月3日から7月24日

2 測定目的

原因調査等における現場作業開始前,作業中,作業終了時において,作業員の汚染防止及び汚染拡大を防止するため,空気中放射性物質濃度及び床面等の表面汚染密度を測定する。また,作業環境把握のため線量当量率を測定する。

3 測定箇所

NRW-I地下2階から4階 原因調査等における作業エリア

4 測定方法

(1) 空気中放射性物質濃度(作業時適宜)

高流量ダストサンプラを用いて 10 分間サンプリングしたろ紙を GM 汚染サーベイメータにより測定し、算出した。

(2)表面污染密度(作業時適宜)

GM 汚染サーベイメータを用いた直接法又は間接法により測定し、表面 汚染密度を算出した。

(3)線量当量率(作業時適宜)

電離箱サーベイメータにより雰囲気線量当量率^{*1}を測定した。また、 作業エリア内に線量当量率の高い箇所が存在する場合は、表面線量当量 率を測定した。

※1 床面から約 1m の地点の線量当量率

5 測定結果

各測定における最大値を以下に示す。

(1) 空気中放射性物質濃度

400cpm, $4 \times 10^{-5} Bq/cm^3$

(核種分析の結果, 天然核種のみであることを確認)

(2)表面污染密度

25,000cpm, 2×10²Bq/cm² (直接法)

(3)線量当量率

ア. 雰囲気線量当量率

1. 0mSv/h

イ. 表面線量当量率

3. 3mSv/h

各作業時における測定結果については、表1の作業時における放射線環 境測定結果参照

6 評価結果

空気中放射性物質濃度について測定した結果,各エリアにおいて管理区域の細区分の基準^{※2} を満たしており堆積物による汚染が拡大していないことを確認した。

表面汚染密度の最大値は NRW- I 地下 1 階粉体ホッパ下部室の回収した堆積物であり、表面汚染密度は 2×10²Bq/cm² (25,000cpm) であった。作業の実施にあたっては、測定結果を踏まえ適切な防護衣具類等を着用することにより、身体汚染や汚染拡大の防止を図った。

各作業における雰囲気線量当量率の最大値は、建屋内排水系配管の内部確認作業エリアである NRW-I2 階保管室 2-4 の 1.0mSv/h であり、表面線量当量率の最大値は同エリアのコンテナ表面が 3.3mSv/h であった。当該エリアでの作業については短時間であることから、鉛遮蔽等の措置を講じる必要はないと判断した。ただし、NRW-I地下2階のドラム保管室については、雰囲気線量当量率が0.40mSv/h で長期間の作業が予想されたことから、鉛遮へいを設置し被ばく線量の低減に努めた。

回収した堆積物の表面線量当量率については 0.0010~0.050mSv/h であり、作業エリアの雰囲気線量当量率に影響しないことを確認した。

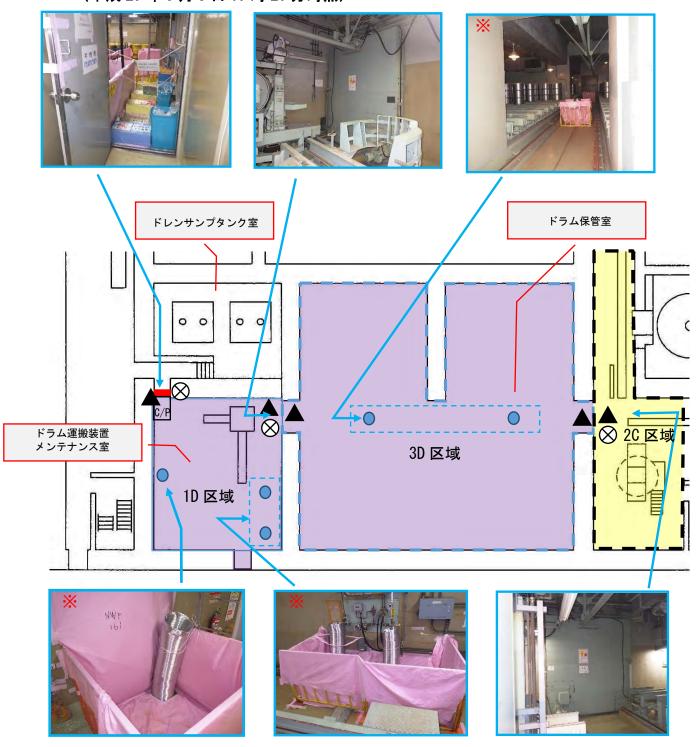
※2 添付資料17参照

表1 作業時における放射線環境測定結果

5 空気中放射性物質濃度	NRW-I 地下2階 ドラム保管室 (30cpm く3×10 ⁻⁶ Bq/cm ³	NRW-I 4階 雑国体廃棄物保管室 4-7 400cpm 4×10 ⁻⁵ Bq/cm ³ 核種分析の結果, 天然核種の みであることを確認	NRW-I 1階 配管バルブ室 300cpm 1接法) 3×10 ⁻⁵ Bq/cm ³ を種分析の結果, 天然核種の みであることを確認
表面污染密度	NRW- I 地下 2 階	NRW- I 地下 2 階	NRW- I 地下 I 階
	ドラム保管室	ドレンサンプタンク室	粉体ホッパ下部室
	回収した堆積物 (直接法)	CCD カメラ表面	回収した堆積物 (直接法)
	18,000cpm	500cpm	25,000cpm
	2×10 ² Bq/cm ²	3×10 ⁻¹ Bq/cm ²	2×10² Bq/cm ²
表面線量当量率		NRW-I 2階 保管室 2-4 コンテナ表面 3.3mSv/h	NRW-I 地下 2 階 ドラム保管室 ドラム缶表面 1.4mSv/h 回収した堆積物表面
雰囲気線量当量率	NRW- I 地下 2 階	NRW-I 2階	NRW- I 地下 2 階
	ドラム保管室	保管室 2-4	ドラム保管室
	~0.27mSv/h	~1.0mSv/h	0.40mSv/h
作業内容	堆積物の回収作業及び	建屋内排水系配管の	建屋内排水系配管等の
	除染作業	内部確認及び閉止蓋取付	内部確認及び堆積物回収
	(5月3日)	(5月5日~6月7日)	(6 月 13 日~7 月 24 日)

作業エリアの区画状況等

1 放射線防護上の必要な措置 [1D 区域及び 3D 区域への変更](平成 29 年 5 月 3 日 17 時 20 分時点)



※ 閉止蓋取り付けまでの措置

● : 粉状の堆積物を確認した排水枡 ▲ : 標識

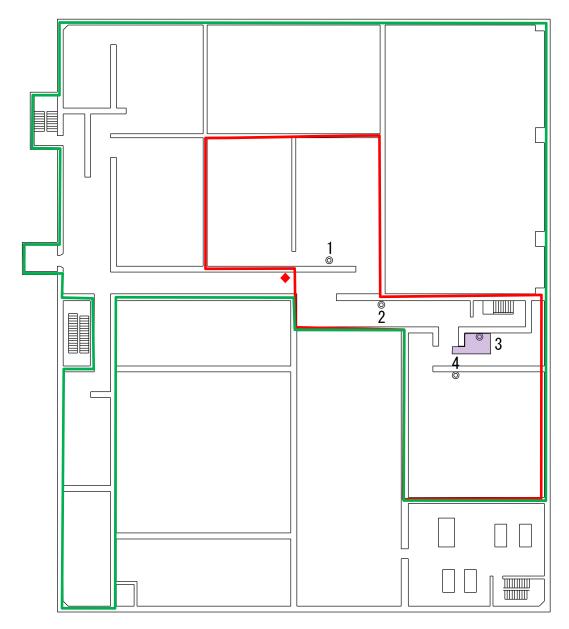
C/P: チェンジプレース **⊗**: 施錠等

■ : ドラム運搬装置メンテナンス室とドレンサンプタンク室間の扉

: D 区域(防護装備: D 区域装備)

: 既設 C 区域 (防護装備: C 区域装備)

2 作業エリアの区画状況(配管内部の確認及び堆積物の回収作業)



NRW-I 4階の区画図

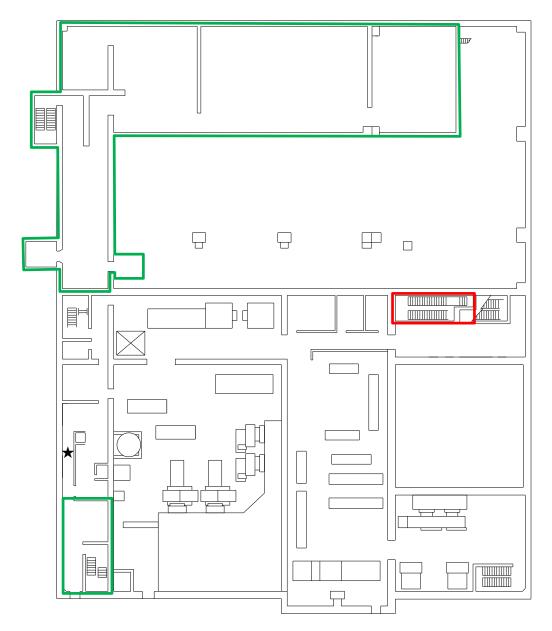
<凡例>

◎:排水枡

□:立入者管理区域範囲 □:立入禁止区域範囲

□: D 区域 •: 立入禁止区域表示·施錠

排水枡箇所	排水枡番号	細区分	排水枡箇所	排水枡番号	細区分
1	NWF-604	2B ₁	3	NWF-601	3D
2	NWF-603	1B ₁	4	NWF-602	3B ₁



NRW-I 3階の区画図

□:立入者管理区域範囲 □:立入禁止区域範囲

★:入退域管理装置

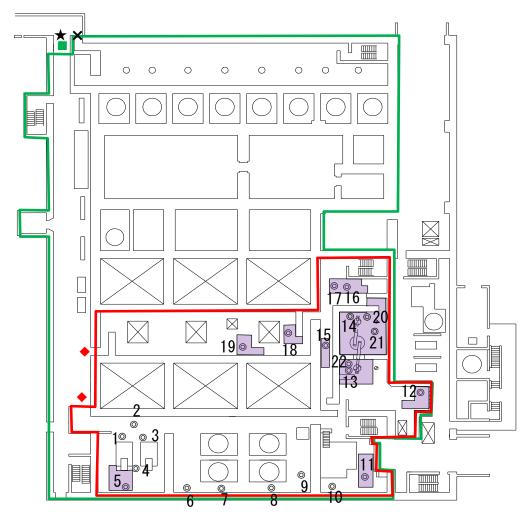


◎:排水枡 ×:通行禁止

□:立入者管理区域範囲 □:立入禁止区域範囲

□ : D 区域
◆ : 立入禁止区域表示・施錠

排水枡箇所	排水枡番号	細区分	排水枡箇所	排水枡番号	細区分	排水枡箇所	排水枡番号	細区分
1	NWF-444	1D	10	NWCE-401	1D	19	NWF-419	3D
2	NWF-416	1D	11	NWF-447	1D	20	NWF-420	2B ₁
3	NWF-411	1B ₁	12	NWCE-403	1D	21	NWF-426	1B ₁
4	NWE-402	1B ₁	13	NWF-441	1D	22	NWF-432	2D
5	NWF-404	1B ₁	14	NWF-408	1D	23	NWF-434	1B ₁
6	NWF-405	1B ₁	15	NWF-413	1D	24	NWCE-405	1B ₁
7	NWF-406	1B ₁	16	NWF-412	1D	25	NWF-431	1B ₁
8	NWF-407	1B ₁	17	NWF-417	3D	26	NWF-430	1B ₁
9	NWF-446	1D	18	NWF-418	3D	27	NWF-702	1D



NRW-I 1階の区画図

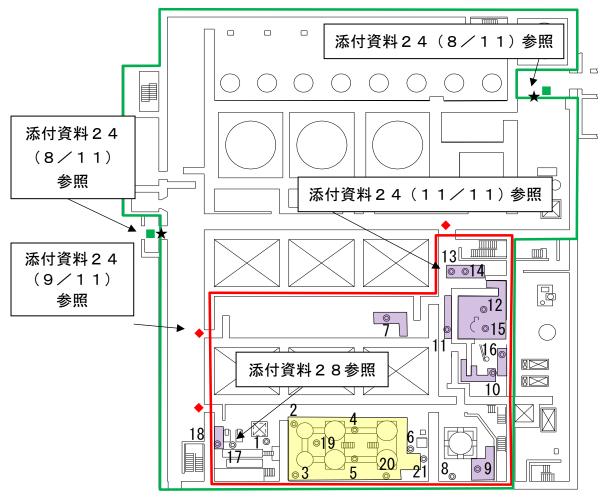
◎:排水枡 □:D区域 ×:通行禁止

□:立入者管理区域範囲 □:立入禁止区域範囲

■:立入者管理区域表示 ◆:立入禁止区域表示・施錠

★:入退域管理装置

排水枡箇所	排水枡番号	細区分	排水枡箇所	排水枡番号	細区分	排水枡箇所	排水枡番号	細区分
1	NWF-341	1B ₁	9	NWF-318	1B ₁	17	NWF-307	1D
2	NWF-338	1B ₁	10	NWF-311	1B ₁	18	NWF-317	1D
3	NWF-340	1B ₁	11	NWF-310	1D	19	NWF-325	1D
4	NWF-339	1B ₁	12	NWF-301	3D	20	NWCE-301	3D
5	NWF-342	1D	13	NWF-308	3D	21	NWCE-302	3D
6	NWF-328	1B ₁	14	NWF-309	3D	22	NWCE-303	3D
7	NWF-327	1B ₁	15	NWF-350	1D			
8	NWF-319	1B ₁	16	NWF-351	1D			



NRW-I 地下1階の区画図

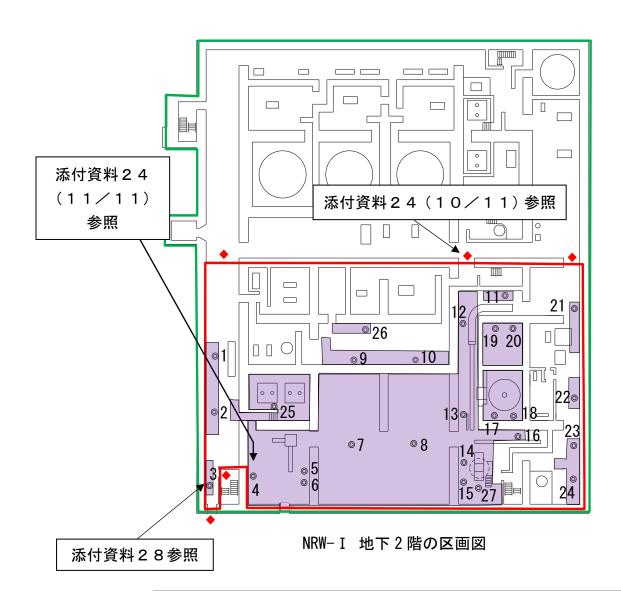
◎:排水枡 □:C区域 □:D区域

□:立入者管理区域範囲 □:立入禁止区域範囲

■:立入者管理区域表示 ◆:立入禁止区域表示·施錠

★:入退域管理装置

排水枡箇所	排水枡番号	細区分	排水枡箇所	排水枡番号	細区分	排水枡箇所	排水枡番号	細区分
1	NWF-248	1B ₁	8	NWF-220	1B ₁	15	NWCE-203	1D
2	NWF-240	2C	9	NWF-219	1D	16	NWCE-204	1D
3	NWF-241	2C	10	NWF-217	1D	17	NWF-249	1B ₁
4	NWF-236	2C	11	NWF-216	1D	18	NWF-250	1D
5	NWF-237	2C	12	NWF-214	1D	19	NWF-238	2C
6	NWF-227	1B ₁	13	NWF-213	1D	20	NWF-229	2C
7	NWF-226	1D	14	NWF-252	1D	21	NWF-228	1B ₁



◎:排水枡

□:立入者管理区域範囲 □:立入禁止区域範囲

□:D区域 •:立入禁止区域表示•施錠

排水枡箇所	排水枡番号	細区分	排水枡箇所	排水枡番号	細区分	排水枡箇所	排水枡番号	細区分
1	NWF-169	1D	10	NWF-138	2D	19	NWF-121	2D
2	NWF-170	1D	11	NWF-120	1D	20	NWF-122	2D
3	NWF-171	1D	12	NWF-123	2D	21	NWF-106	1D
4	NWF-161	1D	13	NWF-124	2D	22	NWF-107	1D
5	NWF-183	1D	14	NWF-180	2D	23	NWF-108	1D
6	NWF-162	1D	15	NWF-128	2D	24	NWF-109	1D
7	NWF-150	3D	16	NWF-127	2D	25	NWCE-110	1D
8	NWF-137	3D	17	NWF-125	1D	26	NWCE-111	2D
9	NWF-149	2D	18	NWF-126	1D	27	NWF-118	2D

3 立入者管理区域の区画

<NRW-I 地下1階 西側>



<NRW-I 地下1階 東側>

入退域管理装置



<立入者管理区域表示>

この先 立入者管理区域のため 関係者以外立入禁止

放射線管理課

4 立入禁止区域の区画

<NRW-I 地下1階 西側通路>



<施錠管理状況>



<立入禁止区域表示>

この先 立入禁止区域のため 関係者以外立入禁止

放射線管理課

<NRW-I 地下2階 中央通路>



<施錠管理状況>



<立入禁止区域表示>

この先 立入禁止区域のため 関係者以外立入禁止

放射線管理課

5 管理区域細区分の変更

<NRW-I 地下1階 中央東側エリア>



<NRW-I 地下2階 南西側エリア>



差圧監視結果

1 差圧監視期間

平成29年5月11日から7月26日

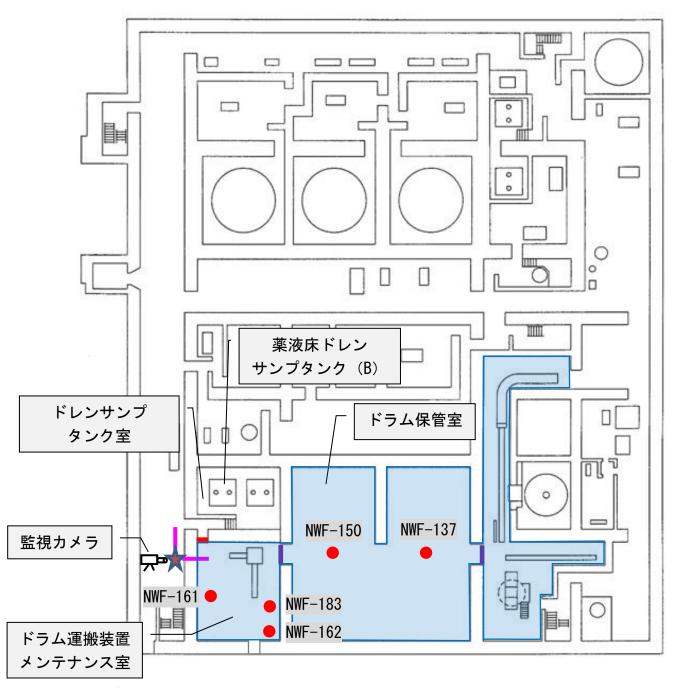
2 差圧監視方法

汚染拡大防止を実施したエリア (ドラム運搬装置メンテナンス室及びドラム保管室) の差圧計 (NT41-dPI-054) 指示値を廃棄物減容処理装置建屋制御室にて連続監視できるよう,以下に示すとおり差圧計の前面に監視カメラを設置し,1時間毎に確認し記録した。(図1参照。)



3 差圧監視結果

表1に示すとおり、差圧監視期間において、部屋間の差圧計指示値に有意な変化は見られなかった。



●:粉状の堆積物を確認した排水枡

■:ドラム運搬装置メンテナンス室とドレンサンプタンク室間の扉

-:ドラム保管室の遮へい扉

: 負圧管理エリア

★: 差圧計 (NT41-dPI-054)

┷ : 差圧計配管

図1 差圧監視概要図 (NRW-I地下2階)

表 1 差圧監視結果

月日	差圧計指示値 (Pa)	備考
5月11日	8~10	17 時 35 分 監視カメラ設置
5月12日	8~10	10 時 10 分 作業のため変動: 20
		13 時 20 分 作業のため変動: 20~22
5月13日	8~10	
5月14日	8~10	
5月15日 5月16日	8~10 8~10	11 時 00 分 作業のため変動:9~14
5月17日	8~10	T 時 00
5月18日	8~10	11 時 00 分 作業のため変動: 19~21
5月19日	8~10	
5月20日	8~10	
5月21日	9~10	
5月22日	9~10	15 時 00 分 作業のため変動: 23~25
5月23日	8~11	
5月24日	8~10	10 時 00 分 作業のため変動:10~12
5月25日	9~10	
5月26日	9~10	
5月27日	9~10	
5月28日	8~10	
5月29日	9~10	
5月30日	9~10	
5月31日	8~10	
6月1日	8~10	
6月2日	8~10	
6月3日	8~10	
6月4日	9~10	
6月5日	9~10	
6月6日	9~10	
6月7日	9~10	15 時 00 分 作業のため変動: 12~13 16 時 00 分 作業のため変動: 12~13
6月8日	8~10	
6月9日	8~10	
6月10日	8~10	
6月11日	8~10	
6月12日	8~11	
6月13日	8~9	10 時 30 分から 16 時 10 分 作業のため変動:8~18
6月14日	8~13	14 時 00 分 作業のため変動: 19~20
6月15日	10~12	10 時 00 分 作業のため変動: 14~16 11 時 00 分 作業のため変動: 14~16

月日	差圧計指示値 (Pa)	備考
		10 時 00 分 作業のため変動:11~15
		11 時 00 分 作業のため変動:11~13
6月16日	10~11	14時00分 作業のため変動:27~35
		15 時 00 分 作業のため変動: 20~28
0 0 17 0	10 10	16時00分 作業のため変動:26~34
6月17日	10~13	10 時 00 分 作業のため変動: 27~35
6月18日	9~11	
6月19日	9~11	
6月20日	8~12	10 時 00 分 作業のため変動:15~16
6月21日	8~11	
6月22日	9~11	10 時 00 分 作業のため変動:12~14
6月23日	9 ~ 12	14 時 00 分 作業のため変動: 12~14
		10時00分 作業のため変動:11~13
0.04.0	0 10	11 時 00 分 作業のため変動:13~16
6月24日	9 ~ 10	14 時 00 分 作業のため変動:11~13
		15 時 00 分 作業のため変動:12~13 16 時 00 分 作業のため変動:15~16
6月25日	9~10	16 時 00 分 作業のため変動:15~16
0月20日	9~10	│ │10 時 00 分 作業のため変動:12~13
		11 時 00 分 作業のため変動:12~13
6月26日	9 ~ 10	14 時 00 分 作業のため変動:12~13
0 7 20 11	3 10	15 時 00 分 作業のため変動: 15~17
		16 時 00 分 作業のため変動: 12~15
		10 時 00 分 作業のため変動: 21~23
6月27日	9 ~ 13	11時00分 作業のため変動: 21~23
		16 時 00 分 作業のため変動: 14~16
6月28日	9~11	
6月29日	9~11	
		10 時 00 分 作業のため変動:10~13
		11 時 00 分 作業のため変動: 10~13
6月30日	9 ~ 10	14 時 00 分 作業のため変動:11~15
		15 時 00 分 作業のため変動:11~15
		16 時 00 分 作業のため変動:12~16
7月1日	9~11	
7月2日	9~11	
7月3日	9~11	
7月4日	9~11	
7月5日	9~11	
7月6日	9~11	
7月7日	9 ~ 13	10 時 00 分 作業のため変動: 12~14
		14 時 00 分 作業のため変動:13~15
7月8日	10~12	
7月9日	10~11	
7月10日	10~12	
7月11日	10~12	
7月12日	10~12	

月日	差圧計指示値 (Pa)	備考
7月13日	9 ~ 12	
7月14日	9~11	
7月15日	10~11	
7月16日	10~12	
7月17日	10~12	
7月18日	10~12	
7月19日	10~12	
7月20日	10~12	
7月21日	10~13	
7月22日	10~12	
7月23日	10~12	
7月24日	10~12	
7月25日	10~12	
7月26日	10~12	15 時 00 分 規制解除のため記録終了

^{*} 差圧計指示値は、1 日の最大と最小の指示値を示す。ただし、作業により変動した指示値は除く。

以 上

安全措置に係る放射線測定・監視結果

1 測定期間

平成29年5月12日から7月26日

2 測定目的

NRW-I全域における粉状の堆積物が確認された排水枡に繋がる配管に接続される排水枡付近の空気中放射性物質濃度及び表面汚染密度を測定し、配管内に堆積した樹脂を回収するまでの間、汚染が拡大していないことを確認するとともに排水枡付近の雰囲気線量当量率を測定し、放射線状況を把握する。

3 測定箇所

• 空気中放射性物質濃度

NRW-I地下2階ドラム運搬装置メンテナンス室、焼却炉焼却灰取出装置室、NRW-I地下1階混合槽室及び粉体ホッパ下部室内。(気流調査を行い、風下にあたる箇所)

• 表面汚染密度

NRW- I 地下 2 階から 4 階

粉状の堆積物が確認された排水枡に繋がる配管に接続される排水枡

- ・D 区域については、当該区域の入口又は D 区域境界付近
- ・C, B₁区域については各排水枡付近(複数の排水枡が接近して配置 されている場合には中間点)

• 雰囲気線量当量率

- NRW-I地下2階ドラム運搬装置メンテナンス室, 焼却炉焼却灰取出装置 室. NRW-I地下1階混合槽室及び粉体ホッパ下部室内。
- ・NRW-I地下2階から4階 粉状の堆積物が確認された排水枡に繋がる配管に接続される排水枡付近

詳細については、図1から5の測定箇所参照

4 測定方法

- 空気中放射性物質濃度(5月12日から7月26日)

<地下2階 ドラム運搬装置メンテナンス室及び焼却炉焼却灰取出装置室>

連続採取(1回/日)

排水枡周辺又は配管内に堆積物が確認された排水枡について,空気の噴き上がりにより空気汚染が発生するおそれがあるため,定置型ダストサンプラにより連続採取を実施し,天然核種の減衰後,試料計数装置によりろ

紙を測定し算出した。

<地下1階 混合槽室及び粉体ホッパ下部室>

•10 分間採取(2回/日)

排水枡周辺又は配管内に堆積物が確認された排水枡について、空気の噴き上がりにより空気汚染が発生するおそれがあるため、高流量ダストサンプラにより 10 分間採取を実施し、ろ紙を GM 汚染サーベイメータ及び波高分析装置にて測定し算出した。(空気中放射性物質濃度の測定は連続採取を基本としたが、室内に電源がなく、電エドラムの使用により防火扉等を常時開放する必要があるため、10 分間採取とした。)

- 表面汚染密度(5月12日から7月25日 1回/日)

粉状の堆積物がないことを目視により確認したため間接法により測定し, 表面汚染密度を算出した。

• 雰囲気線量当量率

• NRW-I地下2階ドラム運搬装置メンテナンス室, 焼却炉焼却灰取出装置 室. NRW-I地下1階混合槽室及び粉体ホッパ下部室内。

(5月12日から7月25日 1回/日)

 NRW-I地下2階から4階
 粉状の堆積物が確認された排水枡に繋がる配管に接続される排水枡付近 (6月13日,6月15日,6月23日)

電離箱サーベイメータにより雰囲気線量当量率*1を測定した。 ※1 床面から約 1m の地点の線量当量率

5 測定結果

• 空気中放射性物質濃度

400cpm, 4×10⁻⁵Bq/cm³(最大値) (核種分析の結果, 天然核種のみであることを確認)

• 表面污染密度

すべて検出限界未満 (<30cpm, <2×10⁻²Bq/cm²)

・雰囲気線量当量率

<0.0010~1.2mSv/h

6 評価結果

空気中放射性物質濃度及び表面汚染密度について測定した結果,各エリアにおいて堆積物による汚染が拡大していないことを確認した。また,空気中放射性物質濃度,表面汚染密度及び雰囲気線量当量率について,各エリアの管理区域の細区分の基準^{※2}を満足していることを確認した。

※2 添付資料17参照

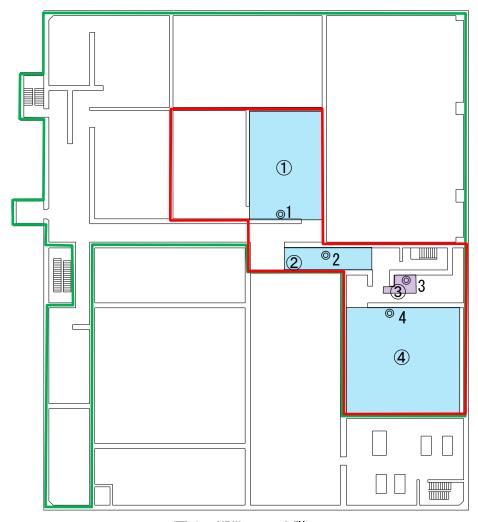


図 1 NRW-I 4階

<凡例> □: 立入者管理区域範囲 □: 立入禁止区域範囲

◎:排水枡箇所 ■: B1 区域
■: D 区域

※表面汚染密度 検出限界値 30cpm, $2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^2$

管理 エリア	排水枡箇(排水枡番号)	雰囲気線量当量率 (mSv/h)	表面汚染密度 [※] (cpm, Bq/cm²)	細区分
1	1 (NWF-604)	<0.0010	検出限界未満	2B ₁
2	2 (NWF-603)	<0.0010	検出限界未満	1B ₁
3	3 (NWF-601)	<0.0010	検出限界未満	3D
4	4 (NWF-602)	0. 0040	検出限界未満	3B ₁

添付資料26(5/8)

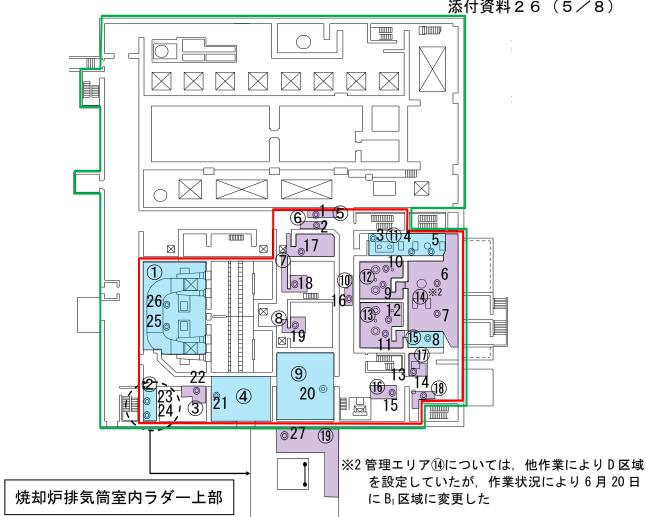


図 2 NRW-I 2階

<凡例> □: 立入者管理区域範囲 □: 立入禁止区域範囲

□:D区域 ◎:排水枡箇所 □: B1 区域

※1 表面污染密度 検出限界値 30cpm, 2×10^{-2} Bq/cm²

管理 エリア	排水枡箇所(排水枡番号)	雰囲気線量当量率 (mSv/h)	表面汚染密度 ^{※1} (cpm, Bq/cm ²)	細区分
1	25 (NWF-431) , 26 (NWF-430)	<0.0010	検出限界未満	1B ₁
2	23 (NWF-434), 24 (NWCE-405)	<0.0010	検出限界未満	1B ₁
3	22 (NWF-432)	<0.0010	検出限界未満	2D
4	21 (NWF-426)	<0.0010	検出限界未満	1B ₁
⑤	1 (NWF-444)	<0.0010	検出限界未満	1D
6	2 (NWF-416)	<0.0010	検出限界未満	1D
7	17 (NWF-417), 18 (NWF-418)	0. 12	検出限界未満	3D
8	19 (NWF-419)	0. 88	検出限界未満	3D
9	20 (NWF-420)	<0.0010	検出限界未満	2B ₁
10	16 (NWF-412)	<0.0010	検出限界未満	1D
11)	3 (NWF-411), 4 (NWE-402), 5 (NWF-404)	<0.0010	検出限界未満	1B ₁
12	9 (NWF-446), 10 (NWCE-401)	<0.0010	検出限界未満	1D
13	11 (NWF-447), 12 (NWCE-403)	<0.0010	検出限界未満	1D
14	6 (NWF-405), 7 (NWF-406)	<0.0010	検出限界未満	1D ^{※2}
15	8 (NWF-407)	<0.0010	検出限界未満	1B ₁
16	15 (NWF-413)	<0.0010	検出限界未満	1D
17)	13 (NWF-441)	<0.0010	検出限界未満	1D
18	14 (NWF-408)	<0.0010	検出限界未満	1D
19	27 (NWF-702)	<0.0010	検出限界未満	1D



図3 NRW-I 1階

管理 エリア	排水枡箇所(排水枡番号)	雰囲気線量当量率 (mSv/h)	表面汚染密度 [※] (cpm, Bq/cm ²)	細区分
1	1 (NWF-341), 2 (NWF-338), 3 (NWF-340), 4 (NWF-339)	<0.0010	検出限界未満	1B ₁
2	5 (NWF-342)	<0.0010	検出限界未満	1D
3	19 (NWF-325)	<0.0010	検出限界未満	1D
4	18 (NWF317)	<0.0010	検出限界未満	1D
5	6 (NWF-328), 7 (NWF327), 8 (NWF-319), 9 (NWF-318)	<0.0010	検出限界未満	1B ₁
6	16 (NWF-351), 17 (NWF-307)	<0.0010	検出限界未満	1D
7	14 (NWF-309), 20 (NWCE-301), 21 (NWCE-302)	<0.0010	検出限界未満	3D
8	15 (NWF-350)	<0.0010	検出限界未満	1D
9	13 (NWF-308), 22 (NWCE-303)	<0.0010	検出限界未満	3D
10	10 (NWF-311)	<0.0010	検出限界未満	1B ₁
11)	11 (NWF-310)	<0.0010	検出限界未満	1D
12	12 (NWF-301)	<0.0010	検出限界未満	3D

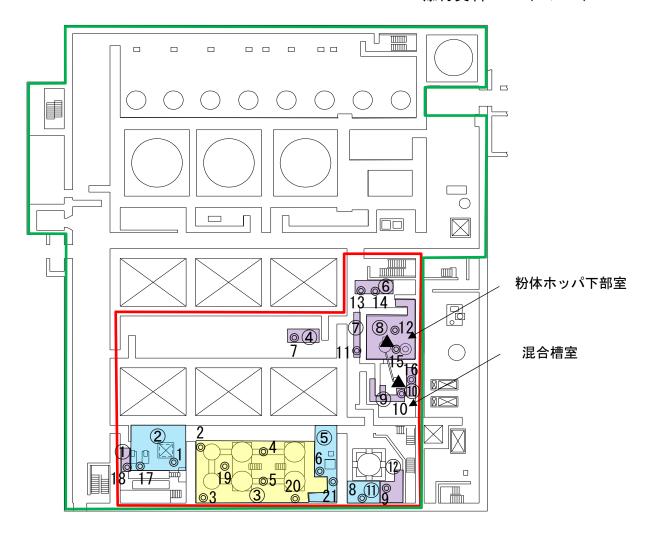


図4 NRW-I 地下1階

〈凡例〉					※表面污染	
:立	入者管理区域範囲 🔲 :立力	\禁止区域範囲	◎ :排水枡箇	動所	検出限	
□ :B ₁ [2	区域 □ : C区域 □ : D区域	▲:空気中放射性	生物質濃度採取	ホ [°] イント	30cpm, 2 × 10	
管理 エリア	排水枡箇所 (排水枡番号)	雰囲気線量当量率 (mSv/h)	表面汚染密度 [※] (cpm, Bq/cm ²)	2	空気中放射性 物質濃度	細区分
(1)	18 (NWF-250)	<0.0010	検出限界未満		例 吳 /版 /文	1D
2	1 (NWF-248), 17 (NWF-249)	<0.0010	検出限界未満			1B ₁
3	2 (NWF-240), 3 (NWF-241), 4 (NWF-236), 5 (NWF-237), 19 (NWF-238), 20 (NWF-229)	0. 12	検出限界未満			20
4	7 (NWF-226)	<0.0010	検出限界未満			1D
⑤	6 (NWF-227), 21 (NWF-228)	<0.0010	検出限界未満			1B ₁
6	13 (NWF-213), 14 (NWF-252)	<0.0010	検出限界未満			1D
7	11 (NWF-216)	<0.0010	検出限界未満			1D
8	12 (NWF-214), 15 (NWCE-203)	<0.0010	検出限界未満	核種分析	300cpm, ×10 ⁻⁵ Bq/cm ³ の結果、天然核種のみで あることを確認	1D
9	10 (NWF-217)	<0.0010	検出限界未満			1D
10	16 (NWCE-204)	<0.0010	検出限界未満	核種分析	400cpm, × 10 ⁻⁵ Bq/cm ³ の結果、天然核種のみで あることを確認	1D
(1)	8 (NWF-220)	<0.0010	検出限界未満			1B ₁
(12)	9 (NWF-219)	<0.0010	検出限界未満			1D

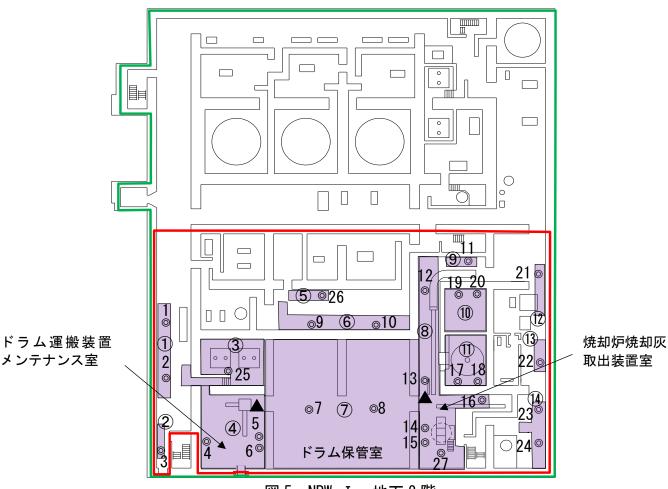


図 5 NRW-I 地下 2 階

〈凡例〉

管理

(9)

(10)

<u>(11)</u> (12)

(13)

(14)

11 (NWF-120)

19 (NWF-121)

17 (NWF-125)

21 (NWF-106)

22 (NWF-107)

23 (NWF-108),

20 (NWF-122)

18 (NWF-126)

24 (NWF-109)

」∶立入者管理区域範囲

排水枡箇所

区域範囲 □ :立入禁止区域範囲

■:D区域 ◎:排水枡箇所 ▲:空気中放射性物質濃度採取ポイント

雰囲気

線量当量率

<0.0010

<0.0010

<0.0010

<0.0010

<0.0010

<0.0010

※表面汚染密度 検出限界値 30cpm, 2×10⁻²Bq/cm²

細区分

空気中放射性

エリア (排水枡番号) 物質濃度 $(cpm, Bq/cm^2)$ (mSv/h)1 (NWF-169), 2 (NWF-170) <0.0010 検出限界未満 1D ② ③ 3 (NWF-171) <0.0010 検出限界未満 1D 25 (NWCE-110) <0.0010 検出限界未満 1D 検出限界未満 4(NWF-161), 5(NWF-183), (検出限界値 17cpm, **(4**) 0.0040 1D 検出限界未満 6 (NWF-162) $8 \times 10^{-8} \text{Bg/cm}^3$) **(5**) 26 (NWCE-111) <0.0010 検出限界未満 2D 6 9 (NWF-149), 10 (NWF-138) <0.0010 検出限界未満 2D 7 (NWF-150), 8 (NWF-137) 1.2 検出限界未満 3D 検出限界未満 12 (NWF-123), 13 (NWF-124), 14(NWF-180), 15(NWF-128), < 0.0010 (検出限界値 17cpm. 2D (8) 検出限界未満 16 (NWF-127), 27 (NWF-118) $8 \times 10^{-8} \text{Bg/cm}^3$)

表面污染密度※

検出限界未満

検出限界未満

検出限界未満

検出限界未満

検出限界未満

検出限界未満

以上

1D

2D

1D

1D

1D

1D

建屋内排水系配管の内部調査

1 調査目的

床面に堆積物を確認した排水枡に繋がる建屋内排水系配管の内部を確認する。

2 調査方法

NRW-I屋上階から地下 2 階に設置されている建屋内排水系配管内に排水枡及び点検口から CCD カメラを挿入して配管内部を確認する。



3 調査結果

(1)調査期間

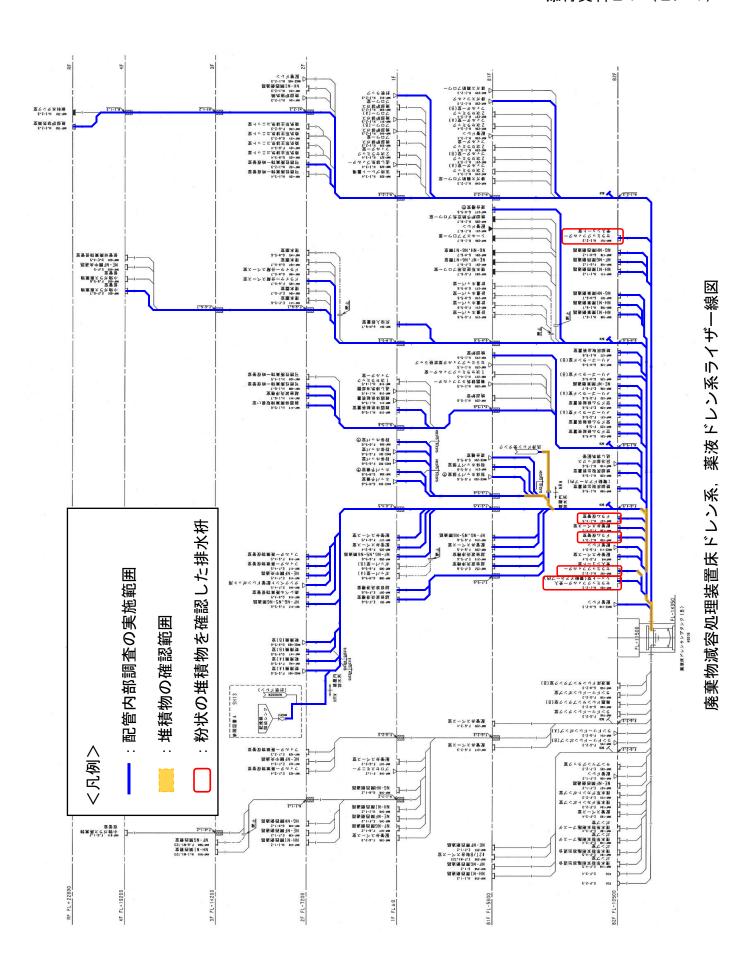
平成29年5月5日から7月24日(実作業日数:16日)

(2)調査範囲

NRW-I 屋上階から地下2階に設置されている建屋内排水系配管

(3)調査結果

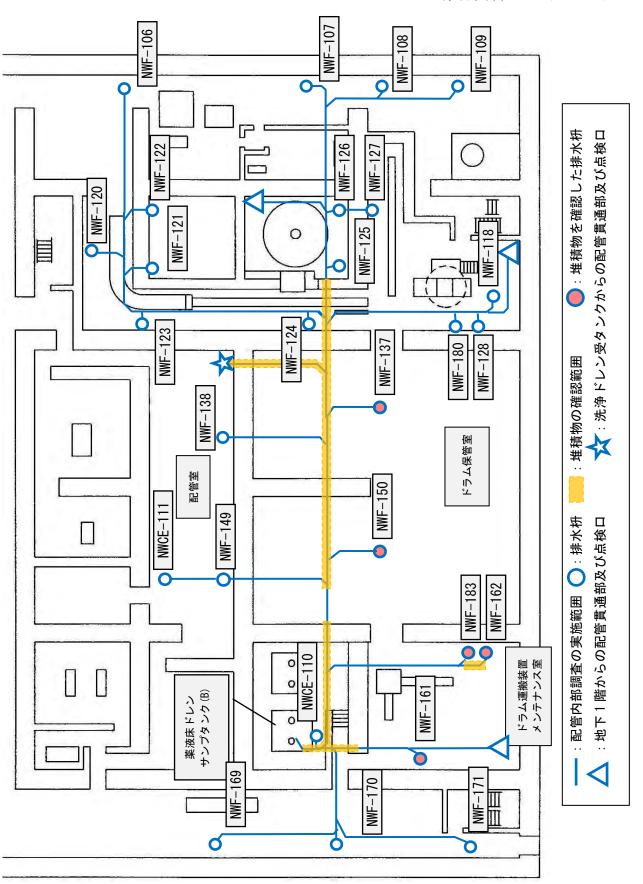
地下1階の洗浄ドレン受タンクより流入するラインの下流側に繋がる配管(約11m),地下2階の排水枡 NWF-162直下,洗浄ドレン受タンクからの流入部,及び各排水枡から繋がる集合部の配管(約34m)に堆積物を確認した。



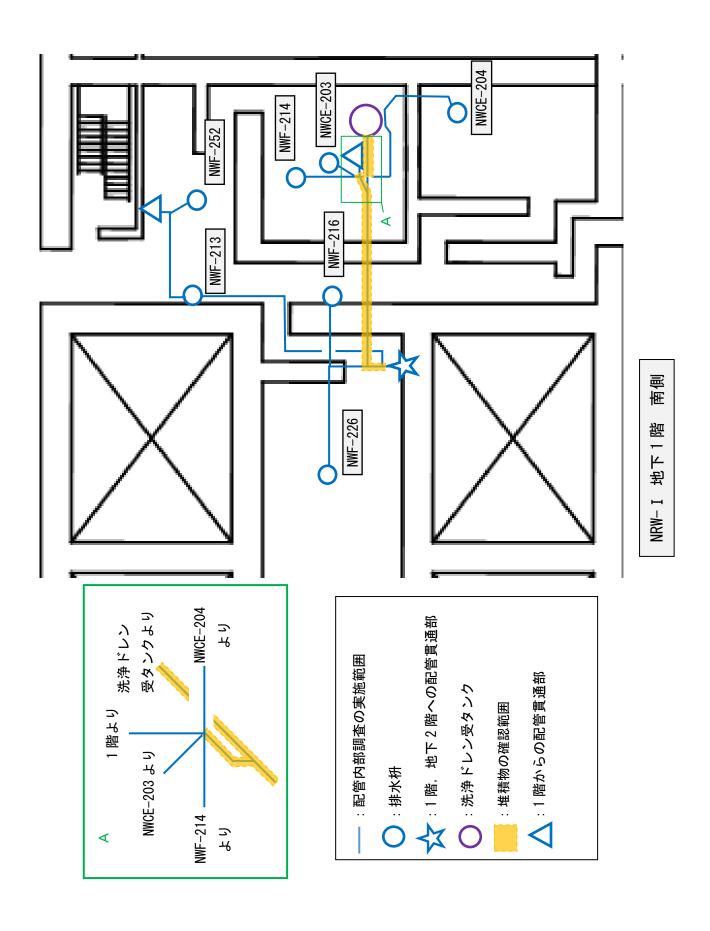
116

南側

NRW-I 地下2階



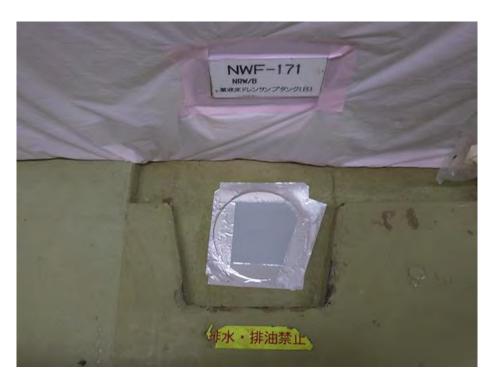
117



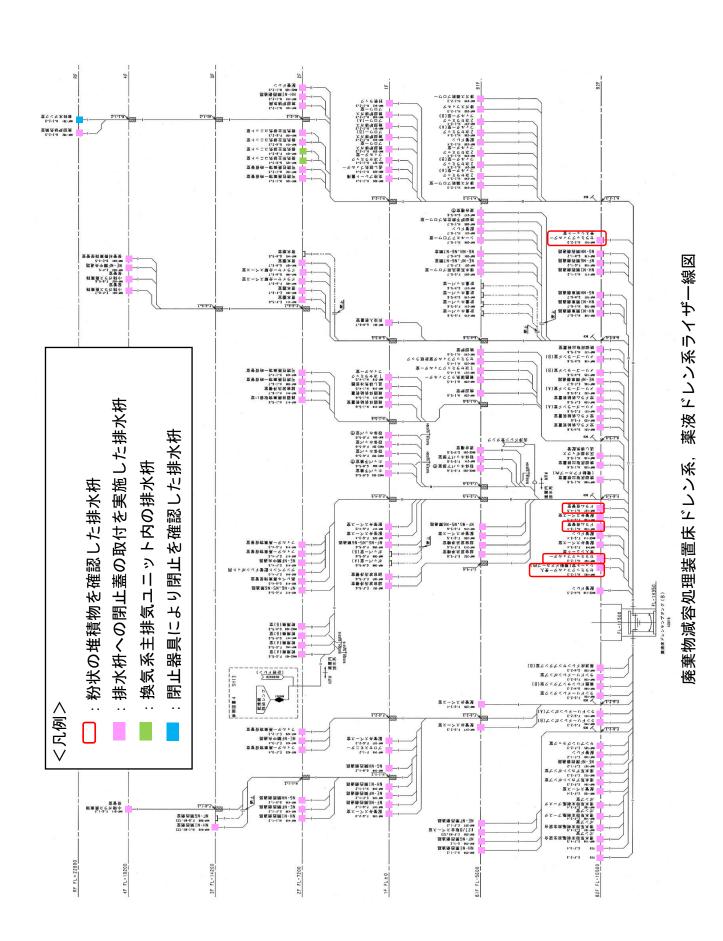
排水枡への閉止蓋取付状況



NRW-I地下1階 南西側エリア



NRW-I地下2階 南西側エリア



120

建屋内排水系配管内堆積物の回収

1 回収目的

建屋内排水系配管内に確認した堆積物を回収する。

2 回収方法

堆積物を確認した建屋内排水系配管内に排水枡及び点検口から真空掃除機のホースを挿入して堆積物を回収する。

真空掃除機



部はHEPAフィルタ[※] (0.3μmの粒子の除去率が99.97%以上のもの)

※High Efficiency Particulate Air フィルタ



管理区域外にて撮影。なお、実際の堆積物の回収作業時には、管理区域の細区分に合わせた防護衣具類に加え、作業員の内部被ばく防止のために全面マスク及びタイベックスーツ等を着用したうえで実施。

3 回収結果

(1) 作業期間

平成 29 年 6 月 13 日から 7 月 24 日 (実作業日数:18 日)

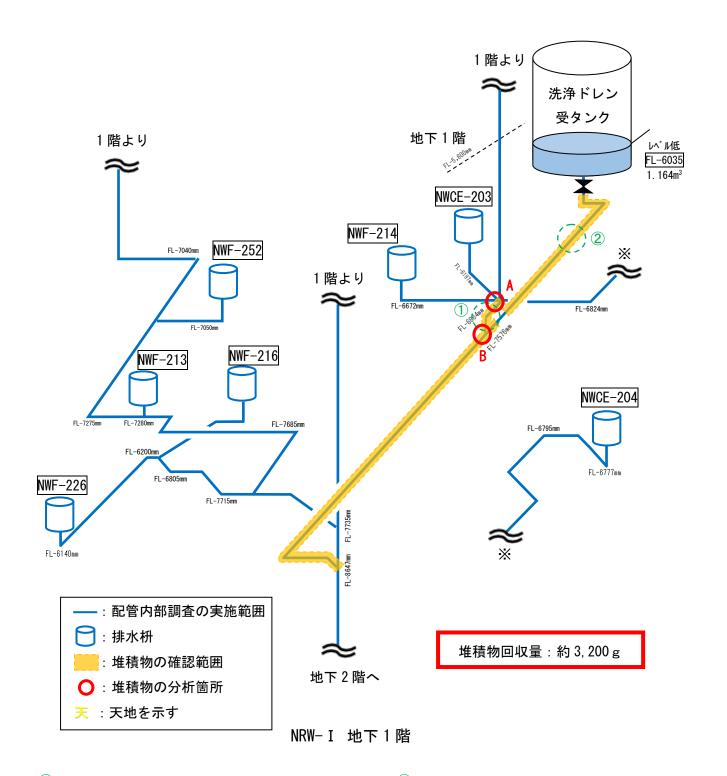
(2)回収範囲

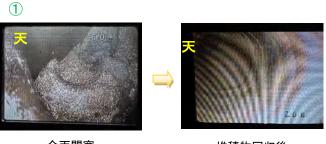
NRW-I地下1階から地下2階に設置されている建屋内排水系配管

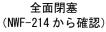
(3)回収結果

地下1階(回収量:約3,200g)及び地下2階(回収量:約10,800g)の建屋内排水系配管内に確認した堆積物を全て(約14,000g)を回収した。

添付資料29(2/15)







堆積物回収後 (NWF-214 から確認)

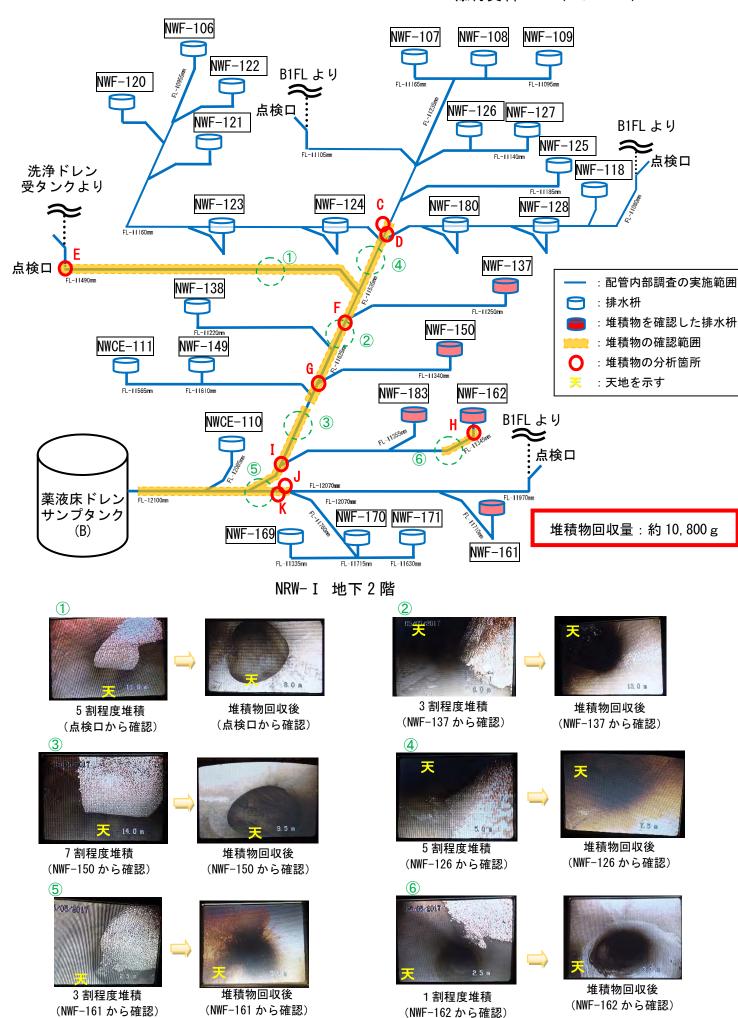


7割程度閉塞 (洗浄ドレン受タンク 側から確認)

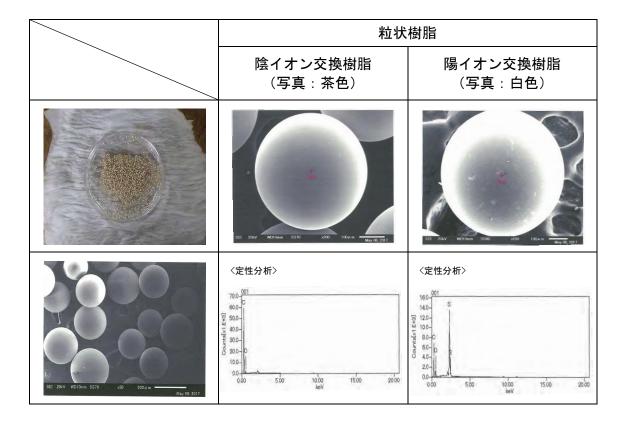


堆積物回収後 (洗浄ドレン受タンク 側から確認)

添付資料29 (3/15)

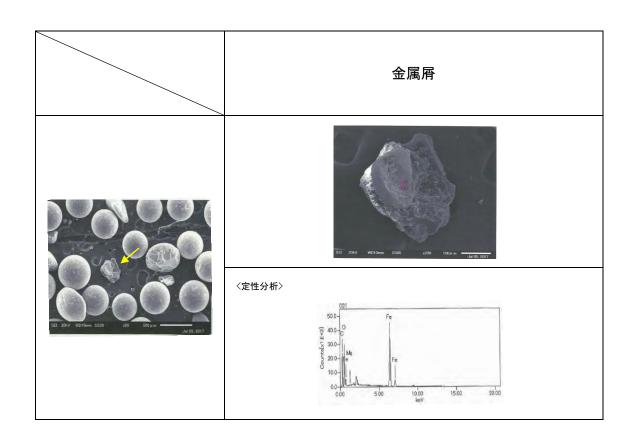


粒状樹脂の分析結果 (新品)



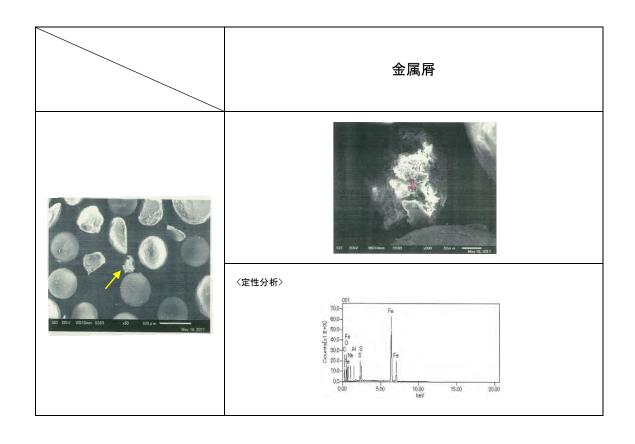
堆積物の分析結果 (A:排水枡 NWCE-203 より回収)

	粒状樹脂		
	陰イオン交換樹脂 (写真:茶色)	陽イオン交換樹脂 (写真:白色)	
	SEE 20AV WOTGER SSIG 6/270 100/d m Aut 05, 2007	SE 2007 MOTO-me SSS 4200 100-d m - 3400-207)	
SEI 2017 WORker 5520 50 50 FF	(定性分析) 25.0-C CI 20.0-CI 15.00 15.00 15.00 20.00 keV	く定性分析〉 001 500- S 001 500- Na 1000 N	



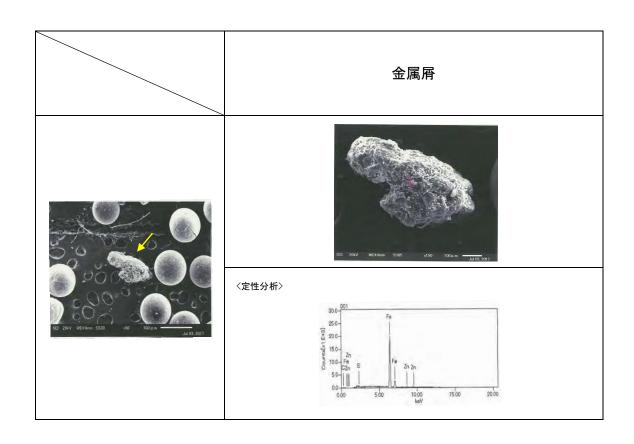
堆積物の分析結果 (B:排水枡 NWF-214 より回収)

	粒状樹脂		
	陰イオン交換樹脂 (写真:茶色)	陽イオン交換樹脂 (写真:白色)	
	SE 2004 MOTO-m SSSS st70 100.0 m May16,007	SIX 2007 MC/10mm SSSD 4170 100mm May16, 2027	
SEI 20XV WD10mm SSE3 450 500 µ = May 18, 2011	〈定性分析〉 001 1400-10 1200-1 1000-10 1000-1	〈定性分析〉 001 000 000 000 000 000 000 00	



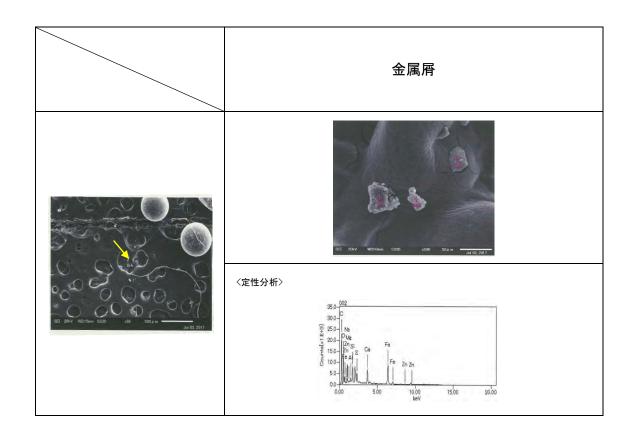
堆積物の分析結果 (C:排水枡 NWF-126 より回収)

	粒状樹脂		
	陰イオン交換樹脂 (写真:茶色)	陽イオン交換樹脂 (写真:白色)	
	ST2 70AV WOTO- SS95 st 70 1004 m JM 03, 707 7	SIE 20AV WOTONE 2500 5070 1000 is Aut 00: 007	
SEI 256/ WOlders SSSS	〈定性分析〉 250- 220- 150- 000 500 500 1000 1000 1000 1000	く定性分析>	



堆積物の分析結果 (D:排水枡 NWF-125 より回収)

	粒状樹脂		
	陰イオン交換樹脂 (写真:茶色)	陽イオン交換樹脂 (写真:白色)	
	553 756V NOHous 5595 x100 100 m _AU(0,00)	SEI 2007 WATGERS SSIGS 1190 100.6 m	
SEL NAV 107 Here: \$53.5 40 550.4 m Jul 90, 5917	く定性分析>	く定性分析〉 500- 500- 500- 500- 500- 500- 500- 500- 500- 500- 500- 500- 500- 500- 500- 500- 500- 500- 60	

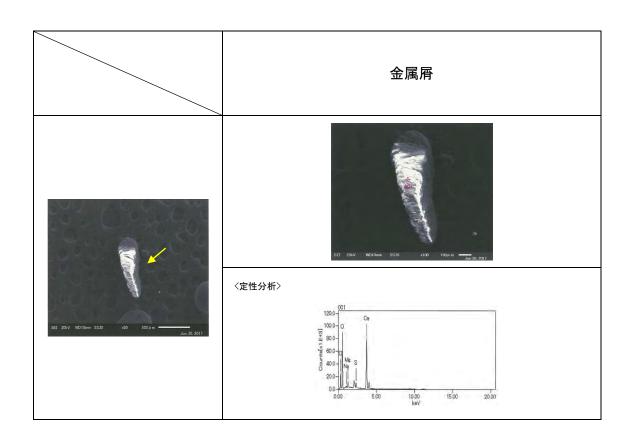


堆積物の分析結果 (E: 点検口より回収)

	粒状樹脂		
	陰イオン交換樹脂 (写真:茶色)	陽イオン交換樹脂 (写真:白色)	
	SEI 20AV WOTOme 2500 A190 100s in A400, 7057	SEI STAV MOTORIN 5595 +190 1054 in	
Eli 20V William 5520 55 500 an A/55 2011	く定性分析〉 250-C	<定性分析>	

堆積物の分析結果 (F:排水枡 NWF-137 より回収)

	粒状樹脂		
	陰イオン交換樹脂 (写真:茶色)	陽イオン交換樹脂 (写真:白色)	
	SCI 205V MOTOMA 5570 s150 100# M An 30,707	SEI 20AV MOISsee 5570 also 1904 m Analignity	
SEI 20AV WD1/dem SE30 450 S05) av	〈定性分析〉 40-0 9 30-0 10 150-0 10 10 1500 2000	く定性分析〉 001 900- S 800- S 770-	

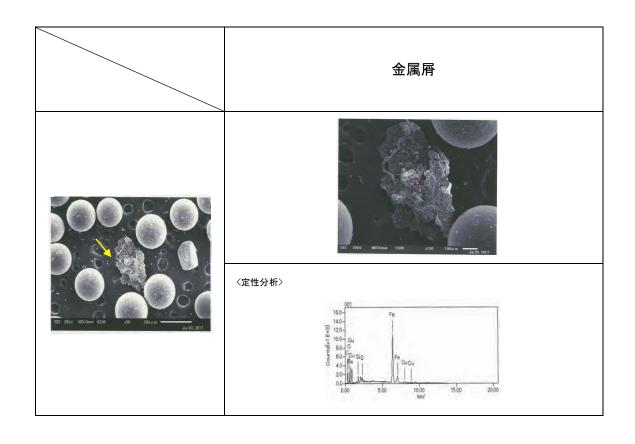


堆積物の分析結果 (G:排水枡 NWF-150 より回収)

	粒状樹脂		
	陰イオン交換樹脂 (写真:茶色)	陽イオン交換樹脂 (写真:白色)	
	551 Stady 9000mm 5585 x180 100mm AMOU.5017	Std 200V M070mm 5050 5000 100mm M07077	
SL 247 12 tiger SSS 60 30 Ja - Ad 93.917	〈定性分析〉 250 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	<定性分析>	

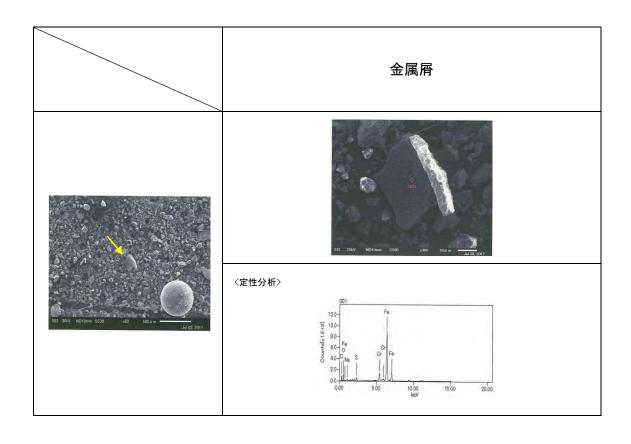
堆積物の分析結果 (H:排水枡 NWF-162 より回収)

	粒状樹脂		
	陰イオン交換樹脂 (写真:茶色)	陽イオン交換樹脂 (写真:白色)	
	513 23AV MXOwm 2556 x190 100s m	SEI 20AV WHO:== \$505 JONO 100.4 m Au (0).7007	
SEI 26V W010m 5530 v150 504 p	(定性分析) 25.0 001 20.0	◇定性分析〉 001 450 S 001 450 S 002 250 O Na 250 O Na 250 O Na 000 000 500 1000 1500 1500 2000	



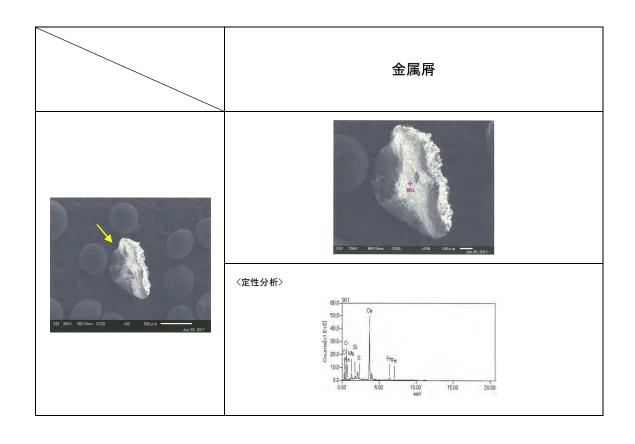
堆積物の分析結果 (I:排水枡 NWF-183 より回収)

	粒状樹脂		
	陰イオン交換樹脂 (写真:茶色)	陽イオン交換樹脂 (写真:白色)	
	5EI 200V WOTChem 5085 x170 100s/m	SEI 203V MCHOwn 5555 also 190am — MC3.7077	
SET 20AV (IQ) (Jame 25/30 4/9 500) a =	<定性分析>	《定性分析》 400-001 850-0 S 800-0 S 900-0 S 90	



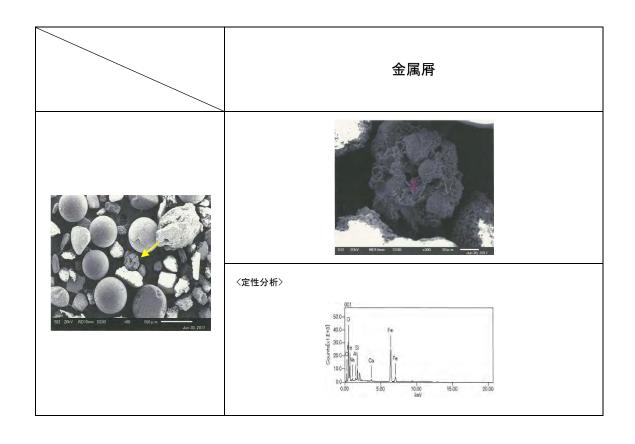
堆積物の分析結果 (J:排水枡 NWF-161 より回収)

	粒状樹脂		
	陰イオン交換樹脂 (写真:茶色)	陽イオン交換樹脂 (写真:白色)	
	SEI 20AV W010mm SS70 at70 100s m An 30,7017	353 203V W0310nm 5570 s220 190u n Am 30, 207 2	
SSI 364V WOTINEN SS30 550 500 gr. Jun 30 3017	◇定性分析〉 900-0 9	〈定性分析〉 1000- S 1000- S 1000- S 1000- S 1000- S 1000 S 1000 S 1500 2000 Rev S 1500 2000	



堆積物の分析結果 (K:排水枡 NWF-170 より回収)

	粒状	樹脂
	陰イオン交換樹脂 (写真:茶色)	陽イオン交換樹脂 (写真:白色)
	SEI 20AV WOTOme 5550 at 60 100 at m AA-30,007	SSI 2004 WOTOmm SSSS 4250 11004 m = 4007.07.77
SEI 20kV W010ren SS30	(定性分析) 150	く定性分析〉 500



本事象に係る対応者の放射線管理状況

本事象における対応者の放射線管理状況は以下のとおりであり、平成29年5月2日から7月26日の外部放射線による総線量は3.71人・mSvであった。また、個人最大線量は0.22mSvであり当所で定める線量管理の日管理線量(1日1mSv)を十分に下回っており、管理区域から退域する際の体表面モニタによる身体汚染検査においても汚染は検出されていない。

1 初期対応に係る放射線管理状況

(1) 事象発生時の対応

5月2日の事象発生時における対応者の実績線量は以下のとおり。

区分		従事者数	総線量	個人最大
		(人)	(人・mSv)	(mSv)
社員	外部被ばく	28	0. 08	0. 02
往具	内部被ばく	20	(なし*1)	(なし*1)
ᆉᄝᆔ	外部被ばく	11	0. 07	0. 04
社員外	内部被ばく	11	(なし*1)	(なし*1)
	合 計	39	0. 15	_

(2) 除染作業時の対応

5月3日の除染作業における対応者の実績線量は以下のとおり。

	区分	従事者数	総線量	個人最大
		(人)	(人・mSv)	(mSv)
社員	外部被ばく	4	0. 14	0. 14
仕貝	内部被ばく	4	(なし*1)	(なし*1)
ᆉᄝᆔ	外部被ばく	13	0. 29	0. 11
社員外	内部被ばく	13	(なし*1)	(なし*1)
	合 計	17	0. 43	_

※1 管理区域退出時の体表面モニタにおいて汚染が検出されていないことから、吸入摂取及び経口摂取のおそれはないと判断。

(3) 事象発生時及び除染作業時における対応者の内部被ばく測定結果 5月2日の事象発生時及び5月3日の除染作業時における体外計測法(ホールボディカウンタ) による内部被ばくの測定結果は以下のとおり。

測定値有意レベル※2:400 カウント

区分		従事者数	WBC 測定結果
		(人)	(カウント/100 秒)
事象発生時対応者	社員	28	400 未満
(5月2日)	社員外	11	400 未満
除染作業時対応者	社員	4	400 未満
(5月3日)	社員外	13	400 未満

^{※2} 有意な体内汚染がないと判断する測定値。

2 建屋内排水系配管等の内部確認及び堆積物回収作業等に係る放射線管理状況 建屋内排水系配管等の内部確認及び堆積物回収作業等(5月4日から7月26日)における対応者の実績線量は以下のとおり。

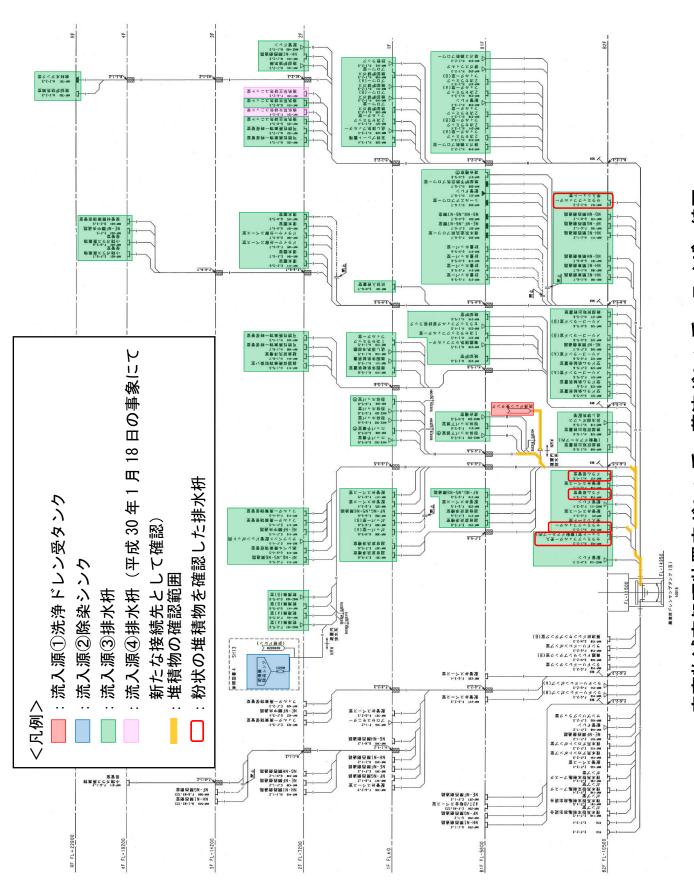
作業内容		区分	従事者数	総線量	個人最大
1F未约督			(人•日)	(人・mSv)	(mSv)
77 57 - 14 1. 7 - 76	社	外部被ばく	27	0.00	0. 00
建屋内排水系配管 等の内部確認。	員	内部被ばく	21	(なし*3)	(なし*3)
堆積物回収作業	社	外部被ばく		2. 02	0. 22
及び閉止蓋取付	社員外	内部被ばく	612	(なし*³)	(なし*3)
	社	外部被ばく	46	0.09	0.06
	員	内部被ばく	40	(なし*3)	(なし*3)
巡視点検	社員外	外部被ばく		0. 26	0. 05
		内部被ばく	212	(なし*³)	(なし*3)
	社員社員	外部被ばく	48	0. 03	0. 01
		内部被ばく	40	(なし*3)	(なし*3)
放射線管理		外部被ばく		0. 73	0.08
	貝 外	内部被ばく	1, 014	(なし*3)	(なし*3)
	社	外部被ばく	26	0.00	0.00
111 min 11 - 11 1-	員	内部被ばく	20	(なし*3)	(なし*3)
堆積物の分析	社	外部被ばく	45.	0.00	0.00
	社員外	内部被ばく	154	(なし*3)	(なし*3)
合	計	_	2, 139	3. 13	_

^{※3} 管理区域退出時の体表面モニタにおいて汚染が検出されていないことから、吸入摂取及び経口摂取のおそれはないと判断。

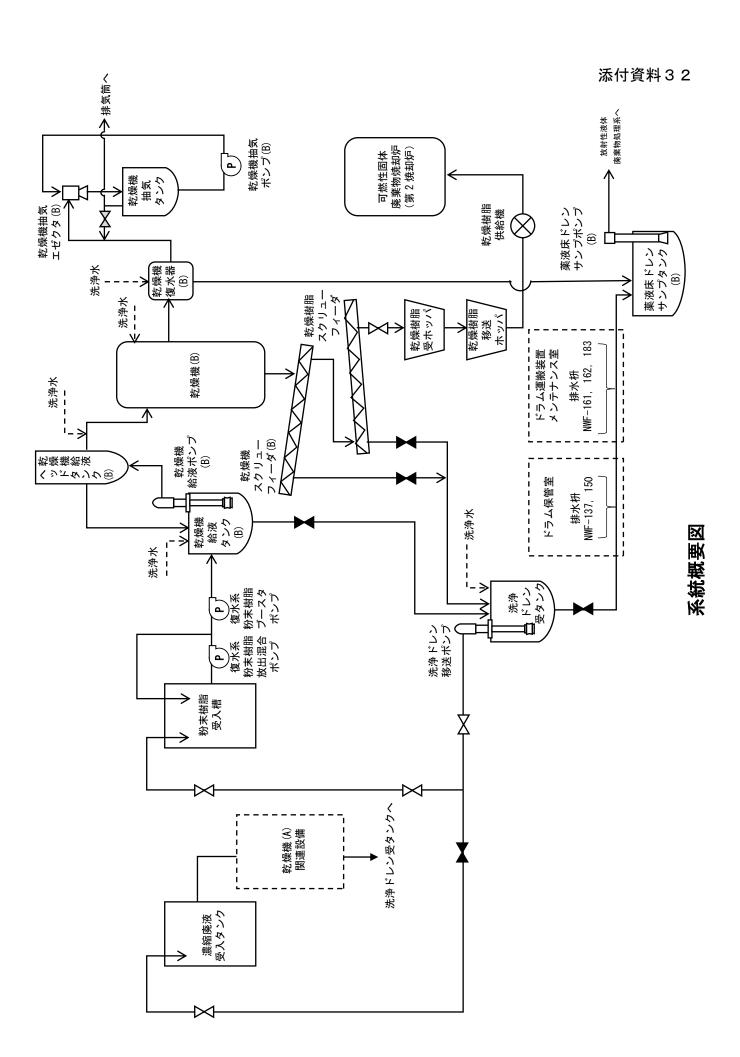
3 被ばく線量の主要因の推定

今回の被ばく線量の主な要因は、放射性廃棄物を収納したドラム缶や高線量 当量率の配管・機器近傍で作業を実施したことによるものであり、堆積物から の影響ではないと評価している。

以 上



廃棄物減容処理装置床ドレン系,薬液ドレン系



運転操作による建屋内排水系への排水実績調査結果

1 調査目的

洗浄ドレン受タンクから樹脂濃度の高い廃液を建屋内排水系へ排水した場合,廃液が適切に排水されず,建屋内排水系配管内に樹脂が堆積する可能性があるため,運転操作(洗浄操作及びタンク内水抜き操作)により洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系へ排水した実績を調査する。

2 調査方法

廃棄物減容処理設備運転引継日誌(以下「NRW運転引継日誌」という。)*1により、本事象を確認した平成29年5月2日までの運転操作によって洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系へ排水した実績及び廃液の性状を確認する。

3 調査結果

NRW 運転引継日誌^{*2}より, 洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系へ排水した 実績及び廃液の性状を確認した結果を表 1 に示す。

## * □	廃液の性	上 上 大	│ │ 洗浄操作 ^{※4} の有無		
排水日	種類	濃度※3	プラスティック がある 大学探げが の有無		
平成 24 年 11 月 21 日	粉末樹脂	低い	なし		
	を含む廃液		(試験に伴う手動排水)		
平成 26 年 1 月 10 日	濃縮廃液	低い	あり		
平成 27 年 12 月 9 日	濃縮廃液	低い	あり		
平成 28 年 8 月 12 日	濃縮廃液	低い	あり		
平成 28 年 10 月 10 日	濃縮廃液	低い	あり		
平成 29 年 4 月 5 日	粉末樹脂 を含む廃液	低い	あり		
平成 29 年 4 月 6 日	粒状樹脂 を含む廃液	高い	あり		

表 1 排水実績及び廃液の性状

4 考察

洗浄ドレン受タンクから粒状樹脂を含む廃液を建屋内排水系へ排水した実績は平成29年4月6日の洗浄操作のみであり、その際の排水には希釈していない樹脂濃度の高い廃液が含まれていた。そのため、排水に含まれていた樹脂が建屋内排水系配管内に堆積した可能性がある。

以 上

^{※1} 平成26年6月以前は廃棄物減容処理設備第1・2運転引継日誌という。

^{※2} 本調査は残存するものすべてを対象に実施した。(NRW 運転引継日誌の保存期限は、平成 23 年 4 月 11 日以前は 5 年 間、平成 23 年 4 月 12 日以降は「廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間」としている。)

^{※3} 給液系の希釈運転後における洗浄廃液の濃度以下の廃液を「低い」、洗浄廃液の濃度より高い廃液を「高い」とする。

^{※4} 洗浄ドレン受タンク洗浄操作(運転操作手順書)。

点検作業による建屋内排水系への排水実績調査結果

1 調査目的

点検作業に伴う建屋内排水系への排水について、樹脂濃度の高い廃液を排水していた場合、廃液が適切に排水されず、建屋内排水系配管内に樹脂が堆積する可能性があるため、点検作業による建屋内排水系への排水実績及び廃液の性状を調査する。

2 調査方法

固化設備運転開始後からの排水実績を以下の方法で調査する。(昭和 63 年* 以降)

- 保全作業報告書の記載内容の確認
- 作業管理者及び現場監督者への聞き取りによる確認

※ 記録の残っているもので最も古い記録

3 調査結果

(1) 洗浄ドレン受タンク点検(表1に点検実績を示す。)

至近のタンク点検は平成22年度に実施しており、乾燥機の運転実績等から当該点検時に建屋内排水系へ排水した洗浄ドレン受タンク内の廃液は、粒状樹脂を含んでおらず、粉末樹脂であったことを確認した。また、作業管理者及び現場監督者への聞き取りによる確認の結果、点検時にタンク内に残存していた粉末樹脂は少量であり、多量の樹脂がタンク内に残存していたことはないことを確認した。

(2) 除染シンクの使用(表2に使用実績を示す。)

作業管理者及び現場監督者への聞き取りによる確認の結果,除染シンクは, 乾燥機(A)(B)点検時に乾燥機の主軸の洗浄のみに使用しており,主軸の 洗浄以外に使用した実績がないことを確認した。また,乾燥機主軸に付着し ていた樹脂は隙間等に付着したものなどわずかな量であり,多量の樹脂が乾 燥機主軸に付着していたことはないことを確認した。

なお、除染シンクの排水口にフィルタ等を設置して樹脂及び濃縮廃液の回収はしていなかった。

(3)排水枡からの排水

点検時に排水枡へ直接廃液を排水する作業について,排水実績を聞き取りにより確認した結果,乾燥機抽気ポンプ(A)(B)点検において排水枡に直接排水していたことを確認した。

乾燥機抽気ポンプ点検に伴い、排水枡に直接排水する廃液の性状を確認し

た結果, 乾燥機抽気ポンプ内部の残水(乾燥機の凝縮水) を排水するものであり, 樹脂を含む可能性がないことを確認した。

その他機器の点検においては、排水枡へ排水するような作業はなかった。

4 考察

上記調査結果より、点検に伴う樹脂を含む廃液の建屋内排水系への排水が、 建屋内排水系配管への樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

以 上

添付資料34 (3/3)

表 1 洗浄ドレン受タンク点検実績

点検完了日	排水物	排水作業	特記事項
昭和 63 年 5 月 24 日	不明	作業前:タンク底部の残水を排水 作業中:タンク内部の洗浄水を排水	なし
平成9年10月27日	不明	作業前:タンク底部の残水を排水 作業中:タンク内部の洗浄水を排水	なし
平成 22 年 11 月 19 日	粉末樹脂を含む廃液	作業前:タンク底部の残水を排水 作業中:タンク内部の洗浄水を排水	タンク点検前の乾燥機の運転実績等 から排水物の種類を確認

表2 除染シンクの使用実績

											//W I	7 54	本4 3	4		3/	3
特記事項	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	間き取りにより、排水時にフィルタ等は設置していないことを確認。	間き取りにより、乾燥機の主軸に付着した濃縮廃液をスチーム洗浄で除去した際に降洗が、カチは田しており、はか味にコッコカ無は部署していたいことを認	麻米ノノンで使用してあり、排水時にノイルタ寺は改員していないことを暗診。	聞き取りにより、平成 28 年 12 月に乾燥機の主軸の洗浄で除染シンクを使用してお	り、付着物はほとんどなかったことを確認。また、排水時にフィルタ等は設置して	いないことも確認。
付着物	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	樹脂※	樹脂※	濃縮廃液 [※]	樹脂※	濃縮廃液 [※]			濃縮廃液*	
点検乾燥機	А	A	В	А	В	А	В	А	В	В	А	В	A			A	
点検完了日	平成元年8月10日	平成6年3月19日	平成6年3月19日	平成8年6月19日	平成9年10月31日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 13 年 3 月 30 日	平成16年1月30日	平成19年11月29日	平成 22 年 11 月 24 日	平成 24 年 9 月 4 日	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 9 月 11 日			平成 29 年 10 月 10 日	

乾燥機(B)は樹脂を乾燥する運用とした。 平成17年9月12日より, 乾燥機 (A) は濃縮廃液, ×

×
紫
因
瞅

となる とはならない	器付責料	第4章 第4章 第4章 37	80 0 0 0 京製工企業		聯合	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	8 4 紫漱 4 8	の 4 高級など の 4 高級など の 9 る の 0 る 0 る	新本様 1	第4世第52	のは実施を接	
× O × W W W M M M M M M M M M M M M M M M M	幹価	×	×	×	×	0	×	×	×	0	0	0
	金額鉄漁	[設計] 優大系粉末樹脂放出混合ポンプは、粉末樹脂受入槽内の使用茶樹脂を含んだ藤深を提幹できるように設計しており、粉末樹脂受入槽内の廃液に含 まれる結脂温度に不均一が生じることはないため、建屋内排水系配管内での結脳維積の要因となっないことを構認した。 【余中】 道切に保全が実施され、総年劣化もないことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。	(協計) 優大系粉末樹脂プースタポンプは、使用落樹脂を含んだ原源を乾燥機約液タンクへ移送できるように設計しており、移送配管内に樹脂が維積する ことによる温度の不均・が生じることはないため、建屋内はが系配管内での指摘堆積の要因とならないことを確認した。 【保守】 適切に保全が実施され、総年劣化もないことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。	【設計】 家庭機能がボアブは、乾燥機能液タンク内の使用済樹脂を含んだ廃液を撹拌し乾燥機へ移送できるように設計しており、乾燥機能液タンク内の廃 な地でますも機能濃度に不均一が生じることはなく、移送性能不足による時間境積がないため、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならない ことを確認した。 【条序】 通切に保金が実施され、義年劣化もないことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。	(1891) 乾燥機は、廃液を定格添置にて処理した場合、全量を乾燥処理できる設計となっている。また、乾燥機スタリューフィーダは、乾燥機で発生した 機器を全量移送できる設計となっているため、建屋内排水系配管内での掃除機の要因とならないことを確認した。 【保予】 適切に保全が実施され、経年劣化もないことから、建屋内排水系配管内での拇語堆積の要因とならないことを確認した。	【総計】 (1) 赤海ドレン移送ボンブは、洗浄ドレン要タンクに流入した洗浄後の廃液を連絡廃汲受入タンクへ移送するよう設計されており、樹脂濃度が高い廃 (1) 赤海ドレン移送オンブは、洗浄ドレン要タンクに流入した洗浄後の廃液を連絡廃汲受入タンクへ移送するよう設計されており、樹脂濃度が高い原 (2) 赤海峡水板に溶けるでは、一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一	光浄 ドフン受タンクかで実施法 ドンノサン グタング (B) IC 選る確認 存存大系配着の左部に、地央施階以外の異物による配管の秩序あるには野圏は認められなかったことから、議職互排大株配施内での指指性の美国とならないことを確認した。	【股計】 経動のは本系配管法人部のアベルは、顕派氏ドレンサンブタンク (8)のレベル高よりも高い位置にあり、原派氏ドレンサンブタンク (8)内の水の背 圧で重要内球水系配管内のボルが阻害されることがない設計となっているため、建国内排水系配管内での樹脂建制の原因ともらないことを確認し 「保み】 (条件) (条件) (原本) (日本	砂米梅脂受入槽に受け入れる廃液の設計温度 □ F KNに対し、実際の粉末樹脂受入槽内の廃液の樹脂温度は9.4mt%で設計値を満足していることから、雑題内排水系配管内での操脂堆積の装因とならないことを確認した。 5. 雑題内排水系配管内での操脂堆積の衰因とならないことを確認した。	4月6日の洗浄ドレン受タンクの洗浄操作までに添入した藤液は、樹脂濃度の腐い廃液であったため、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因となることを確認した。	※洋手層は、試験指導から機能推験因となるような製質はなく、設計メーカーの指出図書の対象を正確に反映している。しかし、使用するための開発を中の記載がなく、未来使用するでない施度の続い解析が入した場合においても、本半層を使用する日報的があらにだか。 議職内導水系形態での金額単複の製図となることを表図した。	4月6日の洪亭ドレン彫ケンの沿亭機作を洗浄手順の使用集件(結液派の条影編指数)に当てはまってないにも関わらず実施したことにより、光亭楽作製に設踏襲度が続い端米が発生し、この現木を護層囚事米系に排水したことから、護腸囚事米系配管内での設脂推糖の要囚びなることを確認した。
米区が付区	確認項目	[設計] (1) 設計の考え方 (据粹性能) (保守) (1) 経年劣化及び保守不良	[<u>版計</u>] (保証の考え方 (移送性能) (保守] (1) 経年劣化及び保守不良	[<u>原計]</u> () 接替(の等え方 (機料性能, 移送性能) () 接年劣化及び保守不良	[設計] (1) 設計の考え方 (乾燥処理性能, 移送性能) (1) 総年劣化及び保守不良	[設計] (1) 設計の考え方 (第送性額) (2) 建国内排水系・の場本に含まれる樹脂濃度の確認(給液系の希 釈迦配料・4月日の運転操作時) (第2) ドレン砂送汽業度の影響 (県中) (日) 総年劣化及び保守予良	(1) 漢入漢である法律ドレン要タンクの下流の諸國内排水系配體のの話まり及び編物の有無(話非リ又は異物がある場合は、語まりの問題及び基準物がある場合は、語まりの問題及び基準物を作状)	(28件) (1) 薬気ボアンセングタンク (3) フステの設計の地丸が (44中) (44中) (3) 薬気床 アンセングタンク (3) フステドの点鉄結果で業度 (3) 薬気床 アンセングタンク (3) の「アステ網画」の影像点が 楽盤	() 粉末樹脂受入槽に受け入れる廃液の設計樹脂濃度及び薬際に受け入れた リンとれた () された	() 平成29年4月6日の洗浄ドレン受ケンクの洗浄操作時のケンク内 の廃液の種類及び性状	() 遊玩操作手順審制定時の內容 (2) 遊玩操作手順審の 败 回履歴	(1) 早成29年4月6日の光帯ドフン単かソンの光浄操作の栄養
	美因散明	数末級階級入借内で使用済扱階を含んだ療法が均一に競枠されず、 等計2種類よりも高い場合で除機器が多クントに繋送が移送された場 の、浴等ドレンタンクの砂糖温素が多っている。 内に接脂が維護する可能性がある。	数末級脂受入槽から乾燥機治液タンツへの移送時に、配管内の流流 が小ち、心管内に関節が維制と条紙内の軽脂濃度に濃炭が生じた場 の、洗浄ドレンタンク内の機能濃度が高くなり、建匿の排水系配管 内に樹脂が堆積する可能性がある。	教養機能液かンクかの核機能が減くいなソンへの移送場に、均一に解释されない人に開節内の減速が小なく、軟機機能減少とクロの設置 間端度は流くなりた対な機能が多く。ドランの方が当一に確認 かれず機能が多っクロに減降した場合、洗浄ドンをタンクの機能 機能が高くなり、難層及様米系配管内に接触が指揮する可能性がある。	整備機及び依備はスクリューフィーダの展演の選集体が不足し を 機能及び乾燥なフリューフィーダの展演の選集体 ドレン要タンク・減、する乾燥機及び軽線接入ウリューフィーダの活 等等液の短脂濃度が高くなり、建屋内等水系配管内に設脂が建築する。	※挙 Γンツ タンンから 緩縮破液を入々ソくの等法等に 無粋されない又は西欧の派滅が(中心・場合、 ※挙 Fレンめマンの作品 整部が発展し、 離原が発展し、 第一下ののシックに 事情、 ※挙 F レンヴェンの である。 また、 ※等 F レンヴェンのの である。 なる数本の機能を選択が保存の できます。 なる数本の機能を選択が保存しまり。 原の様本を同じ、 ※ を F レンヴェンの できます。 を 数本の機能を 2 を 2 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3	排水系配管内に着 異物により流路の球学あるいは関係が生じた場 合。 解液が過切に非出されず、 雑屋内非水系配管内に破脂が糖類する 一向部性がある。		を未提問を入権に続け入れる措施の議院が窓中継収以上である場合 会、第今ドレンガンクに拡入する案がの基礎成立権をなり、第四 日本学术院院区に復開が組織する日常行がある。	報等ドレン取分ンクへ設計議度以上の表題が指入した場合。タンク になの解発中の返開施度が終くなり、議職反審米米店館とに返贈が推進 する可能有がある。	運転操作手順が不過切な場合、建屋内排水系配管内に樹脂が維積す る可能性がある。	実施した運転操体が不適切な場合、建屋内排水系配管内に樹脂が進 限する可能性がある。
	國	粉末樹脂受入糖 (復水系粉末樹脂 放出混合ポンプ)	復水系粉末樹脂 ブースタポンプ	乾燥機給液タンク (乾燥機給液ポン ブ)	乾燥機・ ・乾燥機スクリュー フィーダ	洗浄ドフン函なン (洗浄ドワン図ない 紙光・ソリン	建屋内排水系配管	- 薬液床ドレンサン ブタンク (B)	洗浄ドレン受タン クへの樹脂の過剰 な流れ込み		運転操作手順 (洗浄ドレン受タ ソク洗浄手順)	実施した 連転操作手順 (洗浄ドレン吸タ ソク洗浄手順)
			1	'	,	,	'		慢		'	
	第生事象	粒状樹脂が 建屋内排水 系配管内に 堆積した										

復水系粉末樹脂放出混合ポンプの設計調査結果

1 調査目的

復水系粉末樹脂放出混合ポンプは、粉末樹脂受入槽に貯留された使用済樹 脂を含んだ廃液を乾燥機給液タンクに供給する際、濃度が均一な状態で廃液 を供給するよう粉末樹脂受入槽を撹拌するために設置している。復水系粉末 樹脂放出混合ポンプの性能を確認することにより、撹拌が可能な設計である ことを確認する。

2 調査方法

以下の設計図書及び機器配置条件により,復水系粉末樹脂放出混合ポンプに より粉末樹脂受入槽内の使用済樹脂を含んだ廃液を撹拌する際, 撹拌に用いる 循環配管に必要な流速を確保した状態にて粉末樹脂受入槽を均一に撹拌でき ることを確認する。

- 廃棄物減容処理装置 主系統容量決定根拠書 CED-P2-6119
- ・廃棄物減容処理装置 機器設計仕様書 主系統及び補給水系ポンプ ES-RW-803N
- 廃棄物減容処理装置 主系統系統設計仕様書 SS-RW-802N
- 廃棄物減容処理装置 減容固化用復水系粉末樹脂受入 外形図 T-8Z045111
- ・廃棄物減容処理装置 ポンプ基礎図面 T-CB-H-PF-01
- ・技術連絡票 H-NRW 固化設備の設計妥当性評価業務 スラッジ配管内流速について ECS-C3-901906

3 調杏結里

阴 且阳不
(1)流体
・樹脂スラリー(濃度 w t%)
(2)設計条件
・必要容量
槽の撹拌性能は,メーカ経験により断面積あたりの容量m³/h·m²
を必要撹拌容量として設定している。
粉末樹脂受入槽においては、この必要撹拌容量を槽断面積 (m×
m)に乗じ,380m³/h を撹拌に必要な容量として設計している。
$\boxed{\qquad m^3/h \cdot m^2 \times (\boxed{\qquad m \times \qquad m}) = \boxed{\qquad m^3/h \ \stackrel{.}{\Rightarrow} \ 380m^3/h}$
・必要流速
樹脂スラリーを移送可能な流速は,メーカ経験によりm/s 程度と
しており、これを必要流速として設計している。

(3) ポンプ性能

• 吐出量: 380m³/h

・ポンプ出口配管の流速: 3.37m/s

•全揚程:40m

(4) 設備配置状況

復水系粉末樹脂放出混合ポンプから粉末樹脂受入槽の高低差は約 15m であることを確認した。

- ・復水系粉末樹脂放出混合ポンプ配置床レベル:FL-10,500
- ・粉末樹脂受入槽オーバーフローレベル: FL+4, 450

4 考察

復水系粉末樹脂放出混合ポンプは、粉末樹脂受入槽内の使用済樹脂を含ん だ廃液を撹拌できるように容量、配管内流速が検討され、必要な容量・揚程 を有したポンプを選定しており、粉末樹脂受入槽内の廃液に含まれる樹脂濃 度に不均一が生じることはない。

このため、粉末樹脂受入槽及び復水系粉末樹脂放出混合ポンプの設計に問題はなく、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

復水系粉末樹脂放出混合ポンプの保守実績調査結果

1 調査目的

復水系粉末樹脂放出混合ポンプの経年劣化又は保守不良により粉末樹脂受入槽の撹拌に必要なポンプの性能が低下する可能性があるため、ポンプ保全作業の実績を確認する。

2 調査方法

以下の図書を用いて保全の計画及び実績を確認することにより、適切な保全が実施されていたことを調査する。

- ・点検計画(タービン編)(運転)機器別一覧
- ・保全作業報告書(2015年度 浜岡共用 液体・固体廃棄物処理系設備 定期点検工事 NR-NG13-D15-0009)

3 調査結果

復水系粉末樹脂放出混合ポンプは、点検計画にて1回/3年の頻度で分解点 検の実施を定めており、至近の分解点検は平成28年2月に実施している。こ の分解点検時の保全作業報告書を確認した結果、当該ポンプに性能に影響を 及ぼす不具合や部品の劣化、試運転の結果に異常はなかったことを確認した。

4 考察

平成28年2月に実施した至近の復水系粉末樹脂放出混合ポンプの保全作業実績より、機能・性能に影響を及ぼす劣化等はみられなかった。

また, 点検後に実施した試運転結果に異常はなく, 性能は満足していると 推定する。

従って、復水系粉末樹脂放出混合ポンプは適切に保全が実施され、経年劣化もないことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

復水系粉末樹脂ブースタポンプの設計調査結果

1 調査目的

復水系粉末樹脂ブースタポンプは粉末樹脂受入槽から復水系粉末樹脂放出 混合ポンプにより供給される使用済樹脂を含んだ廃液を乾燥機給液タンクに 移送するために設置している。復水系粉末樹脂ブースタポンプの性能を確認 することにより、移送が可能な設計であることを確認する。

2 調査方法

以下の設計図書及び機器配置条件により、復水系粉末樹脂ブースタポンプが使用済樹脂を含んだ廃液が必要な流速を確保した状態にて乾燥機給液タンクまで移送できることを確認する。

- 廃棄物減容処理装置 主系統容量決定根拠書 CED-P2-6119
- 廃棄物減容処理装置 機器設計仕様書 主系統及び補給水系ポンプ ES-RW-803N
- 廃棄物減容処理装置 主系統系統設計仕様書 SS-RW-802N
- ・廃棄物減容処理装置 ポンプ基礎図面 T-CB-H-PF-01
- ・廃棄物減容処理装置 乾燥機給液タンク(B)外形構造図 NRW-R42323-Q0002
- 技術連絡票 H-NRW 固化設備の設計妥当性評価業務スラッジ配管内流速について ECS-C3-901906

3 調査結果

- (1)流体
 - ・樹脂スラリー (濃度 **wt**%)
- (2) 設計条件
 - 必要流速

|樹脂スラリーを移送可能な流速は,メーカ経験により████ m/s 程度としており.これを必要流速として設計している。

(3) ポンプ性能

吐出量:5m³/h

ポンプ出口配管の流速:2.83m/s

全揚程:50m

(4) 設備配置状況

復水系粉末樹脂ブースタポンプから乾燥機給液タンクの高低差は約 18.4mであることを確認した。

- ・復水系粉末樹脂ブースタポンプ配置床レベル:FL-10,500
- ・乾燥機給液タンク入口配管レベル:FL+7,900

4 考察

復水系粉末樹脂ブースタポンプは、使用済樹脂を含んだ廃液を乾燥機給液 タンクへ移送できるよう配管内流速が検討され、必要な容量、揚程を有した ポンプを選定しており、移送配管内に廃液に含まれる樹脂が蓄積することに よる濃度の不均一が生じることはない。

このため、復水系粉末樹脂ブースタポンプの設計に問題はなく、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

復水系粉末樹脂ブースタポンプの保守実績調査結果

1 調査目的

復水系粉末樹脂ブースタポンプの経年劣化又は保守不良により乾燥機給液タンクへの移送に必要なポンプの性能が低下する可能性があるため、ポンプ保全作業の実績を確認する。

2 調査方法

以下の図書を用いて保全の計画及び実績を確認することにより、適切な保 全が実施されていたことを調査する。

- ・点検計画(タービン編)(運転)機器別一覧
- ・保全作業報告書(2015年度 浜岡共用 液体・固体廃棄物処理系設備 定期点検工事 NR-NG13-D15-0009)

3 調査結果

復水系粉末樹脂ブースタポンプは、点検計画にて1回/3年の頻度で分解点 検の実施を定めており、至近の分解点検は平成28年2月に実施している。こ の分解点検時の保全作業報告書を確認した結果、当該ポンプに性能に影響を 及ぼす不具合や部品の劣化、試運転の結果に異常はなかったことを確認した。

4 考察

平成28年2月に実施した至近の復水系粉末樹脂ブースタポンプの保全作業実績より、機能・性能に影響を及ぼす劣化等はみられなかった。

また、点検後に実施した試運転結果に異常はなく、性能は満足していると推定する。

従って、復水系粉末樹脂ブースタポンプは適切に保全が実施され、経年劣化もないことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

乾燥機給液ポンプの設計調査結果

1 目的

乾燥機給液ポンプは乾燥機給液タンク内の廃液(濃縮廃液及び樹脂)を撹拌 し、乾燥機給液ヘッドタンクを経由して乾燥機へ移送するために設置してい る。乾燥機給液ポンプの性能を確認することにより、乾燥機給液タンク内の撹 拌及び乾燥機への移送が可能な設計であることを調査する。

2 調査方法

以下の設計図書及び機器配置条件により、乾燥機給液ポンプにて乾燥機給 液タンク内の廃液を必要な流速を確保した状態で、乾燥機給液タンク内の廃 液を均一に撹拌できることを調査する。

また. 乾燥機へ必要な流速を確保した状態にて移送できることを確認する。

- ・プラスチック固化設備 ポンプデータシート T-H3-83-PD03
- ・機器設計仕様書 プラスチック固化設備ポンプ ES-RW-830N
- 系統設計仕様書 廃棄物減容処理装置プラスチック固化設備 SS-RW-825N
- ・プラスチック固化設備 ポンプ外形図 T-H3-83-PG03
- ・廃棄物減容処理装置 プラスチック固化設備 乾燥機給液ヘッドタンク(B)外形構造図 NRW-R42323-Q0004
- ・技術連絡票 H-NRW 固化設備の設計妥当性評価業務 電力殿ご質問及びご依頼に対する回答 ECS-C3-901928
- NRW 固化設備の設計妥当性評価業務委託報告書 CDC3-2017-900261
- 機器設計仕様書 プラスチック固化設備 容器類(1) ES-RW-825N

3

調査結果
(1)流体
- 濃縮廃液(比重:1.25)
・樹脂スラリー (濃度 : wt%)
(2) ポンプ性能
• 吐出量:10m³/h(移送流量m³/h,撹拌流量m³/h)
•全揚程:20m
・撹拌機能:有り
(3)移送性能
移送量は樹脂スラリーの移送に必要な流速m/s(メーカ経験)より,
ポンプ出口配管 (25A) で m³/h と設定している。
(移送流量=(m /s×(m ²)×3,600= m ³ /h)
(参考:流速 (m/s) = 流量 (m³/h) ÷3,600÷断面積 (m²))

しますので公開できません。

循環流量は、メーカ経験により断面積あたりの容	量___m³/h・m²に断面
積を乗じ必要循環流量としている。乾燥機給液タン	クにおいてはタンク直
径 m より、必要循環流量は m³/h となる。)
$m^3/h \cdot m^2 \times ($	m^3/h
ポンプの流量としては、移送量 (m³/h)と循環流量(
m³/h) の合計で 8.2~12.4m³/h を必要とする。	

(4) 設備設置状況

乾燥機給液ポンプ(最低点)から乾燥機給液ヘッドタンク(最高点)を 経由して乾燥機に移送する高低差は約3mであること確認した。

- ・乾燥機給液ポンプ吸込ロレベル: FL+6, 400 (FL+8, 140-(1, 390+350))
- ・乾燥機給液口(乾燥機給液ヘッドタンク吐出口)レベル:FL+9,420

4 考察

乾燥機給液ポンプは乾燥機給液タンク内の廃液を撹拌し乾燥機へ移送できるように容量,配管内流速が検討され,配置上これを満足する揚程を有したポンプを選定しており,同タンク内の廃液に含まれる樹脂濃度の不均一が生じることはなく,移送性能不足による樹脂堆積がないことを確認した。なお,乾燥機給液ヘッドタンク内の廃液も循環している。

このため、乾燥機給液ポンプの設計に問題はなく、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

以上

乾燥機給液ポンプの保守実績調査結果

1 調査目的

乾燥機給液ポンプ(B)の経年劣化又は保守不良により乾燥機への給液に必要なポンプの性能が低下し、樹脂を含む廃液が適切に乾燥機に移送できず、乾燥機給液タンク内に樹脂が堆積する可能性があるため、ポンプ保全作業の実績を調査する。

2 調査方法

以下の図書を用いて保全の計画及び実績を確認することにより、適切な保全を実施していたことを調査する。

- 点検計画(廃棄物管理編)(運転)機器別一覧
- ·保全作業報告書(2015年度 浜岡 NRW 固化設備定期点検工事

NR-NG13-015-0089)

3 調査結果

乾燥機給液ポンプ(B)は、点検計画にて1回/4年の頻度で分解点検の実施を定めており、至近の分解点検は、平成27年10月に実施している。この分解点検時の保全作業報告書を確認した結果、乾燥機給液ポンプ(B)に性能に影響を及ぼす不具合や部品の劣化、試運転の結果に異常はなかったことを確認した。

4 考察

平成27年10月に実施した至近の乾燥機給液ポンプ(B)の保全作業実績より、機能・性能に影響を及ぼす劣化等はみられなかった。

また, 点検後に実施した試運転結果に異常はなく, 性能は満足していると 推定する。

従って, 乾燥機給液ポンプ(B) は適切に保全が実施され, 経年劣化もないことから, 建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

乾燥機及び乾燥機スクリューフィーダの設計調査結果

1 調査目的

乾燥機及び乾燥機スクリューフィーダは、樹脂を含んだ廃液の乾燥処理及び移送を行うために設置している。乾燥機及びスクリューフィーダの性能を確認することにより、廃液の乾燥処理及び移送が可能な設計であることを調査する。

2 調査方法

以下の設計図書により、乾燥機及び乾燥機スクリューフィーダが、使用済樹脂を含んだ廃液の乾燥処理及び移送ができることを調査する。

- ・プラスチック固化設備系統検討書 主要機器容量決定根拠書 CED-M-0521
- ・プラスチック固化設備 ポンプデータシート T-H3-83-PD03
- 系統設計仕様書 廃棄物減容処理装置プラスチック固化設備 SS-RW-825N

3 調査結果

(1)取り扱う廃液の性状
- 濃縮廃液(比重:1.25)
・樹脂スラリー(濃度 <mark>◯</mark> wt%)
(2)乾燥機性能
処理性能:m³/h(L/h) (定格流量)
• 廃液発生量(1~3 号機): 1,224.1m³/年
・必要処理量:1,224.1m³/年÷4,920hr/年=0.249m³/h(余裕をみてm³/h)
定格流量(L/h)で粉末,粒状樹脂を含んだ廃液を処理した場合,約
■ kg/h の樹脂(乾燥した粉末、粒状樹脂)が発生する。
(3)スクリューフィーダ性能
乾燥機で発生する樹脂量約 kg/h に対して,スクリューフィーダの移
送性能が kg/h である。

4 考察

乾燥機は常時、廃液を定格流量にて処理しているため、全量を乾燥処理する設計となっている。また、スクリューフィーダは乾燥機で発生した樹脂を全量移送できる設計となっている。

このため、乾燥機、スクリューフィーダの設計に問題はなく、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

以上

乾燥機及び乾燥機スクリューフィーダの保守実績調査結果

1 調査目的

乾燥機(B)及び乾燥機スクリューフィーダ(B)の経年劣化又は保守不良により性能が低下し、乾燥機(B)内及び乾燥機スクリューフィーダ(B)内の樹脂が通常より多くなった場合、洗浄により洗浄ドレン受タンクに流入する樹脂濃度が高くなる可能性があるため、乾燥機(B)及び乾燥機スクリューフィーダ(B)の保全作業の実績を調査する。

2 調査方法

以下の図書を用いて保全の計画及び実績を確認することにより, 適切な保全 を実施していたことを調査する。

- 点検計画(廃棄物管理編)(運転)機器別一覧
- ·保全作業報告書(2012年度 浜岡 NRW 乾燥機(B)修理工事

NR-NG13-012-0167)

・保全作業報告書(2015 年度 浜岡 NRW 固化設備定期点検工事 NR-NG13-015-0089)

3 調査結果

乾燥機(B) は1回/6年, 乾燥機スクリューフィーダ(B) は1回/4年の頻度で分解点検を実施することを点検計画に定めており, 至近の分解点検は, 乾燥機(B) は平成26年3月, 乾燥機スクリューフィーダ(B) は平成27年10月に点検を実施している。

この分解点検時の保全作業報告書を確認した結果, 乾燥機(B)及び乾燥機スクリューフィーダ(B)の性能に影響を及ぼす不具合や部品の劣化, 試運転の結果に異常はなかったことを確認した。

4 考察

平成 26 年 3 月に実施した至近の乾燥機(B)及び平成 27 年 10 月に実施した至近の乾燥機スクリューフィーダ(B)の保全作業実績より、機能・性能に影響を及ぼす劣化等はみられなかった。

また、点検後に実施した試運転結果の異常はなく、性能は満足していると推定する。

従って、乾燥機(B)及び乾燥機スクリューフィーダ(B)は適切に保全が 実施され、経年劣化もないことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要 因とならないことを確認した。

洗浄ドレン移送ポンプの設計調査結果

1 調査目的

洗浄ドレン移送ポンプは洗浄ドレン受タンク内に流入した廃液を濃縮廃液 受入タンクへ移送するために設置している。洗浄ドレン移送ポンプ及び系統 移送の性能を確認することにより、使用済樹脂を含んだ廃液が移送可能な設 計であることを調査する。

2 調査方法

(

以下の設計図書により、洗浄ドレン移送ポンプが使用済樹脂を含んだ廃液 を濃縮廃液受入タンクへ移送できることを調査する。

- ・プラスチック固化設備 ポンプデータシート T-H3-83-PD03
- ・系統設計仕様書 廃棄物減容処理装置プラスチック固化設備 SS-RW-825N
- ・機器設計仕様書 プラスチック固化設備ポンプ ES-RW-830N
- ・技術連絡票 H-NRW 固化設備の設計妥当性評価業務 電力殿ご質問及びご依頼に対する回答 ECS-C3-901928
- ・プラスチック固化設備 品質記録 配管据付 TQA-NRW-I'-A-03
- ・プラスチック固化設備 品質記録 配管 TQA-NRW-I'-A-03

3 調査結果 (1)ポンプ性能 ・吐出量: 10m³/h (移送流量 m³/h, 攪拌流量 m³/h) ・全揚程: 21m ・撹拌機能: 有り

・撹拌機能:有り	
2)系統移送性能	
移送流量はポンプ性能よりm³/b	n である。ポンプ出口配管()は
ライニング配管のため、内径は	m(ライニング厚さはストレート配管
平均で約 mm) であり流速は 1.18m/	sとなる。
(流速 =m³/h÷(m^2) ÷ 3, 600 = 1.18m/s)
全揚程は、濃縮廃液受入タンクに	m³/h で移送する場合の圧損が 15m
であり、吐出量 10m³/h、 揚程 21m のポ	ンプを選定している。
タンクへの攪拌流量はポンプ吐出量	(10m³/h)より移送流量(m ³/h)を
引いた m³/h となる。	

(3) 移送に必要な流速

給液系の希釈運転後の廃液	m/s
樹脂濃度の高い廃液	m/s

4 考察

洗浄ドレン移送ポンプにより移送可能な洗浄ドレン受タンク内の廃液は、使用済樹脂を多く含んだ廃液ではなく、給液系の希釈運転後の廃液を想定していたことを確認した。このため、樹脂濃度の高い廃液が洗浄ドレン受タンクに流入した場合、樹脂移送に必要な流速(m/s) を確保できないことから、廃液の移送が適切に実施できず樹脂が洗浄ドレン受タンク内に残存する可能性があることを確認した。

以上

洗浄ドレン移送ポンプの保守実績調査結果

1 調査目的

洗浄ドレン移送ポンプの経年劣化又は保守不良により樹脂を含む廃液の移送に必要なポンプの性能が低下し、粉末樹脂受入槽に適切に移送できず、配管及び洗浄ドレン受タンク内に樹脂が堆積する可能性があるため、洗浄ドレン移送ポンプの保全作業の実績を調査する。

2 調査方法

以下の図書を用いて保全の計画及び実績を確認することにより,適切な保全 を実施していたことを調査する。

- 点検計画(廃棄物管理編)(運転)機器別一覧
- ・工事報告書(2016年度 浜岡原子力発電所 NRW 固化設備定期点検工事 (第26回))

3 調査結果

洗浄ドレン移送ポンプは、点検計画にて 1 回/5 年の頻度で分解点検の実施を定めており、至近の分解点検は、平成 29 年 8 月に実施している。この分解点検時の工事報告書を確認した結果、洗浄ドレン移送ポンプの性能に影響を及ぼす不具合や部品の劣化、試運転の結果に異常はなかったことを確認した。

4 考察

平成29年8月に実施した至近の洗浄ドレン移送ポンプの保全作業実績より、機能・性能に影響を及ぼす劣化等はみられなかった。

また、点検後に実施した試運転結果に異常はなく、性能は満足していると推定する。

従って、洗浄ドレン移送ポンプは適切に保全を実施し、経年劣化もないことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系への排水に含まれる 樹脂濃度の調査結果

1 調査目的

洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系への排水について,設計時に考慮していた通常運転後(給液系の希釈運転後)に排水する洗浄水の樹脂濃度及び平成29年4月6日に排水した洗浄水の樹脂濃度を調査し,建屋内排水系への排水可否を調査する。

2 調査方法

以下の設計図書により、想定された設計上の使用方法を調査する。その使用 方法における、洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系へ排水する洗浄水の樹脂 濃度及び樹脂量の定量値を設計図書から抽出するとともに、定量値がない場合 は算出したうえで、液体廃棄物処理系へつながる建屋内排水系への排水基準と 照合し、排出の可否を判定する。また、4月6日に建屋内排水系へ排水した洗 浄水の樹脂濃度についても算出し、排出の可否を判定する。

- ・プラスチック固化設備 系統検討書 主要機器容量決定根拠書
- ・プラスチック固化設備 ポンプデータシート T-H3-83-PD03
- ・系統設計仕様書 廃棄物減容処理装置プラスチック固化設備

SS-RW-825N

- プラスチック固化工程機能説明図 VM-1014536
- 設計報告書 NRW 固化設備の設計妥当性評価業務 CDC3-2017-900261
- 機器設計仕様書 プラスチック固化設備ドレンベント継ぎ込みマニュアル ES-MI-853N-1
- ·系統設計仕様書 3号機 建屋内排水系 SS-K41-701
- ·系統設計仕様書 3 号機 放射性廃棄物処理設備高電導度廃液系

SS-K13-701

3 調査結果

(1) 想定された設計上の使用方法

通常運転として樹脂の乾燥処理終了後、乾燥機給液タンク(B)に洗浄水を供給しながら乾燥機(B)の希釈運転をするよう設計している。

その後, 乾燥機給液タンク(B)の残液を洗浄ドレン受タンクへ排出する。また, 乾燥機(B), 乾燥機スクリューフィーダ(B)及び乾燥樹脂スクリューフィーダの処理後洗浄(洗浄水 1.66 m³供給)の廃液も洗浄ドレン受タンクへ排出する。

洗浄ドレン受タンクに流入した廃液は、洗浄ドレン移送ポンプにより濃縮 廃液受入タンクへ移送し、定期点検時(年1回)には洗浄操作により、30分間、1m³の洗浄水を供給しながら濃縮廃液受入タンクへ移送、洗浄後に建屋内 排水系へ排水する設計となっている。

(2) 想定された設計上の使用方法で建屋内排水系へ排水する洗浄水の樹脂濃度設計仕様書類には樹脂濃度の定量的な記載がなかったため, (1) で想定した通常運転後の洗浄操作により, 建屋内排水系へ排水する廃液の樹脂濃度を算出した結果, 0.42wt%(濃度をppmに直接換算することはできないが, 廃液の比重を 1.0kg/l, 樹脂が沈降せず廃液中に浮遊するとした場合に 4,200ppm相当。)であり,液体廃棄物処理系の設計仕様(例:3号機の高電導度廃液系の設計仕様(濁度 100ppm 以下))より高いことを確認した。

別添1

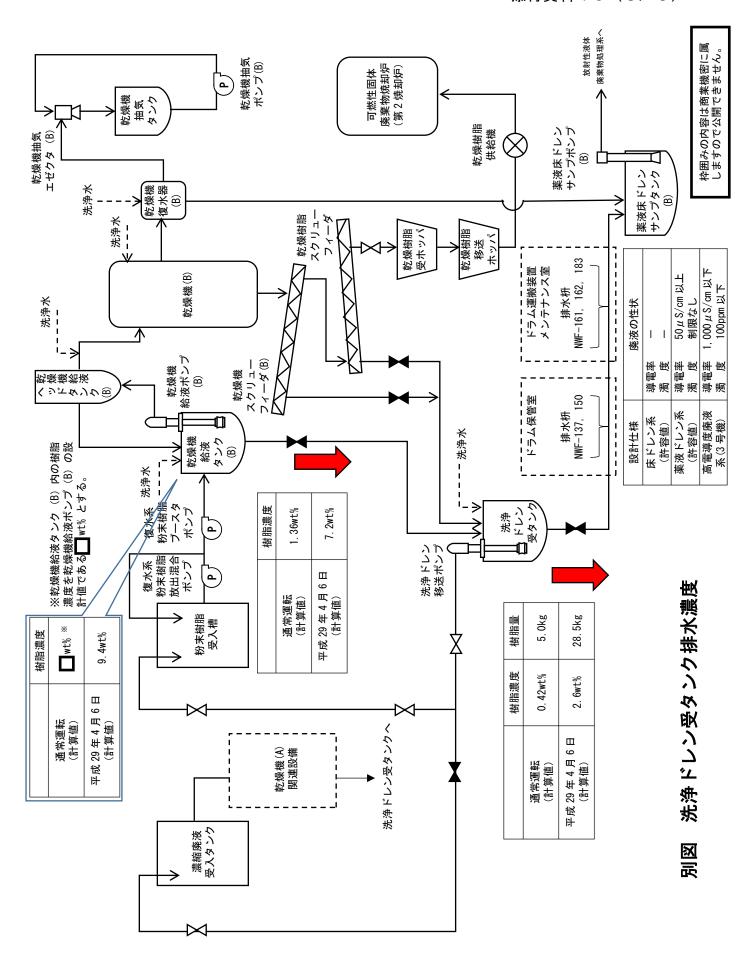
(3) 4月6日に建屋内排水系へ排水した洗浄水の樹脂濃度

粉末樹脂受入槽の樹脂濃度 (9.4wt%) から, 4月6日の運転操作により建屋内排水系へ排水した廃液の樹脂濃度を算出した結果, 2.6wt% (濃度をppmに直接換算することはできないが, 廃液の比重を 1.0kg/l, 樹脂が沈降せず廃液中に浮遊するとした場合に 26,000ppm 相当。) であり, 液体廃棄物処理系の設計仕様より高いことを確認した。

別添 1

4 考察

設計で想定した通常運転後の洗浄操作にて建屋内排水系へ排水する廃液の 樹脂濃度,及び4月6日に建屋内排水系へ排水した廃液の樹脂濃度は,液体 廃棄物処理系の設計仕様より高く,排水してはいけない性状のものであり, 建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因となることを確認した。



別添1

樹脂濃度の算出方法

- 1 設計で想定した使用方法で建屋内排水系へ排水する洗浄水の樹脂濃度
 - (1)洗浄ドレン受タンクへ流入する廃液の樹脂濃度

給液系の希釈運転後の乾燥機給液タンク内濃度:1.36wt%

(設計妥当性評価委託より)

乾燥機給液タンク排水時の洗浄水(1分間)は考慮しない。

②建屋内排水系へ排水する廃液の樹脂濃度

洗浄ドレン受タンク洗浄運転後の樹脂濃度:0.368wt%

(設計妥当性評価委託より)

洗浄ドレン受タンク洗浄運転後の廃液量(洗浄ドレン受タンクレベルL):

- 1. 164m³
- ★洗浄運転後の樹脂量
 - 1. $164\text{m}^3 \times 1.03 \text{ kg/} \ell \times 1.000 \times 0.368\text{wt}\% \div 100 = 4.4\text{kg}$

ドレンノズル(タンク底部~第一弁間)の樹脂量: 0.62kg

(設計妥当性評価委託より)

- ★洗浄ドレン受タンク内の総樹脂量
 - 4. 4kg+0.62kg=5.02kg = 5kg
- ★洗浄ドレン受タンク内の樹脂濃度 5kg÷(1.164m³×1.03 kg/ℓ×1.000)×100=0.42wt%
- 2 4月6日に建屋内排水系へ排水した洗浄水の樹脂濃度
 - ① 洗浄ドレン受タンクへ流入する廃液の樹脂濃度

洗浄ドレン受タンクへの排水前の乾燥機給液タンク内の廃液量:0.84m3

(乾燥機給液タンク(B) レベル記録計チャートより)

乾燥機給液タンク内の樹脂濃度:9.4wt%

(粉末樹脂受入槽の樹脂濃度より(添付資料51参照))

- ★乾燥機給液タンクの樹脂量
 - 0. $84m^3 \times 1.03 \text{ kg/l} \times 1.000 \times 9.4 \text{wt}\% \div 100 = 81.3 \text{kg}$

洗浄ドレン受タンクへの流入廃液量:1.1m³(洗浄水含む)

(洗浄ドレン受タンクレベル記録計チャートより)

★洗浄ドレン受タンク内の樹脂濃度

81. 3kg÷ (1. 1m³×1. 03 kg/ℓ×1, 000) ×100=7. 2wt% (切り上げ)

② 建屋内排水系へ排出される樹脂濃度

30分の洗浄運転(実証試験)により35%の樹脂が残る(残りが全て排出されたとする)

移送試験時:1回目37%,2回目33%,平均35%

- ★建屋排水系への排出樹脂量
 - $81.3 \text{kg} \times 35\% \div 100 = 28.5 \text{kg}$
- ★建屋排水系への排出樹脂濃度

28.5kg ÷ (1.1m³×1.03kg/l×1,000) × 100 =2.6wt% (切り上げ)

廃液の移送先変更による影響調査結果

1 調査目的

当初は洗浄ドレン受タンク内の廃液の移送先は濃縮廃液受入タンクであったが、セメント固化処理期間は濃縮廃液受入タンクを隔離する必要があったため、セメント固化処理期間でも乾燥処理が実施できるように移送先を粉末樹脂受入槽へ変更した。そのため、移送先変更の影響により、洗浄ドレン受タンクに使用済樹脂濃度の高い洗浄廃液が残存した可能性を確認する。

2 調査方法

洗浄ドレン受タンクからの移送先変更後の系統運転状態を確認し, 移送先変 更の影響の有無を確認する。

3 調査結果

平成27年12月に実施した粉末樹脂受入槽への移送先変更後の試運転時の系統運転状態を確認した結果,洗浄ドレン移送量は 2.85m³/h であり,添付資料 4 に示す当初設計の m³/h を満足していることを確認した。

4 考察

移送先を粉末樹脂受入槽に変更後の系統運	転状態確認の結果,	移送流量は
設計流量m³/h 以上を満たしているため,	移送先変更は建屋に	内排水系配管
内での樹脂堆積の要因とならないことを確認	した。	

以上

建屋内排水系配管内の詰まり状況調査結果

1 調査目的

洗浄ドレン受タンクから洗浄後の廃液を排水する際,排出先となる薬液床ドレンサンプタンク(B) までの排水系配管内に錆, 異物により流路の狭窄あるいは閉塞が生じた場合,廃液が適切に排出されず,配管内に樹脂が蓄積する可能性があるため,建屋内排水系配管内の詰まりの有無を確認する。

2 調査方法

流入源である、洗浄ドレン受タンク下流の建屋内排水系配管について、CCD カメラで配管内の詰まりの有無を確認する。詰まりがある場合については、詰 まりの範囲及び堆積物の性状を確認する。

3 調査結果

平成29年5月5日から7月24日にて洗浄ドレン受タンクから薬液床ドレンサンプタンク(B)に至る建屋内排水系配管内の確認を実施した結果、建屋内排水系配管内には粒状樹脂のみが堆積しており、廃液の流れを阻害する詰まり、異物は認められなかった。

4 考察

洗浄ドレン受タンクから薬液床ドレンサンプタンク(B)に至る建屋内排水系配管の内部に、粒状樹脂以外の異物による配管の狭窄あるいは閉塞は認められなかったことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

薬液床ドレンサンプタンク (B) レベルの設計調査結果

1 調査目的

薬液床ドレンサンプタンク(B)内の水の背圧により、建屋内排水系配管内の廃液の流れが阻害され、配管内に廃液が滞留する可能性があることから、建屋内排水系配管と薬液床ドレンサンプタンク(B)のサンプポンプ起動レベルについて位置関係の確認を行う。

2 調査方法

設定値根拠書及び計器仕様表を用いて、建屋内排水系配管及び薬液床ドレンサンプタンク(B)のサンプポンプ起動レベルの位置関係を確認する。

3 調査結果

薬液床ドレンサンプタンク (B) 内の水を排出するためにサンプポンプが起動する水位レベル高 (FL-12,200:タンク底より1,947mm) の位置関係は下図のとおりであり、建屋内排水系配管の流入レベルの方が高いことを確認した。



薬液床ドレンサンプタンク(B)の位置関係概要図

4 考察

建屋内排水系配管流入部のレベルは、薬液床ドレンサンプタンク(B)の水位レベル高よりも高い位置にあり、薬液床ドレンサンプタンク(B)内の水の背圧で建屋内排水系配管内の流れが阻害されることがないよう設計上配慮されているため、建屋内排水系配管での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

薬液床ドレンサンプタンク(B)レベル計の保守実績調査結果等

1 調査目的

薬液床ドレンサンプタンク (B) 内の水の背圧により、建屋内排水系配管内の廃液の流れが阻害され、配管内に廃液が滞留する可能性があることから、現状の薬液床ドレンサンプタンク (B) レベル計の設定値が、精度の範囲内であることを確認する。また、「薬液・床ドレンサンプタンク・B レベル高高」の警報が点灯した実績を調査する。

2 調査方法

- (1)薬液床ドレンサンプタンク(B)レベル計の点検を行い、点検結果と精度(± 5mm)を比較し評価する。
- (2) 廃棄物減容処理設備運転引継日誌(以下,「NRW 運転引継日誌」という。) により,「薬液・床ドレンサンプタンク・B レベル高高」の警報が点灯した 実績を調査する。

3 調査結果

(1) 薬液床ドレンサンプタンク(B) レベル計の点検結果を以下に記す。

水位	計器番号	点検日	点検日ポンプの状態		実測値	誤差
水 型	1 位置与	はなり	ハンノの仏窓	(mm)	(mm)	(mm)
レベル高高	NG13-LS001B	平成 29 年	警報及び2台起動	2, 047	2, 047	0
レベル低低	NG13-L3001B	5月25日	警報及びトリップ	397	397	0
レベル高	NG13-LS002B	平成 29 年	1 台起動	1, 947	1, 945	-2
レベル低	NG13-L3002D	5月26日	停止	497	506	9



薬液床ドレンサンプタンク(B)レベル設定値図

(2) NRW 運転引継日誌(平成 29 年 4 月 6 日から 5 月 2 日)により、「薬液・床ドレンサンプタンク・B レベル高高」の警報が点灯した実績がないことを確認した。

4 考察

薬液床ドレンサンプタンク (B) レベル計の点検結果, 現状のレベル設定値は レベル低を除いて精度の範囲内(±5mm)であり問題ないことを確認した。なお, レベル低については誤差が精度の範囲内を逸脱していたが, ポンプ停止の安全側 での動作であったため, 本事象との関係性はなく問題ない。

また、背圧により配管内に廃液が滞留するためには、建屋内排水系配管流入部のレベルが薬液床ドレンサンプタンク(B)レベル高高と同一の高さであるため、レベル高高以上の水位になる必要がある。しかし、事象発生前に薬液床ドレンサンプタンク(B)レベル高高の警報点灯の実績はなかったことから、レベル高でのサンプポンプ起動により適切に水位を制御しており、背圧による影響で建屋内排水系配管内に廃液が滞留することはなく、建屋内排水系配管での樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

粉末樹脂受入槽へ受入れる廃液の樹脂濃度 の設計及び実績調査結果

1 調査目的

粉末樹脂受入槽に受入れる廃液の樹脂濃度が、設計で定められている濃度以上である場合、洗浄ドレン受タンクに流入する廃液の樹脂濃度が高くなり、廃液中の樹脂が適切に粉末樹脂受入槽に移送されず、建屋内排水系配管内に樹脂が堆積する可能性があるため、粉末樹脂受入槽に受入れる廃液の設計濃度及び樹脂の濃度実績を確認する。

2 調査方法

以下の図書及び記録により、粉末樹脂受入槽へ受入れる廃液の設計濃度 と平成29年4月6日に乾燥処理をした廃液の樹脂濃度を確認する。

- 系統設計仕様書 廃棄物減容処理装置プラスチック固化設備 SS-RW-825N
- 浜岡3~5号機 放射性固体廃棄物累積貯蔵記録
- 焼却炉設備運転記録
- 復水脱塩塔イオン交換樹脂性能試験報告書
- · 浜岡 5 号機 T-10 復水脱塩装置 運転操作手順書

3 設計濃度

・樹脂スラリー 濃度 wt%(乾燥機で処理される廃液の固形分濃度)

4 粉末樹脂受入槽内の樹脂濃度実績

(1) 粉末樹脂受入槽

平成26年5月から9月に5号機復水浄化系使用済樹脂貯蔵タンク(B) から粉末樹脂受入槽へ以下の量の粒状樹脂を移送した実績があることを確認した。なお、樹脂移送の前に粉末樹脂受入槽の清掃を実施しており、粉末樹脂受入槽にその他の樹脂がないことを確認した。

	日付	移送量 [m³]
1回目	5月13,14日	42. 5
2 回目	8月20日	12. 4
3 回目	9月16日	0. 3
合計		55. 2

(2) 樹脂焼却前の粉末樹脂受入槽のタンクレベル 平成29年3月23日に粉末樹脂受入槽の廃液の撹拌のため希釈した結果、タンクレベルが286m³から402m³に上昇している。

(3) 浜岡5号機で使用している樹脂の密度

	陽イオン交換樹脂	陰イオン交換樹脂
樹脂名		
見掛けの密度 [g/l] **1	777	665
樹脂充填量 [ℓ/塔]	2, 670	5, 330

陽イオン交換樹脂と陰イオン交換樹脂を合わせた密度

- $=777 \times 2,670 \div (2,670+5,330) +665 \times 5,330 \div (2,670+5,330)$
- $=702.38 [g/\ell]$
- (4) 樹脂焼却時の粉末樹脂受入槽の樹脂濃度

浜岡 5 号機から移送した粒状樹脂の量:55.2 m3

粉末樹脂受入槽のタンクレベル: 402 m³

粉末樹脂受入槽の樹脂濃度:55.2×702.38÷(402×1,030)×100=9.4wt% (切上げ)

(※樹脂と水の混合液の比重を 1.030g/Qとした。)

5 考察

粉末樹脂受入槽に受入れる廃液の設計濃度 wt%に対し、実際の粉末樹脂受入槽内の廃液の樹脂濃度は 9.4wt%で設計値を満足していることから、粉末樹脂受入槽の廃液の樹脂濃度が樹脂堆積の要因とならないことを確認した。

以上

^{※1} 容器等に樹脂を充填した状態の空隙を含んだ密度である。樹脂移送量(m³)は、復水脱塩塔への樹脂充填量(m³)からポンプの移送量(m³/h)、ポンプ運転時間(h)を用いて計算している。樹脂充填量は空隙を含んだ体積であるため、樹脂移送量(体積)を重量に変換する際には見掛けの密度を使用する。

洗浄ドレン受タンクへの廃液の流入実績調査結果

1 調査目的

洗浄ドレン受タンクへ設計濃度以上の樹脂が流入した場合,タンク内の廃液中の樹脂濃度が高くなり,建屋内排水系配管内に樹脂が堆積する可能性がある。 そのため、4月6日に実施した洗浄ドレン受タンク洗浄操作時のタンク内の 廃液の種類・性状を確認する。

2 調査方法

廃棄物減容処理設備運転引継日誌により,洗浄ドレン受タンクへ流入した廃 液の流入実績及び廃液の種類・性状を確認する。

3 調査結果

平成29年4月6日以前の建屋内排水系への排水実績が平成29年4月5日であり、平成29年4月5日から4月6日の洗浄操作を実施するまでの期間に流入した廃液は、乾燥機給液タンク(B)より排水した給液系の希釈運転を実施していない樹脂濃度の高い廃液のみであった。

流入した日	流入した廃液の種類・性状	濃度が高くなった理由
平成 29 年 4 月 6 日	給液系の希釈運転を実施し	乾燥機・B圧力高の警報
	ていない濃度の高い粒状樹	点灯の対応として、給液
	脂を含む廃液	系の希釈運転が出来な
	▪樹脂濃度:約7.2wt%	かったため。
	• 樹脂量:約 81. 3kg	

4 考察

平成29年4月6日の洗浄ドレン受タンクの洗浄操作までに流入した廃液は 樹脂濃度の高い廃液であったため、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因と なることを確認した。

洗浄ドレン受タンク洗浄手順及びその根拠の調査結果

1 調査目的

洗浄ドレン受タンク洗浄手順が不適切な場合, 廃液中の樹脂が適切に濃縮廃液受入タンク又は粉末樹脂受入槽に移送されず, 建屋内排水系配管内に樹脂が堆積する可能性があるため, 手順書の内容・変更履歴を確認し, 手順書が適切であることを確認する。

2 調査方法

- 設計報告書(CDC3-2017-900261)より手順書の内容確認
- 手順書の改正来歴より手順書の変更履歴の確認

3 調査結果

(1) 運転操作手順書

「プラスチック固化設備 P-2 固化系運転操作手順書」Rev. 0 (以下,「運転操作手順書 Rev. 0」という。) は設計メーカ提出図書より制定したものである。

なお,設備改造時に名称を変更し,現在は「廃棄物減容処理施設 K-1 給液乾燥系運転操作手順書 洗浄ドレン受タンク洗浄操作」として使用していることを確認した。

(2) 運転操作手順書 Rev. 0 の内容

運転操作手順書 Rev. 0 の内容は、設計メーカがレビューした結果、設計メーカ提出図書の内容を反映していたが、本手順書を使用するための前提条件の内容を記載していないことを確認した。

(3) 手順書の変更履歴の確認

変更履歴を確認した結果、手順書の変更内容には、樹脂堆積原因となるような手順の変更はなかった。

4 考察

洗浄手順は、試運転時から樹脂堆積原因となるような変更はなく、設計メ 一カの提出図書の内容を正確に反映している。

しかし、洗浄手順に使用するための前提条件の記載がなく、本来使用すべきでない濃度の高い廃液が流入した場合においても、本手順を使用する可能性があることから、樹脂堆積の要因となることを確認した。

洗浄ドレン受タンクの洗浄操作について

1 調査目的

洗浄ドレン受タンクの洗浄操作により、樹脂濃度の高い廃液が建屋内排水系へ排水された場合、配管内に樹脂が堆積する可能性があるため、平成29年4月6日に実施した洗浄ドレン受タンクの洗浄操作について調査する。

2 調査方法

4月6日に実施した洗浄ドレン受タンクの洗浄操作について、廃棄物減容処理設備運転引継日誌(以下「NRW運転引継日誌」という。)により調査する。 なお、設計情報から、洗浄ドレン受タンクの洗浄操作の前提条件を定量的に 整理して比較する。

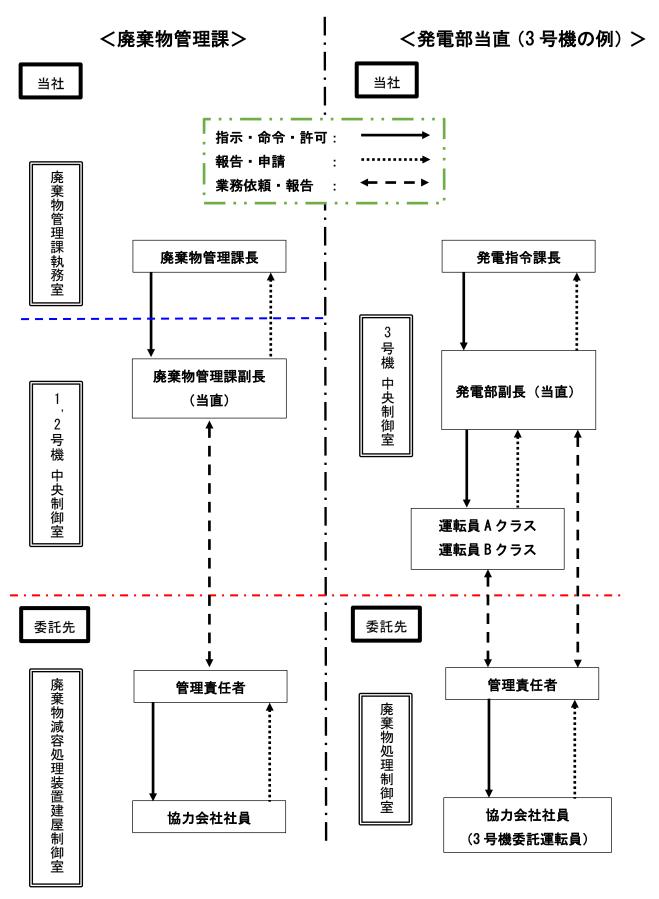
3 調査結果

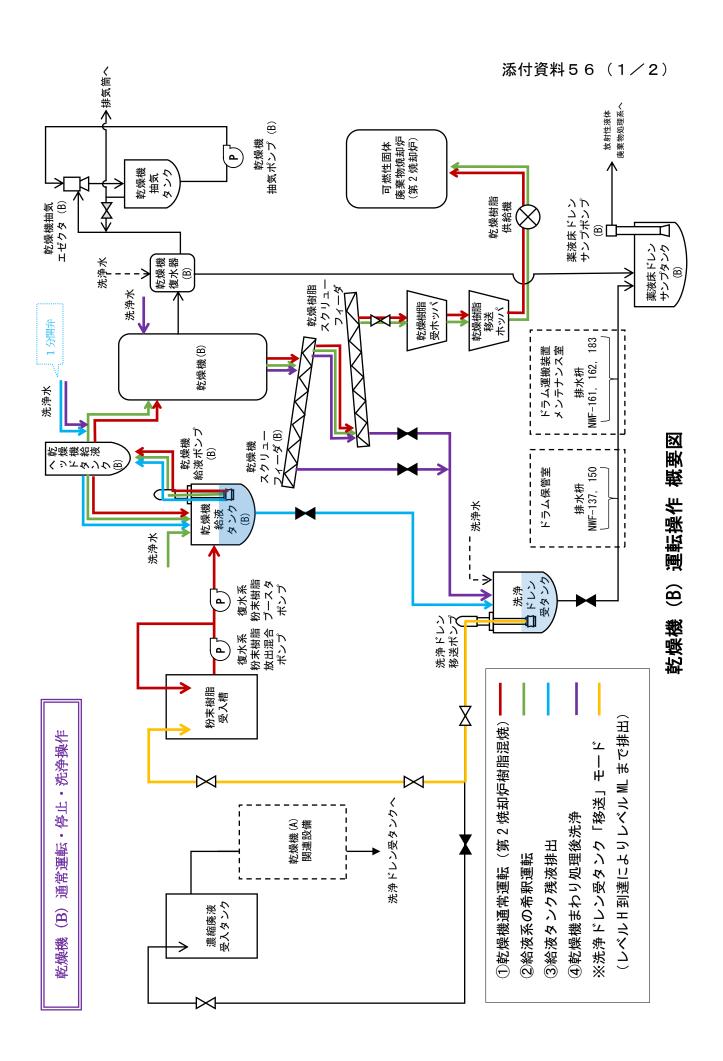
NRW 運転引継日誌(4月6日)より,22時35分から23時46分に洗浄ドレン受タンクの洗浄操作を実施していた。また、その際に建屋内排水系へ排水した残水の樹脂濃度は、2.6wt%であった。これは、設計時に考慮していた樹脂濃度0.42wt%(給液系の希釈運転後の洗浄水に対して洗浄操作実施時の残水の樹脂濃度)と比較すると、約6倍の濃度であることを確認した。

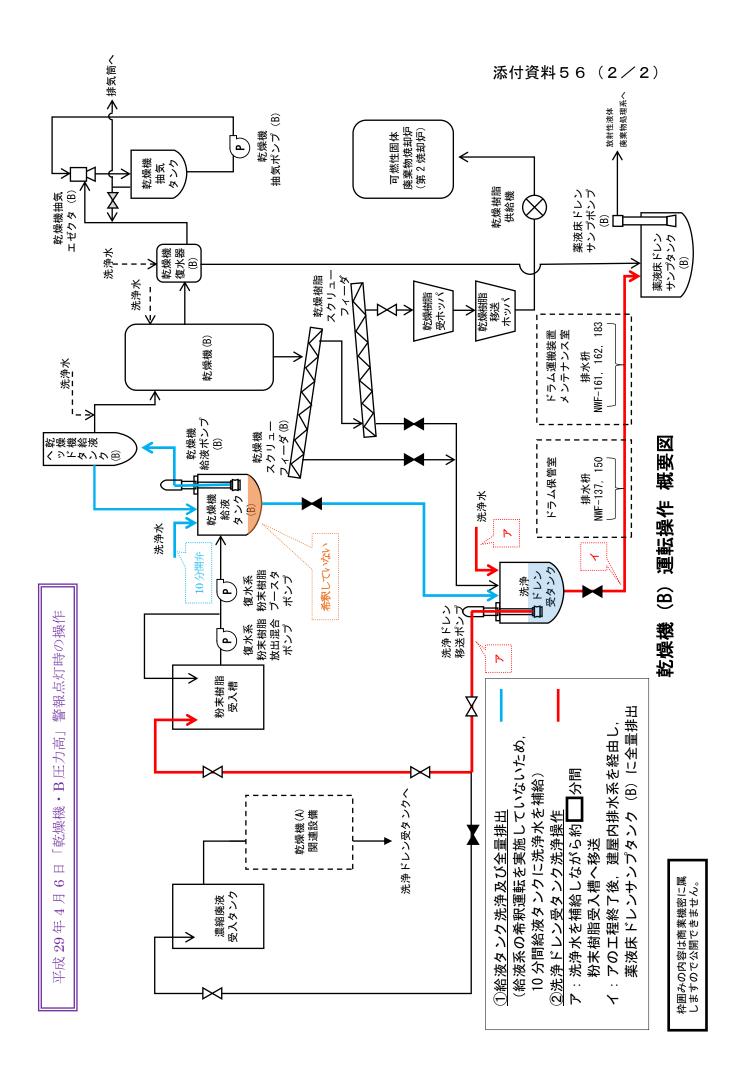
4 考察

4月6日の洗浄ドレン受タンクの洗浄操作を洗浄手順の使用条件(給液系の 希釈運転後)に当てはまっていないにも関わらず実施したことにより、洗浄操 作後に樹脂濃度が高い残水(設計濃度の約6倍)が発生し、この残水を建屋内 排水系に排水したことから、建屋内排水系配管内での樹脂堆積の要因となるこ とを確認した。

運転操作体制図







廃棄物管理課副長(当直)の力量

1 廃棄物管理課副長(当直)の力量

廃棄物管理課副長(当直)に必要な力量は、NRWの運転管理、監視及び異常時の対応操作の概要を把握しており、協力会社社員に適切な業務依頼ができることであり、力量に関する社内規定に基づき認定し、力量を維持している。本事象に関係する異常時において要求される力量を以下に示す。

<異常時において要求される力量>

廃棄物管理課副長(当直)は、警報処置手順書に従い、圧力、流量等の値及び変動等並びに機器の運転状態等の確認項目を確認して、運転状態を整定させる、設備を停止するなどの処置を実施することを、協力会社社員に依頼できること。

また,何らかの理由により手順書どおり操作ができない場合,協力会社社員に運転操作を実施させず,一旦立ち止まって報告させ,廃棄物管理課長に報告して新たに指示を仰ぐこと。

2 今回の事象における対応

平成29年4月6日の対応において、廃棄物管理課副長(当直)は、「乾燥機・B圧力高」の警報点灯時に、警報処置手順書に従い、確認項目を確認し、処置を実施するよう協力会社社員に依頼している。また、乾燥機(B)の圧力が常時正圧になった時点で、乾燥機(B)の停止を判断し、廃棄物管理課長に連絡し了承を得た上で、協力会社社員に停止操作を依頼している。

以上のことから、廃棄物管理課副長(当直)は、異常時において要求されている対応を実施できていることを確認した。

一方,「乾燥機給液タンク(B)の排水」,「洗浄ドレン受タンクの洗浄操作」の 実施を廃棄物管理課長に連絡して了承を得なかったこと及び操作の目的を確 認しなかったこと等は、実施すべきことの一部を失念したという点で問題で あった。しかし、これらの問題は、廃棄物減容処理装置建屋制御室から離れた 1,2号機 中央制御室に社員1名の体制で対応するための備えが十分ではなか ったことに起因するものであり、異常時の対応ガイドの作成、廃棄物管理課副 長(当直)に対する異常時の対応訓練を実施することにより、再発防止を図る。

3 添付

- 1 廃棄物管理課副長(当直)の力量管理
- 2 力量具備根拠書における運転操作の実施の力量認定基準

廃棄物管理課副長(当直)の力量管理

1 廃棄物管課副長(当直)に必要な力量

廃棄物管理課副長(当直)に必要な力量は、NRWの運転管理、監視及び異常時対応操作の概要を把握し、協力会社社員に適切な業務依頼ができることであり、力量に関する社内規定にて一般力量に加えて特定力量を有することを定めている。また、同社内規定に基づき、廃棄物管理課長が廃棄物管理課副長(当直)に必要な特定力量及び特定力量取得要件を定めた力量具備根拠書を定めている。

<一般力量>

一般力量とは、原子力安全に関連する業務に従事する要員に必要な力量及び放射線下業務に従事する要員に必要な力量である。

<特定力量>

特定力量とは、NRWの運転業務の遂行に必要な知識・技能である。

<力量具備根拠書(抜粋)>

- 運転操作に必要な業務計画書(保全に係る運転手順書)の作成
- 運転操作の実施(詳細は添付2参照)
- ・プラント設備の運転状態監視
- ・運転引継の実施
- ・使用済樹脂、フィルタスラッジの貯蔵、処理および保管
- ・作業手続・アイソレ検討
- ・保安規定からの要求事項の遵守

2 廃棄物管理課副長(当直)の力量の認定

廃棄物管理課副長(当直)の NRW 運転員としての力量認定は, 社内規定に基づき, 廃棄物管理課長が,

- ①廃棄物管理課副長(当直)が特定力量取得要件を満足すること
- ②社内規定に基づき運転員 A (1・2号) 以上の認定を取得していることのいずれかを確認して認定を行っている。②の運転員 A (1・2号) 以上とは、運転員 A (1・2号) の認定を取得し、かつ 1・2号の専門副長に登用された経歴を持つことであり、NRW において必要とされる社内規定の習得及び協力会社社員に適切な業務依頼ができることのマネジメントスキルは、①と②は同

等である。

「乾燥機・B 圧力高」の警報が点灯した平成 29 年 4 月 6 日当時, 廃棄物管理課副長(当直)は, 5 名おり, いずれも②により, 平成 26 年 7 月に認定された者である。

3 発電部の運転員 A (1・2号) の認定

平成29年4月6日当時の廃棄物管理課副長(当直)が発電部における運転員A(1・2号)認定当時の認定までのプロセス及び認定後の教育について聞き取りにより確認した結果を以下に示す。

(1)計画

教育訓練管理手帳に認定に必要な項目を定め、項目毎に上長の確認が必 要としていた。

運転員 B (1・2 号) の認定までに、機器配置、目的と機能、設計の考え方と仕様、巡視点検方法などの設備知識を習得し、運転員 B (1・2 号) 認定後は、NRW 制御室での協力会社社員の運転操作の自己学習や先輩運転員からの指導により異常時の処置を含む操作知識を習得することとしていた。

例として、異常時の処置の操作知識とは、

- ・警報処置手順書を使用すること
- 警報処置手順書には確認項目や処置が記載されていること

を知っており、記載内容を理解できることであり、警報処置手順書に記載のすべての項目を訓練して実施できることとはしていない。これは、3,4,5号機の原子炉等を運転する運転員も同様である。

(2) 運転員A(1·2号)の認定

発電部の運転員 A (1・2号) の認定要件は,

- ①運転員 B (1・2 号) に認定されている
- ②運転員 A(1・2号)の認定に必要なすべての項目を履修しており上長確認が完了している

ことである。上長は口頭質問形式等により,設備知識及び操作知識の習得を確認していた。

(3)運転員A(1・2号)の認定後の教育

発電部の運転員 A (1・2号) 認定後の教育では、NRW 及び R/W の教育を必須としていない。

これは、NRW 及び R/W の乾燥機(B)等の主機の運転操作を委託しており、 異常時は、原子炉等の異常時の対応とは異なり基本的には機器の停止操作 により事象の進展を止めることが可能で、事象の進展も緩やかなものとなるためである。なお、運転員 A (1・2号) 認定までに設備知識及び操作知識を習得し後輩運転員への指導等で反復習熟していた。

(4) 運転員 A (1·2号) 認定の更新

発電部の運転員 A 認定の更新条件は、原子炉のシミュレータ訓練等の受講認定基準を満足していることとしており、NRW、R/W を含めていない。

これは、運転員 $A(1\cdot 2 + 3)$ 認定後の教育を必須としていないことと同様である。

4 廃棄物管理課における力量の維持

社内規定に基づき、廃棄物管理課副長(当直)の力量が維持されていること を廃棄物管理課長が確認している。

力量具備根拠書における運転操作の実施の力量認定基準

力量具備根拠書における運転操作の実施の力量認定基準(能力)は、以下の とおり。

1 運転操作の指示

- (1) 廃棄物管理課長は、運転操作が安全・確実に遂行できるよう、プラント 設備の安全・安定運転を確保するための必要な指示を運転員に行う。
- (2) 廃棄物管理課長は、運転操作に必要な手順書を遵守するよう運転員に指示する。
- (3) 手順書に従い運転操作できない場合、廃棄物管理課長は運転操作を行わないよう運転員に指示する。

ただし,以下の場合,廃棄物管理課長は手順を変更し,変更した手順により操作するよう運転員に指示する。

- ア 人身の安全およびプラント設備の安全を確保するために必要な緊急の 運転操作を行う場合。
- イ 作業状況により手順を変更する必要があり、安全を確保できると廃棄 物管理課長が判断する場合。

この場合,作業状況により手順を変更する場合の手順書の使用方法は社内規定に従い実施する。

2 運転操作

- (1) 運転員は、廃棄物管理課長の指示に従い操作を行う。
- (2) 運転員は、操作後、必要な識別を社内規定に従い行う。
- (3) 運転員は、社内規定に従い、運転操作による不適合を発生させないように操作する。
- (4) 運転員は、操作にあたり、廃棄物管理課長の指示に従い操作できない場合または指示に従い操作すれば危険を生じると判断した場合は、操作を中断し廃棄物管理課長に報告し指示を仰ぐ。
- (5) プラント設備の保全作業の安全措置を実施する場合、廃棄物管理課長は、必要な安全措置を行った上、当該設備を作業責任者に引渡す。

3 保全作業に係る運転操作の支援

(1)保全作業に係る操作について支援が必要な場合、廃棄物管理課長は社内規定に従い作業責任者に依頼する。

(2) 操作の支援は、廃棄物管理課長の責任のもとで行う。

4 運転操作後の措置

- (1) 廃棄物管理課長は、運転操作の目的が達成できたことを運転員からの報告により確認する。
- (2) 廃棄物管理課長は、操作上の改善事項がある場合または運転手順書の変更の必要がある場合は、廃棄物管理課長は運転手順書を変更する。

協力会社社員の力量

1 協力会社社員の力量

協力会社社員に必要な力量は、廃棄物管理課副長(当直)の業務依頼に基づき、NRWの運転業務(設備の運転操作、巡視点検、作業に伴う対応操作、 異常時の応急措置等)ができることである。本事象に関係する異常時の応急 措置に関する力量を以下に示す。

〈異常時の応急措置〉

設備に異常があることを廃棄物管理課副長(当直)に報告し、廃棄物管理課副長(当直)の依頼に基づき、警報処置手順書による対応及び応急措置を実施(機器の停止や隔離)できること。ただし、警報処置手順書のすべての処置を実施できることまでは要求していないため、警報処置手順書に従い処置が実施できない場合は、廃棄物管理課副長(当直)に報告できること。

2 今回の事象における対応

(1) 警報処置手順書の処置の一部未実施

協力会社社員が、「乾燥機・B圧力高」の警報処置手順書の処置の一部 (抽気エゼクタ不良の場合の弁調整)を実施できなかったことは、警報処 置手順書に具体的な弁の調整手順が記載されていなかったことが問題であ り、要求どおり社内規定の「手順書どおり実施できない場合の対応」に従 い、廃棄物管理課副長(当直)に報告していることを確認した。

(2) 運転操作手順書の一部流用における必要な手続きの未実施

協力会社社員が、運転操作手順書を一部流用して使用する場合において、社内規定に定める必要な手続きを実施せずに操作をしたことは、社内規定の「手順書どおり」の記載内容が明確でなかったため、手順書の使用方法に関して誤った認識をしていたためであることを確認した。ただし、今後同様な誤認識を防止するため、社内規定の記載を充実させるとともに協力会社社員に社内規定の継続的な教育を実施する。

3 添付

- 1 協力会社社員の力量認定・承認フロー
- 2 協力会社社員の力量管理

協力会社社員の力量認定・承認フロー

く当社>

(1)

力量の承認条件(承認基準, 教育方法・教育指導者,知識・ 技能の習得度確認等)を 委託業務仕様書で要求

5)

協力会社が力量認定した協力会社社員に対し、実技確認、 筆記試験等を行い、承認基準を有すると認めた場合、 力量を承認 <委託先(協力会社)>

(2)

当社の委託業務仕様書で要求 する力量の承認条件(認定基 準,教育方法・教育指導者, 知識・技能の習得度確認等) を満足するよう協力会社の規 定に規定



(3)

協力会社の規定に基づき 力量認定のための教育及び 習得度の確認を実施



(4)

協力会社の規定に基づき 認定基準を有すると認めた 場合、力量を認定

協力会社社員の力量管理

1 協力会社社員の承認基準及び業務範囲(添付1(1),(2))

当社は、表1に示す協力会社社員の承認基準及び業務範囲を委託業務仕様 書で要求している。また、協力会社は、協力会社社員の認定基準及び業務範 囲を協力会社の社内規定に定めており、表1と同じ内容である。

表 1 協力会社社員承認クラスとその承認基準及び主な業務範囲

	20 1	励力女はは兵不能ノノハことの不能を十久し上る	1732 10
承認 クラス	承認種別	承認基準	主な業務範囲
	NRW		
A	固化設備		・承認種別の委託 業務範囲に関 する全ての業
	溶融炉		務 ・共通業務 1 [※]
	NRW		
В	固化設備		
	溶融炉		

※共通業務1:クラスAであれば承認種別に関わらず実施できる業務。

0	ᆠ무	ロル・ムのおざ	5 /注从 1	(2)
Z	儿里 淤水	'のための教育	₹(添付1	(3)

(1)	教育	方》	去•	教	育指	導者
----	---	----	----	----	---	----	----

	添付2
(2)知識・技能の習得度確認 	

添付資料58(4/6)

表 2 協力会社社員の力量認定条件

A 認定方法 評価者 合格基準	認定	初中甘淮	認定方法		
A	クラス	認定基準	認定方法	評価者	合格基準
A					
A					
A					
A					
A					
A					
A A					
A A					
A A					
A					
	A				

認定	到 中 # #	認定方法		
クラス	認定基準	認定方法	評価者	合格基準
В				
当社 実施し なお, 委託業	力会社社員の力量承認(添付 は、協力会社が協力会社社員 ル、承認基準の力量を満足する 力量確認については、協力会 養務仕様書にある力量承認時の でることを確認する。	として力量認定 場合, 協力会社社 社から提出され <i>1</i>	員として力量 と以下の書類(を承認する。 の確認、及び
ЛШ <u>ДС 9</u>				
5 協力	り り会社社員の力量認定の更新。	及び力量認定の有	効期限	

<u>3</u>	協力会社社員の技能確保(継続的な教育訓練)
7	検査・試験及び確認 当社は、定期的に協力会社社員の力量維持及び運転保安上の基本事項が遵守されているかの業務の実施状況の確認を行う。
•	①確認者
	②確認頻度 ③確認方法

枠囲みの内容は商業機密に属 しますので公開できません。

以 上

	. 設備・環境]					8焼中に「乾燥機・B の警報が点灯した。		事事の手の事の対略を実 の手向書が経路さ った。		
- る要因情報	[作業,					・ 極脂混焼 田力高 3 の 日 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1	1	- ・		
関連す	3							・服力会社場所、凝整者に がいて不具めがあずるという 書間であった。 書間であった。		
4	関連行為(分析対象行為を 誘発・看過した行為)							「開発系力」 「開発を対する」 「開発力」 「開発力」 「開発力」 「開発力」 「開発力」 「開発表別できなり」 「開発表別できなり」 「開発表別できなり」 「開発表別できなり」 「開発表別できなり」 「開発を表別できなり」 「関係のできなり」 「他ののできます。 「他ののできます。 「他のできないのです。 はは重してきないのです。 はは重してきないのです。 はは重してきないのです。 はは重してきないのです。 には一般のできない。 には一般できない。 には一般でをは一般できない。 には一般できない。 には一般できない。 には一般できない。 には一般できない。		
	が下対象行為(結果として 好ましくない影響を直接的に 設備に与えてしまった行為)									
	協力会社社員F									
	協力会社社員E		 第2携却炉樹脂焼却を行 - うため、乾燥機(B)給 液系実液処理操作を行う ことを報告し、当該操作 を実施した。 	- 乾燥機(B)給液系実液 処理を開始したことを確認し報告した。	- 第2棋却炉の樹脂混焼を 開始したことを確認し報告した。	「乾燥機・B圧力高」の → 警報が点灯したこと及び 圧力が上昇・下降を繰り 返していることを報告し た。		「自分の表別ない所の別域を 中の本部ない所の別域を 大にないての別の実施し 10分割が、 10	・ 知識(1) 700条件の実施 り面について「分からな い」という回廊でおった ため、ハヤーを494日の調 超別(2) 確認操作を 超別(2) 確認操作を 器ドレン排出レジールが 端りや抽覧バンドト度の 込向や無難した。	●乾燥機停止判断までに 処置(1)アの実施につい て検討する要員を確保で きなかった。(推)
「ーションの内容	廃棄物管理課副長 (当直) D									
行為・コミュニク	廃棄物管理課副長 (当直) C									
	廃棄物管理課副長 (当直) B		週間スケジュールに従い、第2境却炉の樹脂焼 対名校類した。	乾燥機(B)給液系実液 ← 処理開始の報告を了承し た。	第2供却何の樹脂混焼開 ← 始の報告を了承した。	報告を了承し、警報処置 ← 手順書に従い確認項目の 確認及び原因調査を行う ことを依頼した。	「乾燥機・B圧力高」の→警報が点灯したことを連絡した。	解析機能を表示して、 の1、作品を表示した。 本の新しいて、 本の新しいて、 を表示した。 の1、1年のは、 の1、1年のは の1、1年のは の1、1年のは の1、1年のは の1、1年のは の1、1年のは の1、1年のは の1、1年のは の1、1年のは の1	処置(1)での体の実施 可否について「分からな い」と回答した。	
	廃棄物管理課長A						警報の対応実施を指示し ↑ た。			
1 美頂目	主要作業 項目									
	作業段階			報 開始	疆	3年力 び・消 級点 繰り返				
	発生事象	委託契約				「乾燥機・B圧力 高」警報点灯・消 に 関係・警報点 以降・警報点 対・消灯を繰り返す。)				
	雷	平成29年3月29日	平成29年4月6日	平成29年4月6日 16時12分	平成29年4月6日 17時10分	平成29年4月6日 19時03分				
Ĺ	ġ Ž	pł	□	C/	m m	4 ⊪ _€	Ω	Φ	-	ω

	[作業, 設備・環境]			・夜間であり、廃棄物管理課副長(当直)を補助できる廃棄物管理課員がいなかった。		・ 解散的暗褶膜長入への戦略 等項が明確となっていながっ だ。				
関連する要因	N N			松區		の		・廃棄物管理課副長 (当庫) 日は、協力会社社員に操作 の運船をする際に操作の目 的、理由等を説明しなかっ た。	・廃棄的職職課題版(当庫) Bは、通常とは違う状態であるよい、必然という報告に対して回答し なかった。	
中野	関連行為(分析対象行為を 誘発・看過した行為)				(問題株元) (問題株元) (日、「飲養権総務分プラ (日、の課本に、「発浄ド ン参フング系等職作」の目的 を請認していなかった。	(開版会) 日本 (開版会) 日本 (開版会) 日本 (開版会) 日本 (開版会) 日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本				
	分析対象行為(結果として 好ましくない影響を直接的に 設備に与えてしまった行為)									
	協力会社社員F									
	協力会社社員E	- 新春機 (D) 圧力が整備。 ボロになってきたことを ボロになってきたことを ボロになってきたことを ボロした。 - 各モニタの指示値に有意 - た変動がないことを報告 した。					→ 野緑観 日停止・乾燥 高減シンの日の部次、 溶帯とンクののサル、 海帯とンクのでの 関係を実施する目の連絡 存倒けた。		乾燥機停止操作に伴う路 然系手によって、乾燥 機能数タング目の 機能数タング目の 機 旧等の海沢運転が実 施 できなくなる自報告し た。	乾燥機の圧力が復用し ないにとか。 事務回 事情の処置(3) の操作 を機構して実施していた が、当該圧力に有意な変 動がなかった。
ケーションの内容	廃棄物管理課副長 (当直)D									
/二・三口・ランニ/	廃棄物管理課副長 (当直) C			◆ 乾燥機(B) 停止、乾燥機 一部液タンク(B) の排水 び洗券 ドレン受タンク 予操作を実施するよう 言した。	・ の当人にボメーイへの記 の対象上したことに が、収益機能が減少が で、低速機に対象の場合 のでは、 では、 がまれた。 が一次で が一が が一が が一が が一が が一が が一が が一が が一					
	廃棄物管理課副長 (当直) B	報告を受け、正任になっ た時点で、2 もモニダ(エ リア放射線モニタ、排 ダスト放射線モニタ、排 気筒ガスモニタ、排気間 マ ダストモニタ、排気間 ケ ダストモニタ、砂指示値 か の確認を依頼した。	● 政権を関する。 「日本学売の人の企業との企業を の一方によっての企業である。 の一方によっている。 の一方によっている。 ののかました。 にした。 のので、		- 所護機能第分ソン田 の非大区のボギトン型 タンプボ挙編件の目的を 福間していなかった。 (イ)	1 金巻の図問でして、歌響 乗回 が停止することを 単語した。	次値への3種が担ってい たにだか。必要の対応 については次値で実施す るにとし、次値で終集 後回停止、終棄総務 タンのBの併火、洗浄 ドレン戦タンク洗浄装作 を実施する首を連絡し	 ●操作の目的、理由等は 説明しなかった。(イ) ●この間、各モニタ指示 値に異常はなく、緊急性 はないと考えた。(推) 	悪缶行送して回路しなくなった。	
	廃棄物管理課長A					・ 17 についる できない こうがん ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・				
作業項目	作業段階 主要作業 項目									
	発生事業	乾燥機(B)圧力が 常時正圧(約 0.2kPa) 状態								ロジール水張操作
		平成29年4月6日 20時30分儀					_	10		平成29年4月6日 2.1時00分前
L	ģ	o	10		7	<u>6</u>	4	15	9	17

罗因情報	[作業, 設備・環境]											
関連する	K					・廃棄物管理課副長(当直) DIA, NRWの連転操作に関するスキルがなかった。	・廃棄物管理課副長 (当直) Dは、事備書の選択を協力会 社社員 Fに任せていた。 ・協力会社社員は、事順書の 使用乃法について終った理解 をしていた。					
111	関連行為(分析対象行為を 誘発・看過した行為)		高額管理 (当面) 高額管理 (当面)								(問題を力) (問題を力) (問題を力) (問題を力) (日本) がある社(書手が毎月95年 音楽記様手が勝つを中国部所を確認しなかった。 連記様手が勝つを中国部所を確認していません。 第5年 1年	
	分析対象行為(結果として 好ましくない影響を直接的に 設備に与えてしまった行為)											
	協力会社社員F				「飲養物 日本日」を 養養的後のシンクロの罪 メープが整本にフッタン のにで飲養や地上で、 してで飲養や地上で。	当該様作は久しぶりの操作であり、不安があった にであり、不安があった ことから実施可否につい て相談した。	- 当該操作は運転操作手順 書にて実施可能であると 連絡した。	→ 乾燥機(B 停止前の操作 として、第2様却冷樹脂 混焼停止の実施が必要で あることを連絡した。	→ 第2機却何樹脂思焼停止一 操作を実施し、完了した目報告した。	総液系停止の実施を連絡 した。	●発作事件、確認性 手順艦の内容を一部所目 するものであった。	- 乾燥機(B) 総液系停止を 実施し、 売了した旨報告 した。
	協力会社社員E			転機機能液分ン周的 転機機能液分ン周的 排水 ボ海ドレン母ソン 力活争機やの実施及心験 機構中止媒件に生う配数 系母性によって、新原機 系母性によって、新原機 系母性によって、新原機 高等の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の								+
ケーションの内容	所 (当屋) (当世)	・ でなる ログ・イクタ になる機能があっての の様大などがあっている タンクボッキーンタ タンクボッキーンタ るようご 種を受けた。	●操作の目的、異体的な 対応手順について終明を 状めなかった。 (イ)		一般表表、田田子園、 動表が確認に対している。 「17、国間に需要性問題 電源人と作けが前。 基本のと「17が」の記録 後国の原上的半層に を認識をかっている。 を認識をから「17が」の記載 を認識をかっている。 を認識をかっている。 を認識をかっている。 を認識をかっている。 を認識をかっている。 を認識をかっている。 を認識をかっている。 を認識をかっている。 を認識をかっている。 を認識をかっている。 を認識をかっている。 を記述を表現を表現を表現を表現。 を記述を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	放機 レに。 当放機作の知識が法へ実 施可否が判断できなかっ た。	運転操作手順書にて対応・ 日間でおる・「連絡を受け たしたから、操作可能で あると判断した。	乾燥機(B)停止を依頼した。	第2焼却炉樹脂混焼停止 操作の実施を了承した	乾燥機(B)給液系停止操作の実施を了承した。	●成分及社協会とは 「いる動物等等手機を 連盟しなかった。(イ)	乾燥機 B) 絡液系停止完 了の報告を受けた。
行為, コミュニ	廃棄物管理課副長 (当直) C											
	廃棄物管理課副長 (当直) B	単数単一目に対象して 製造が打力機能しては の、配数機関の正正の が関づ端所を機像している るころ)。配数機関 等に、その後に配象機関 解等に、その後に影響機関 解等に、との後の形象を 指する表すが があっている。 がある。 があっている。 がある。 がまる。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がな。 がなる。 がな。 がなる。 がな。 がな。 がな。 がなる。 がなる。 がな。 がな。 がな。 がな。 がな。 がな。 がな。 がな	●様子の日的な確認して おうず、相談して需要が 管理機関係 「当局」との 即面を子のままな面~3 題がででまって「インを」。 ●相談してから可能する の時間の表対なな、真 体的な対応手順の確認を 業施の高さなかった。									
	廃棄物管理課長A											
作業項目	作業段階 工要作業 項目											
	発生事業	高 (10)						第2時却炉 樹脂 泥焼停止 (乾燥機停止準 猫)		乾燥機(B)給液系 停止		
	No.	中原29年4月6日 2-1時の分分 18	<u>0</u>	20	2	22	23	平成29年4月6日 21時27分 24	25	平成29年4月6日 21時45分	72	28

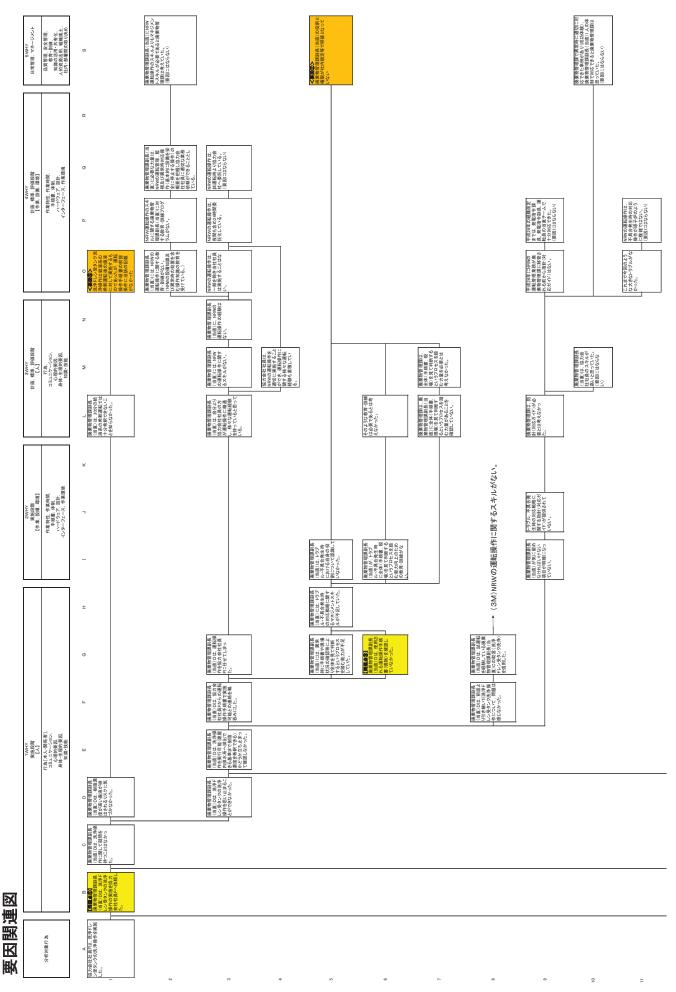
手用性勢	[作業, 設備・環境]											
版 大 中 財 田 田 大 大 大 田 田 大 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	K											
47	関連行為(分析対象行為を 誘発・看過した行為)			(問題点の) (問題点の) (に ありみな社場を対象的である。 業性所有 単版型の使用圏所を 総の必分った。 (問題点の) (問題点の) (所別本の) (所述本の)				(問題を力) の保護・企業を発生を表す。 (問題を力) の保護・企業を発生を表する。 (問題を力) の (問題を力) できませる。 (問題を力) を表する。 (問題を力) を表する。 (問題を力) を表する。 (問題を力) を表する。 (記述の一定を用する。 選合に需要が管理課題を(当) に、業を仕ずりに、業を仕ずりに、業を仕ずりに、またを実施のに、また。		(西越市の) 本書の は、金融 では、本語 でして、 でて、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で		
	分析対象行為(結果として 好ましくない影響を直接的に 設備に与えてしまった行為)										協力会社社員Fは、洗浄ドレン 受タンクの洗浄療作を実施し た。	
	協力会社社員F	- 乾燥機能液タンク(B)の 洗浄・排水操作の実施を 連絡した。		●選生事品・選生事品・選生事品・選生事品・選生事品・選生の場合を受け、100年のであったものであった。 ひった。 ひった。 ひった。 ひった。 ひった。 ひった。 ひった。 ひ	・ 財産機能液をソクロの 光等・ 非光線体整備に伴 い、 「影像機能液をソ ク・Bとベル磁性」機 点が、 下深等 ドレン受り ソクレベル磁性」離構 対 を表する		乾燥機(B)停止操作を実施することを連絡した。	●製作業局は、整性製作 手順器の内容を一部活用 するものであった。	- 乾燥機(1) 停止操作を実施し、 記了した旨、報告した。	+ 乾燥機能液タンク回・ ・ 野緑機 田 海の角紫瀬 ・ 大変機 田 一部 中 ・ 大変機 田 一部 中 ・ 大変機 日 一部 日 一	- 洗浄ドレン受タンク洗浄 操作を実施し、完了した 旨、報告した。	- 乾燥機停止に伴い、当該 警報が消灯したことを報 告した。
	協力会社社員E											
ナージョンの由窓		乾燥機給液タンク目の 洗浄・排水操作の実施を 了承した。		●成分会社製の使用している機能は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	警報消灯の報告を受けた。▶		乾燥機(B)停止操作につ ←いて了承した。	●成分の対対のが使用しているののでは、 「いる機能操作手面機を 連絡しなかった。(イン	乾燥機(B)停止操完了の ★報告を受けた。	連絡を受け、樹脂濃度が 高い器臓ではカッドが、 当級操作にイン格駅な れ、 薬気形ドレンサンプ タンクBに排水可能で あると思い、洗浄操作の 実施を投鎖した。	沿海ドレン受タソク洗浄 瀬作売了の報告を受け た。	当該警報消灯の報告を受 ← げた。
ガー・バト 本が	臘口											
	廃棄物管理課副長 (当直) B											
	廃棄物管理課長A											
化整項目	作業段階 主要作業 項目											
	発生事象	調水供給ボンブ (A) 起動 (副水供給ボンブ (副水供給ボンブ	乾燥機能液ボンフ (B 起動~21時 *乾分 停止 *乾燥機能液ボン プ (B 消水 (洗浄 外 用 井 (下 を で で が 明 か の が 明 井 (下 で を で が 明 か の が 明 井 (下 で を で が 明 井 (下 で を で が 解 を 液 タンク (B) 排 水 実施。		「能液タング・B レベル低低」警報 点が を数像機能液ボン フ囲温水(洗浄 水)入口手を10 が開井にて乾燥機 能液等ング回計 水素液を20 が開井にて乾燥機	「光浄ドレン戦か ソクレスナ府街」 職報消灯	乾燥機(B)通常停止~22時44分完了			浜浄ドレン吸みン ク洗浄開始~23 時46分形了		「乾燥機・B圧力 高」警報消灯
		平成29年4月6日 21時46分	平成29年4月6日 2.1時47分 29	O.	平成29年4月6日 2.1時49分 3.1	平成29年4月6日 21時58分	平成29年4月6日 22時05治	ŭ	4	平成29年4月6日 2.2時35分 3.5	9	平成29年4月6日 22時46分 37
L	ģ		58	8	ω		32	88	84	35	36	37

5要因情報	[作業, 設備・環境]							
関連する	3							
問題点	関連行為(分析対象行為を 誘発・看過した行為)		(問題を行う) (問題を行う) (問題を行う) (問題を行う) (開発・電子) (開発・電子) (開発・電子) (開発・電子) (開発・電子) (開発・電子) (同語を行う) (同語を行う) (同語の音) (同語の音) (同語の音) (問題の音) (記述に手順権の使用語列を音) (記述に手順権の使用語列を				(問題4元) (問題4元) (出 加力会社場下が明力を 連記様件手順層の使用節所を 確認しなわった。 (認無6型) (認無6型) (認無6型) (のが表現を行うに、 (のが表現を行うに、 を記しています。 を記しています。 を記しています。 を記しています。 (のがません) (のがませ	
	分析対象行為(結果として 好ましくない影響を直接的に 設備に与えてしまった行為)							
	協力会社社員F	■ 乾養優の活躍然らある出 → 阿米・ 端水状総外の停止 薬布や行うにこの角部と た。	● ### 単位	- 抽気系の停止操作の実施 を連絡した。	- 抽気系の停止を実施し、 完了した旨、報告した。	- 調水供給ポンプ(A/(B)の 停止について連絡した。	● ### ### ### ########################	- 温水供給ボンブ(A)(B)を 停止し、完了した旨、報 告した。
	協力会社社員E							
ュニケーションの内容	廃棄物管理課副長 (当直)D	連絡を受け、乾燥機の油 ← 気系及び調水供給系の停 ー 止燥作を協力会社社員F へ依頼した。	●成分を対象が設めません。 「こいる場所語・事の場合 連盟しなかった。(イ)	抽気系の停止操作の実施 ← について了承した。	抽気系停止完了の報告を ← 受けた。	舗大供給ポンプ(A)(B)の 毎日について了単した。	●配力を対象が使用している連続を指します。 でいる連続機手が伸手が 連盟しなかった。(イ)	温水供給ポンプ(A) 旧)停 ← 止完了の報告を受けた。
行為, コミュニ	廃棄物管理課副長 (当直)C							
	廃棄物管理課副長 (当直) B							
	医							
作業項目	作業段階 主要作業 項目							
	発生事業	抽気系停止				調火 (名) (B) 停止 (名) (B) 停止		
		平成29年4月6日 23時40分 8	o.	0	-	平成29年4月6日 23時47分	m	4
L	ė.	88	о 8	40	4	42	43	4

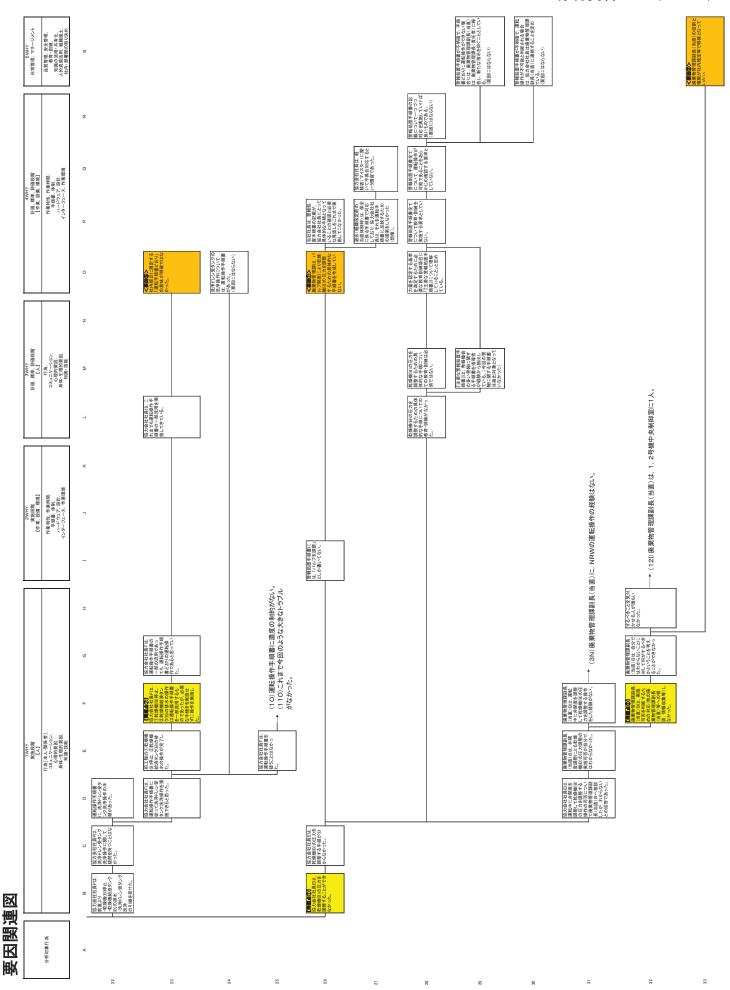
「乾燥機·B圧力高」警報処置手順書

項 目	NRW NH11-P814A 3 B2 (1/1)
警報名称	乾燥機B圧力高
計器番号 彼 定 値	∘PS-637 -10mmH₂O (-0.098KPa) 以上 通常 -300~-50mmH₂O (-2.94~-0.49KPa)
発生原因	お液量変化による圧力変動 は気系エゼクタ不良による圧力上昇 (ポンプ不良等) は気系ベント不良 は、乾燥機復水器ドレン排出シール切れ り、PS-637B不良 は、
確認いる。	1. 確認項目 (1) NRW中操
インターロック	乾燥機B圧力高 → 抽気操作完了信号あり → 乾燥機B圧力高ANN

添付資料 6 1 (1/3)







原因分析結果の整理表(問題点,要因)

問題点	要因
【問題点①】 協力会社社員 E は、警報処置手順書の処置をすべて実施すべきであったが、処置の一部(抽気エゼクタ不良の場合の弁調整)については、運転中に当該弁を調整した経験がなかったことから、操作を実施できなかった	【要因①】 警報処置手順書の処置を実施するための具体的な運転操作手順 が不足していた
【問題点②】 廃棄物管理課副長(当直)Bは、協力会社社員Eからの警報処置 手順書の処置の一部の実施可否についての相談に対して、配管計 装線図、電源・弁チェックリストによる情報収集及び他の廃棄物 管理課副長(当直)への相談等の対応を実施した上で実施可否を 判断すべきであったが、これらの対応をすることなく協力会社社 員 E ができないのであれば実施できないと判断した	[要因②] 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)の役割と権限が明確となっていなかった
【問題点③】 廃棄物管理課副長(当直)Bは,乾燥機(B)の圧力が常時正圧となった後の対応について,休日の廃棄物管理課副長(当直)Cに相談し,「乾燥機給液タンク(B)の排水」,「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を実施するよう助言を受けた際に,操作の目的を確認すべきであったが,「乾燥機給液タンク(B)の排水」,「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」の目的を確認していなかった	【要因②】 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)の役割と権限が明確となっていなかった
【問題点④】 廃棄物管理課副長(当直)Bは,「乾燥機・B圧力高」の警報点灯後の対応(「乾燥機(B)停止」,「乾燥機給液タンク(B)の排水」,「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」)をすべて廃棄物管理課長Aに報告すべきであったが,報告したのは「乾燥機(B)停止」のみであった	【要因③】 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)から 廃棄物管理課長への報告事項が明確となっていなかった

原因分析結果の整理表(問題点、要因)

問題点	要因
【問題点⑤】 廃棄物管理課長 A は、廃棄物管理課副長(当直)B から「乾燥機(B) 停止」の連絡を受けた際に、「乾燥機(B) 停止」の報告を了承するだけではなく、その後の対応まで確認すべきであったが、警報処置手順書の範囲内の対応を実施するという認識であったため、その後の対応まで確認しなかった	【要因④】 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課長の確認・判断すべき事項が明確となっていなかった
【問題点⑥】 廃棄物管理課副長(当直)Dは、廃棄物管理課副長(当直)Bからの引継の際に、「乾燥機(B)停止」、「乾燥機給液タンク(B)の排水」、「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」について、操作の目的及び具体的な操作手順を確認すべきであったが、確認しなかった	【要因②】 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)の役割と権限が明確となっていなかった
【問題点⑦】 廃棄物管理課副長(当直)Dは、警報点灯時の対応においては、 協力会社社員 F が使用する運転操作手順書を確認すべきであっ たが、運転操作手順書の使用箇所を確認しなかった	【要因②】 警報点灯時(異常時)における廃棄物管理課副長(当直)の役割と権限が明確となっていなかった
【問題点⑧】 協力会社社員 F は, 運転操作手順書を一部流用して使用する場合は社内規定に従い廃棄物管理課副長(当直) D に報告すべきであったが, 報告せずに操作を実施した	【要因⑤】 運転操作手順書の使用方法に関する社内規定の記載内容が明確 ではなかった
【問題点⑨】 廃棄物管理課副長(当直)Dは、樹脂濃度が高い廃液に対して「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」を依頼すべきではなかったが、操作を依頼した	【要因⑥】 洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運転操作手順書の前提条件に 「給液系の希釈運転後の廃液に対して実施する」という内容が 記載されていなかった

建屋内排水系配管内からの粒状樹脂の噴き上がりに関する調査結果

1 目的

差圧による配管内の空気の流れにより、排水枡から樹脂が噴き上がり、床面への堆積に至る可能性があることから、新品の粒状樹脂を用いた試験を実施し、配管内の粒状樹脂の挙動を確認する。

2 調査方法

(1) 負圧制御室の差圧測定

試験を実施する際の試験条件として、本事象発生箇所の差圧測定値を模擬する必要があるため、以下①、②の差圧を測定し、測定値の低いものを試験条件とする。差圧測定位置については、添付1に示す。

- ①主通路 No. 2/ドラム運搬装置メンテナンス室
- ②主通路 No. 2/ドラム保管室

(2)試験装置・方法

試験装置については、本事象が発生した排水枡及び排水枡に接続している 建屋内排水系配管の内径や設置角度を模擬して作成した。試験装置概要については、添付2に示す。

差圧については、(1)の測定結果から得られた値を条件とした。

配管内の樹脂の堆積状況については、洗浄ドレン受タンクの洗浄操作により建屋内排水系配管内に流入した樹脂が堆積していること及び事象発生後の確認において配管の約7割が樹脂により閉塞していたことを踏まえ、水分を含ませた樹脂が配管内の一部に堆積し、配管内の約9割が閉塞していることを条件とした。

試験条件設定の詳細を表-1に示す。

設定項目条件内容試験装置排水枡 NWF-137 の配管を模擬,排水枡の封水なし差圧(1)の測定結果から得られた①,②の差圧測定値のうち,値の低いもの配管内の堆積状況水分を含ませた樹脂が配管内の一部に堆積し,配管の約9割が閉塞している状態

表一1 試験条件設定

3 調査結果

(1) 負圧制御室の差圧測定結果

①,②の差圧を測定した結果は表-2のとおりであり、①の差圧が230Pa と低い値であったことから、試験条件(差圧設定)は230Paとする。

表-2 負圧制御室の差圧測定結果

	測定対象	測定値
1	主通路 No. 2/ドラム運搬装置メンテナンス室	230Pa
2	主通路 No. 2/ドラム保管室	270Pa

(2) 試験結果

試験の結果, 230Pa において樹脂が噴き上がった。詳細な試験結果を表 -3 に示す。

表-3 試験結果

経過時間	調査結果
10 分	樹脂の排水枡への移動はなかった。
20 分	堆積樹脂表層部が乾燥し、乾燥樹脂のみ差圧により排水枡へ移
20 75	動し、内筒外側に出始めて堆積した。
F0 /\	堆積樹脂表層部の乾燥が進行。排水枡の内筒外側に出た樹脂が
50 分	排水枡から噴き上がった。

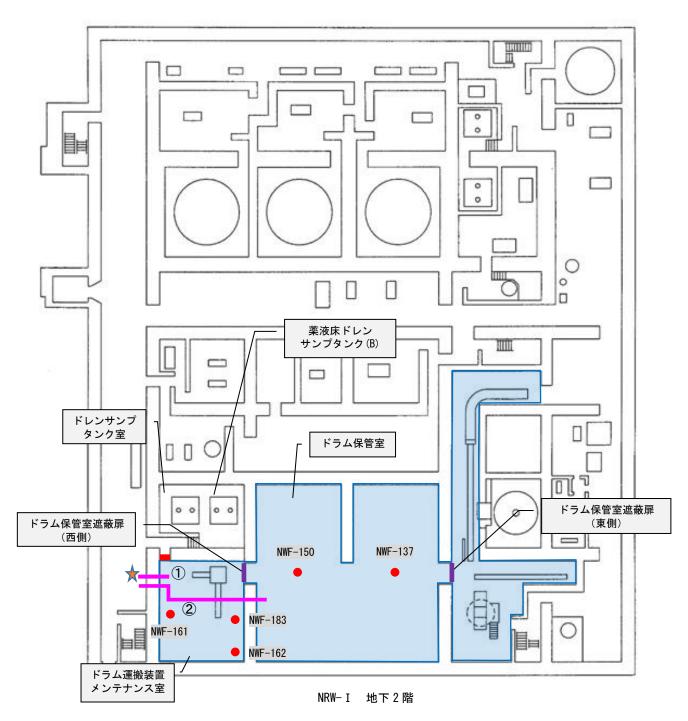
4 考察

調査結果より、事象発生箇所の差圧が 230Pa であれば、配管内に堆積した 樹脂が排水枡から噴き上がると推定した。

また、樹脂の挙動としては、差圧による空気の流れによって湿潤状態の樹脂が表層部から乾燥し、乾燥した樹脂のみが排水枡側に移動することを観察したことから、本事象については、配管内に堆積していた洗浄ドレン受タンクからの廃液に含まれる湿潤状態の樹脂が、差圧による空気の流れによって徐々に表層部から乾燥していき、一定以上乾燥した樹脂が差圧の影響により排水枡側に移動し、排水枡から噴き上がって床面に堆積したものと推定した。

5 添付

- 1 差圧測定位置図
- 2 試験装置の概要



● : 粉状の堆積物を確認した排水枡

: ドラム運搬装置メンテナンス室とドレンサンプタンク室間の扉

■ : 負圧管理エリア

★ : 仮設差圧計

: 差圧計チューブ

差圧測定位置図

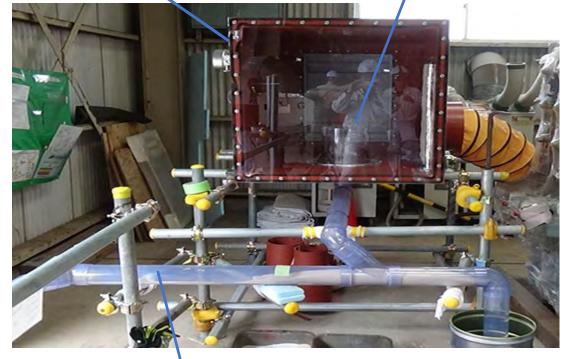
試験装置の概要

圧力計

排水枡 (封水なし)







配管口径:80A 配管勾配:1/100

(建屋内排水系配管を模擬)

粉末樹脂濃度及び粉末樹脂量の調査結果

1 調査目的

平成29年4月5日に洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系へ排水した洗浄水の粉末樹脂濃度及び排出した粉末樹脂量を調査する。

2 調査方法

4月5日に洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系へ排水した洗浄水に含まれる粉末樹脂量を,洗浄ドレン受タンクレベル及び乾燥機給液タンク(B)レベルの変動実績から算出する。

また,算出した粉末樹脂量から,洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系へ排水した洗浄水の粉末樹脂濃度を算出する。

3 調査結果

- (1) 粉末樹脂量
 - ①乾燥機給液タンク(B)から洗浄ドレン受タンクへ排出した樹脂量 洗浄ドレン受タンクへの廃液流入量(乾燥機給液タンク(B)レベル)(乾燥 機給液タンク(B)レベル記録計チャートより):0.91m³ 乾燥機給液タンク(B)排水時の洗浄水(1分間)は考慮しない。 給液系の希釈運転後の乾燥機給液タンク(B)内濃度:1.36wt%(給液・乾燥 系改造方針より)
 - 0.91m³×1.03 kg/l×1,000×1.36wt%÷100= 12.75kg (切り上げ)
 - ②洗浄ドレン受タンクから濃縮廃液受入タンクへ移送した後の樹脂量 移送前後の洗浄ドレン受タンクレベル(洗浄ドレン受タンクレベル記録 計チャートより): 移送前 1.52m³, 移送後 1.35m³ (1-((1.52+0.91) m³-1.35m³) ÷ (1.52+0.91) m³) × 12.75kg = 7.09kg (切り上げ)
 - ③洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系へ排出した粉末樹脂量 分の洗浄運転(実証試験)により35%の樹脂が残る(残りが全て排出され たとする)
 - 7.09kg×35%÷100= 2.5kg (切り上げ)
 - ④洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系へ排水した洗浄水の粉末樹脂濃度 洗浄ドレン受タンク洗浄運転後の廃液量(洗浄ドレン受タンクレベル L): 1.164m³
 - 2. 5kg÷ (1. 164m³×1. 03 kg/ℓ×1, 000) × 100= <u>0. 21wt%</u> (切り上げ) 以 上

枠囲みの内容は商業機密に属 しますので公開できません。

【① 建屋内排水系配管内に粉末樹脂が堆積】

(1): 洗浄ドレン受タンクの洗浄操作(建屋内排水系に自動排水)

平成29年4月5日,洗浄ドレン受タンク洗浄操作を実施した結果,洗浄ドレン受タンク内の洗浄廃液は、粉末樹脂受入槽に移送された後、粉状樹脂を含む残水(粉末樹脂濃度約0.21wt%,粉末樹脂量約2.5kg)が建屋内排水系に自動排水された。

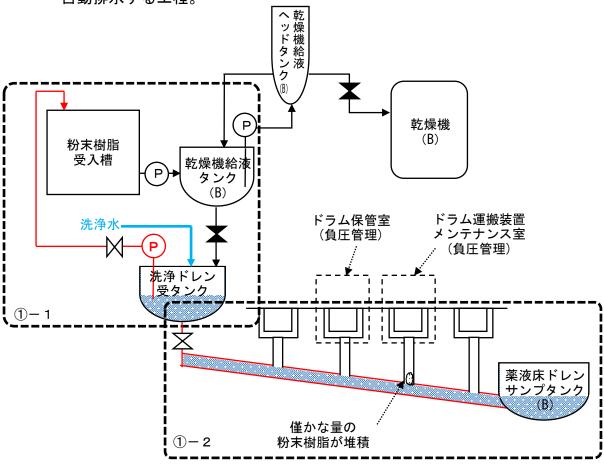
粉末樹脂は、樹脂の形状や密度等の違いから粒状樹脂に比べ沈降速度が遅いため、殆どの粉末樹脂は、薬液床ドレンサンプタンク(B)まで排水されたが、建屋内排水系配管(分岐管)内に僅かに残存した。

①-1:粉末樹脂受入槽への移送工程

洗浄ドレン移送ポンプにて洗浄ドレン受タンク内の洗浄廃液を撹拌しながら洗浄水をレベル高まで供給後、洗浄水にて 30 分間希釈・洗浄しながら粉末樹脂受入槽に移送する工程。

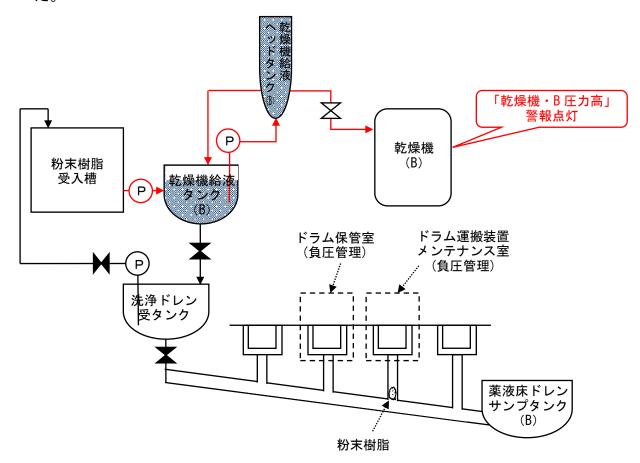
①-2:建屋内排水系への排水工程

上記移送工程終了後,洗浄ドレン受タンク内の残水を,建屋内排水系に 自動排水する工程。



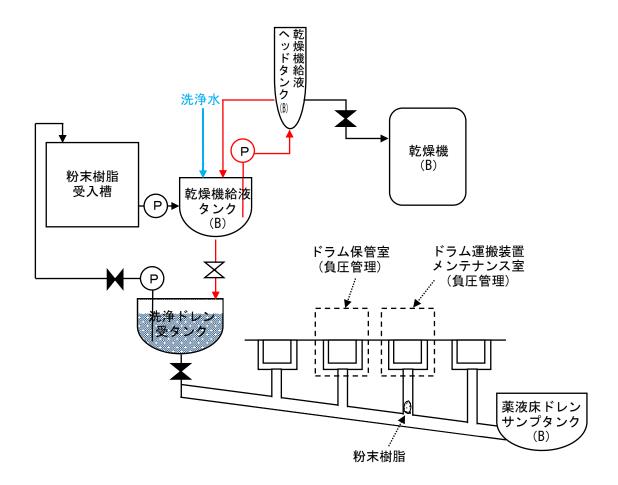
【② 建屋内排水系配管内に粒状樹脂が堆積】

②-1:乾燥機による焼却処理操作(乾燥機給液タンク(B)に<u>粒状樹脂</u>が残存) 平成29年4月6日,第2焼却炉にて樹脂焼却を実施していたところ,「乾燥機・B圧力高」警報が点灯したため,乾燥機(B)の停止を判断し,給液系の停止操作を実施した。そのため,乾燥機給液タンク(B)に粒状樹脂濃度が高い廃液(粒状樹脂濃度:約9.4wt%,粒状樹脂量:約81.3kg)が残存した。



②-2:乾燥機給液タンク(B)の洗浄操作(洗浄ドレン受タンクに排水)

過去の乾燥機給液ポンプや配管における詰まりの発生経験から,同様な詰まりの発生を懸念し,乾燥機給液タンク(B)に洗浄水を供給しながら,通常運転時(給液系の希釈運転後)の洗浄廃液より粒状樹脂濃度が高い洗浄廃液を洗浄ドレン受タンクに排水した。

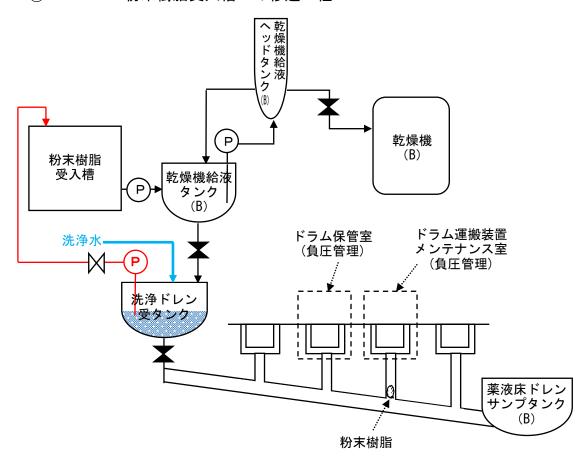


②-3:洗浄ドレン受タンクの洗浄操作(建屋内排水系に自動排水)

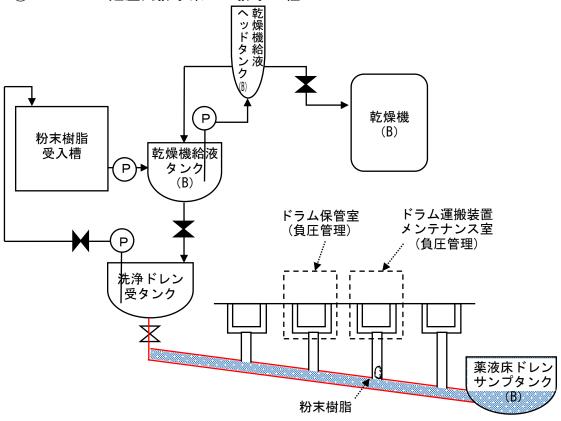
乾燥機給液タンク(B)と同様な詰まりの発生を懸念し、洗浄ドレン受タンク洗浄操作を実施した結果、洗浄ドレン受タンク内の洗浄廃液は、粉末樹脂受入槽に移送された後、粒状樹脂を多く含む洗浄ドレン受タンク内の残水(粒状樹脂濃度 約2.6wt%, 粒状樹脂量 約28.5kg)が建屋内排水系に自動排水された。

洗浄ドレン受タンク内の残水には、粒状樹脂が多く含まれており、粒状樹脂の形状や密度等から沈降速度が速いため、多くの粒状樹脂(約25.3kg)は、薬液床ドレンサンプタンク(B)に排水されることなく建屋内排水系配管内に堆積した。

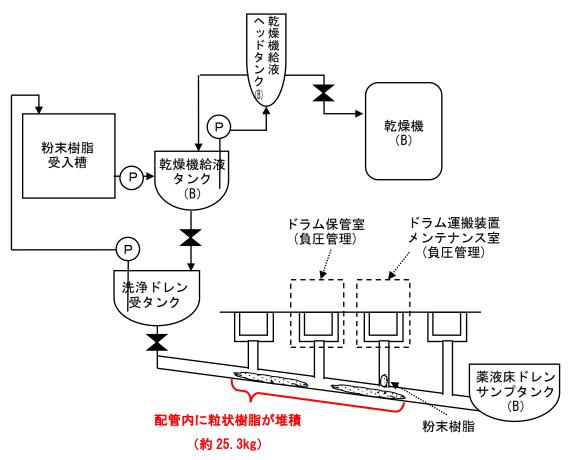
②-3-1:粉末樹脂受入槽への移送工程



②-3-2:建屋内排水系への排水工程



②-3-3:建屋内排水系配管内への粒状樹脂の堆積

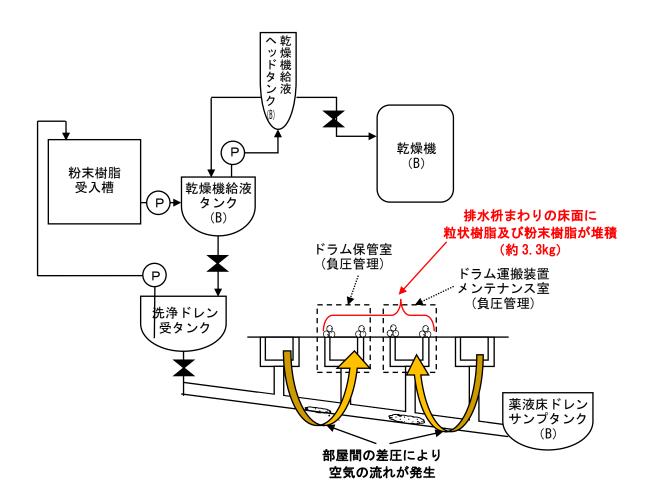


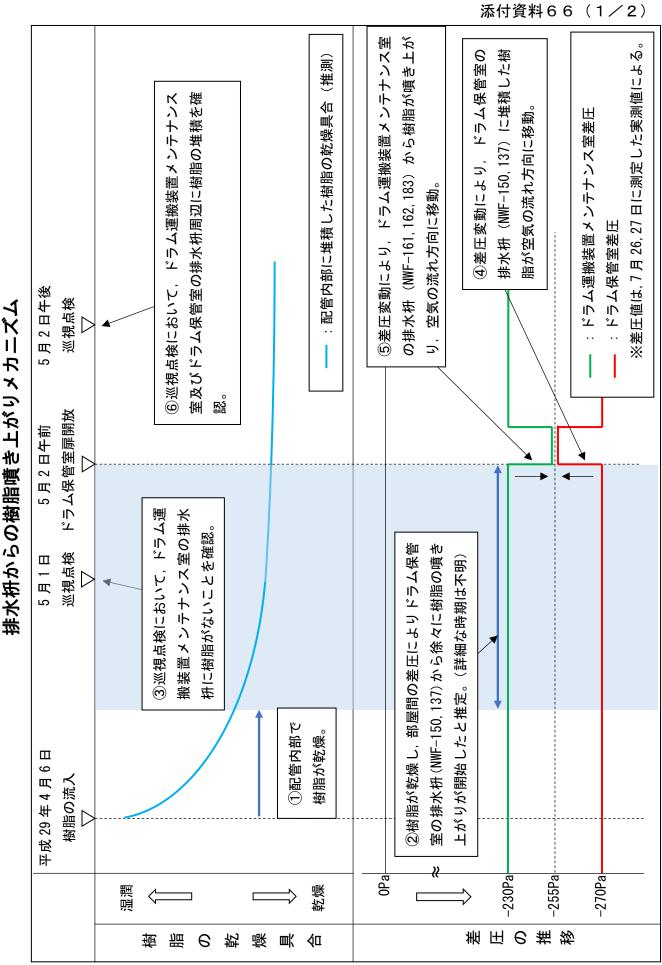
【③ 排水枡から床面への樹脂の堆積】

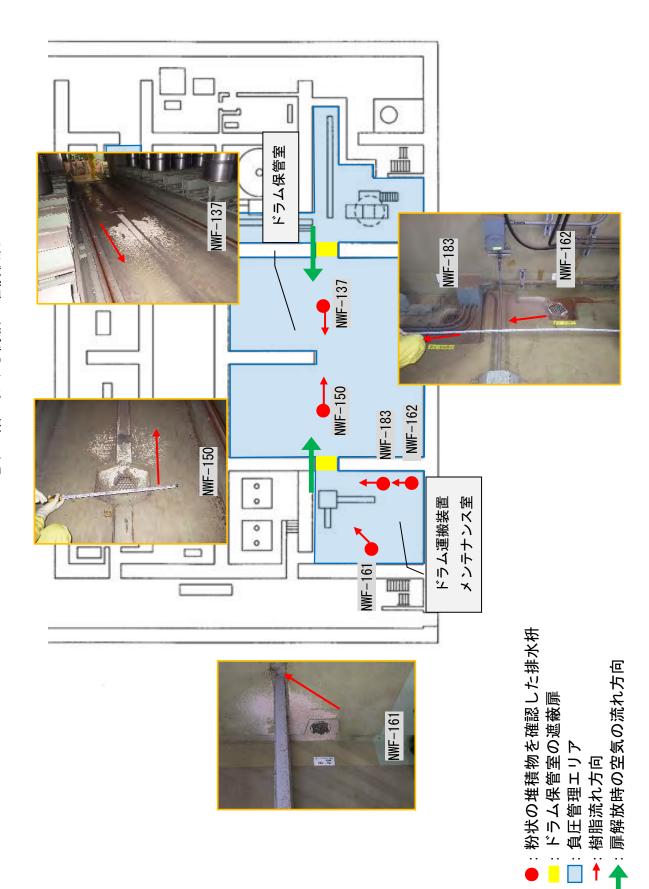
平成29年4月6日の建屋内排水系への排水以降,本事象が発生した5月2日までの間に,洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系に排水した実績がないことから、堆積した粉末樹脂及び粒状樹脂は徐々に乾燥した。

その後, 建屋内排水系配管内に堆積した粉末樹脂及び粒状樹脂は, 粉状の堆積物を確認した排水枡が設置されている部屋(ドラム保管室及びドラム運搬装置メンテナンス室)の差圧(負圧管理)による建屋内排水系配管内の空気の流れにより、排水枡から噴き上がり、床面に堆積した(約3.3kg)。

それぞれの部屋における樹脂の噴き上がりメカニズムについては、添付資料 66に示す。







粒状樹脂及び粉末樹脂の沈降速度の比較調査結果

1 調査目的

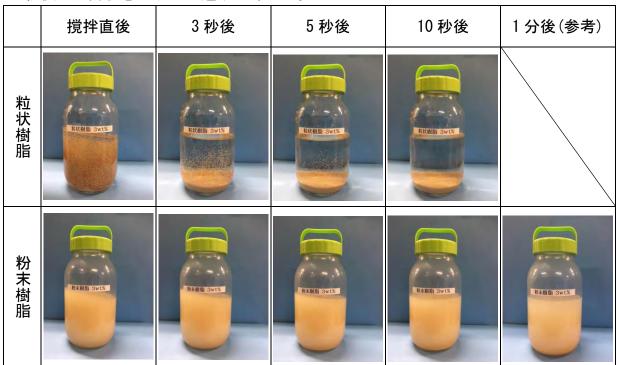
粒状樹脂及び粉末樹脂は樹脂の形状や密度等が異なるため、水中での沈降速度に違いがあると想定されることから、それぞれの樹脂の沈降速度について比較調査を行う。

2 調査方法

平成29年4月6日に洗浄ドレン受タンクより建屋内排水系に排水された残水の樹脂濃度は約2.6wt%であることを踏まえ、新品の粒状樹脂及び粉末樹脂を用いて樹脂濃度3wt%のサンプルを作製し、撹拌させた状態から粒状樹脂及び粉末樹脂が沈降していく様子について、写真にて記録し比較する。

3 調査結果

粒状樹脂及び粉末樹脂を含むサンプルの撹拌直後, 3 秒後, 5 秒後及び 10 秒後の沈降状態は以下の通りであった。



4 考察

粒状樹脂は、撹拌して 10 秒後には大部分の樹脂が沈降しており、沈降速度が速いことを確認した。また、粉末樹脂は、撹拌して 10 秒後においても、ほぼ均一の状態であり、粒状樹脂と比較して沈降速度が遅いことを確認した。

洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運用変更

1 目的

洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系への排水を防止するため、ドレン弁の 常時「閉」運用及び自動排水手順の削除を実施する。

2 内容

- (1) 洗浄ドレン受タンクドレン弁の常時「閉」運用
 - ①社内規定にドレン弁使用禁止(常時「閉」運用)を追記
 - ②ドレン弁の常時「閉」運用の「運転に関する運用」の新規発行
 - ・ドレン弁(空気作動弁)のCS「閉」、エア一元弁「閉」
 - ・ドレン弁(手動弁)の「閉キーロック」
 - ・ドレン弁(空気作動弁・手動弁)の「使用禁止」表示
 - ・配管計装線図, バルブ・電源チェックリスト及び JBA リストの記載を「閉」 に変更

(2) 自動排水手順の削除

運転操作手順書の「洗浄ドレン受タンク洗浄操作」のうち、建屋内排水系へ自動で排水する手順を削除し、洗浄ドレン受タンク内の洗浄水は手動で処理元のタンク(槽)へ移送する手順に手順書の改正を行う。

運転操作の要因に対する再発防止対策

E	- + () []	12 8	- + 1 Art-
罗达	要因のまとめ	再	广 对
【要因①】	NRW に対して, 警報点灯	【再発防止対策①】	【再発防止対策4】
警報処置手順書の処置を実施するための	時(異常時)に対する備	警報処置手順書の処置を実施	廃棄物管理課副長(当直)に対
具体的な運転操作手順が不足していた	えが十分ではなかった	可能な手順書の作成	する警報点灯時(異常時)の対
【要因②】		[再発防止対策②]	応訓練の実施
警報点灯時(異常時)における廃棄物管		警報点灯時(異常時)における	
理課副長(当直)の役割と権限が明確と		廃棄物管理課副長(当直)の役	
なっていなかった		割と権限の明確化	
[要因③]		【再発防止対策③】	
警報点灯時(異常時)における廃棄物管		警報点灯時(異常時)における	
理課副長(当直)から廃棄物管理課長へ		廃棄物管理課長の確認事項及	
の報告事項が明確となっていなかった		び廃棄物管理課副長(当直)の	
[要因4]		報告事項の明確化	
警報点灯時(異常時)における廃棄物管			
理課長の確認・判断すべき事項が明確と			
なっていなかった			
[要因⑤]		【再発防止対策⑤】	
運転操作手順書の使用方法に関する社内		運転操作手順書の使用方法に関する社内規定の記載の明確化	する社内規定の記載の明確化
規定の記載内容が明確ではなかった			
		【再発防止対策⑥】	
		協力会社社員に対する運転操作手順書の使用方法に関する教	・手順書の使用方法に関する数 □
		育の実施	
【要因⑥】		[再発防止対策⑦]	
洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運転操作		洗浄ドレン受タンク洗浄操作の運用変更	運用変更
手順書の前提条件に「給液系の希釈運転		(ドレン弁の「常時閉」運用,	自動排水手順の削除)
後の廃液に対して実施する」という内容			
が記載されていなかった			

警報処置手順書の充実及び設備停止手順の新規制定

1 目的

警報処置手順書に記載された処置を実施できるよう記載を充実させるとともに,設備不具合発生時に設備を安定した状態に移行できるよう,設備停止の手順書を新規に制定する。

2 内容

(1) 警報処置手順書の内容の充実

「乾燥機・B圧力高」の警報処置手順書の処置の記載を充実(具体的な手順,補足説明の追加等)させ、乾燥機を停止させる場合には設備不具合発生時運転操作手順書に移行するよう変更する。

(2) 設備非常停止運転操作手順書の新規制定

非常時運転操作手順の中に,設備不具合発生時の乾燥機の停止手順を新規 に制定する。

- (3) その他設備への水平展開
 - 警報処置手順書の内容の充実

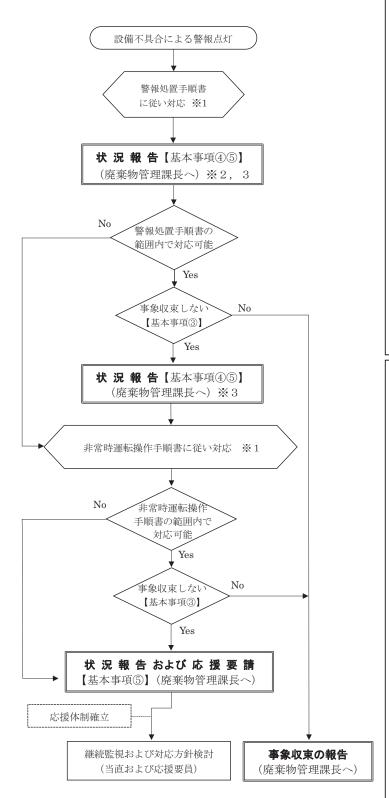
その他の警報についても、「乾燥機・B圧力高」と同様に警報処置手順書の内容の充実を順次実施する。

設備非常停止運転操作手順書の新規制定

NRW の主要設備である可燃性雑固体廃棄物焼却炉,可燃性固体廃棄物焼却炉(第2焼却炉),雑固体廃棄物溶融炉,固化装置(セメント固化式)について制定し,主要設備以外の設備については必要に応じて追加する。

異常時の対応ガイド

《廃棄物管理課副長(当直)の行動フロー》



- ※1 応援要員が必要な場合は、対応と並行して応援を要請する。
- ※2 第一報通報連絡に係る事象の場合は、通報連絡に係る社内規定に従う。
- ※3 廃棄物管理課長は、応援体制の必要性を判断する。

<基本事項>

設備保護よりも安全を優先して, 設備・機器を停止する。

①当直(廃棄物管理課副長(当直)・協力会社社員)

手順書※4の範囲内で運転操作を行う。

※4 警報処置手順書,非常時運転操作手順書としてあらかじめ定められた手順 書。

② 事務所(廃棄物管理課員)

廃棄物管理課長の指示に従い当直をサポートする。

③ 判断者

手順書の範囲内:廃棄物管理課副長(当直)

手順書の範囲外:廃棄物管理課長

ただし、廃棄物管理課副長(当直)が判断に迷う場合は、廃棄物 管理課長へ報告して、指示を仰ぐ。

④ 応援体制確立の条件

- (1) 廃棄物管理課副長(当直)から応援要請があった場合
- (2) 廃棄物管理課長が必要と判断した場合

⑤ 状況報告時の項目

- (1) 事象状況
- (5) 継続運転の可否
- (2) 関連パラメータ
- (6) 手順書の範囲内か否か
- (3) 応援要請の有無(4) 原因調査状況
- (7) 放射性物質漏えいの可能性(8) 使用する全ての手順書名

<役割> ◎は権限

廃棄物管理課長

- ◎手順書の範囲外の対応時は、事象収束のための対応方針を決定 し、指揮者として判断・指揮を行う。
- ・判断に迷う場合は、安全を確保の上、一旦立ち止まり、設備の 状態監視を継続し、対応を検討する。
- ・手順書に従い対応するよう廃棄物管理課副長(当直)へ指示する。

廃棄物管理課副長(当直)

- ◎事象発生から手順書の範囲内の対応時は、事象収束のため、指揮者として判断・指揮を行う。
- ・適宜、状況を廃棄物管理課長へ報告する。
- ・協力会社社員からの報告,関連資料(配管計装線図,制御装置 展開説明図等)により原因究明に努め,手順書により事象の収 束に注力する。
- ・手順書で事象が収束しない場合は、廃棄物管理課長へその旨報 告する。
- ◎協力会社社員に対し、NRWの保安を確保した上で、1、2号機中央制御室において対面で報告させることができる。

協力会社社員

- ・廃棄物管理課副長(当直)と連絡を密にし、実施する運転操作 およびその運転操作を実施した結果を廃棄物管理課副長(当直) へ報告する。
- ・適宜, 状況を廃棄物管理課副長(当直) に報告する。

応援要

- ・ 当直の補助 (情報収集・連絡等) を行う。
- ・事象収束のための対応方針の検討を行う。

<u>応援体制</u>

①廃棄物管理課長

(代行者:総括・運転G副長,設備管理G副長,運用G副長) ②応援要員:2名以上

異常時の対応訓練

1 目的

本事象の再発防止対策として実施する異常時の対応ガイドに従って対応できることを確認するため、あらかじめ作成したシナリオ(NRWの単一故障による警報点灯)に対して、警報処置手順書等を使用した初動対応とその後の対応方針の決定、及び廃棄物管理課長への報告までの対応を確認・評価する訓練を継続的に実施する。

2 内容

(1)対象者 廃棄物管理課副長(当直)

(2) 実施頻度

1回/半期(平成30年4月から開始) ※実施頻度は評価結果により適宜見直しを行う。

(3)評価者 原子力研修センター当社社員

(4)評価項目

- ①基本動作 ②情報収集 ③協力会社社員への依頼
- ④安全確保の意識 ⑤態度 ⑥単一故障対応の総合力

運転操作手順書の使用方法に関する社内規定の変更及び教育の実施

1 目的

社内規定における運転手順書の使用方法についての記載が不明確であった ため、社内規定の記載内容を変更する。さらに、協力会社社員に対して、委託 仕様書で要求している当社の社内規定に関する教育のなかに手順書の使用方 法に関する教育を新たに追加し、継続的に実施する。

2 内容

(1) 社内規定の変更

NRW の運転管理に係る社内規定に記載されている「手順書どおりの操作」について詳細な説明を追加し、運転操作手順書の一部流用は「手順書どおりの操作」に該当しないことを明確にする。

(2)教育の実施

- ①対象者 協力会社社員
- ②実施頻度
 - 1回/年度
 - ※平成30年1月に対象者全員の初回の教育を実施済み
- (3)講師

当社の教育を受講し、廃棄物管理課長が講師として認めた協力会社管理職

4)教育内容

運転操作手順書の使用方法を含む運転操作に関する事項

水平展開対象の操作・機器の抽出結果及び対策

1 水平展開対象の抽出

本事象の水平展開として、建屋内排水系配管内への樹脂等の堆積を防止するため、図1の水平展開対象操作・機器の抽出フローに従い、運転操作及び保守点検(保守点検時のアイソレによる水抜き、機器の点検に伴う排水)において、樹脂等を含んだ廃液を建屋内排水系へ排水する可能性のある操作及び機器の抽出を行った。

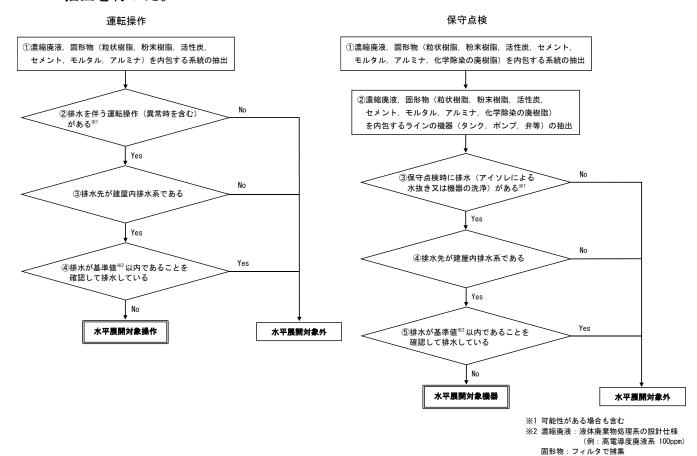


図1 水平展開対象操作・機器の抽出フロー

2 水平展開対象の抽出結果

運転操作において水平展開対象として抽出した操作を添付1に、保守点検において水平展開対象として抽出した機器を表1に示す。なお、保守点検において抽出した機器のうち、同じ系統内に多数の機器がある場合は、系統名のみの記載とした。

号機	系統・機器名 [※]
1 号機	CD, FPC, RW
2 号機	CD, FPC, RW
3 号機	CUW, FPC, CD, LCW, HCW, SS, CONW, SAM, 超音波洗浄機
4 号機	CUW, FPC, CD, LCW, HCW, SS, CONW, SAM, 超音波洗浄機
5 号機	CUW, FPC, CD, LCW, HCW, SS, CONW, SAM,
NRW	乾燥機・除染シンク、除染シンク

表 1 保守点検における水平展開対象機器

※ CD:復水脱塩装置、FPC:燃料プール冷却浄化系、RW:液体廃棄物処理系及び固体廃棄物処理系、 CUW:原子炉冷却材浄化系、LCW:低電導度廃液系、HCW:高電導度廃液系、SS:使用済樹脂系、

CONW: 濃縮廃液系, SAM: 試料採取系

3 水平展開対象操作・機器に対する対策

水平展開対象として抽出した操作・機器に対して、以下のとおり対策を実施する。

3. 1 運転操作

(1) 自動操作による排水

本事象と同様に自動操作により、管理されていない状態(廃液の濃度の確認ができていない状態)で建屋内排水系に排水される操作については、インターロックの改造又は運転操作の削除等を実施することにより、自動操作による排水を防止する。ただし、液体廃棄物処理系への排水基準値以内であることを確認できる場合には、十分に希釈したうえで排水する。

(2) 手動操作による排水

濃縮廃液の場合は、サンプルの採取、測定を実施し、液体廃棄物処理系への排水基準値以内であることを確認したうえで排水する(必要に応じて希釈する)。また、固形物(粒状樹脂、粉末樹脂及び活性炭)を含む廃液の場合は、排水枡にフィルタを取り付けることにより、固形物を回収したうえで排水する。

3. 2 保守点検

「(2) 手動操作による排水」と同様の対策を実施する。さらに、対策の内容を社内規定に反映する。

4 添付

1 運転操作における水平展開対象操作

 発止背直設備手順書 	:雷标题 作手順	内包拠	水牯岑右無	8	塩作の猪類	书 世
	連縮廃液貯蔵タンクA(B,C)サンブル採取操作	濃縮廃液	# #F	排水种	手動操作	长贵状。张幽
濃縮廃液貯蔵系	議縮廃液貯蔵タンク A (B. C) ―NRW・議縮廃液貯蔵タンク A (B. C) ―NRW・議縮廃液貯蔵タング送り出し後の洗浄操作(自動)	濃縮廃液	仲	排水枡	自動操作	长典狀
I	廃液濃縮器 缶水サンブリング操作	濃縮装置缶底液	柜	排水枡	手動操作	以
2 号撤 廢中推置診備手順業						
対象系統	運転操作手順	内包物	水抜き有無	移送又は排出先	操作の種類	華
化学療液系	廃液濃縮器A(B) 缶水サンプリング操作	濃縮装置缶底液	仲	排水枡	手動操作	张泰米·张颐
次件 val.v. 和必 關	濃廉貯蔵タンクA(B,C)サンプル採取操作	濃縮廃液	柜	排水枡	手動操作	长典状 烧圈
源 朝 路 () 校 打	2号機CMT A (B, C) — NRM・CMT送り出し後の洗浄操作 (自動)	濃縮廃液	柜	排水枡	自動操作	长贵坭
NRW 演奏奏作手順畫						
対象系統	運転操作手順	内包物	水抜き有無	移送又は排出先	操作の種類	理 丱
作火系粉 末樹脂 貯 離勢 儘	後米 ダ アーブハーブ いまかい 単手 変形 サイド ブーンガーア いまず	粉末樹脂	恒	共	白雪墙布	长娘枝
		粒状樹脂	E		i de la companya de l	***************************************
2、単語書	濃縮廃液サンプリング操作(自動洗浄)	濃縮廃液	单	排水枡	自動操作	頭液
אנג און 195,00, אדנ	濃縮廃液サンプリングライン洗浄操作	濃縮廃液	柜	排水枡	自動操作	光學崇
		粉末樹脂				
給液乾燥系	洗浄ドレン受タンク洗浄操作	粒状樹脂	棰	キンプタンク	自動操作	长崇崇
		濃縮廃液				

運転操作における水平展開対象操作

運転操作手順書	光本二語 化工 川路		4	******	招 外 () 新新	持进
凶家米杭	建氧操作手順	內分類	水扱き有業	移达入は排出先	操作の種類	
高電導度廃液系	ブローモード	缶底液	中	サンプタンク	自動操作	洗净决
濃縮廃液系	移送及び洗浄モード(通常ライン)	濃縮廃液洗浄水	卓	排水拼	自動操作	洗净水
復水脱塩装置	樹脂ストレーナの逆洗	粒状樹脂	有	排水枡	手動操作	樹脂リークの場合、粒状樹脂の可能性有
	高電導度廃液系濃縮装置缶底のサンプル採取	濃縮装置缶底液	有	排水枡	自動操作	原液・洗浴水
試料採取系	濃縮廃液サンプル採取(自動採取)	濃縮廃液	有	排水枡	自動操作	洗净水
	濃縮廃液サンプル採取(手動採取)	濃縮廃液	柜	排水枡	手動操作	洗净水
警報処置手順書						
警報名称	対応操作内容	有・無	移行先手順種 別	害 手順	内包物	職者
脱塩塔(A)入口流量低	ストレーナ洗浄	#	タードン	樹脂ストレーナの逆洗	粒状樹脂	B~J塔も同様 樹脂ストレーナが詰まっている場合、洗浄する処置となっている。運転操作手順書を使用すると逆洗前にサンブル採取 があり、樹脂漏えいによる詰まりの場合、排水枡へ流入する可能性がある。
樹脂ストレーナ(A)差圧高	ストレーナ洗浄	#	タードン	樹脂ストレーナの逆洗	粒状樹脂	8~5塔も同様 機能ストレーナが詰まっている場合、洗浄する処置となっている。運転操作手順書を使用すると逆洗前にサンブル採取 があり、機能漏えいによる詰まりの場合、排水桁へ流入する可能性がある。
復水脱塩装置母管差圧高	光 翔	#	タードン	樹脂ストレーナの逆洗	粒状樹脂	樹脂ストレーナが詰まっている場合、洗浄する処置となっている。運転操作手順書を使用すると逆洗前にサンブル採取があり、樹脂漏えいによる詰まりの場合、排水枡へ流入する可能性がある。
樹脂移送不良	詰まり除去	#	ı	I	粒状樹脂	樹脂ストレーナが詰まっている場合、洗浄する処置となっている。運転操作手順書を使用すると逆洗前にサンブル採取 があり、樹脂漏えいによる詰まりの場合、排水枡へ流入する可能性がある。
ウエイトストレーナ差圧高	サンプリング	#	I	I	粒状樹脂	目話まりを起こしたウエイトストレーナのドレン弁(3N34-F454A、B)にてセングリングし、機器の有無を確認する処置となっている。サンブリングラインの先はHCMの排水枡であり、機器が排水枡へ流入する可能性がある。
LCMろ過装置(A)再生不可	木処理	#	廃棄物	移送及び洗浄モード (通常ライン)	濃縮廃液	B系も同様 大力の濃縮廃液貯蔵タンクの水位を確認し、濃縮廃液の移送を行うか、受入タンクを切り替える処置となっている。 運転操作丰順書にてNRVの濃縮廃液を移送すると、移送後の洗浄工程にて、NRM側の排水枡へ濃縮廃液を含んだ洗浄水が 排出される。
LCMろ過装置(A)連続逆洗不可	水処理	#	廃棄物	移送及び洗浄モード (通常ライン)	濃縮廃液	B系も同様 大力の連絡療液貯蔵タンクの水位を確認し、遺縮療液の移送を行うか、受入タンクを切り替える処置となっている。 運転機件年順書にNRMへ濃縮廃液を移送すると、移送後の洗浄工程にて、NRM側の排水枡へ濃縮廃液を含んだ洗浄水が 排出される。
HCM濃縮装置(A)濃縮液比重高	かくいてくも	#	共通補機	HOM震縮装置缶底の サンプル採取	濃縮装置缶底液	B系も同様 濃糖処理完了後、缶水サンブリングを実施し、排出基準に達していわば、部分排出を行う処置となっている。運転操作 手偏着を使用し缶水サンブリングを実施すると、サンブル採取時に濃縮装置缶底液が1000排状併へ減入する。
CUM系使用済樹脂貯蔵槽デカント水濁度高	エアー抜き	#	I	I	粉末樹脂	濁度計内に気泡が混入されている場合は,可能であればエアー抜きを実施する処置となっている。エアー抜きをする場合, サンブリング配管内に含まれる粉末樹脂がHOMの排水枡へ排出される。
CF系使用済樹脂貯蔵槽デカント水園度高	その他	#	ı	I	粉末樹脂	濁度計内に気泡が混入されている場合は,可能であればエアー抜きを実施する処置となっている。エアー抜きをする場合, サンブリング配管内に含まれる粉末樹脂がfl/0/fl/0.排水枡へ排出される。
CUM系使用済樹脂貯蔵槽(A)漏えい	サンプリング	#	ı	I	粉末樹脂	B系も同様 漏えい検出器よりサンブル採取しブラント管理課に測定依頼する処置となっている。サンブル採取時に, HCMの排水枡 へ流入する可能性がある。
GF系使用済樹脂貯蔵槽(A)漏えい	サンプリング	#	I	1	粉末樹脂	B~D系も同様 漏えい検出器よりサンブル採取しブラント管理課に測定依頼する処置となっている。サンブル採取時に,HOMの排水枡 へ流入する可能性がある。
濃縮廃液ポンプシール水圧力低	大林寺	#	1	1	濃縮廃液	濃度ポンプシールボレインから、鎌箔磨液が流入し、シールボタンクの導電車が上昇してしまった場合は、必要に応じてツールボタンク米の全ブロー米張りを行う処置となっている。鎌箔磨液が流入したシールボタンクをHONの排水掛くブローする。

運転操作における水平展開対象操作

速転操作手順書 対象系統	記事が留かまま	日	水井水和伸	2000年	温作の錯若	推 搬
/ <u>3/ 7/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/</u>	在100年17年18日 脱塩塔樹脂交換操作		小阪とお無	からないが出た。	自動操作	ゴンカ 四個ドレン(ストレーナ無)
坛亀等夏孫汝糸	樹脂交換工程手動停止操作	粒状樹脂	柜	サンプ	自動操作	残留新樹脂が流出する可能性
濃縮廃液系	移送及び洗浄モード (NRM)	濃縮廃液洗浄水	柜	排水枡	自動操作	长贵岩
復水脱塩装置	樹脂ストレーナの逆洗	粒状樹脂	柜	排水枡	手動操作	樹脂リークの場合、粒状樹脂の可能性あり
	濃縮装置蒸発缶底液サンプル採取(自動採取)	濃縮層装置缶底液	柜	排水枡	自動操作	长贵岽,揆 匾
試料採取系	濃縮廃液移送ポンプ出ロサンプル採取(自動採取)	濃縮廃液	柜	排水枡	自動操作	长贵岩
	高電導度廃液脱塩塔出ロサンプル採取	粒状樹脂	卓	排水枡	手動操作	樹脂リークの場合、粒状樹脂の可能性あり
警報処置手順書						
警報名称	対応操作内容	有・無	移行先手種 別	頃書 手順	内包物	爾考
脱塩塔(A)入口流量低	メトレーナ光楽	賺	ターボン	樹脂ストレーナの逆洗	粒状樹脂 クラッド	B-H塔も同様 樹脂ストレーナが詰まっている場合、洗浄する処置となっている。運転操作手順書を使用すると逆洗前にサンブル採取 があり、梅脂漏えいによる詰まりの場合、排水枡へ流入する可能性がある。
樹脂ストレーナ(A)差圧高	ストレーナ洗浄	胀	タービン	樹脂ストレーナの逆洗	粒状樹脂 クラッド	B~H烙も同様 機能ストレーナが詰まっている場合、洗浄する処置となっている。運転操作手順書を使用すると逆洗前にサンブル採取 があり、機能漏えいによる詰まりの場合、排水桁へ流入する可能性がある。
復水脱塩装置 母管差圧高	メトレーナ洗浴	#	ターピン	樹脂ストレーナの逆洗	粒状樹脂 クラッド	B-H塔も同様 樹脂ストレーナが詰まっている場合、洗浄する処置となっている。運転操作手順書を使用すると逆洗前にサンブル採取 があり、樹脂漏えいによる詰まりの場合、排水枡へ流入する可能性がある。
HCM濃縮装置(A)蒸発缶レベル異常高	がくいてくも		共通補機	濃縮装置蒸発缶底液 サンプル採取	濃縮装置 缶底液	8系も同様 濃縮処理完了後、缶水サンブリングを実施し、排出基準に達していれば、部分排出を行う処置となっている。運転操作 手順書を使用し缶水サンブリングを実施すると、サンブル採取時に濾縮装置缶原液が1431の排水併へ流入する。
HCM濃縮装置(A)濃縮液密度高	がくいてくも	胀	共通補機	濃縮装置蒸発缶底液 サンプル採取	濃縮装置 缶底液	B系も同様 濃脂処理完了後、缶水サンブリングを実施し、排出基準に達していれば、部分排出を行う処置となっている。運転操作 手順書を使用し缶水サンブリングを実施すると、サンブル採取時に濃縮装置缶底液が1431の排水併へ流入する。
HCVN脱塩塔出口ストレーナ(A)差圧高	サンプリング		共通補機	高電導度廃液脱塩塔出口 サンプル採取	粒状樹脂	B系も同様(LOJ系は処置にサンプリングの記載なし)
CUN系使用済樹脂貯蔵槽(A)漏えい	サンプリング	#	1	1	粉末樹脂	B系も同様 サンプリング時排水枡に満入(ライナードレン)
CD系使用済樹脂貯蔵槽(A)漏えい	サンブリング	#	ı	ı	粒状樹脂	B~6系も同様 サンブリング時排水枡に流入(ライナードレン)
CUII系逆洗受タンクレベル高高	水抜き	#	ı	ı	粉末樹脂	「受入可能レベルまでブローし」の記載あり。
SP250ブローエ程異常	その他	#	ı	1	濃縮廃液	
SP250採取工程異常	その他	半	-	1	濃縮廃液	
SP250洗浄工程(1)異常	その他	#	_	-	濃縮廃液	固着AO弁に対し「手動で開閉し,作動状態を確認する」際,濃縮廃液(原液又は洗浄水)が排水枡に流入する可能性あり。
SP250洗浄工程(2) 異常	その他	#	I	ı	濃縮廃液	
SP250洗浄工程(3) 異常	その他	#	I	ı	濃縮廃液	
SP211ブローエ程異常	その也	#	ı	I	濃縮装置 缶底液	
SP211採取工程異常	その也	#	ı	ı	濃縮装置 缶底液	
SP211洗浄工程(1) 異常	その他	無	ı	ı	濃縮装置 缶底液	固着AO弁に対し「手動で開閉し、作動状態を確認する」際、濃縮廃液(原液又は洗浄水)が排水枡に流入する可能性あり。
SP211洗浄工程(2) 異常	その他	#	_	_	濃縮装置 缶底液	
SP211洗浄工程 (3) 異常	その色	#	ı	I	濃縮装置 缶底液	

運転操作における水平展開対象操作

対象系統	運転操作手順	内包物	水抜き有無	移送又は排出先	操作の種類	羅靴
() () () () () () () () () ()	送り出し及び洗浄	濃縮廃液洗浄水	卓	排水种	自動操作	洗净决
/版 的B /96 /92 -315	崇栄	濃縮廃液洗浄水	卓	排水杵	自動操作	洗净决
復水脱塩装置	樹脂ストレーナの逆洗	粒状樹脂	有	排水枡	手動操作	樹脂リークの場合、粒状樹脂の可能性あり
2. ua. et 1975 4-8	濃縮装置蒸発缶底液のサンプル採取	濃縮装置缶底液	有	排水枡	手動操作	希釈水 濃縮装置缶底液をプロー中, 附塩水にて手動希釈。
Bu 447848X 385	濃縮廃液貯蔵タンクセンブル採取	濃縮廃液	卓	排水华	手動操作	希釈水 濃縮廃液をプロー中、砂塩水にて手動希駅。
警報処置手順書						
警報名称	対応操作内容	有・無	移行先手順書種 別	順書手手順	内包物	職者
LCM収集槽・CUM使用済樹脂貯蔵槽漏えい	サンプレング		ı	ı	粉末樹脂	8系及170系も同様 サンプリング時排水枡に流入する。
復水脱塩装置母管差圧高	ストレーナ洗浄	胀	タービン	樹脂ストレーナの逆洗	粒状樹脂	8-F塔も同様 クラッド等の異物による原因及び樹脂流出による原因なのかを判断するために実施するサンブリングにより、排水枡に 流入する。
復水脱塩塔(A)入口流量低	ストレーナ洗浄		タービン	樹脂ストレーナの逆洗	粒状樹脂	8~F塔も同様 クラッド等の異物による原因及び樹脂流出による原因なのかを判断するために実施するサンブリングにより,排水枡に 流入する。
樹脂ストレーナ(A)差圧高	ストレーナ洗浄	卓	タービン	樹脂ストレーナの逆洗	粒状樹脂	クラッド等の異物による原因及び樹脂流出による原因なのかを判断するために実施するサンブリングにより,排水枡に 流入する。
LCM収集槽・CUM使用済貯蔵槽 漏えい	かくいてくせ	#	ı	ı	粉末樹脂	サンプリング時排水和に消入する。

平成30年1月18日に発生した事象との関連性について

平成30年1月18日に発生した事象は、平成29年5月2日に発生した事象と 状況が類似しているため、関連性の有無について粒状樹脂の流入源の観点から 以下のとおり確認した。

平成30年1月18日に発生した事象では換気系主排気ユニット(A)内の排水枡まわりに粒状樹脂が堆積しており、当該排水枡は換気系主排気ユニットの躯体の中に設置されているため、粒状樹脂の流入源は、当該排水枡に繋がる建屋内排水系配管又は建屋内排水系配管以外に換気系主排気ユニットの躯体内に通じるものが考えられる。このうち、建屋内排水系配管については、平成29年5月2日に発生した事象の際の調査結果の他に、平成30年1月18日に発生した事象において堆積物を確認した排水枡と繋がる建屋内排水系配管に図面との相違を確認したため、図面にない新たな流入源となるような接続先がないかという観点で確認を行う。

1 建屋内排水系配管からの粒状樹脂の流入の有無の調査

1. 1 平成29年5月2日に発生した事象の際の粒状樹脂の流入源特定調査

平成29年5月2日に発生した事象の際に実施した粒状樹脂の流入源を特定するための調査において、本報告書に記載しているとおり、粒状樹脂の建屋内排水系への流入源は洗浄ドレン受タンクであり、平成29年4月6日の洗浄操作により洗浄ドレン受タンクから粒状樹脂を排水したと特定した。

加えて、平成30年1月18日に発生した事象において確認した排水枡まわりに堆積した粒状樹脂と、平成29年5月2日に発生した事象において確認した排水枡まわりに堆積した粒状樹脂の性状を確認した結果、いずれも洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系配管に排水した粒状樹脂と同一であることを確認した。

1. 2 図面にない新たな接続先による粒状樹脂の流入源特定調査

平成30年1月18日に発生した事象において粒状樹脂の堆積を確認した排水 枡と、平成29年5月2日に発生した事象において粒状樹脂の堆積を確認した排 水枡に繋がる建屋内排水系配管に、図面にない新たな接続先がある場合、その 接続先が粒状樹脂の流入源となる可能性がある。このため、平成30年1月18 日に発生した事象において粒状樹脂の堆積を確認した排水枡と繋がる建屋内排 水系配管内部をCCDカメラにより調査を行い、図面にない新たな接続先の有無 を確認した。

この結果,換気系主排気ユニット(A)室内の排水枡(NWF-424)及び換気系主排気ユニット(A)室近傍の排水枡(NWF-430)の2箇所の図面にない新たな接続先があることを確認した。

当該 2 箇所については、これまでの排水実績から粒状樹脂の流入の可能性がないことを確認した。

2 建屋内排水系配管以外からの粒状樹脂の流入の有無の調査

粒状樹脂の堆積を確認した換気系主排気ユニット(A)内の排水枡は、換気系 主排気ユニットの躯体の中に設置されているため、建屋内排水系配管以外から の流入源として考えられるものは、空調ダクト、貫通配管・貫通孔、扉がある。

空調ダクトからの流入については、プレフィルタの設計(メーカ試験の粒子径別捕集率:粒子径 10μ m, 99%)が粒状樹脂(直径約 0.5 mm)を通さないものであること、及び設計要求を満足するプレフィルタが健全な状態で取り付けられており劣化等がみられなかったことから、粒状樹脂の流入の可能性がないことを確認した。

換気系主排気ユニットの貫通配管・貫通孔からの流入については、当該ユニットへの貫通配管・貫通孔は計器の検出配管及び電線管のみであること、当該 貫通配管はシール処理されており、有意な腐食がなく、粒状樹脂の流入の可能 性がないことを確認した。

扉からの流入については、当該ユニットは施錠管理されており、鍵の貸し出し実績の調査結果から、平成28年12月13日の前回点検以降に扉を開放していないこと、及び扉近傍での粒状樹脂の取扱い作業がなく、粒状樹脂の流入の可能性がないことを確認した。

以上の調査結果から、粒状樹脂の建屋内排水系配管への流入源は、平成29年5月2日に発生した事象と同様に洗浄ドレン受タンクであり、平成30年1月18日に発生した事象において確認した排水枡まわりの粒状樹脂は、平成29年4月6日の洗浄操作により洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系配管に排水した粒状樹脂が何らかの原因により堆積したものであると推定した。

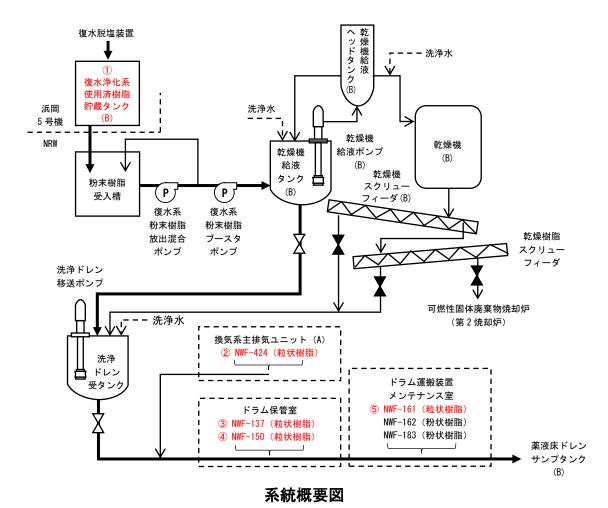
粒状樹脂の性状確認

1 目的

換気系主排気ユニット(A)内の排水枡(NWF-424)まわりの床面に確認した堆積物は、平成29年5月2日に発生した事象で確認した排水枡(NWF-161, NWF-150, NWF-137)まわりの堆積物と同様な粒状樹脂であることを確認している。また、洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系に、浜岡5号機の海水混入時に使用していた復水脱塩装置の粒状樹脂を排水した実績を踏まえ、これらの粒状樹脂が同一の樹脂であるか否かを確認する。

2 確認方法

洗浄ドレン受タンクに排水した粒状樹脂(復水浄化系使用済樹脂貯タンク(B)から採取),及び排水枡(NWF-424, NWF-137, NWF-150, NWF-161)まわりの床面に確認した堆積物(粒状樹脂)について、中性塩分解容量に対するR-Na⁺型イオン交換容量の割合を測定した。



3 確認結果

それぞれの粒状樹脂について、中性塩分解容量に対する R-Na⁺型イオン交換容量の割合を測定した結果、排水枡まわりの床面に確認した粒状樹脂は、いずれも浜岡 5 号機の海水混入時に使用していた復水脱塩装置の粒状樹脂と同等な R-Na⁺型イオン交換容量であり、浜岡 1~5 号機の海水混入を経験していない復水脱塩装置の粒状樹脂の R-Na⁺型イオン交換容量とは大きく異なることを確認した。

以上のことから、排水枡まわりの床面に確認した粒状樹脂は、いずれも平成 29 年 4 月 6 日の洗浄操作により、洗浄ドレン受タンクから建屋内排水系配管に排水した粒状樹脂と同一であると評価する。

粒状樹脂(R-Na[†]型イオン交換容量)の測定結果

粒状樹脂	iii	R-Na ⁺ 型イオン交換容量
① 復水浄化系使用済樹脂貯蔵	関タンク (B) ^{※1}	72.6 %
平成30年1月18日の事象	② 排水枡 (NWF-424)	73.8 %
平成29年5月2日の事象	③ 排水枡 (NWF-137)	75.3 %
	④ 排水枡 (NWF-150)	71.0 %
	⑤ 排水枡 (NWF-161)	76.5 %
浜岡 1~5 号機 復水脱塩装置	*2	0.011 % ~ 1.18 %

^{※1} 浜岡 5 号機 復水脱塩装置 (A) 塔の使用済樹脂 (海水混入あり)

^{※2} 復水器細管のピンホールによる軽微な海水混入を経験した樹脂を含む。

図面にない新たな接続先による粒状樹脂の流入源特定調査

1 調査目的

堆積物を確認した排水枡が図面と異なる建屋内排水系配管と接続されていることを踏まえ,図面上にない接続先の有無を建屋内排水系配管内部調査により確認する。図面上にない接続先を確認した場合は,粒状樹脂を含む廃液の排水実績の有無を調査する。また,配管内部調査に合わせ,堆積範囲についても調査する。

2 調査方法

(1) 建屋内排水系配管の内部調査

接続を確認する排水枡等から目印となるもの(以下,「ターゲット」という。)を挿入し、接続を確認するもう一方の排水枡等から CCD カメラを挿入してターゲットを確認することにより図面上にない接続先の有無を確認する。また、配管内部調査に合わせ、堆積範囲についても確認する。





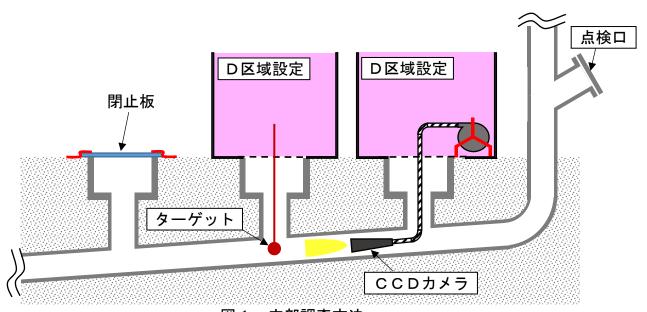


図 1 内部調査方法

(2) 排水実績調査

図面上にない接続先を確認した場合, 粒状樹脂を含む廃液の排水実績を廃棄物減容処理設備運転引継日誌, 点検作業実績及び不適合情報等から調査する。

3 調査結果

(1) 建屋内排水系配管の内部調査

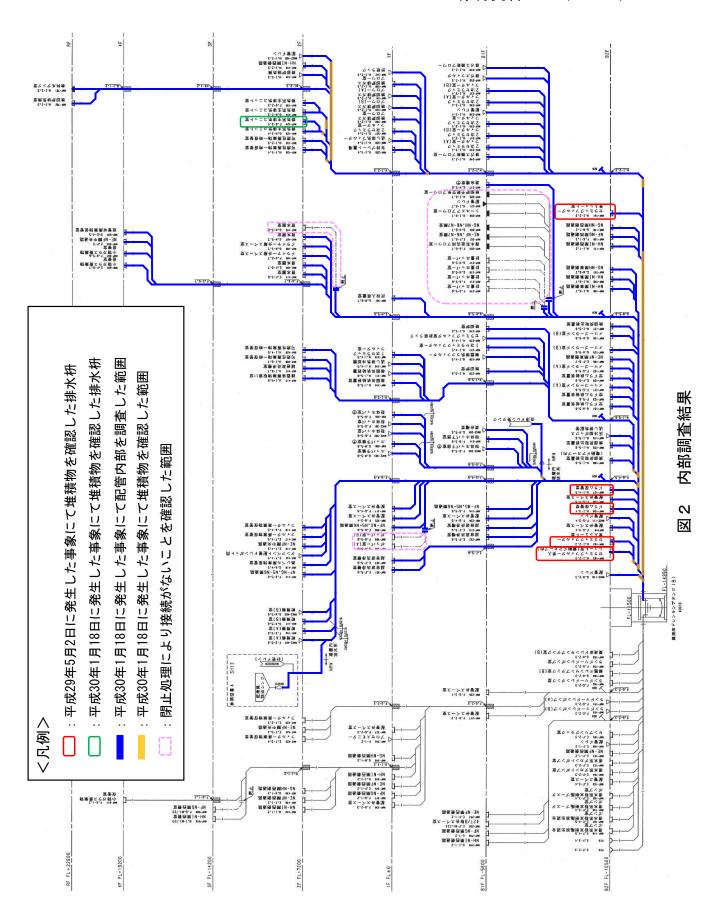
図面上にない接続先は、今回堆積物を確認した換気系主排気ユニット(A) 内の排水枡及びその近傍の排水枡の 2 箇所のみであることを確認した。また、建屋内排水系配管内部の粒状樹脂の堆積範囲を特定した。(図 2)

(2)排水実績調査

図面上にない接続先として確認した2箇所の排水枡について,廃棄物減容処理設備運転引継日誌,点検作業実績及び不適合情報を調査し,粒状樹脂を含む廃液の排水実績がないことを確認した。

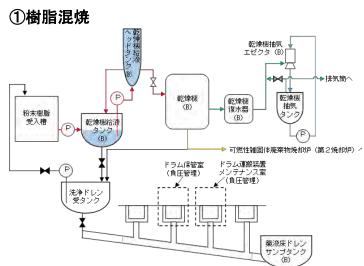
4 考察

上記のとおり、図面上にない接続先を2箇所確認したが、当該箇所からの排水実績はなく、建屋内排水系配管への粒状樹脂流入の要因とならないことを確認した。

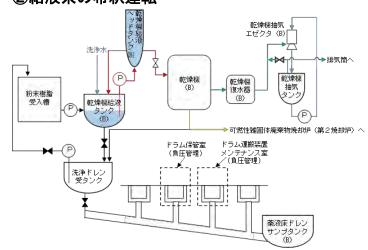


通常運転時と事象発生時の運転操作の比較

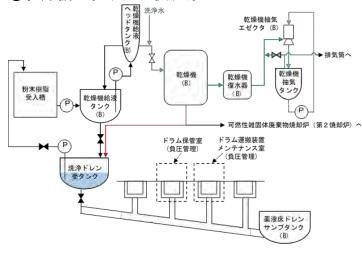
通常運転時



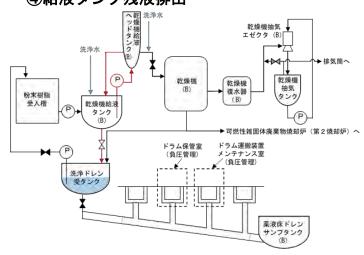
②給液系の希釈運転



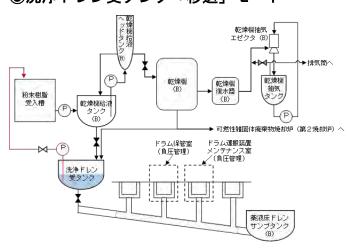
③乾燥機まわり処理後洗浄

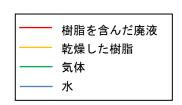


4 給液タンク残液排出



⑤洗浄ドレン受タンク「移送」モード

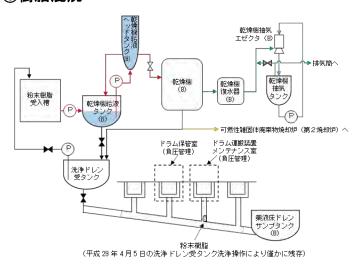




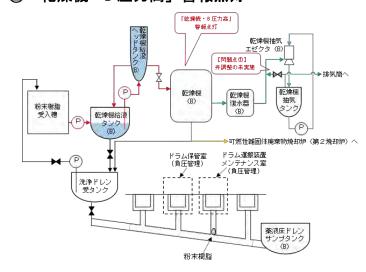
通常運転時と事象発生時の運転操作の比較

平成 29 年 4 月 6 日「乾燥機・B 圧力高」警報点灯時の操作

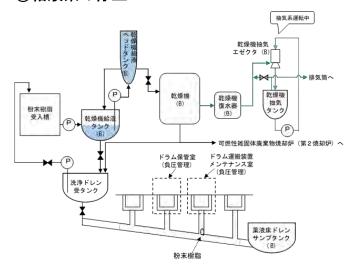
①樹脂混焼



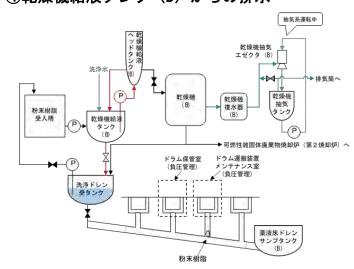
②「乾燥機·B圧力高」警報点灯

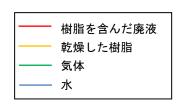


③給液系の停止



④乾燥機給液タンク(B)からの排水

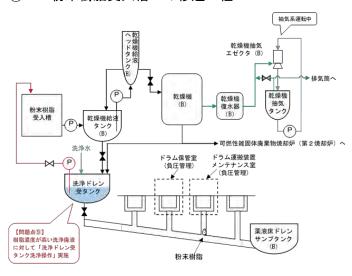




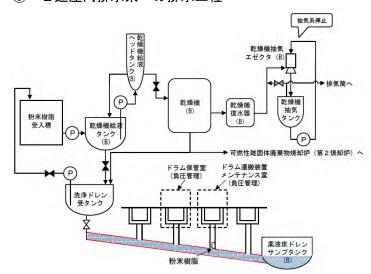
通常運転時と事象発生時の運転操作の比較

⑤洗浄ドレン受タンク洗浄操作

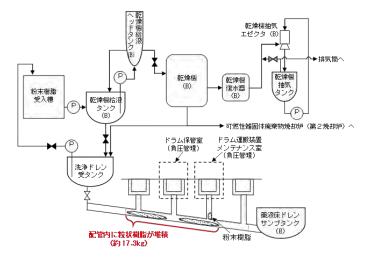
⑤-1粉末樹脂受入槽への移送工程



⑤-2建屋内排水系への排水工程



⑤-3 建屋内排水系配管内への粒状樹脂の堆積



⑥排水枡から床面への樹脂の堆積

